

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

ひきこもり支援にかかる
支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業
報告書

令和7（2025）年3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	事業要旨	1
第2章	事業概要	2
1	事業の背景と目的.....	2
2	事業の内容	2
第3章	既存データの整理.....	6
1	概要	6
(1)	目的	6
(2)	対象	6
(3)	方法	6
2	結果	6
(1)	「ひきこもり支援のポイント」に関するアイデアの整理結果.....	6
(2)	「事例でみる支援のポイントで取り上げる代表的事例」に関するアイ デアの整理結果.....	11
第4章	ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査.....	13
1	概要	13
(1)	目的	13
(2)	対象	13
(3)	調査項目	14
(4)	方法	15
(5)	期間	15
2	ひきこもり支援の方法に関するヒアリング結果.....	15
(1)	各章への主なコメント.....	15
第5章	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会.....	20
1	概要	20
(1)	目的	20
(2)	対象	20
(3)	意見照会項目.....	20
(4)	方法	22
(5)	期間	23
2	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会の結果.....	23
(1)	集計結果（回答者属性、意見の分類）	23
(2)	反映した意見として主なもの.....	28
(3)	十分に反映しきれなかったが今後さらなる検討をすべき事項として 承った意見として主なもの.....	29
第6章	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成.....	31
1	検討委員会における検討過程.....	31
(1)	目的	31
(2)	方法	31
(3)	検討過程	31
第7章	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修.....	33
1	概要	33
(1)	目的	33
(2)	対象	33
(3)	方法	33
(4)	期間	33

2	結果	33
(1)	プログラム	33
(2)	参加者属性	34
第8章	まとめ	35
1	当事業を通じて作成したハンドブックの内容について.....	35
(1)	ハンドブックの目次.....	35
(2)	ハンドブックの主なポイント.....	38
(3)	想定されるハンドブックの活用方法.....	39
(4)	活用にあたっての留意点.....	39
2	今後に向けてのアイデア.....	40
(1)	引き続き検討すべき事項.....	40
(2)	ハンドブックのさらなる向上について.....	40
3	検討委員会委員より～ひきこもり支援ハンドブック作成を通して～.....	41
第9章	資料編	49

第1章 事業要旨

本事業は、令和5年度にまとめた「ひきこもり支援にかかるハンドブック骨子」をふまえ、基礎自治体におけるひきこもり支援に関わる方々が活用可能な支援ハンドブックの策定に向けた検討をおこない、ひきこもりの方やそのご家族が抱える多様な課題に対し丁寧に寄り添った支援ができるよう、支援体制の充実を目指すものである。

その目的のもと、①検討委員会の設置・運営、②既存データの整理、③ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査、④ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた関係機関、団体、当事者及び家族等、自治体への意見照会、⑤ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの完成、⑥ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修、⑦報告書の作成といった7つの活動を行った。

「①検討委員会の設置・運営」では、調査研究の客観性を確保しつつ、支援の現場に資する成果物を作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、医師、実践者、当事者及び家族団体等からなる「検討委員会」を設置・運営した。

「②既存データの整理」では、令和5年度に社会福祉推進事業として当法人が実施した「ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業」において収集したデータを整理し、ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの素案作りにおいて活用した。

「③ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査」では、ひきこもり支援の方法や工夫を把握するために、各地でひきこもり支援を行うエキスパートに対して、ヒアリング調査（一部、書面による実施を含む）を行い、10所から協力を得た。

「④ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会」では、関係機関、団体、当事者及び家族等が、ハンドブック素案の内容を確認し、意見を回答できるようなウェブ上の回答ページを設け、意見を求めた。また、全国の自治体ひきこもり支援施策担当部門に協力を要請し、ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案の内容について意見を求めた。関係機関、団体、当事者及び家族等からは139件、自治体からは278件の意見を得た。

「⑤ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成」では、活動④のとりまとめ結果を踏まえてひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを完成させた。

そして、「⑥ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修」では、活動⑤により作成した支援ハンドブックを用いて、オンライン会議形式で試行的な研修を実施した。

本報告書では、これらの活動結果を示した上で、総合考察として、当事業を通じて作成したハンドブックの目次、主なポイント、活用方法、今後に向けてのアイデア等を整理し、まとめた。

第2章 事業概要

1 事業の背景と目的

ひきこもりが社会問題となっている中、厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援の充実のため、現在、基礎自治体（市区町村）によるひきこもり支援体制の構築を進めている。

一方、支援現場や関係者の指針とされているものとして、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業）」¹があるが、これは、思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究として策定され、主に精神保健・医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっている。

上記ガイドラインは策定後10年以上が経過する中、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化、NPO法人などの多様な支援主体の参画などによりひきこもり支援を取り巻く状況は大きく変化している。そこで、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や委託先の相談機関、居場所の職員が拠り所とすべき新たな指針が必要である。

本調査研究事業（以下、「本事業」という。）では、令和5年度にまとめた「ひきこもり支援にかかるハンドブック骨子」をふまえ、基礎自治体におけるひきこもり支援に関わる方々が活用可能な支援ハンドブックの策定に向けた検討をおこない、ひきこもり状態の方やそのご家族が抱える多様な課題に対して丁寧に寄り添った支援ができるよう、支援体制の充実を目指し、ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを作成した。

2 事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・運営、②既存データの整理、③ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査、④ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会、⑤ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成、⑥ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修、⑦報告書の作成といった7つの活動を行った。以降、各活動の概要を示す。

①検討委員会の設置・運営

調査研究の客観性を確保しつつ、支援の現場に資する成果物を作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、医師、専門家、実践者、当事者及び家族団体等からなる「検討委員会」を設置・運営した。

検討委員会の委員名簿と開催概要を以下に示す。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/12205000/001429801.pdf>（最終アクセス：2025年3月13日）

図表 1 検討委員会委員名簿（敬称略（委員は委員長を除き五十音順））

<委員長>			
長谷川 俊雄	白梅学園大学	名誉教授	
<委員>			
石川 良子	立教大学社会学部社会学科	教授	
宇佐美 政英	国立国際医療研究センター国府台病院	児童精神科診療科長	
斎藤 環	筑波大学医学医療系社会精神保健学	名誉教授	
林 恭子	一般社団法人ひきこもり UX 会議	代表理事	
板東 充彦	跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科	教授	
藤岡 清人	特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会	共同代表	
山崎 正雄	高知県立精神保健福祉センター (高知県ひきこもり地域支援センター)	所長	
<オブザーバー>			
厚生労働省	社会・援護局	地域福祉課地域福祉課長	金原 辰夫
		地域福祉課長補佐	吉川 貴士
		ひきこもり支援専門官	松浦 拓郎
		地域福祉係長	岩本 まどか
		主査	藪内 亮太
		係員	佐藤 夏海
	社会・援護局	地域福祉課地域共生社会推進室	
		支援推進官	犬丸 智則
	社会・援護局	地域福祉課生活困窮者自立支援室	
		就労支援専門官	鈴木 由美
	社会・援護局	総務課	社会福祉専門官 寺田 誠
	社会・援護局	障害保健福祉部障害福祉課地域生活・ 発達障害者支援室	
		発達障害対策専門官	西尾 大輔
	社会・援護局	障害保健福祉部精神・障害保健課 課長補佐	田中 増郎
文部科学省	初等中等教育局	児童生徒課生徒指導室	
		室長補佐	上久保 秀樹
<事務局>			
有限責任監査法人トーマツ			

※所属や肩書は令和 7 年 3 月時点のものである。

図表 2 検討委員会の開催概要

第1回検討委員会

○日程：2024年7月31日(水) 10:00～12:00（ハイブリッド会議形式）

○議題：

- ・ 開催挨拶
- ・ 委員紹介
- ・ 事業内容（目的、活動内容、スケジュール等）について
- ・ ハンドブック骨子と昨年度研究で収集した情報の整理について
- ・ ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査について
- ・ 次回検討委員会の日程・議事について

第2回検討委員会

○日程：2024年10月23日(水) 18:30～20:30（オンライン会議形式）

○議題：

- ・ ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査について
- ・ ハンドブック素案の内容について
- ・ 意見照会について（①関係機関、団体、当事者及び家族、②自治体）
- ・ 次回検討委員会の日程・議事について

第3回検討委員会

○日程：2024年12月10日(火) 18:30～20:30（オンライン会議形式）

○議題：

- ・ 意見照会の結果について
- ・ ひきこもり支援ハンドブック（案）の内容について
- ・ 試行研修の計画について
- ・ 次回検討委員会の日程・議事について

第4回検討委員会

○日程：2025年3月6日(木) 18:00～19:35（ハイブリッド会議形式）

○議題：

- ・ 「ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会」（試行研修）の結果について
- ・ 報告書の内容について
- ・ これまでのハンドブック作成にかかる活動について
- ・ 以降の進め方について

②既存データの整理

ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの素案作りにおいて活用することを目的に、令和5年度に社会福祉推進事業として当法人が実施した「ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業」において収集したデータを整理した。詳細は「第3章 既存データの整理」を参照されたい。

③ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査

ひきこもり支援の方法や工夫を把握するために、各地でひきこもり支援を行うエキスパートに対してヒアリング調査を実施した。詳細は「第4章 ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査」を参照されたい。

④ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会

関係機関、団体、当事者及び家族等が、ハンドブック素案の内容を確認し、意見を回答できるようなウェブ上の回答ページを設け、意見を求めた。また、全国の自治体ひきこもり支援施策担当部門に協力を要請し、ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案の内容について意見を求めた。詳細は「第5章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会」を参照されたい。

⑤ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成

活動④のとりまとめ結果を踏まえてひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを完成させた。詳細は「第6章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成」を参照されたい。

⑥ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修

活動⑤により完成した支援ハンドブックを用いて、試行的に研修（オンライン会議形式）を実施した。詳細は「第7章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの完成」を参照されたい。

⑦報告書の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて報告書を作成し、検討委員会での内容検討及び協議を経て最終調整を行い、公開した。

第3章 既存データの整理

1 概要

(1) 目的

令和5年度の社会福祉推進事業として当法人が実施した「ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業」で収集した情報について、ハンドブック素案作成の際により活用しやすい形にまとめた。

(2) 対象

対象を2つ設けた。つまり、令和5年度「ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業」において収集した情報のうち、①「ひきこもり支援のポイント」に関するアイデアとして収集した7類型、計104項目案と、②「事例でみる支援のポイントで取り上げる代表的事例」に関するアイデアとして収集した19のテーマ案である。

(3) 方法

上記の①について、以下の作業を行った：

- 【作業1】意味の似ている項目案同士を統合する作業（項目案のブラッシュアップ）
- 【作業2】作業1の結果として整理された項目案のうち、のちに行う「ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査」において、支援の現場から実際の支援方法を収集して具体的内容（ハンドブック素案の原稿）の作成に活用することが有意義であると考えられる項目案を選定する作業

上記の②について、以下の作業を行った：

- 【作業1】ハンドブックで取り上げるテーマ案を絞り込む作業
- 【作業2】作業1で絞り込んだテーマ案に対して、仮想事例（ハンドブック素案の原稿）を作成する作業

2 結果

(1) 「ひきこもり支援のポイント」に関するアイデアの整理結果

以下に「ひきこもり支援のポイント」に関するアイデアを整理した結果を示す。なお、原案から掲載場所を移動した場合はグレーでハイライトしている。また、当事業のヒアリング調査において具体的な工夫を聴取することを想定するものに下線を引いた。

図表3 「ひきこもり支援のポイント」に関するアイデアの整理結果

原案（R5事業の報告書から抜粋）		整理・統合した項目案	
ひきこもり支援の全体像		ひきこもり支援の全体像	
(1) ひきこもり支援の多様性（ひきこもり支援のフェーズ（段階）やレイヤー（階層））		(1) ひきこもり支援の多様性と、その中での重要事項 (内容イメージ) ▶支援内容の多様性（例えば、若年層／中年層／シニア層といった、対象の年代を分けた支援内容も説明）、支援者の多様性、支援のゴールの多様性 ▶機関間連携の重要性（ヒントとして、既存会議（重層的支援会議）の活用例）、家族支援（家族支援を契機とした支援開始の流れ、家族支援の重要性） ※支援のゴールは当事者が決めるという視点を含める	(1),(4),(5),(7),(9)
(2) ひきこもり状態からの変化のプロセス		(2) ひきこもり支援の流れ (内容イメージ) ▶支援対象者との出会いまでのこと（どのようにリーチするか）、相談の受理、状況・背景の把握（本人・家族の人生や、それまでの生き方を捉えることを含む）、アセスメント、支援の実施、モニタリング、フォローアップ ※それぞれに、例えば、若年層／中年層／シニア層といった年代を分けた支援内容を説明を含む	(1),(3),(9)
(3) 一般的なひきこもり支援の流れの説明（支援対象者との出会いまでのこと（どのようにリーチするか）、相談の受理、状況の把握、アセスメント、支援の実施、モニタリング、フォローアップ、相談(対応)と支援の違い 等）		(3) ひきこもり状態からの変化のプロセス (内容イメージ) ▶ひきこもりに至る背景、家族自身の変化、ひきこもり状態からの変化のプロセス ※支援のゴールは当事者が決めるという視点を含める	(2),(8)
(4) 支援者の多様性			
(5) 機関間連携			
(6) 当事者理解・当事者との接し方（受容的コミュニケーション） →統合案(1)の1)へ			
(7) 家族支援			
(8) 当事者の背景（ひきこもりに至る背景、ひきこもりの多様性）			
(9) 年代を分けた支援の流れの説明			
ひきこもり支援のポイント		ひきこもり支援のポイント	
(1)類型①「対象者とのコミュニケーション」にかかるポイント		(1)類型①「対象者とのコミュニケーション」にかかるポイント	
1) 「最初の入り口」としての保護者・家族相談		1)信頼関係をベースとして行われる家族・本人との（適切な）コミュニケーション (内容イメージ) ▶信頼関係構築のポイント（家族・本人を主体とすること、家族・本人を理解しようと努めること（ひきこもる背景、小さな変化をとらえる等））、受容的なコミュニケーション等） ▶コミュニケーションのポイント（支援者の役割分担）	2),(3),(11),(12),(13)
2) 対象者と信頼関係を築くには		2)場面別の適切なコミュニケーションを行うためのポイント ▶ <u>支援対象者のとらえ方（本人と家族、両方が対象となりえる）</u> ▶ <u>対象者に会えない</u> ▶ <u>対象者と連絡が取れない</u> ▶ <u>キャンセルが続く</u> ▶ <u>逸脱行動がある場合</u> ▶ <u>反応がない場合</u>	4),(5),(6)
3) 適切なコミュニケーションをとるための工夫		3)コミュニケーションの具体的手法、ツール (内容イメージ) ▶手法 ー「最初の入り口」として捉え、保護者・家族相談の概要説明 ー（本人や家族に会うことが難しい場合の対応策の例示）自宅訪問の際に本人宛のメモを置いてくる、家族に宛てたメモをそっとリビングに置いてくる、手紙を書く 等々 ーアウトリーチ（訪問支援、同行支援） ーデジタル支援（SNS相談、ICTの活用） ー支援ツール（アセスメントシート） ▶個人情報の取り扱いにおける留意点（基礎）	1),(7),(8),(9),(10)
4) 対象者に会うことが難しい場合や連絡が取れない場合、キャンセルが続く場合			
5) 逸脱行動がある場合			
6) 反応がない場合や拒否する場合			
7) アウトリーチ（訪問支援、同行支援）			
8) デジタル支援（SNS相談・メタバース相談、ICTの活用）			
9) 個人情報の取り扱い			
10) 支援ツール（アセスメントシートなど）			
11) 支援者の役割分担（本人担当と家族担当など）			
12) 当事者主体、当事者理解			
13) 当事者の背景（ひきこもりに至る背景）			
(2)類型②「対象者の意向の確認」にかかるポイント		(2)類型②「対象者の意向の確認」にかかるポイント	
1) 対象者の意向やニーズが分からない場合		1) 対象者の意向を確認する際のコミュニケーション (内容イメージ) ▶当事者理解、当事者との接し方のポイント（受容的なコミュニケーション、対象者のベースにあわせたかわり方） ▶家族を通して本人を知る、理解する、意向を確認する	1)
2) 対象者の変化するニーズ		2)場面別の対象者の意向の確認のポイント (内容イメージ) ▶ <u>対象者において明確なニーズが表出されない場合</u> ▶ <u>対象者においてニーズが変化した場合</u> ▶ <u>支援拒否／援助希求なしの場合</u> ▶ <u>家族を通して意向確認をする場合</u> ▶ <u>対象者の意向を優先することによりリスクがある場合（自殺企図など）</u>	2),(3),(4),(6),(7),(9)
3) 対象者において明確なニーズがない場合			
4) 対象者の意向を優先することによりリスクがある場合(自殺企図や希死念慮など、命に危険が及ぶ場合)			
5) 支援の目標設定（目標設定、共有） →統合案(3)の1)へ			
6) 支援拒否／援助希求なしの場合			
7) 当事者理解・当事者との接し方（受容的コミュニケーション）			
8) 支援のペース配分 →統合案(3)の2)へ			
9) 家族への意向確認			

原案（R5事業の報告書から抜粋）		整理・統合した項目案	
(3)類型③「対象者の意向を反映した支援の実行(計画含む)」にかかるポイント		(3)類型③「対象者の意向を反映した支援の実行(計画含む)」にかかるポイント	統合した原案の番号
1) 支援は長期、スモールステップ		1)一定期間の支援を行う際のゴール設定 (内容イメージ) ▶一定期間の支援を行う際のゴールや目標を設定する際の考え方 ※支援のゴールは当事者が決めるという視点を含める ※支援のゴールは自律であるという想定	2)
2) 支援のゴールについての考え方		2)支援の進め方 (内容イメージ) ▶支援は長期、スモールステップ ※ベース配分は対象者にあわせるという視点を含める ▶対象者の課題認識や自己理解を支援する ▶伴走型支援 ▶複合的な支援を行うことの意義 ▶支援のキーパーソンは誰なのか（キーパーソン不在の場合のポイントも含め） ▶対象者の疲弊、焦燥感、葛藤 ▶対象者の有する特性、疾患、障害への対応 ▶対象者がおかれている困難な状況への対応（DV、虐待、いじめ、経済的困窮等）	1),4),7),8),10),12),13),14),16),17)
3) 支援が中断する場合		3)支援体制の構築 (内容イメージ) ▶支援体制構築におけるポイント	15)
4) 複合的な支援の意義		3)場面別の支援のポイント (内容イメージ) ▶支援が中断する場合 ▶対象者が変化を望まない場合、消極的な場合 ▶対象者が支援を拒絶する場合 ▶親なき後の対応 ▶支援に対して家族以外からの介入がある場合	3),5),6),9),11)
5) 対象者が変化を望まない、消極的である場合			
6) 対象者が支援を拒絶する場合			
7) 対象者の課題認識や自己理解を支援する			
8) 対象者の疲弊、焦燥感、葛藤			
9) 親なき後の対応			
10) 支援のキーパーソン			
11) 支援に対して家族以外からの介入がある場合			
12) 対象者が困難な状況におかれている（おかれていた）場合(DV、虐待、いじめ、等)			
13) 対象者の有する特性、疾患、障害への対応			
14) キーパーソンの不在			
15) 支援体制の構築、機関間連携			
16) 伴走型支援			
17) 当事者の背景（当事者の経済的背景）			
(4)類型④「支援の入り口（支援の開始）から出口（自機関での支援の終わりや他機関への支援のつなぎ）まで」にかかるポイント		(4)類型④「支援の入り口（支援の開始）から出口（自機関での支援の終わりや他機関への支援のつなぎ）まで」にかかるポイント	統合した原案の番号
1) インテーク		1) インテーク (内容イメージ) ▶インテークの際のポイント	1)
2) アセスメント、リスク査定（緊急性判断）		2) アセスメント、リスク査定（緊急性判断） (内容イメージ) ▶アセスメントに関するポイント（家族の問題解決能力について確認することも含め）	2),14)
3) ケースのモニタリング（セルフモニタリング含む）		3) ケースのモニタリング（セルフモニタリング含む） ▶モニタリングやスーパービジョンのポイント	3),4)
4) スーパービジョン		4) 自機関における支援の終了 (内容イメージ) ▶自機関における支援の終了についての考え方、継続的支援という考え方 ▶自機関における支援を終える時の対応 ▶別の機関に支援をつなぐ場合の留意点	5),6),7),8)
5) 支援の終了についての考え方			
6) 支援を終える時の対応			
7) 別の機関に支援をつなぐ場合の留意点			
8) 継続的支援			
9) 伴走型支援 →統合案(3)の2)へ			
10) 個人情報の取り扱い →統合案(1)の3)へ			
11) 当事者や家族との信頼関係 →統合案(1)の1)へ			
12) 当事者主体 →統合案(2)の1)へ			
13) インフォーマルな社会資源の活用 →統合案(6)の2)			
14) 家族の問題解決能力			

原案（R5事業の報告書から抜粋）	整理・統合した項目案	
(5)類型⑤「家族間の力学」にかかるポイント	(5)類型⑤「家族間の力学」にかかるポイント	統合した原案の番号
1) 本人の意向と家族の意向が異なる場合	1)家族間の力学に目を向ける (内容イメージ) ▶家族間の力学を見るポイント（本人と家族の関係、本人と家族の意向が異なる、家族・親族間で意向が異なる、本人と家族のベースが異なる、親の入院等の家庭環境の変化がトリガーとなる可能性、家族自身又は全体が抱える課題がある等） ▶対応のポイント（キーパーソンを特定する、支援者の間で役割分担をする（本人担当、家族担当）） ▶家族支援と本人支援の違いと共通点	1),2),3),4),5),7),10),13),14)
2) 家族・親族間で意向が異なる場合	2)場面別の対応のポイント (内容イメージ) ▶本人の意向と家族の意向が異なる場合 ▶家族・親族間で意向が異なる場合 ▶本人と家族のベースが一致していない場合 ▶家族全体が抱える課題がある場合 ▶本人と家族が不和、関係が不安定である場合 ▶親の入院等、家庭環境の変化がある場合 ▶家族への攻撃的言動や、家庭内暴力がある場合	1),2),4),5),6),7),8),9),12)
3) 本人と家族との力関係（家族に従う／本人に従う）		
4) 本人と家族のベースにおける不一致		
5) 家庭全体が抱える課題がある場合		
6) 本人と家族が不和、関係が不安定である場合		
7) 親の入院等、家庭環境の変化がある場合		
8) 家族への攻撃的言動があったら		
9) 家庭内暴力への対応		
10) キーパーソンの特定		
11) 医学的視点 →統合案(6)の1)へ		
12) 支援拒否／援助希求なしの場合		
13) 支援者の役割分担（本人担当、家族担当）		
14) 家族支援と本人支援の違い		
(6)類型⑥「支援制度や支援体制」にかかるポイント	(6)類型⑥「支援制度や支援体制」にかかるポイント	統合した原案の番号
1) 他機関、他地域との連携が必要となる場合	1)ひきこもり支援と隣接する分野や法律、事業の整理 (内容イメージ) ▶ひきこもり支援と隣接する分野や関係する法律（生活困窮者自立支援法、こども若者支援法、重層的支援体制整備事業、地域包括ケアシステム等） ▶医療分野との連携 ▶（総合して）重層的な支援、世帯全体への支援、という考え方	3),5),9),20)
2) 社会資源となる関係機関	2)支援体制のポイント（連携編） (内容イメージ) ▶他機関、他地域との連携が必要となる場合や意義 ▶社会資源となる関係機関 ▶関係機関との連携におけるポイントや確認点（どの機関が支援の主担当となるのか、関係機関との情報共有のあり方や共通認識の持ち方、支援手法の違いを知る、異動・退職に際しての引継ぎ、支援者への支援（間接支援））	1),2),4),6),7),17)
3) 医療分野との連携	3)支援体制のポイント（相談支援以外の取組編） (内容イメージ) ▶支援人材の育成 ▶社会参加に係る協力先の開拓 ▶地域のかかわり ▶相談窓口の周知・広報 ▶ひきこもりに関する社会の認知や地域の理解の醸成（広報やキャンペーン・イベント等の方法） ▶居場所支援、居場所づくり ▶当事者会や家族会の運営 ▶ファイナンスプランニング	8),10),11),12),13),14),15),16),18)
4) どの機関がケースの責任を持つか		
5) ひきこもり支援と隣接する分野との調整		
6) 関係機関との会議（支援者会議）における情報共有のあり方、支援の方向性についての共通認識の持ち方		
7) 支援者や各支援機関での支援方法の違い		
8) 支援人材の育成等、支援が途切れない仕組みづくり		
9) 重層的な支援、世帯全体への支援という発想		
10) 社会参加（ボランティア、中間的就労、就労等）に係る協力先の開拓		
11) 地域のかかわり		
12) 相談窓口の周知・広報		
13) ひきこもりに関する社会の認知や地域の理解の醸成（広報やキャンペーン・イベント等の方法含む）		
14) 居場所支援、居場所づくり		
15) 当事者会や家族会の運営		
16) 支援者の異動・退職に際しての引継ぎ		
17) 支援者への支援（間接支援）		
18) ファイナンスプランニング		
19) 支援拒否／援助希求なしの場合 →統合案(5)の2)へ		
20) 法制度		

原案（R5事業の報告書から抜粋）		整理・統合した項目案	
(7)類型①「支援者のエンパワメント」に係るポイント		(7)類型②「支援者のエンパワメント」に係るポイント	
1) ていねいな支援ができないと感じたら		1) 支援者の抱える困難 (内容イメージ) ▶困難さの例示（ひきこもり支援の多様性から生じる支援の困難さ、ひきこもり期間の長期化による介入の難しさ、対象者からの過度な要求対象者との関係維持の難しさ、支援者自身が抱える疲弊、支援者の逡巡する気持ち、組織内のフォロー等）	2),3),4),5),7),10)
2) ひきこもり支援の多様性から生じる支援の困難さ		2)困難を軽くするための工夫～支援者自身の成長のために～ (内容イメージ) ▶ていねいな支援ができないと感じたら考えてみてほしいこと ▶支援者間の考え方の違いについての対応（課内・部内での考え方の違いを解消させる／上司の理解を得るためのポイント） ▶支援者のセルフチェック・セルフケアのポイント ▶スーパービジョンの活用や事例検討会の活用 ▶ひきこもり支援の成果をどうとらえるか ▶支援者同士のネットワーク、機関間連携	1),8),11),12),13),14),15),16),17)
3) ひきこもり期間の長期化による介入の難しさ			
4) 対象者からの過度な要求			
5) 対象者との関係維持の難しさ			
6) 対象者の気持ちを受け止めること	⇒統合案(2)の1)へ		
7) 支援者自身が抱える疲弊			
8) 支援者間の考え方の違い（課内・部内での考え方の違いを解消させる／上司の理解を得るためのポイント）			
9) 本人・家族双方に寄り添った支援の提供	⇒統合案(2)の1)へ		
10) 支援者の逡巡する気持ち（この支援でいいのかといった想い）			
11) 支援者のセルフチェック・セルフケア			
12) スーパービジョンの活用			
13) 事例検討会の活用			
14) ひきこもり支援の成果をどうとらえるか			
15) 支援者自身の成長のために			
16) 支援者同士のネットワーク			
17) 機関間連携			

(2) 「事例でみる支援のポイントで取り上げる代表的事例」に関する
アイデアの整理結果

次に「事例でみる支援のポイントで取り上げる代表的事例」に関するアイデアを整理した結果を示す。

図表 4 事例でみる支援のポイントで取り上げる代表的事例の整理結果

別添資料③昨年度研究で収集した情報の整理（事例でみる支援のポイント編）

原案（R5事業の報告書から抜粋）
1：ひきこもり状態が長期にわたる事例
2：本人もしくは家族が何等かの疾患を有する事例
3：8050事例
4：兄弟姉妹の相談からひきこもり状態の本人のことが発覚した事例
5：ひきこもり支援における相談が長期にわたる事例
6：本人もしくは家族が何等かの障害を有する事例
7：様々な関係機関によるチーム支援の事例
8：不登校の相談からひきこもり支援が行われた事例
9：自傷行為、自殺企図等、希死念慮がみられる事例
10：家族への暴力がみられる事例
11：相談の入り口がひきこもり支援の担当部署（機関）ではない部署（機関）であった（引き継がれた）事例
12：地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例
13：ひきこもり解消事例
14：支援拒否／援助希求なしの事例
15：支援中断事例
16：先遣的取り組み事例
17：一人暮らしの事例
18：家族等関係者のいない事例
19：高齢者（あるいは若年者）の事例

※支援の入り口、支援の出口、ケースを特徴づける要素に分けて原案を整理したもの

整理番号	支援の入口の特徴	原案番号	整理番号	支援の出口の特徴	原案番号	整理番号	ケースを特徴づける要素	原案番号
1	本人からの相談	—	A	中断	15	ア	若年	19
2	家族・きょうだいからの相談	4	B	他の支援機関へつなぐ	11	イ	中高年	19
3	他機関からの相談	11	C	本人の望むゴールに到達	13	ウ	本人や家族が有する疾患や障害	2,6
						エ	8050	3
						オ	ひきこもり状態が長期にわたる	1
						カ	相談期間が長期にわたる	5
						キ	チーム支援	7
						ク	不登校	8
						ケ	自傷行為、自殺企図、希死念慮	9
						コ	家族への暴力	10
						サ	地域を超えたやりとり	12
						シ	先進的な取組（メタバースの利用等）	16
						ス	独り暮らし	17
						セ	関係者なし	18

※整理した結果をふまえて作成した仮想事例案

該当する整理番号：3／ア／オ／カ／キ／ク／コ
仮想事例案1：家族から、不登校の相談をきっかけとしてひきこもり支援につながった事例。本人（Aさん、17歳、男性）は支援に対して拒否感があり、支援者はまだ対面できていない。家族からは、本人が家庭内で暴力をふるうという相談もあった。 ▶その後、ひきこもり支援を行うも中断 ▶その後、ひきこもり支援を行い、長期間支援しているが停滞している ▶その後、ひきこもり支援を行い、Aさんが希望するフリースクールに就学 ※上記について、それぞれの状況を支援者としてどのようにとらえるか、その見方を記載。また、本人や家族といった受け止め側の視点も示す。
該当する整理番号：3／イ／ウ／エ／カ／キ
仮想事例案2：他機関（地域包括支援センター）から、80代の母と暮らす中高年男性（Bさん、50代、男性）がひきこもり状態で、長く自宅で暮らしているらしいとの相談があり、ひきこもり支援につながった事例。高齢の母は持病を抱えながら自宅で暮らしている。同居する息子であるBさんをいつも気にかけている様子と、ケースワーカーから共有あり。 ▶その後、ひきこもり支援を行うも中断 ▶その後、ひきこもり支援を行い、長期間支援しているが状況に変化なく、遠方に住む親族（きょうだい）から支援に対して不満が出る ▶その後、ひきこもり支援を行い、Bさんは当事者会に参加しはじめた ※上記について、それぞれの状況を支援者としてどのようにとらえるか、その見方を記載。また、本人や家族といった受け止め側の視点も示す。
該当する整理番号：1／3／ウ／カ／キ／ケ／サ／
仮想事例案3：他機関（生活困窮者自立支援機関）から、ひきこもり状態である女性について相談したいと連絡があり、ひきこもり支援につながった事例。本人（Cさん、20代、女性）は実家を出て独り暮らしをしている。他県にある実家の両親とは長く連絡を取っていないとのことだった。本人は、メンタルに不調を抱えている様子。 ▶その後、ひきこもり支援を行うも中断 ▶その後、ひきこもり支援を行い、長期間支援が停滞している ▶その後、ひきこもり支援を行い、Cさんが以前から興味があったという職種の訓練を受けるように ※上記について、それぞれの状況を支援者としてどのようにとらえるか、その見方を記載。また、本人や家族といった受け止め側の視点も示す。
該当する整理番号：3／オ／カ／キ／ス／セ
仮想事例案4：近隣住民から相談があり、ひきこもり支援につながった事例。本人（Dさん、年齢不明、男性）の家族や親族の姿は見たことがないと近隣住民は言う。ひきこもり状態である期間は少なくとも20年は超えているのではないかとのこと。 ▶その後、面談拒否されたまま時が過ぎる ▶その後、ひきこもり支援を行い、長期間にわたる定期訪問により、Dさんとなつなったり離れたりしながら、支援を継続している ▶その後、ひきこもり支援を行い、Dさんは居場所に言い始めた ※上記について、それぞれの状況を支援者としてどのようにとらえるか、その見方を記載。また、本人や家族といった受け止め側の視点も示す。

第4章 ひきこもり支援の方法に関するヒアリング調査

1 概要

(1) 目的

ひきこもり支援の方法や工夫を把握するために、令和5年度「ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業」の作業部会に参画いただいた各地の支援のエキスパートに対してヒアリング調査を実施した。

(2) 対象

対象はひきこもり支援にかかる好取組を行う以下の自治体10所とした。なお、そのうち6所は書面による意見照会とした。

図表 5 ヒアリング対象（敬称略）

＜オンライン形式のヒアリングの対象＞		
香川県	元香川県ひきこもり地域支援センター 市町等支援員 香川県障害福祉課精神保健・人材育成グループ	宮武 将大 山下 真奈
世田谷区 （東京都）	メルクマールせたがや 副施設長 （世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」担当） ぷらっとホーム世田谷 主任 （世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」担当） 世田谷区保健福祉政策部 生活福祉課	足立 千啓 小幡 泰江
神戸市 （兵庫県）	神戸市福祉局 部長（ひきこもり支援担当）	松原 雅子
田辺市 （和歌山県）	認定 NPO 法人ハートツリー ひなたの森 施設長	南 芳樹
＜書面による意見照会の対象＞		
鳥取県	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課 課長補佐	森安 裕章
札幌市 （北海道）	北海道ひきこもり成年相談センター、札幌市ひきこもり地域支援センター 支援コーディネーター	樋口 正敏
洋野町 （岩手県）	洋野町役場福祉課 主任 特定非営利活動法人エンパワメント輝き 理事長	澤 由紀子 大光 テイ子
安中市 （群馬県）	安中市役所保健福祉部福祉課 主査 相談支援員	竹内 麻由子 三宅 陽子
茨木市 （大阪府）	茨木市子ども若者自立支援センター「くろす」 子ども若者支援部門長	竹中 辰也
筑後市 （福岡県）	筑後市社会福祉協議会 地域福祉活動担当	ト部 善行

※所属や肩書は令和7年3月時点のものである。

（3） 調査項目

オンライン形式のヒアリング調査は2回に分けて実施し、下記の質問を行った。

【1回目のヒアリング】

- I. 昨年度研究で収集した情報の整理結果について
 - ・ 追加・修正すべき点

- ・ 仮想事例案についてのご意見
 - ・ 場面ごとの対応について、これまでに実施した経験を踏まえてのアイデア
- Ⅱ. ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの使い方について
- ・ ハンドブックの活用方法（使いやすい媒体、留意点等ガイダンスとして必要な内容の確認）
 - ・ その他改善点の確認

【2回目のヒアリング】

- I. 昨年度研究で収集した情報の整理結果について
- ・ 1回目のヒアリング結果を受けて修正した項目について、追加・修正すべき点
 - ・ 場面ごとの対応について、これまでに実施した経験を踏まえてのアイデア

(4) 方法

ヒアリング調査はオンライン会議形式で実施した。所要時間は60分程度であった。なお、ヒアリングは一部、書面により実施した。対象者には、ハンドブック素案を送付し、メールへの返信の形で意見を求めた。

(5) 期間

オンライン形式のヒアリング調査は2024年8月上旬～下旬、2024年10月上旬～10月中旬の2度実施した。書面によるヒアリングは、2024年10月上旬に実施した。

2 ひきこもり支援の方法に関するヒアリング結果

ヒアリングで得た意見等について、主なものを以下にまとめる。

(1) 各章への主なコメント

【第1章】に記載した内容へのコメント

- ・ ((3) ひきこもり支援の目指す姿「ひきこもり状態にある本人やその家族が、自らその意思をもって、今の状況や今後の生き方を決めていくことが目標やゴールとなる。」の記述について) 基本的にはその通りだが、何十年にもわたる長期ひきこもりの場合などでは、自らの意思自体の発動ができなくなっている状況が多々ある。関連する、3.(1)④支援に対する考え方(支援観)のところで、「意思や意向の表出を促し…」の文面があるが、表出を待つだけではなく、生活の状態像や少し先の将来を見越した時に、確実に対象者が困るであろうポイントの見通しを持ち、対象者に受け入れられやすい具体的な支援の差し出し方を、支援者側が思い描けているかが問われていると感じる。

【第2章】及び【第3章】に記載した内容へのコメント

- ・ 本ハンドブックでは「自律」という言葉が多用されている。この言葉の定義につ

いて、「就労がゴールではない」といった記載があるので、わかると思うのだが、「自律」は自分で生活を立てていかなければいけないというようなプレッシャーのある言葉のようにも思うので気になったところである。

- ・（支援の留意点：「本人や家族に、右肩上がりの順調な歩みを押し付けることは支援の強要になってしまうこともあることを理解しておく必要があります」という部分について）これは非常に重要な点である。支援がうまくいっている時は、支援者のエゴを押し付けていないかの再確認が必要だと思っている。また、医療機関等、利用できる資源とのつながりを持つことは必要だが、私は支援者が1から10まで支援を行う必要はないと考えている。本人や家族のその時々課題や希望に対応できる機関は地域を見渡せば多くあるので、いわゆるスペシャリストではなく、地域の色々な支援機関をコーディネートする、全体を見るジェネラリストという感覚を意識してほしい。

【第4章】及び【第5章】に記載した内容へのコメント

（家庭訪問）

- ・ 訪問という選択肢が安易に導入されている印象を受けた。仮想事例で、訪問導入前の本人の状態像の丁寧な聞き取り、本人同意の確認、訪問の有効性の検討、訪問時の具体的なアプローチ案などが見えないのが、現場感覚からするととても心配になる。訪問設定を誤って支援者への拒否感を強めると、その後の関わりが困難になることを念頭に置きたい。
- ・ 立場によって家庭訪問の難易度が変わる。保健師は家庭訪問することが業務内容に入っているためすぐに訪問する。一方、ひきこもり支援担当者は、家庭訪問すべきかどうか訪問のリスクを考えるため作戦会議をするなど、訪問をためらうことがあると感じる。保健師の訪問によりこじれてしまった相談事例も多い。自分の立場としては、慎重に判断をし、必ず本人の了解を得てからいく。
- ・ どのタイミングで誰と会うのか、誰と訪問するのかに加えて、どこで会うのかも加えてほしい。自宅のほうが本人にとって負担が少ないのか、ほかの場所のほうがよいのか考えたうえでアウトリーチを実施する必要がある。
- ・ 声にならない当事者の声はやはりそこにあるとおもっているため、家族の意向に引っ張られたり振り回されたりしないよう、本人に無理して近づいていかないようにしている。本人の拒否がないことを確認して家庭訪問を実施しているようにしている。
- ・ いずれも「家庭訪問を行っているが会えていない」といった「家庭訪問ありき」の事例が多いように思う。相談機関に本人が出向くように親に伝えてもらう、どのような誘い方があるかといった事例もバリエーションとしてあった方がよいように思う。家庭訪問はあくまでも慎重に行っていく結果行う支援という事を念頭にあった方がよい。
- ・ アウトリーチについては、現状「訪問」がメインとなっていると思うが、それ以外の手法も各自治体、各支援機関で検討の余地があると考え。他のページにも他分野との連携の記載があるが、ひきこもりの家族からの別の分野での訴えをアンテナ高くキャッチすることが結果的にリーチに繋がることもあるので、この部分にも他分野との連携の記載があることが望ましいと考える。ある程度「ひきこもり」のことを学ぶと、次はアウトリーチの重要性などを訴えがちであるが、但し書きにあるとおり、無理強いするケースや、結果的に無理強

いしたことになるケースもあると思う。そのため、アウトリーチの危険性（リスク）については、もう少し掘り下げた記載が必要ではないか。

（支援の流れ）

- 特に支援の実施とモニタリングについて、これは繰り返し行う必要があることを強調したい。支援の実施は何が課題で、どのような支援が必要かという仮説を立てて検証するということになるが、あくまでも仮説であるので、仮説が現実の課題に合っているかを繰り返し検証していく作業が非常に重要である。
- やはり支援の現場では、一度相談して関係が切れてしまったので、もう相談に行きにくい、繋がれないという人が多い。何度でも同じ内容でも同じ支援であっても受け入れられるという姿勢を相談機関が持つことが非常に重要な姿勢だと考えている。
- （いわゆる終結について）たとえば自律について、一人暮らしをして働き始めるのがゴールかというところから色々ある場合が多く、なかなか終結が難しいことが多い。就職したからよいといったものではなく、個々人にとってゴールは違うと感じている。本人が「もう大丈夫」と言ったり、誰かとのつながりを保っていたりすること、誰かにつながる力ができたということ（SOSを出せること）が大事かなと思う。

（キーパーソン）

- 現状では「キーパーソンを見つけて、家族支援をする」というような感じだが、キーパーソンが疲れ果てて倒れてしまってもいけないし、経済的な利益に関係する人なのかどうかも見極めなければいけないケースもある。キーパーソンとして様々な所管から呼び出されて大変な場合もあるので、キーパーソンに安易に頼りすぎるのはいかがかという気はする。

（家庭内暴力）

- 家庭内暴力を止めるためには、第三者が介入するという構造を作ることが重要である。
- 警察に対応を求めることが必要な場合、脅しではなくきちんとした通告と通報をしてほしい。「こういうことをすると、介入する機関に連絡する」と通告し、その通告を実行に移してほしい。そうしないと本人にとっては脅しになってしまい、間接的に本人の暴力を肯定することになってしまう。家族と一緒に覚悟を決めるという相談の時間を持つことも重要である。保護者と話し合う際には、その時点で関係機関に入ってもらうこともポイントだと思う。
- 身体的に危害を加えられた時、加えられそうな時に、まずは身の安全を確保してから次の動きを考えるなど、物理的な距離を取ることが大前提。

（地域とのかかわり）

- ひきこもりという言葉やひきこもり支援という点にこだわる必要はない。本人が社会参加したいと思うポイントを最優先とすることが重要である。居場所だけがひきこもりの社会参加の例ではない。地域の青年団やサークル活動に参加した例もある。本人がチャレンジしてみたいという場所であれば、地域との関わりはどのような場所でもよいと思う。

- ・ 「『助けて』が言えた時が助かった時」と言われる人もいる。周りにヘルプが出せれば、何かしらのサポートは得られるもの。しかし、家族も本人も自身のひきこもりのことはなかなか打ち明けることが難しい社会かもしれない。その観点から考えると、関心が理解に、理解が支援になることがある。具体的な支援というよりも、地域住民がひきこもりに対するポジティブな意識を持つことが、本人や家族が楽になることにつながっていく。今のひきこもりは隠されがちであるが、30年後にオープンにしやすいようになるためには、地域への理解促進が大切。数値化しづらいものではあるが、地道に広報・啓発の取り組みを進めていくことはとても大切。

(本人と会えない場合)

- ・ 本人の今後や将来に対して家族が強い焦りを感じていることも多く、状態が悪い中家族が相談に来所すること多いため「どうしてこうなった——」といった風に原因探しが中心となることも多いのだが、現状を変化させていくための建設的な話し合いがなされるように「これから何を行うか？」を中心にコミュニケーションを行うことが大切になる。

(支援者の働きかけに対して特段よい反応がない場合)

- ・ 家族から本人の普段の様子を伺うことが出来る時は、たとえ家族にとって些細なエピソードでも共有してもらいながら、行動量の増減を測ったり、発言内容を記録したりしておくことで、本人における変化を違う視点から測ることが可能になる。

(本人のニーズや意向確認)

- ・ 家族相談から、本人から様々なパターンで本人と繋がると思う。本人の「相談したい」というモチベーションもさまざま。そうした中で、「親に言われたから」「何かしていないとダメだと思ったから」といったとりあえず繋がっているという事も多く、つまりは「どうにかしたいという思いがあってひとまず繋がっているんだ」という事を考えておくことが大切と思う。人と話す機会として「使ってもらう」といった、本人優位な事として関わる事が大切と思う。

(家族を通して本人の意向を確認する場合)

- ・ 家族から確認する意向が必ずしも100%あたっている訳ではないことに留意する。
- ・ 本人と家族の関係性をどう捉えていくかが重要。家族関係が悪い場合、良い場合で対応は異なるし、あるいは良い場合に見えても共依存のようになっている可能性もある。家族を通して本人や家庭内の様子を知ろうとすることが、家族を通した意向確認のポイント。

(社会参加に係る協力先の開拓)

- ・ 支援者自身の人脈がとても大切。業務上のそれにとどまらず、プライベートな関係も含め、連携できそうな人とつながっておくことが大切。加えて、「地域の人→ひきこもり本人」のような、一方通行の支援の関係性ではなく、WIN-WINの関係性を地域にどう作っていくのかという、まさに地域福祉推進の視点が必要。

(居場所支援、居場所づくり)

- 居場所と一言と言っても、その在り方は多様。何もやることが決まっていない場を求める人、何かやることがある方が過ごしやすい人、それらは人それぞれである。大切なのは、支援者主体の動きの中で既存の居場所にひきこもり者を当てはめる、ということをしてしないこと。主役は本人であり、本人が望む居場所の形を共に考えていく姿勢が大切となる。

(事例のパート全般について)

- ひきこもり担当の相談員が一人で抱えず、他機関との連携がとても大切であるので連携して支援をしていくことを強調してほしい。
- 豊富な事例数によってひきこもり支援の範疇の広さが明確になる一方、事例の一つ一つの特徴が分かりにくくなっているように感じる。「ひきこもり支援担当の関わり」の箇所について、もう少しケースが立体的になるような工夫が欲しい。

第5章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会

1 概要

(1) 目的

ハンドブック素案について、関係機関、団体、当事者及び家族等の意見を反映することで当事者にとってよりよい支援の実現に資する内容となること、また、ひきこもり支援を実施する自治体の意見を反映することで現場での実践にとってよりよい内容にすることを目的として実施した。

(2) 対象

対象は、「関係機関、団体、当事者及び家族等」と「自治体」の2つとした。詳細を以下に示す。

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会については、自治体に対して接点のある方に意見照会について案内することを求め、厚生労働省のホームページでも告知し、誰でも回答できるようにした。

自治体への意見照会については、以下を対象とした（悉皆）。

- ① 都道府県ひきこもり地域支援センター(47 都道府県下にあるサテライトや分室等含む)
- ② 政令指定都市ひきこもり地域支援センター(20 政令指定都市下にあるサテライトや分室等含む)
- ③ 市区町村のひきこもり地域支援センター・ステーション・サポート事業を実施している機関（委託含む）
- ④ 上記③除く市区町村のひきこもり支援を実施する部門・機関

(3) 意見照会項目

意見照会では、回答者の基本情報の他、全体構成、記載内容、仮想事例、ポイントを含めた事例の書き方について意見を求めた。意見照会の詳細な項目を以下に示す。

図表 6 関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会の項目

パート	質問番号 (形式)	質問内容
①回答者の基本情報	Q1 (MA)	あなたのお立場についてあてはまるものをすべて選択してください。 〈選択肢〉 ※複数回答可 ①ひきこもり当事者・経験者 ②ひきこもり当事者・経験者の家族・親族 ③当事者会・団体 ④家族会・団体 ⑤支援機関 ⑥その他 ⑦答えたくない
	Q2 (MA)	このハンドブック素案の意見照会をどのようにお知りになりましたか。 〈選択肢〉 ※複数回答可 ①厚生労働省ホームページを見て ②ひきこもり地域支援センター等からの案内を見て ③その他のひきこもり支援を行う組織・機関からの案内を見て ④自治体からの案内を見て ⑤当事者会・家族会等からの案内 ⑥SNS を見て ⑦その他
②全体構成	Q3 (FA)	章立てや項目立てについて意見をお聞かせください（ハンドブック素案に記載がないが知りたい項目、必要ないと感じる項目等）。
③記載内容	Q4 (FA)	記載内容について意見をお聞かせください（文言の意味が分かりづらい、誤りがある等）。
④仮想事例（概要）について	Q5 (FA)	仮想事例の内容や分量についてご意見をお聞かせください（仮に掲載される仮想事例の数を減らす場合に落としてもよい事例等）。
⑤事例の書き方	Q6 (FA)	ポイントを含めた仮想事例の書き方についてご意見をお聞かせください。（現在のように留意してほしいポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよい、ポイントに焦点をあてず広く事例の経過がわかる書き方がよい等。）

(形式の凡例) MA: 複数回答、FA: 自由回答

図表 7 自治体への意見照会の項目

パート	質問番号 (形式)	質問内容
①回答者の 基本情報	質問 1 (SA)	所在する自治体名
	質問 2 (FA)	所属機関名
	質問 3 (SA)	回答者の所属する機関 〈選択肢〉 ①都道府県もしくは政令指定都市のひきこもり地域支援センター ②上記以外のひきこもり地域支援センター ③その他のひきこもり支援を行う組織・機関
	質問 4 (MA)	回答者の所属する機関の種類 〈選択肢〉 ①自治体のひきこもり支援担当課 ②自治体のひきこもり支援担当課以外の課 ③生活困窮者自立支援機関 (受託団体含む) ④教育支援センター等 (受託団体含む) ⑤福祉事務所 ⑥保健所、保健センター ⑦精神保健福祉センター ⑧社会福祉協議会 ⑨NPO 法人、民間企業 ⑩その他
②全体構成	質問 5 (FA)	章立てや項目立てについて意見をお聞かせください (ハンドブック素案に記載がないが知りたい項目、必要ないと感じる項目等)。
③記載内容	質問 6 (FA)	記載内容について意見をお聞かせください (文言の意味が分かりづらい、誤りがある等)。
④仮想事例 (概要)について	質問 7 (FA)	仮想事例の内容や分量についてご意見をお聞かせください (仮に掲載される仮想事例の数を減らす場合に落としてもよい事例等)。
⑤事例の書き方	質問 8 (FA)	ポイントを含めた仮想事例の書き方についてご意見をお聞かせください。(現在のように留意してほしいポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよい、ポイントに焦点をあてず広く事例の経過がわかる書き方がよい等。)

(形式の凡例) SA:単数回答、MA:複数回答、FA:自由回答

(4) 方法

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会については、ハンドブック素案が閲覧できるアンケート回答ページを作成し、以下の方法で当該ページ URL を周知した。

- ① 回答ページ記載した案内状を作成し、自治体に対して送付。自治体から回答ページを案内いただいた。また、厚生労働省ホームページにおいても回答ページを案内いただいた。
- ② 意見の回収については、対象に対して回答ページに意見を入力することを依頼した。なお、専用メールアドレスを用意し、メールでの意見提出も可能とした。

自治体への意見照会については、Microsoft Forms を用いたインターネット回答ページを設置し、以下の方法で当該ページ URL を周知した。

- ① 厚生労働省から、対象に対して、「ハンドブック素案」と意見照会の依頼をメール等にて送付いただいた。

(5) 期間

調査期間は2024年10月31日（木）～2024年11月29日（金）である。ただし、締め切り後に回答があったものも集計に含めた。

2 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック素案を用いた意見照会の結果

(1) 集計結果（回答者属性、意見の分類）

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会には、139件の回答があった。回答者の立場としては「支援機関」が最も多く64.0%（89件）であった。また、意見照会について知った方法については「自治体からの案内を見て」が最も多く33.1%（46件）であった。

図表 8 回答者の立場 ※複数回答可

Q1 回答者の立場	N	%
1 ひきこもり当事者・経験者	15	10.8
2 ひきこもり当事者・経験者の家族・親族	15	10.8
3 当事者会・団体	13	9.4
4 家族会・団体	18	12.9
5 支援機関	89	64.0
6 その他	22	15.8
7 答えたくない	0	0.0

図表 9 ハンドブック素案の意見照会をどのように知ったか ※複数回答可

Q2 ハンドブック素案の意見照会をどのように知ったか	N	%
1 厚生労働省ホームページを見て	14	10.1
2 ひきこもり地域支援センター等からの案内を見て	13	9.4
3 その他のひきこもり支援を行う組織・機関からの案内を見て	31	22.3
4 自治体からの案内を見て	46	33.1
5 当事者会・家族会等からの案内	14	10.1
6 SNSを見て	3	2.2
7 その他	32	23.0

意見の分類は「章立てや項目立て」、「記載内容」、「仮想事例の内容や分量」、「仮想事例の書き方」の4つの質問ごとに整理した。

得られた意見を整理したところ、「章立てや項目立て」については、42.4%（59件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く69.5%（41件）であった。

図表 10 章立てや項目立てに関する意見

	Q3 章立てや項目立てについて意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	18	12.9
2	修正等にかかる意見	59	42.4
3	無回答	62	44.6
	合計	139	100.0

図表 11 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	41	69.5
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	4	6.8
3	分量を減らす、まとめる	6	10.2
4	別冊、分冊、概要版	1	1.7
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	6	10.2
6	窓口一覧の掲載	4	6.8
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	2	3.4
8	成果物の展開や活用	5	8.5
9	ひきこもり支援全般に係る意見	4	6.8

「記載内容」については、53.2%（74 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 71.6%（53 件）であった。

図表 12 記載内容に関する意見

	Q4 記載内容について意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	10	7.2
2	修正等にかかる意見	74	53.2
3	無回答	55	39.6
	合計	139	100.0

図表 13 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	53	71.6
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	17	23.0
3	分量を減らす、まとめる	9	12.2
4	別冊、分冊、概要版	1	1.4
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	7	9.5
6	窓口一覧の掲載	0	0.0
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	0	0.0
9	ひきこもり支援全般に係る意見	1	1.4

「仮想事例の内容や分量」については、36.0%（50 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 66.0%（33 件）であった。

図表 14 仮想事例の内容や分量に関する意見

	Q5 仮想事例の内容や分量についてご意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	28	20.1
2	修正等にかかる意見	50	36.0
3	無回答	61	43.9
	合計	139	100.0

図表 15 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	33	66.0
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	0	0.0
3	分量を減らす、まとめる	16	32.0
4	別冊、分冊、概要版	4	8.0
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	1	2.0
6	窓口一覧の掲載	0	0.0
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	1	2.0
9	ひきこもり支援全般に係る意見	0	0.0

「仮想事例の書き方」については、32.4%（45 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 84.4%（38 件）であった。

図表 16 仮想事例の書き方に関する意見

	Q6 仮想事例の書き方についてご意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	30	21.6
2	修正等にかかる意見	45	32.4
3	無回答	64	46.0
	合計	139	100.0

図表 17 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	38	84.4
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	0	0.0
3	分量を減らす、まとめる	1	2.2
4	別冊、分冊、概要版	0	0.0
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	4	8.9
6	窓口一覧の掲載	0	0.0
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	0	0.0
9	ひきこもり支援全般に係る意見	2	4.4

自治体への意見照会

自治体への意見照会には、278 件の回答があった。所属機関としては「その他のひきこもり支援を行う組織・機関」が最も多く 80.6%（224 件）であった。また、所属機関の種類については「自治体のひきこもり支援担当課」が最も多く 60.4%（168 件）であった。

図表 18 所属機関

	質問 3 所属機関	N	%
1	都道府県もしくは政令指定都市のひきこもり地域支援センター	41	14.7
2	上記以外のひきこもり地域支援センター	13	4.7
3	その他のひきこもり支援を行う組織・機関	224	80.6
4	無回答	0	0.0
	合計	278	100.0

図表 19 所属機関の種類

	質問 4 所属機関の種類	N	%
1	自治体のひきこもり支援担当課	168	60.4
2	自治体のひきこもり支援担当課以外の課	12	4.3
3	生活困窮者自立支援機関（受託団体含む）	19	6.8
4	教育支援センター等（受託団体含む）	0	0.0
5	福祉事務所	14	5.0
6	保健所、保健センター	26	9.4
7	精神保健福祉センター	19	6.8
8	社会福祉協議会	6	2.2
9	NPO法人、民間企業	9	3.2
10	その他	5	1.8
11	無回答	0	0.0
	合計	278	100.0

意見の分類は「章立てや項目立て」、「記載内容」、「仮想事例の内容や分量」、「仮想事例の書き方」の 4 つの質問ごとに整理した。

「章立てや項目立て」については、34.9%（97 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 70.1%（68 件）であった。

図表 20 章立てや項目立てに関する意見

	質問 5 章立てや項目立てについて意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	34	12.2
2	修正等にかかる意見	97	34.9
3	無回答	147	52.9
	合計	278	100.0

図表 21 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	68	70.1
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	2	2.1
3	分量を減らす、まとめる	25	25.8
4	別冊、分冊、概要版	4	4.1
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	11	11.3
6	窓口一覧の掲載	2	2.1
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	1	1.0
8	成果物の展開や活用	2	2.1
9	ひきこもり支援全般に係る意見	0	0.0

「記載内容」については、50.0%（139 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 63.3%（88 件）であった。

図表 22 記載内容に関する意見

	質問 6 記載内容について意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	19	6.8
2	修正等にかかる意見	139	50.0
3	無回答	120	43.2
	合計	278	100.0

図表 23 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	88	63.3
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	44	31.7
3	分量を減らす、まとめる	19	13.7
4	別冊、分冊、概要版	2	1.4
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	17	12.2
6	窓口一覧の掲載	1	0.7
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	0	0.0
9	ひきこもり支援全般に係る意見	1	0.7

「仮想事例の内容や分量」については、29.9%（83 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「分量を減らす、まとめる」が最も多く 57.8%（48 件）であった。

図表 24 仮想事例の内容や分量に関する意見

	質問 7 仮想事例の内容や分量についてご意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	52	18.7
2	修正等にかかる意見	83	29.9
3	無回答	143	51.4
	合計	278	100.0

図表 25 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	38	45.8
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	0	0.0
3	分量を減らす、まとめる	48	57.8
4	別冊、分冊、概要版	8	9.6
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	6	7.2
6	窓口一覧の掲載	0	0.0
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	1	1.2
9	ひきこもり支援全般に係る意見	0	0.0

「仮想事例の書き方」については、27.0%（75 件）が修正等にかかる意見を示した。その内訳としては「追記・修正すべき内容の提案」が最も多く 97.3%（73 件）であった。

図表 26 仮想事例の書き方に関する意見

	質問 8 仮想事例の書き方についてご意見をお聞かせください	N	%
1	素案の内容でよいという意見	80	28.8
2	修正等にかかる意見	75	27.0
3	無回答	123	44.2
	合計	278	100.0

図表 27 「修正等にかかる意見」の内訳 ※複数回答形式で集計

	「2 修正等にかかる意見」の内訳	N	%
1	追記・修正すべき内容の提案	73	97.3
2	誤字脱字の修正、カタカナ使わない	0	0.0
3	分量を減らす、まとめる	2	2.7
4	別冊、分冊、概要版	0	0.0
5	図示、イラスト化、文字の大きさ、見出しの工夫	2	2.7
6	窓口一覧の掲載	0	0.0
7	作成過程で広く当事者の声を聞いたか	0	0.0
8	成果物の展開や活用	1	1.3
9	ひきこもり支援全般に係る意見	0	0.0

(2) 反映した意見として主なもの

得られた意見のうち、ハンドブックに反映した主なものを示す。

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会

- ・ 参加支援や地域づくりに関する本人へのアプローチ、市町村の取組例
- ・ 支援の必要性や緊急度の判断基準
- ・ 権利擁護の視点
- ・ 意思決定支援の視点
- ・ 提案目線での表現、支援者は伴走者であり最終的な決定はあくまでも本人が行うという考え方

- ・ 支援者の異動や退職についての説明
- ・ ゴールを設置し、到達した後も、引き続き相談しやすい体制づくり
- ・ スモールステップで進むだけではなく、戻ることもあり得るという視点
- ・ 家族会の紹介
- ・ 医療機関の受診、訪問資料や訪問看護等の視点
- ・ 居場所づくり
- ・ きょうだいからの相談の場合に、きょうだいの立場や背景の記載
- ・ Slack の「ひきこもり支援コミュニティ」にアクセスできる団体や支援者等の説明
- ・ 事例において、支援者の葛藤や迷いのエピソードを記載
- ・ 「本人と会うこと」が支援の目的と受け止められないよう工夫
- ・ 経済的な支援策として、生活保護を受給すること以外の方策
- ・ 支援者のみならず家族や周囲の協力や関わりの経過が分かる書き方
- ・ LGBTQ の事例もあるとよい

自治体への意見照会

- ・ 医学的な支援に関する記載
- ・ 支援会議、支援調整会議についての注釈
- ・ 参考文献や引用文献
- ・ 支援者同士の居場所づくりや支え合いの必要性
- ・ 本人と会えるようになるまでに丁寧に段階を踏んでいくことの必要性
- ・ ピアサポーターの育成やピアサポーターを支えるうえでの留意点
- ・ 支援者への支援について、セルフケアのみならずラインケアも記載
- ・ アセスメントについての情報（項目以外にも）
- ・ キーパーソンに関する記述（必ずしも一人である必要はなく、支援過程で変わることもあり得る）
- ・ 支援の「出口」に関する書きぶりをより具体的に
- ・ ひきこもりの背景や要因を見る時にストレングスの視点を持つこと
- ・ 支援が停滞している状態における着眼点や対応
- ・ ピアサポーターの活動例
- ・ 精神疾患で自傷他害の恐れが切迫している場合、保健所・警察等に連絡して、措置入院の手続きが取られること
- ・ 家族支援のポイント
- ・ 各支援機関の基本的役割
- ・ 家族教室に参加する家族からの接し方やアプローチ

(3) 十分に反映しきれなかったが今後さらなる検討をすべき事項として承った意見として主なもの

得られた意見のうち、十分に反映しきれなかったが今後さらなる検討をすべき事項として承った主なものを示す。

関係機関、団体、当事者及び家族等への意見照会

- ・ 全体的に行政窓口の支援者が使うものという印象を受けた

- ・ 事例にもう少し幅があると良い、当事者の声を聞いてみると良い
- ・ 多職種・多機関・インフォーマルな支援との連携が不十分
- ・ 災害時の対応についての助言
- ・ 社会参加や就職についての記述が少ない
- ・ 本人の思ひばかりを重視する内容が多い
- ・ 教育分野との連携をどのようにしていくのか
- ・ 「自律」という言葉が誤解を生む恐れがある
- ・ 定義を明確化せず、支援目標を柔軟化するという方針を一般化することで課題が生じる可能性
- ・ ひきこもりが低年齢化しているように思うため 10 代の事例（不登校でひきこもり状態）をより多く取り入れる
- ・ 事例を詳細に書きすぎない

自治体への意見照会

- ・ ひきこもり支援を行う際に必要となりうる精神疾患の特徴や基礎知識の項目
- ・ ひきこもりの回復の道筋を支援の目的を章立てして説明
- ・ 定義上のひきこもりに該当するが支援を必要としない人への対応
- ・ 当事者や家族からの言葉やメッセージ
- ・ 支援者が行うべきこと、支援者が所属する組織が行うべきこと、市町村や県、国などが行うべきことを分かりやすく表示
- ・ 本人・家族の意思を尊重する場合の「自死」についての取り扱い・考え方
- ・ 内容が重複しているため「第3章(3) 支援にあたっての留意点」は「第4章(2) ひきこもり支援のポイント」の中に盛り込んでもよいのではないか
- ・ 家族への支援感についての記載
- ・ 本人・家族向けのハンドブック
- ・ 「ひきこもり支援の全体像」は、第2章の冒頭にある方が良い
- ・ 「第4章 ひきこもり支援のポイント」において、「(2) ひきこもり支援のポイント」で最初の項目1)として「支援の入口（支援の開始）」について説明した方がよい
- ・ 仮想事例を厳選した上で、第4章の中でテーマの論述と交互に配置したほうが理論と実践の結びつきを学んでもらえる
- ・ 仮想事例において「高齢者虐待」、「障害者虐待」、「精神疾患」などは、ひきこもり相談とは明確に分けるべきではないか
- ・ 支援を受けて現在の本人の思いや家族の思いを記載してはどうか

第6章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの作成

1 検討委員会における検討過程

(1) 目的

より現場の実態に即した「ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック（以下、「ハンドブック」とする。）」を作成することを目指し、当事業において実施したヒアリング調査や意見照会の結果等を参照し、ハンドブックの内容を検討した。

(2) 方法

ハンドブック完成までに検討委員会を3回開催し、ハンドブックの内容について、確認・検討を行った。また、検討委員会以外にも、個別のミーティングやメールによりハンドブックの内容についての助言や意見をいただいた。

(3) 検討過程

ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックは次のような流れで検討を重ねた。

図表 28 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの検討の流れ

番号	検討のための会議	実施内容
【1】	第1回検討委員会	・ 既存データの整理結果を用いて、ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの素案作りにおいて活用し得る内容について確認・検討。
【2】	(ハンドブック素案の作成)	・ 検討委員会における議論をもとに、事務局にてハンドブックの素案の初稿を作成。 ・ ハンドブック素案を用いてヒアリング調査（一部、書面による）を実施。
【3】	第2回検討委員会	・ ヒアリング調査結果を受け、事務局作成のハンドブック素案の内容について確認・検討。
【4】	(ハンドブック案の作成)	・ 検討委員会における議論をもとに、事務局にてハンドブック案の初稿を作成。 ・ ハンドブック案を用いて意見照会を実施。
【5】	第3回検討委員会	・ 意見照会の結果を受け、事務局作成のハンドブック案の内容について確認・検討。
【6】	(ハンドブックの完成)	・ 検討委員会における議論をもとに、事務局にてハンドブックを作成。委員確認ののち、最終化して完成。

各検討委員会における、ハンドブック作成に係る論点を以下に示す。

【1】第1回検討委員会における主な論点

- ハンドブックの構成
- ハンドブックのデザイン
- 「ひきこもり支援における価値と倫理」に記載した内容の伝わりやすい表現
- ハンドブックのアクセスしやすさ
- 「支援者支援」についての記述の構成
- 「支援者として求められる姿勢」に記載した内容の伝わりやすい表現
- 「支援にあたっての留意点」に記載した内容の伝わりやすい表現
- 広報に関する記載の必要性
- 仮想事例として取り上げるべき内容
- その他、ハンドブック内の言葉遣い、表現ぶり

【3】第2回検討委員会における主な論点

- ハンドブックの構成
- 「本書作成の背景」に記載予定のエビデンス（数値）
- 「本書作成の背景」にひきこもり支援の歴史を明記することの確認
- 「本書の目的、活用方法」の内容
- ニート、ひきこもりの定義、ソーシャルワークという用語の取り扱い
- 「本書の名称について」の内容
- 「ひきこもり支援における価値と倫理」の記載順序
- 「ひきこもり支援のポイント」に掲載する既存の制度
- 仮想事例の分類方法
- 仮想事例のタイトルの付け方
- 仮想事例の一覧表の必要性
- 仮想事例が複数事例をもとに作成した架空の事例であると明記すること
- その他、ハンドブック内の言葉遣い、表現ぶり

【5】第3回検討委員会における主な論点

- 意見照会結果の反映方針
- 「自律」という言葉を用いることの意味
- 支援のゴール（就労の位置づけ）
- 目次の記載内容
- 精神疾患の記載を含めること
- 仮想事例のうち、家庭訪問を行う事例の分量
- 有益な資源の一つとして医療に関する記載を含めること
- その他、ハンドブック内の言葉遣い、表現ぶり

第7章 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックを用いた試行研修

1 概要

(1) 目的

完成したハンドブックを周知するために、ハンドブックを用いてオンライン会議形式にて試行的に研修を実施した。

(2) 対象

対象は各自治体のひきこもり支援機関やひきこもり支援担当課とした。ひきこもり支援において連携する機関等も対象とした。

(3) 方法

Zoom ウェビナー形式で実施した。

(4) 期間

実施日時は 2025 年 2 月 12 日（水）13:30～16:30 である。

2 結果

(1) プログラム

ハンドブックを用いた試行研修は、「ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会」という名称で、下記のプログラムを実施した。

図表 29 ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会プログラム

登壇者	プログラム概要
厚生労働省社会・擁護局 地域福祉課長	ご挨拶
厚生労働省社会・擁護局 地域福祉課 ひきこもり支援専門官	ひきこもり支援施策の説明
事務局	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの構成説明
（基調講演） 長谷川委員長	「ひきこもり支援における価値や倫理」についての講演 ※参加者からの質問・回答も含む
（パネルディスカッション） 石川委員、斎藤委員、林委員、板東委員、 藤岡委員、厚生労働省	ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの活用についてのディスカッション

(2) 参加者属性

ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会には、487 件の申し込みがあった。

申込者の所属先の種類としては、「その他のひきこもり支援を行う組織・機関」が最も多く 71.5%（348 件）であった。また、所属先機関の種類は、「自治体のひきこもり支援担当課」が最も多く 37.8%（184 件）であった。

図表 30 ハンドブックを用いた試行研修（ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会）申込者の所属先の種類

所属先の種類	N	%
1 都道府県もしくは政令指定都市のひきこもり地域支援センター	102	20.9
2 上記以外のひきこもり地域支援センター	33	6.8
3 その他のひきこもり支援を行う組織・機関	348	71.5
4 NA（※1）	4	0.8
合計	487	100.0

（※1）NA の 4 件は、締め切り後にメールにて申込があったため詳細不明につき分類不可（いずれも自治体からの申し込み）

図表 31 ハンドブックを用いた試行研修（ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会）申込者の所属先機関の種類

所属先機関の種類	N	%
1 自治体のひきこもり支援担当課	184	37.8
2 自治体のひきこもり支援担当課以外の課	24	4.9
3 生活困窮者自立支援機関（受託団体含む）	30	6.2
4 教育支援センター等（受託団体含む）	0	0.0
5 福祉事務所	11	2.3
6 保健所、保健センター	76	15.6
7 精神保健福祉センター	41	8.4
8 社会福祉協議会	17	3.5
9 NPO法人、民間企業	64	13.1
10 その他（※2）	36	7.4
11 NA	4	0.8
合計	487	100.0

（※2）その他の詳細は次の通りである：

CSW、ひきこもり支援コミュニティの運営業務受託者、フリースクール、医療法人（ひきこもり地域支援センター受託法人）、一般社団法人（2 件）、家族会（2 件）、基幹相談支援センター、県事業委託機関、公益法人、県地域包括ケア推進センター、在宅介護支援センター、市町村障害者相談支援事業（委託）、自治体の政策連携団体（2 件）、自治体の生活困窮者支援担当課（ひきこもり支援の担当課が具体的に決まっていないため）、社会福祉法人、就労準備支援受託事業者、障害者相談支援事業所、生活協同組合、青少年自立支援事業機関（2 件）、大学（2 件）、任意団体（3 件）、発達障がい者支援センター（2 件）、発達障害者支援センター（4 件）、保護司会、報道

第8章 まとめ

1 当事業を通じて作成したハンドブックの内容について

(1) ハンドブックの目次

本事業において作成したハンドブックの目次は以下の通りである。

ハンドブックの内容は、別添の「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を参照されたい。

図表 32 ひきこもり支援ハンドブック目次

はじめに
第1章 本書について
(1) 本書の目的、活用方法
(2) ひきこもり支援の変遷
(3) ひきこもり支援の現状と課題
第2章 ひきこもり支援の対象者と目指す姿
(1) ひきこもり支援対象者の考え方
(2) ひきこもり支援の目指す姿
第3章 ひきこもり支援における価値や倫理
(1) 支援において大切にしたい拠り所
1) ひきこもり支援における価値
2) 支援を行う前提となる倫理（基準）
(2) 支援者として求められる姿勢
＜姿勢その①＞ 敬意と労いは最大限に
＜姿勢その②＞ 尊重し、共に考える
＜姿勢その③＞ 本質を見極め一歩ずつ支援する
＜姿勢その④＞ 家族は本人の生活を支え、影響を与える存在である
(3) 支援にあたっての留意点
＜留意点その①＞ 本人と家族の感じる課題、意向は違う
＜留意点その②＞ 広く社会に働きかける視点をもつ
＜留意点その③＞ 支援者は一人で抱えない
＜留意点その④＞ 支援の強要に注意する
＜留意点その⑤＞ エンパワメントやコーディネートを
＜留意点その⑥＞ 精神疾患や発達障害の正しい理解
第4章 ひきこもり支援のポイント
(1) ひきこもり支援の全体像
1) ひきこもり支援の多様性
＜ポイントその①＞ 支援対象、その背景、支援内容は多様
＜ポイントその②＞ 自らの意思により、生き方や社会との関わり方などを決めていく支援
＜ポイントその③＞ 様々な機関や他の支援者とチームを組み実施
＜ポイントその④＞ 支援につながるための広報・周知は重要
2) ひきこもり支援の流れ
＜ポイントその⑤＞ 支援は周知・広報から相談受理、状況・背景の把握、アセスメント、実施とモニタリング、フォローアップが基本
(2) ひきこもり支援で重要な7つの場面
1) 対象者とのコミュニケーション

- <ポイントその⑥>対象者とコミュニケーションを取る上で重要となるのは信頼関係
- <ポイントその⑦>「本人に会えない場合」
- <ポイントその⑧>「本人と連絡が取れない場合」
- <ポイントその⑨>「本人との面談の約束にキャンセルが続く場合」
- <ポイントその⑩>「支援者による働きかけに対して本人から特段良い反応がない場合」
- <ポイントその⑪>家族支援を継続することが重要
- <ポイントその⑫>アウトリーチ型（訪問型）の活動による支援の重要性と侵襲性

- <ポイントその⑬>電話相談、メール相談、SNS を用いた相談
- <ポイントその⑭>本人や家族から聞き取ったことを整理してまとめるためのシート（アセスメントシート）等を用いる
- <ポイントその⑮>支援対象者に関する情報を他の支援機関等と共有

2) 意向の確認

- <ポイントその⑯>本人を支援の主体として意向を確認
- <ポイントその⑰>「本人のニーズが明確ではない場合」の意向確認
- <ポイントその⑱>「本人のニーズが変化した場合」の意向確認
- <ポイントその⑲>「家族をとおして本人の意向確認をする場合」の意向確認

3) 対象者の意向を反映した支援の計画・実行

- <ポイントその⑳>自らその意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくといった「自律」の実現
- <ポイントその㉑>本人の「自律」をサポートするためのモニタリング
- <ポイントその㉒>支援はスモールステップで進める
- <ポイントその㉓>キーパーソンを見極める
- <ポイントその㉔>支援対象者の疲弊や焦燥感、葛藤を理解し伴走支援を心がける
- <ポイントその㉕>本人が困難な状況におかれていることを注意深く確認
- <ポイントその㉖>支援を進める前の準備段階の工夫が重要
- <ポイントその㉗>支援の実行とモニタリングは繰り返し行う
- <ポイントその㉘>多機関・多職種の支援者同士でつながり合った支援体制を検討
- <ポイントその㉙>支援者の異動や退職時にスムーズに引き継ぐための工夫
- <ポイントその㉚>「支援が中断する場合」の対応
- <ポイントその㉛>「支援対象者が変化を望まない場合、消極的な場合」の対応
- <ポイントその㉜>「支援対象者が支援を拒絶する場合」の対応
- <ポイントその㉝>「親亡き後を見越したサポートをする場合」の対応
- <ポイントその㉞>「家族以外からの介入がある場合」の対応

4) ひきこもり支援の入口（支援の開始）と出口（自機関での支援の終わりや他機関への支援のつなぎ）

- <ポイントその㉟>本人や家族から丁寧に意向を聞き取り支援に必要な情報を詳細に把握する
- <ポイントその㊱>本人や家族の状態をしっかりと把握し緊急対応の必要性を判断する
- <ポイントその㊲>自己決定したゴールに到達し次のステップにつないだ場合も、支援対象者とゆるやかにつながり続ける

5) 家族間の関係性

- <ポイントその㊳>本人と家族の関係性を把握した上で支援を組み立てる
- <ポイントその㊴>本人と家族の間で意向やペースが異なる場合
- <ポイントその㊵>家庭全体が困難さを抱えている場合
- <ポイントその㊶>経済的な問題にも発展する可能性がある場合
- <ポイントその㊷>「本人と家族が不和、関係が不安定である場合」の対応
- <ポイントその㊸>「家族への攻撃的言動や、家庭内暴力がある場合」の対応

6) 支援制度や支援体制

- <ポイントその㊹>様々な支援制度との連携を図りながら支援する

- <ポイントその④⑤>連携先となりうる機関や専門家の情報収集に努める
- <ポイントその④⑥>「地域のかかわり」に関する支援体制づくり
- <ポイントその④⑦>「居場所支援、居場所づくり」に関する支援体制づくり

7) 支援者のエンパワメント

- <ポイントその④⑧>支援者が健康で、やりがいをもって働き続けることができるために
- <ポイントその④⑨>支援者をエンパワメントする工夫が大切
- <ポイントその⑤⑩>支援者ケアの視点と取組の重要性

第5章 事例で見る支援のポイント

ひきこもり状態が長期にわたる事例

- 事例1 本人のペースに合わせることで支援につながった A さんの場合
- 事例2 アクセスしやすい相談方法でつながった B さんの場合
- 事例3 一人暮らしを希望していた C さんの場合
- 事例4 地域での見守り体制を構築した D さんの場合

相談期間が長期にわたる事例

- 事例5 家族支援を続けた E さんの場合
- 事例6 保護者了解のもと、学校から情報提供があった F さんの場合
- 事例7 高齢の両親が相次いで亡くなった G さんの場合

チーム支援を行う事例

- 事例8 多機関による支援体制を構築して支援した H さんの場合
- 事例9 フードバンク経由でつながった I さんの場合
- 事例10 医療機関への受診を検討している J さんの場合
- 事例11 ハローワークとの連携支援を検討した K さんの場合

一人暮らし／本人以外の関係者がいない事例

- 事例12 福祉サービスを拒絶する L さんの場合
- 事例13 本人との接触がなかなかできない M さんの場合
- 事例14 MSW からつながった N さんの場合

地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例

- 事例15 きょうだいとの連携を行った O さんの場合
- 事例16 離れて暮らすきょうだいに連絡した P さんの場合
- 事例17 地域間での連携を行った Q さんの場合

本人もしくは家族が疾患/障害を有する事例

- 事例18 キーパーソンとの関わりに苦労した R さんの場合
- 事例19 両親の介護中である S さんの場合
- 事例20 精神科への通院をやめてしまった T さんの場合
- 事例21 家族支援から本人支援へと移行した U さんの場合
- 事例22 自傷行為を繰り返す V さんの場合
- 事例23 希死念慮が強い W さんの場合
- 事例24 自死を選択してしまった X さんの場合

家族への暴力がみられる事例

- 事例25 暴力の背景に疾患が疑われる Y さんの場合
- 事例26 警察と連携して対応した Z さんの場合
- 事例27 家族の対応を工夫した AA さんの場合

専業主婦の事例

- 事例28 本人がアクセスしやすい相談方法（LINE）を活用した BB さんの場合

LGBTQ+/SOGIE に関する事例

- 事例29 トランスジェンダーの女性 CC さんの場合

メタバースを活用した事例

- 事例30 メタバースを活用して支援した DD さんの場合

(2) ハンドブックの主なポイント

ハンドブックの主なポイントについて以下に示す。

ハンドブック作成において特に大切にしたこと

ハンドブックは、ひきこもり支援に従事する支援者が支援を行うにあたって大切にしたいことや、気にかけてほしいことを、共通認識としていただくために作成した。さらに、ハンドブックに記載されている内容について、支援を受ける本人やその家族等との対話により、意味や視点を確認、共有することで、より良い支援につながることを期待している。

特に大切にしてほしいこととして、「相談に来た人をありのまま受け止め、伴走して支援する」という考えをハンドブックのベースに置いている。そのために共通して認識いただきたい事項を、「第2章ひきこもり支援の対象者と目指す姿」と「第3章ひきこもり支援における価値や倫理」で詳述している。

既存のガイドラインとの関係

既存の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」との関係については、併用していただくことを想定している。「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」は、厚生労働科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」においてまとめられ、ひきこもりを医療や精神保健的な評価からの視点でとらえるものである。一方、策定から10年以上が経過し、ひきこもりという状態の多様さや、その概念の広がりから、このハンドブックでは生きづらさを抱えた人々を広くひきこもり支援の対象者としてとらえ、ソーシャルワークの視点を中心とした支援の指針として策定している。

ひきこもり支援における対象者

これまで一般的に用いられてきたひきこもりの定義は、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で示された定義が用いられてきた。しかし、社会参加の状況、日常生活面や経済面における支援の必要性、その状態の期間の長短などによって既存制度の枠外として支援の対象外とされることがあった。また、様々な背景や理由によって、生きづらさや日常生活での困難を抱えていても相談に至らない、潜在的な対象者の方々もいる。そこで、ハンドブックでは、ひきこもり支援の対象者を従来よりも広くとらえることで、支援の入口につながりやすくするとともに、その後の段階的な支援にも幅がうまれることを期待して、「ひきこもり支援における対象者」を明示している。

支援のゴールと「自律」の考え方

ハンドブックの作成にあたり、まずは支援のゴールをどのように捉えるかの検討を行った。その中で、社会参加の実現や就労を目指して支援することも重要であり、それをゴールに設定する支援の対象者もいるが、支援の対象者がすべからくそのような意思とゴールを持っているかといえれば必ずしもそうではなく、ゴールは多様であると理解することとした。

ひきこもり状態に至った背景や本人の心情、また、本人が現在おかれている状況は多様であり、本人の意思や回復する力を抜きにした支援を進めることが難しいため、ハン

ドブックでは、支援のプロセスにおいて、まずは本人が自らの意思や思いを決めていくことができるよう支援することを重要であると位置づける考え方を示すこととした。

本人が自らの意思や思いを決めていくこととは、本人が自身を肯定し、主体的な決断ができる状態にあることを指しており、ハンドブックでは、そのことを「自律」として定義づけた。

ハンドブックでは、就労や社会参加が実現したことをもって支援が完結するものではなく、社会参加や就労を含め、本人にとっての自律に向けた具体的な支援について、他機関・他職種と連携しながら継続的に取り組んでいくことが大切であることを明確にした。

(3) 想定されるハンドブックの活用方法

本人や家族等との対話での活用

ハンドブックは、ひきこもり状態の本人やその家族自身がひきこもり支援について自ら確認することも目的としている。そのため、記載されている内容について、支援者に対して「ハンドブックの記載にあるような支援が行われていない」といった支援に対する思いを寄せる可能性もある。そのような場合には、支援を受ける本人や家族と支援者の両方で支援方法や内容、その意味等を共有、確認するとともに、対話をとおして、より良い支援についてともに考えていくための材料として活用していただきたい。さらに、支援を受ける本人やその家族等もハンドブックを活用して、支援者側の考えや関わり方、相談につながったあとの支援の展開を理解し、将来への見通しを持つことも期待される。

勉強会やケース検討での活用

活用方法について、読書会のような形で、例えばある日は第1章まで読んでディスカッションするといった方法が考えられる。また、各事例を素材として、事例検討会を行うことも有意義と考えられる。ハンドブックに収載した事例には様々なひきこもりの状況に対する見方が含まれているため、ケース検討会で活用ことにより、支援の幅がさらに広がり、支援者の理解もより深まることが考えられる。

「ひきこもり支援における価値や倫理」パートの活用

支援者向けの研修等で、支援者が相談支援の現場において葛藤を抱えるような場面について議論する際、「ひきこもり支援における価値や倫理」の内容を共有しながら、理解を深めることも有意義と考えられる。葛藤を抱える理由が漠然として言語化されていない場合は、一度、ハンドブックの「ひきこもり支援における価値や倫理」の内容を紐解いていただきたい。ハンドブックの中では、価値や倫理について丁寧に説明することに努めたため、その理由が既に説明されていることも考えられ、ハンドブックの内容と支援者が現場で体験したことが結び付けられる可能性も考えられる。

また、価値や倫理について書かれた内容は、ひきこもり支援や対人援助の枠にとどまらず、さまざまな分野で人とのかかわりを考える際に参考になると考えられる。

(4) 活用にあたっての留意点

本人や家族が置かれた個々の状況は様々であり、一人ひとりに応じたオーダーメイドの支援が必要である。そのため、ハンドブックにおいて示した全てのポイントを対象者全員へ一律に当てはめていくものではないという点に留意が必要である。

ひきこもり支援の背景にある多様性を認識した上で、支援者のベースとなる価値と倫理を知り、それらに基づく各種の視点としてポイントを理解し支援現場で活用していただくことが重要である。

2 今後に向けてのアイデア

(1) 引き続き検討すべき事項

当事業においてハンドブックを作成する過程で反映しきれなかった部分として、ハンドブックに掲載された専門用語に注釈をつけるという点がある。今後、ハンドブックを手にする誰もが理解しやすくなるよう、注釈や用語の解説を収載していくことが必要と考えられる。

また、ハンドブックは手元で読むだけではなく、先述の通り、様々な活用方法が考えられる。その具体的な実践内容を収集し、活用事例集としてとりまとめることも有意義と考えられる。

さらに、ハンドブックに掲載された内容の分量が多いことから、必要なことをコンパクトにまとめたハンディ版を作成することも有意義と考えられる。

最後に、現在のハンドブックは日本語で書かれているが、海外への発信も念頭において英訳版のハンドブックを作成することも有意義と考えられる。

(2) ハンドブックのさらなる向上について

ハンドブックは、特に「第2章 ひきこもり支援の対象者と目指す姿」と「第3章 ひきこもり支援における価値や倫理」においては、ひきこもり支援の基本となる考え方をとりまとめた。よって、当該の章は、今後もひきこもり支援の根幹をなすものとして、ひきこもり支援に携わる方々に繰り返し読んでいただき、自身の支援の基盤として備えていただくことを目指している。

他方、「第4章 ひきこもり支援のポイント」や「第5章 事例で見る支援のポイント」に関しては、今後、時代の移り変わりとともにひきこもり支援の状況や、人々の価値観、社会における捉え方等が変化していくことが考えられ、現場からのフィードバックを受けながら、その時々状況に即してさらに良いものにしていくことが求められる。

3 検討委員会委員より～ひきこもり支援ハンドブック作成を通して～

長谷川 俊雄 委員長

2年間にわたり委員長の役割を持って、ひきこもり支援の新たな指針を策定する調査研究検討委員会に参画させていただきました。厚生労働省と受託団体であるデロイトトーマツの事務局のぶれない姿勢と研究分析力に支えられて、支援上の困難に関する実態把握、支援現場に対するていねいな意見徴収の実施、闊達な議論による委員会運営等々の成果として『ハンドブック』が誕生しました。新たな視点による支援の指針という時代を拓く先進的な内容もさることながら、「とき・ひと・きかい」を得た“奇跡のような”成果物だと捉えています。さらに、もっと言うならば、社会福祉やソーシャルワークの基本的な考え方を大きく更新することにつながる可能性があると考えています。

1990年代以降、ソーシャルワーカーとして、大学教員として、ひきこもり支援に携わってきました。その当時から、医療による治療だけではなく、社会福祉（ソーシャルワーク）による生活支援と環境整備（変革）の必要性について実践と研究をとおして認識してきました。つまり、ひきこもり支援を「社会モデル」で考えることが、多くの当事者と家族の方々にとって大切であると考え続けてきました。2023年の6月、私のオフィス“social work lab MIRAI”へ来訪いただいた厚生労働省の職員の方から説明を受けたときの衝撃は今も忘れられません。今まで考えてきたことが新たな指針づくりをとおして実現する可能性があることに腰が抜けるような思いでした。生きているあいだに、こうした願いや希望がかたちになることを、そして委員として参画させていただけることを、とても強い感銘を持って受けとめたことを告白します。委員の退任後は、ひとりのソーシャルワーカーとして、調査研究検討委員会の経験と『ハンドブック』をひきこもり支援に実際に活かした活動に取り組んでいきたいと思います。

ひきこもり支援がご本人とご家族の最善の利益へ向けて取り組まれますように！
援助職・支援者のみなさんの支援が豊かに展開されますように！
本調査研究に携われた多くの方々に感謝致します。

石川 良子 委員

このハンドブックは大変な力作である。とくに「自律」を支援の目指す方向として明確に打ち出したことは画期的だ。本文では「本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる（自律する）ようになること」と述べられている。従来の支援では就労が当然の目標とされてきたことに対して、本人が自らの生に折り合いをつけていくことが尊重されるべきであることを明確に示したことの意義は大きい。ただし、自律できるようになることは、ひきこもっている人だけでなく、全ての人にとって大事な課題である。支援される側に立った人が納得して生きていけるようになることを目指すと同時に、その人の生をどう受け止め、支援に立つ側として自分自身もいかに納得して生きていけるのか模索することが大切なのではないかな。

また、自律できるようになることは、悩みや苦しみから解放されることを意味しない。就労を目標に据え、そこに向かわせることはある意味分かりやすく、自律を目標にした支援とは何をする事なのかという迷いが生まれるかもしれない。一人ひとりが「自律」を自分の言葉で自分の人生にどう落とし込んでいけるのかを考え、自らの経験や思いを持ち寄り、お互いに触発されながら進みたい方向を少しずつ定めていく。今はそんなイメージが浮かんでいる。私は研究者という立場ではあるが、皆さんと一緒に考えていきたい。

ひきこもり支援とは、一体何なのか。考えれば考えるほど、答えなど存在しないのではないかという気がしてくる。議論を重ねても、霧は晴れるどころか、むしろ深く立ち込めるばかりだ。研究は尽きず、実践の報告も後を絶たない。不登校やひきこもりへの支援方法について、これこそが正解だと声高に唱えられることもある。しかし、それが本当に全ての当事者やその家族の望むものなのか、確信を持って言い切れる者など、果たしているのだろうか。

ひきこもりという言葉で一括りにされるが、その背後には、それぞれに異なる事情と物語がある。生い立ち、家庭環境、社会との関わり、どれ一つとして同じものはない。それなのに、画一的な支援策を施せば、それで解決するかのような幻想が、いつまでも根強く残っている。しかし、それでいいはずがない。支援とは、本来もっと繊細なものであるべきではないか。私たちは今こそ、ひとりひとりの声に、もっと深く耳を傾けるべきなのだ。

このような葛藤を背景に難産の末に生まれたこのハンドブックは、副題に「羅針盤」と記されている。すなわち、ひきこもり支援の進むべき方向を指し示すものとして書かれている。しかし、それはあくまで方向性にすぎない。どのように進むべきかは、一律に定められるものではない。ハンドブックに書かれた理念を胸に刻み、当事者やその家族とともに、手探りで道を探していくこと——それが、ひきこもり支援の本質なのではないだろうか。

斎藤 環 委員

政府が配布するハンドブックなど、どうせ最大公約数的で無難な文言がならぶだけ、現場ではたいして使い物にならないだろう。かつては私もそう考えていました。しかし、このハンドブックが完成してからあらためて思いました。これ、とんでもなくラディカルなテキストなんじゃないの？

そもそも対象者を定義づけていません。つまり狭義の「ひきこもり」に限定していません。支援者の「価値や倫理」について詳しく記してあります。これは言い換えれば、従来の「医療化」路線とは手を切ったことを意味するでしょう。精神疾患を持つ人のみならず、「生きづらい人」全般を包括的に支援していこうという姿勢が前面に出ているからこそ、「価値や倫理」への言及が不可欠になるのです。

支援の方向性も「就労」や「社会参加」に狭く限定していません。支援は「自律」を目指します。実はこの点こそが、ハンドブックの中核部分です。「自立」ではなく「自律」。実際には、自律しつつある当事者の多くが、自ら就労や就学を選択します。だからこそ、「ゴール」を提示する必要はない。支援者も被支援者も共有可能なベクトルとして「自律というプロセス」は設定されています。支援に対するこのようなアプローチは、おそらく前例がないでしょう。

このハンドブックは羅針盤であると同時に、後戻りできない出発点となるでしょう。ひきこもりに関わって三〇年以上になりますが、この画期的なテキストの作成に関わることができたことを光栄に感じています。

林 恭子 委員

「ひきこもり」はこれまで長い間、就労と自立を目指すか、病気や障害と見なされ「治療」の対象として支援をされてきました。ですが、ひきこもりの当事者の多くは、繰り返し傷ついた経験があったり、限界まで頑張った末に「命をまもるために」ひきこもるという状態になっています。生きることに絶望し、「死にたい」「消えたい」と思っている人たちに対し、誰よりもそれを望みながらどうしてもできないことを求めることがどれほど残酷なことか。当事者に見えている世界と支援者や家族が見ている世界の乖離をずっと感じています。

今回のハンドブックは、問題があるのは当事者だからその人を変化させる、という関わりから、ありのままにその人を受け止め、尊厳を守りつつ、周りの環境にもアプローチしつつ支えていく、という支援の在り方について書かれたものです。私は支援において最も大切なのは、対等な立場で、一緒に考えていきましょう、というまなざしと姿勢だと思っています。それがあれば、どのように関わればよいかはおのずと見えてくるのではないのでしょうか。こうすればこうなる、というノウハウでは100人100様といわれるひきこもりに対応していくのは難しいのではないかと思います。

支援をする方々にはぜひこのハンドブックを活用していただき、今後改定を重ねるためにもご意見をお寄せいただけたらと思っています。

冒頭の Q&A で指摘されている、「2010 年にまとめられた新ガイドラインと今回のハンドブックは併用される」という点は重要で、かつ興味深い。「新ガイドライン」では医療の視点が前面に出ており、もちろんそれは今後も有用であるが、今回のハンドブックではソーシャルワークと当事者の視点が重点的に追加された。これに関しては様々な見解があるだろうが、ひきこもりという状態像の多様性、及び多角的なアプローチの必要性を示している、というのが私の理解である。特に、ここ数年の当事者及びご家族によるひきこもり支援への参画は、「支援」について考える大きな流れと共に注目したい。

私は、「この時代、この世界に共に生きている仲間」として支え合う基本姿勢をもつ、「コミュニティ心理学」に軸足を置いている。他方、心理臨床家として個人カウンセリングの重要性もよく知っている。しかし、ひきこもりを「人生の中で一時的に経験する病気あるいは問題」ではなく、「生きづらさを抱えた人がどう生きていくかを考え、模索する」一過程であると捉えれば、その対処には“生活の場”が重要な役割を果たす。その生活の場には、支援者もまた“生活人”として登場してくる（登場せざるを得ない）と思われる。

このハンドブックは、支援者向けに作られたものであり、その点で難しい内容も含まれている。後半の 30 事例も支援者目線で書かれたものだが、当事者やご家族にはまた違った読み方・感じ方があり、得られる視点も多いのではないだろうか。専門家・当事者・ご家族が共にこのハンドブックを活用し、それぞれの視点や悩みを共有していけると、より生活に根差した支え合いが実現するのではないだろうか。

果たして、「悩んでいる」のは誰だろうか。悩んでいない人など、実はいないのではないか。生きづらさは、誰もがいつか・どこかの状況で感じたことがあるものなのではないか。

人は、他者と手をつなぐことができない生き物なのだろうか…？ いや、そんなことはない、困難な状況においても進める道はある、と希望を抱かせてくれるハンドブックになったと思っている。

ひきこもり支援の目指す姿の中で、本書で用いるソーシャルワークの意味の説明があり、ソーシャルワークとは、学術的には「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」と整理され、ひきこもり状態にある人を取り巻く社会（ソーシャル）に対して、その状況を生み出した社会を変革するための働きかけ（ワーク）をするという広義の意味で使用しているとあります。つまり、根本的な対応のためには社会の変革が必要であり、それに対する働きかけが必要であるとしたもの。ひきこもり状態の要因としては、様々なものがあり、それは社会の抱える矛盾や課題が顕在化したものであり、それらを解決しない限り、このような状態は繰り返されます。

また、ひきこもり支援の出口については、「社会参加すること」、「就労すること」のみが、支援のゴールとはなりませんとしています。これにはさまざまなご意見があると思います。これはひきこもり状態の継続を肯定するものと単純に決めつけてはならないと思います。

KHJ の R4 年度調査からも本人は就労経験ありが 7 割超、就労したいとの希望が 7 割超との結果から、就労を希望しても、企業の側に受け入れ態勢が整っていない場合も考えられます。例えば履歴の空白がある場合には、書類選考で落とされる。これは企業だけの問題ではなく、居場所などでもそこに参加する人たちの間で人間関係のトラブルに陥り、参加しなくなる場合もあります。それを解消する環境整備も重要となってきます。このような環境整備を不断に実施することが社会変革につながるものと考えます。それで解決できない制度面の不備は法整備が必要となります。

山崎 正雄 委員

ひきこもり支援をしていく中で、相談支援や居場所づくり、就労支援などをしていて、ときどき自分自身のことを考えることがある。いま自分はしあわせなのだろうか？自分は何のために生きているのか？と。ひきこもりの人を取り巻く問題は決して特別な人の問題ではない。社会で生きていくのに苦しまなかった人はいるのだろうか？自分は何のために生まれてきたのか？自分は何をしたかったのか？

ひきこもらざるを得なかった人の相談支援をする中で、未来に夢を見ながら、世間の価値観や他人からの評価、成績や技術力のなさに翻弄されて生きてきた自分の姿が垣間見えてくる。ひきこもりの人を取り巻く問題は自分自身の問題なのだ。ひきこもり支援は「生きる」ことの支援。支援する側、される側を超えて、この社会でありのままに生きることの難しさに、ともにしがきながら、ともに歩む人でありたいと思う。

第9章 資料編

意見の一覧

意見の一覧

ここからは、「ひきこもり支援ハンドブック素案を用いた意見照会」で得られた意見を一覧で示す。なお、個人情報やプライバシーにかかわる記述は削除するなどして一部加工している。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
1	当事者・家族等	Q3	2	全体			国や自治体、民間機関による公的な調査、および学術的研究から得られたエビデンスと本ハンドブックの内容をどのように整合的に理解すればよいかを説明する項目を含めてほしいと思います。P11では孤独・孤立対策推進法概要における重点を置いて取り組むべき事項に「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検討を通じた取組の推進」と書かれています。これまで、国や自治体において非常に多くの関連調査が行われてきました。また、学術的研究も多く行われています。それらの調査研究から得られた知見と本ハンドブックの内容をどのように整合的に理解すればよいかを明確にすることは広く国民に対する責任であると思われまます。
2	当事者・家族等	Q3	9	全体			当事者会に繋がっても、なかなか回復しない。50歳近くブランクのある女性はひきこもってなくても仕事はそもそももない。そのような社会の差別構造に触れるべきはないか。
3	当事者・家族等	Q3	13	全体			全体的に「行政窓口の支援者が使うもの」という印象を受けた。必ずしも「ひきこもり支援」に特化してはいなかったり、人手不足の状況もあると思うが、どういう立場の人を対象にしているか分かるとありがたい。最後のケース部分はとても良く、そこまでたどりつけば構成の意味が分かる内容だと思うが、経験の浅い人だと、脱落してしまう人もいるのではと感じた。また内容的には、福祉の有資格者なら分かっている内容という印象がある。特に15pのソーシャルワークの説明や定義の説明は、教科書通りと感じた。「ひきこもり支援」により合う内容にしても良いのではと感じる。まとめ・このハンドブックが対象とする層を明確にしてほしい・ケースはリアリティがあって参考になるが、そこに行くまでの構成に工夫が必要だと思う。・窓口の人など、支援者以外についてはあまり関係がなさそうだと感じた。また10pのスライドは細かすぎて読みにくかった。
4	当事者・家族等	Q3	17	全体			参加支援や地域づくりに関する本人へのアプローチや市町村の取組例について掲載してほしい。
5	当事者・家族等	Q3	29	全体			全体的に当事者の体験談などに偏りを感じました。当事者の体験は本当に多様なので、事例にももう少し幅があると良いと思います。当事者がひきこもっている時にどのような気持ちなのか、どのようなことをずっと頭の中で考えているかなど、当事者に聞いて書いて書いていると良いと思います。また、突っ込みすぎない支援が合っている人には向いているハンドブックと感じましたが、突っ込んで聞いてほしい当事者もいるので、(自分、仲間)幅が必要だと思います。当事者が傷つくことはなくなりそうだけど、支援者ひとりひとりの柔軟性や、良さがなくなるんじゃないかなと思いました。よりひとりひとりの当事者を理解できるような言葉や学びがあると良いです。
6	当事者・家族等	Q3	31	全体			パラサイト的な、働きには行けないけど遊びには行ける人。お金を使う事は知っているが、貯めることはできない人の事例も知りたい。最近では、完全な引きこもりは少なく親からおこずかいを貰い、外に出ていく人が見られる。
7	当事者・家族等	Q3	51	全体			全体的に時間を掛けて工夫をされてきたのが見え取れ、十年前、二十年前とは雲泥の差を感じるよいものになっていると感じます。本人が障害を持つ事例と家族が障害を持つ事例は別立ての方がよいように思います。両方に障害がある場合でも、その内容が本人と家族とで違うことがある点は強調してよいと思います。ハンドブックには書きにくいでしょうが、家族の方が問題が大きい事例はX(旧 Twitter)で度々報告されるところです。また、医療機関が対応できない事例も付記があるとよいでしょう。1) 発達の凸凹があっても平均が高ければ障害と見なされない。そも

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							そも報告事例が少なく、平均が高ければ社会でやっていけることのほうが多いかと思われる。2) 聴覚情報処理障害(聞き取り困難症 APD/LiD)は当の耳鼻科に対応機関が少なく、今でも少なくない医者に「非常に特殊なケース」と思われているらしい。
8	当事者・家族等	Q3	52	全体			全体としては「危機的なひきこもり状態に対する支援」を行政がおこない、危機を脱するまでが「ひきこもり支援である」という構成に見えた。そのことは確かに大事だが、そこから当事者の極めて多くは、たとえ働ける状態であったとしても「生活困窮者」「家族問題」「精神障害」などの支援が必要になるが、そこについては、一応の「多職種・多機関連携」があるのみで、かなり内容が不十分だと感じる。それらに繋ぐ場合は、他の支援者にも「ひきこもりへの理解を求める」ことになるため、ひきこもりから動いて「自律した人」がひきこもりとは無関係な状態像ということにはならないのでは。総じて多職種・多機関・インフォーマルな支援(当事者会など含む)との連携についての記述が、極めて不十分で、丸投げ感がある。「就労がゴールではない」というのは、働くだけが人生ではないという「ではなく」働いて自立できるほどの経済・社会状態になることはほとんど不可能で、実質はブラック企業に甘んじて数年で潰れるか、たまたま制度に守られて働いている上位1%の当事者をスター扱いしているだけである。そういう社会状況であり、幻想を与えるよりも、社会改善を主張してほしい。(それはソーシャルワーカーなら当たり前のアドボカシーのはずであり、職務としてそれを考えに入れないことは許されない)
9	当事者・家族等	Q3	54	全体			章立てに対して項目立てが多すぎてくどい。ひきこもりの予防という観点がない。
10	当事者・家族等	Q3	59	全体			当事者組織や家族支援の情報
11	当事者・家族等	Q3	62	全体			地域という言葉で、たとえば「地域の人」など、大枠すぎて曖昧に感じる。「お隣さん」「同じマンションの方」とか、お互いに声をかけやすくなるために、内容によって、ところどころ具体的に書いてあると、もし自分が近くのひきこもりの方を知っている場合、「私も声をかけてみようかな」と思うきっかけになります。
12	当事者・家族等	Q3	66	全体			災害時の対応についての助言があるとよい。サービス相談者・本人が大規模災害時、避難所等に行くことが出来ず、自宅での避難を余儀なくされる覚悟をしている現実を多くの人に知ってもらいたい。避所へ行けない人達の支援方法を考えなくてはいけない。大規模災害は近い将来必ず来ると言われているため、急務。各自自治体がひきこもりの方の情報を把握していることも大切だと思う。地域や社会で理解が進むよう、普及、啓発の重要性を載せてほしい。(事例として掲載いただいていたはどうか?)
13	当事者・家族等	Q3	84	全体			過去からの経緯や施策の状況について、もう少し PDCA に沿った記述とすべきである。これまでに実施された施策の評価、問題点、課題が明確になっていない。例えば、1. 過去の支援策は就労支援を重点としがちであったため、回復期にありすでひきこもり脱出のめどが見えていた若者に対しては一部有効であったものの、大多数の、現在ひきこもり状態で充電が充電が必要な本人や、どう対応してよいか模索中の家族に対しては効果がなかった、等 2. 精神保健の観点からまともな精神医療を求めたガイドラインについては、ひきこもりの状態像を明らかにする点では有効であったものの、解決のために精神医療を求めるには、各医師の理解不足が否めず、本人を連れてこない受診できない、等の問題を解決できなかった。これに関連して、現在の支援制度に関しては、医師の診断がなければなかなか公的な支援につながらない、などの課題も残したままとなっている。3. いわゆる「引き出し屋」の問題も解決していない。いまだに、苦しむ家族が墓にも縋る思いで、そのような悪徳業者を頼り、本人の人權を無視した強引な連れ出しなど

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							が行われており、そうした業者の規制も行われていない。4. 最近では、支援者によるアウトリーチが有効との認識に基づき、役所や保健所、一部の民間支援者などにより、ともかく本人と会えるように話を進めるような支援手法が見られるが、これは、本来家族（両親）が行うべきことを外部の支援者が行っている点で無理がある。また、オーダーメイド型の支援は理想かもしれないが、1組のひきこもり事例に対して十分なオーダーメイド支援を実施するに限りソースが不足することは目に見えている。本来であれば、傷ついた本人の安心・安全の基盤は家族であるべきであり、家族関係をそれぞれの家族が再構築するための支援こそが求められている。そのような認識で、抜本的に内容を改めるべきと考える。
14	当事者・家族等	Q3	87	全体			医療モデルから社会モデルへの転換は素晴らしいと思います。一方でひきこもりの状態が形成される背景に統合失調症等の精神疾患や自閉スペクトラム症等の発達障害が影響を及ぼしている場合もあります。こうした兆候に本人や周囲が気付く場合には、精神科医療との接点も考慮すべきだと思われれます。
15	当事者・家族等	Q3	88	全体			生き辛い時代になった、引きこもっている人だけのせいじゃないことをもう少し強調して欲しいです。
16	当事者・家族等	Q3	93	全体			どの支援機関に向けて作成されたハンドブックなのか。というのも、市町村窓口と特にひきこもり地域支援センターの記載が少なく、それぞれの連携の必要性や役割分担についてなごもつと記載があっても良いのではないかと感じました。
17	当事者・家族等	Q3	96	全体			ひきこもり支援において、発達障害の未認知やいじめ、パワハラからのひきこもりにおいては、対人恐怖等の症状、また、ひきこもりの長期化による社会不安症状等にあることの実績から、福祉サービスとの連携は必要と考えますが、福祉サービスの連携についての項目は必要と考えます。支援の多様性からも必要な項目と考えます。
18	当事者・家族等	Q3	101	全体			項目は網羅されていて方向性には違和感ありませんが、個人的にはもう少しシンプルな章立て、項目立てでよいのではないかと感じます。
19	当事者・家族等	Q3	106	全体			当事者や家族の心情を丁寧にくみ取りとてもよく出来ていると思います。支援者に対する心構えなど、事細かに文章化されていてわかりやすいです。章立て、項目は良いと思います。家族会で要望があったことは、①高齢者の介護保険のような、訪問、見守りサポートなど支援してほしい。②ひきこもり対策にお小遣い問題が議論されるが、ひきこもっているとお金がないので動き出せないこともある。月にいくらかでも援助してもらえと、動き出せるのではないかとこの意見もある。マイナナンバーカード発行の手続きに行けず、窓口で本人が来ないと作れないと言われたそうで、事情があれば、証明書が必要だがひきこもりに証明書はない。社会生活での実際の困りごとの項目があれば助かる。
20	当事者・家族等	Q3	108	全体			①全体構成 ひきこもり支援の指針には、以下の三つの要素が不可欠だと考えます。 第一に、「どのような事例がひきこもりの状態にあてはまるのか」という明確な概念規定と定義です。第二に、個別事例における「何に困難を抱えているのか、何が背景なのか」という見立て（アセスメント）の方法論です。第三に、これらの見立てに基づく具体的な支援手法（就労・就学支援、対人交流、心理的支援、心身の健康管理、生活保障など）の体系的な解説です。しかし本ハンドブック素案では、これらの基本要素が著しく不足しています。特に、ひきこもりの概念規定や定義、背景要因に関する記述が欠落している点です。第2章「ひきこもり支援対象者」（13 ページ）においても、ひきこもりの本質的特徴である就労・就学（社会参加）や交遊（対人的交流）の制限について明確な言及がなく、一般的な孤独・孤立や生きづらさの問題と不用意に混同されています。この曖昧さをも

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							たらず具体的な懸念として、以下の点が挙げられます。・ひきこもりの定義が支援者や対象者の個別判断に委ねられ、支援機関間の連携に支障をきたす・対象者自身による強い「ひきこもり」の自覚がない限り支援から漏れ落ち、孤立や社会的不平等が深刻化する・「ひきこもり支援の目指す姿」「支援における価値や倫理」が強調される一方で、それらを支える具体的な定義や見立ての方法が示されないため、支援者の独善的な判断が優先されかねないこれらの課題に対する具体的な提案として、以下を要望します：・2003 年および 2010 年発表のガイドラインに示された、就労・就学・交遊を基準としたひきこもりの定義の採用・2003 年ガイドラインで示された社会的・心理的・生物学的側面からのアセスメント方針の継承・これらの既存知見を踏まえた上での、ひきこもり支援ハンドブックとしての体系的な再構成
21	当事者・家族等	Q3	111	全体			ひきこもりは状態像であり、多様な背景を有する人で構成されます。その理解を進めるには、アセスメントにおいて、人間を多次元で多角的、包括的に見る生物心理社会モデルに基づくフォーミュレーションの考え方が役立つと思います。フォーミュレーションは、その人が直面している固有の問題に関するものです。
22	当事者・家族等	Q3	113	全体			ひきこもりの初回アセスメントシートを追加していただきたい
23	当事者・家族等	Q3	115	全体			ひきこもり当事者に対する自立・就労支援の目的や何故必要なのか位置づけを記載した方が良く感じる。孤立期間に本来得られなかった社会性を緩やかに得るなど、当事者の社会に出る為の不安を解消する為が必要。職業訓練ではなく、社会に出る一歩手前の自己肯定感を緩やかに体験の中から向上してもらう目的などを表記すると良いように感じます。
24	当事者・家族等	Q3	117	全体			当ハンドブックでひきこもりの社会参加、さらに就職についての記述が少ないのが非常に残念。『当事者を守る』との立場からの見解が中心になってしまっている。『ひきこもりの社会参加は難しい』とのイメージが生まれてしまうのではないだろうか。ひきこもりの方の中に社会参加・就職を希望する人は多い。これらの声が無視されている印象を感じてしまう。実際には社会参加につながり、就職をした人は無数にいる。どうしたら、社会参加・就職が実現できるのかについてもっと記載が欲しい。今回のハンドブックには時間的に余裕がないと思われるので、リアルタイムに期待したい。
25	当事者・家族等	Q3	117	全体			そつと後押し支援 引き出し屋を批判するあまりに、本人の意思ばかりを重視する内容が多いと感じる。ひきこもりは『本当につらい！』と訴える人も多くいる。ひきこもることの肯定も必要だが、『そつと後押し』の支援にも注目したほうがいいのではないかと感じる。ある方が、『ひきこもることのメリットよりも、社会に参加することのメリットを体感していただくことが重要である。少しでも社会に関わることをの楽しさを知っていただきたい』と話していた。ひきこもりの世界は絶望が多い。希望をもっていたくような支援方法をもっと紹介いただきたい。
26	当事者・家族等	Q3	121	全体			以下の2点を加えて欲しい。ひきこもり当事者、家族に言っていないワード、してはいけない対応の具体的な事例（原因探し、仕事のことを聞く等） 対応での大切なポイントや、かける言葉の具体例
27	当事者・家族等	Q3	123	全体			精神疾患や発達障害とひきこもりの関係性の説明の章があるといい。説明や具体的な支援の内容の記載が欲しい。 製作者一欄が欲しい。
28	当事者・家族等	Q3	128	全体			本人・家族へ援について幅広くバランス良く書かれていてと感じました。ただ、次の点が足りないと感じました。 1. 本人の心理 ひきこもりの心理は人それぞれなので一律に「こういう心理だ」とは言えないことはもちろんですが、相談を受ける立場で困っている従事者は、本人の気持ちが変わらないことで疲弊しているのではないでしょう

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
29	当事者・ 家族等	Q3	131	全体			か。 ・追加してほしい項目として「家族のケア」に関する章もあってよいのではないかと思う。・文字が主体という事もあり全体的に無機質な印象を受ける。
30	当事者・ 家族等	Q4	2	全体			記載内容がエキスピートコンセンサスのレベルなのか、何らかのエビデンスに沿ったものなのか、そうであればどのようなエビデンスに沿ったものなのか、1つ1つ明示しなくても本ハンドブックにおける位置づけを記載してほしい。
31	当事者・ 家族等	Q4	3	全体			「自律」がどういったプロセスをたどるのか、どういう姿が自律なのか、を具体的に記述していただけたとより分かりやすいと思います。・p21「ゆらぎ」というものが具体的にどういった状態なのかを説明していただけたと分かりやすいと思います。そしてその「ゆらぎ」が、本人の小さな意思決定を、葛藤を起こしながら（起こりながら）すすめていく過程においては起こるものであることを、説明していただけたと、支援者が本人に「ゆらぎ」がおこって支援が停滞したときに、支援者が「うまくいかない」とやみくもに自己評価を下げることを避けられるのかなあと思いました。
32	当事者・ 家族等	Q4	13	全体			このハンドブックの目的が「ひきこもり状態から＜自律＞でできるようになる所まで」という内容だと感じた。その意味では、外で当事者会や民間の人が行なっている活動との連携には直接関わらないような印象も受けている。また他の支援制度のリストはともとも良いが、もっと早くても良いと思う。また多職種連携の方法や、他職種への理解を求めるケースなどがあっても良いと思う。
33	当事者・ 家族等	Q4	13	全体			その他「インテーク」という用語は、今はソーシャルワークの教科書的にも「エンゲージメント」と言われるようになっていっていると思う。エンゲージメントは対等な契約の意味なので、本文にも合うと思う。・「ひきこもり支援では、電話相談、メール相談、SNS を用いた相談も受け付けます。」は必要だろうか？当たり前すぎるのではと思う。・他職種との連携により「ひきこもり支援がやらずに良いこと（フィナンシャルプランナーなどとの連携）」を書いていけるのは非常に良いと思う。
34	当事者・ 家族等	Q4	23	全体			不登校の対応も、学校復帰を目標にするのではなく、自己実現のための支援に変わりつつあります。ひきこもり支援も、社会復帰がゴールではなく、ひきこもり支援の目指す姿も自己実現のための「自律」をゴールとするなら、そのためにできる支援の流れを記していくのが本来のハンドブックのあるべき姿ではないのかと感じました。素案だとそのへんが明確にされていないために、わかりづらさを感じました。以上より支援対象者の広がり；支援対象として「孤独や生きづらさを抱える人々」とし、支援対象の定義を緩やかに設けている点を強調。支援のゴールの再定義：「社会参加や就労を支援のゴールとせず、本人の意思に沿って自己決定を促す」ことを目指している点を追記。多様な背景と共感の必要性：支援において、ひきこもりの要因となる社会構造（偏見、無理解、貧困など）を理解し、背景や状況に寄り添うアプローチが求められる点を補足が必要かと感じます。
35	当事者・ 家族等	Q4	30	全体			支援制度や支援体制の内容についてのところで支援体制連携のポイントとあります。ひきこもり相談の窓口の設置について努力義務のようなことはなく兼任であいいまいなところがあるが利用者がいたらやっとなら相談しようとしてきても親身な印象を受けないように思います。本書作成の背景というところで「支援を必要とする住民の最も身近な基礎自治体（市区町村）における支援体制の構築を進めています」とありましたのでこの機会に窓口の設置は義務化報告義務を伴うものとしてハンドブックをつくるにあたり明記して欲しいです。
36	当事者・	Q4	47	全体			ひきこもりの定義内容が期間を削除し、かつ「生きづらさ」という主観的観点になってしまっている。つまり、この

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						素案では、ひきこもりの背景が整理される方向ではなく、拡大されてしまっている。ひきこもりの支援現場は、今以上に混乱が生じてしまうのではないか。素案では、ひきこもりの「当事者」については、実質的に解釈の問題になってしまったため、本来はひきこもりの支援対象にならない事例も対応することになってしまう。しかし、支援の現場にはそれだけの受け皿は無いのが現状ではないか。支援のための法的な根拠も脆弱なままである。また、居場所などの利用者同士、利用者とスタッフ間でのトラブルが全国でも生じており、その背景にはいわゆる「ひきこもり」とは異なる人（人格的に問題が前面にある場合など）が居場所を利用し、トラブルになり、支援者がバーンアウトしている。今回、ひきこもりの対象者を広げてしまうことで、こうしたトラブルがさらに増えてしまうことが強く懸念される。そうした現実的なリスクを保留にして、対象者を拡大することの意義があるのか、疑問である。「ソーシャルワーク」の内容が唐突である。素案を読んでも、実質的に職能としてのソーシャルワークの内容が書かれている。基的人権を尊重するのは、ソーシャルワークカーだけではなく、対人援助職全般が重視している基本的姿勢である。で、ソーシャルワークに限定するような内容はハンドブックとして適切ではないと思われる。多職種で支援にあたるという素案内容とも矛盾している。ソーシャルワークの内容を削除するか、他の職能についてもバランスよく記載すべきと思われる。
37	当事者・家族等	Q4	52	全体			特に大きな問題は感じなかったが、「すでに資格を持っている支援者に伝える」のなら、ソーシャルワークの初歩的な内容は、教科書ですでに学んでいるのではと感ずるので、むしろ応用的な内容の方が良いと思う。窓口にいるけれどそれほど支援者経験がない人に伝えたいのなら、そのことは明記しても良いと思う。それ以外の立場で、インフォーマルにひきこもりについて関わっていたり、窓口や地域包括支援センター的な場所以外で活動している、地域の人に伝えるのなら、これはもう「全く役に立たない」と言っても良いと思う。
38	当事者・家族等	Q4	55	全体			予算の使い道を具体的に出してほしい。
39	当事者・家族等	Q4	62	全体			地域という言葉や、内容によっては、「お隣さん」「同じマンションの方」「同級生の方」とか、具体的に書いてあると、身近なこととして捉えられる。
40	当事者・家族等	Q4	66	全体			支援をする上で、ひきこもり当事者への居場所、理解ある就労先が少なく感じ、地域や社会を巻き込みながら社会資源の開拓をしていく意識を支援者1人1人が持つことの大切さも載せてほしい。間違った家族の対応により、よりひきこもりが長期化するケースが多いと感じているため、出来ることなら、各市町村単位、広域連合など、家族向けの支援の場を提供できる体制を整えてもらいたい。家族教室等で知識を得たり、交流する場を増やす努力が必要だと感じる。もう少し家族向けの支援対策の内容を盛り込めるとよいかなと思う。
41	当事者・家族等	Q4	73	全体			「対象者」に、「何らかの生きづらさ、困難を抱えている」とあるのが気になりました。誰しもある事だと思ってしまう点と、発達障害に関する相談が殺到しそうな気がします。
42	当事者・家族等	Q4	84	全体			内容については、支援者のアウトリーチではなく、それぞれの家族の、家族関係の再構築に対する支援を中心に置くべきである。よって、ひきこもり事例については、家族がいる場合とそうでない場合とは支援方法がおのずと違ってくるので、分けて記述すべき。また、ひきこもり本人が重篤なトラウマを抱えている場合や、非行化の芽が見られる場合、統合失調症や双極性障害、強迫神経症など精神保健の領域の症状がみられる場合なども、当然ケースとしては別にすべきである。家族の支援に関しては、壊れかかった家族の関係を再構築するための方法として、本人とのコミュニケーションの具体的な方法を多く記述することで、本人とのコミュニケーションがうまく取れずにいる家

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							族にとつて大いに参考にあるものと思われる。また、本人の発している小さなSOS、サインを見逃さないためにどうするか、を具体的に紹介することも有効と思われる。あと、重要ではないかもしないが、いかにもコンサルめいた横文字はなるべく使わないこと。
43	当事者・家族等	Q4	87	全体			「ひきこもり」という用語が、当事者からすると受け入れられるものかどうかは疑問が残ります。別語の提案は難しいのですが、当事者御本人は、決して「こもって」いるのではなく、今の瞬間を生きている場として、周囲の人々や社会との接点のない空間や時間を選んでいるのですから、「社会や人間関係から自主的に離れて生きてきている、でも、その状況に必ずしも満足せず、未来に向かって上昇志向を有している」という内容を表現できる用語はないでしょうか。
44	当事者・家族等	Q4	91	全体			期間（6ヶ月）が無くなることは賛成ですが、そうなることは高校中退と、ひきこもり支援の接続がより求められることになると思います。6ヶ月の期間は、精神医学上の疾患判断の多軸の一つを採用したため（精神疾患との弁別）と思われるのですが、同時に支援のタイミンを先延ばしにしてしまうことにつながり（ハンドブックでは、6ヶ月経ないと対応しないという事例も紹介されている）、ご家族からの不信感を抱くことが散見されます。本ハンドブックに望むこととして、教育との連携をどうしていくのかに言及して頂きたい点です。また、SSWやユースソーシャルワーカーの存在にも言及頂きたいです。就労をゴールにしない（自立ではなく自律）という考え方には賛成ですが、自立を望んだ時に、地域若者サポートステーションの存在は無視できません。そこについても言及して頂くことを望みます。
45	当事者・家族等	Q4	103	全体			このたびはこうしたハンドブックの作成を進めていただき、誠にありがとうございます。ハンドブックの中で支援にあたっての共通理解を繰り返し強調していただくことはとても大切だと感じます。就労や社会参加が一義的なゴールではなく、自律ができるよう伴走型支援を行うことを明示いただいたことはひきこもり支援に限らず様々な支援の考え方を根本から転換させる流れを生むものと期待しております。そのうえで、いくつかご検討いただきたいことを記載いたします。 ・理念に加えて支援例を示すことで理解しやすさが高まると思います。支援に不慣れな方にとつては、例示を読んでも初めて理解できることも多いと思いますので、ぜひ支援例をさらに充実していただければと思います。
46	当事者・家族等	Q4	103	全体			ソーシャルワーク、エンパワメント、ワンダウンプोजション、支援の主体、スーパービジョン、葛藤、投影、アウトリーチ活動といった用語は、福祉や保健医療等に関わる立場ならわかりやすいと思いますが、支援者の中には様々な経験をもち方もいると思います。初出の際にそれぞれの用語の説明や、具体的な場面などを入れていただくとわかりやすくなると思います。
47	当事者・家族等	Q4	103	全体			一文が長く、代名詞が何を指すのかちよつとわかりづらいつつところがあります。てにをはの誤りも散見されました。読みやすさの改訂作業を進めていくと思いますが、ご検討のほどお願い申し上げます。
48	当事者・家族等	Q4	107	全体			「社会参加の実現や就労することは支援のゴールではありません。」と言い切ってしまうのは、就労や社会参加を望む当事者や家族の思いに反し、就労支援や社会参加への支援を否定することにつながりかねません。その人なりの社会（人）とのつながり方を見出し自分らしく生きていくことや社会の中で居場所と役割を感じられるようになること、その一つの方法として就労があることは伝えるべきです。標準労働にこだわらない多様な働き方の創出や誰もが自分の力を発揮できる社会をつくっていくことはひきこもり支援にとつて重要な視点です。このハンドブックでは、就労支援についてはふれないという方針であったとしても、ハンドブックと社会参加・就労支援との関係を明確にすべきです。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
49	当事者・ 家族等	Q4	108	全体			②A 支援における価値や倫理の過度の強調について ハンドブック素案は「ひきこもり状態にある本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる（自律する）ようになること」（第2章、14ページ）を目標とし、対象者との信頼関係の構築を重視しています（第4章、30ページなど）。しかし、この方針には以下の問題があります。 第一に、具体的ニーズの把握と充足が後景に退き、人格的なかわりが前面に出ています。そもそもひきこもり状態の人のすべてが支援を必要とするわけではありません（2010年ガイドライン、5ページ）。支援の必要性に関する議論を欠いたまま「どんな支援者が望ましいか」を強調することは、あたかも「支援者ありき」の本末転倒な方針と言えます。 対象者の自律性の尊重は、支援者の「価値や倫理」に従属させるべきではなく、多様なニーズに応える対話を通じて実現されるべきです。また、就労や社会参加を「支援のゴールではない」（14ページ）と断言することは、支援者の価値観によって支援の選択肢を制限し、就労や社会参加をはじめとする支援策の発展や維持を阻害し、結果的に対象者の機会を奪うことにつながります（なお、この方針は24ページの就労・経済的自立支援の記述とも矛盾します）。 第二に、明確な目標設定のないまま支援の具体論に入ること、人格的な関係づくりが支援の成否を決めるかのような誤解を生みます。これは支援者に「関係構築」という過度の負担を強い、また対象者の人格や内面への不適切な介入を招く恐れがあります。特に訪問型支援（34ページ）において、人格的な関わりが本来の支援目的から離れて自己目的化するれば、対象者への「侵襲性」が強まる危険があります。 第三に、本ハンドブックは「自治体等においてひきこもり支援に携わる支援者が、（中略）本人やその家族に対して、どのように関われば良いのか、（中略）支援者としてどのように寄り添うのか、何をすべきか」（68ページ）を理解する資料とされています。しかし福祉における支援は、社会資源やネットワークを総合的に活用して行われるものであり、支援者個人の努力で完結するものではありません。2003年のガイドラインが指摘するよう、支援者自身もネットワークの一員に過ぎません（36ページ）。 このように、支援における人格的要素の過度な強調は、支援者への過大な要求となり、対象者の内面への不当な介入を招く一方で、具体的な支援内容の軽視につながりかねません。支援の本質は、対象者のニーズに即した具体的な援助を、社会的なネットワークを通じて実現することにあるのではないでしょうか。 ②B ハンドブックにおける対象者像の偏りと根拠不足について 本ハンドブックは、ひきこもりの定義や背景に関する体系的な記述を欠く一方で、一部の事例やイメージの一般化が目立ちます。 1. 社会的背景の一面的な理解 ・「ひきこもり状態を生み出す社会のありよう（差別や偏見、無理解）」（4ページ） ・「ひきこもり状態となる理由や背景は、今の社会の中での「生きづらさ」の結果」（18ページ） これらはひきこもりの一側面に過ぎず、ライフコースの多様化など、より広範な社会的文脈への言及が必要です。また「生きづらさ」を支援対象の定義にも背景にも用いる循環論法は、現象の理解を妨げます。こうした主張には調査研究などによる裏付けが必要です。 2. 対象者の実態と異なる想定 ・「相談機関に相談することが今後の生活に向けた第一歩」（4ページ） ・「ひきこもり状態に至るまでどのような生き方や人生を送ってきたのか、その背景をしつかりと把握する」（17ページ） 実際の調査では、ひきこもりの該当者の4割以上が家族以外との会話をしています。また就労経験のある人が7割近くいます（内閣府政策統括官（政策調整担当）「こども・若者の意識と生活に関する調査」、2023年）。支援機関につながるまで全く社会との接触がないかのような記述は、対象者への誤った理解を広めかねません。 3. 表面的な理解の助長 ・「甘えや怠けなどといった本人の問題として、いまだ偏見や誤解が」（22ページ） ・「人として尊厳ある存在」「無限の可能性や潜在的能力を有する存在」（17ページ） 偏見への注意喚起は重要ですが、背景説明が不十分なまま「甘え」という言葉を出すことは逆効果です。また、ひきこもり状態の人だけを取り出して「尊厳」や「可能性」
50	当事者・ 家族等	Q4	108	全体			

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							を強調することは、かえって特別視につながりかねません。4. 支援イメージの偏り・「ひきこもり支援に従事する支援者は、従来の福祉関連制度の支援につながりにくいひきこもり状態にある本人やその家族に対する丁寧な支援を長期的に行うことが多い」(9 ページ) ・「特に、不登校から長くひきこもり状態になった人やその家族は、中途退学や卒業のタイミングで福祉の相談窓口につながることも多いですが、ひきこもり状態に対する明確な支援手法が見つからない、提供できるサービスや支援がない、さらには窓口で相談しても解決できない、窓口につながるようになりまし現状などもあり、数年から数十年にわたり長期のひきこもり状態が継続するという事例が見られるようになりまして」(9 ページ) 長期化などの現象に触れるのは必要だといえますが、思いつきの特定のケースについて論じているようにも見えます。不登校や中途退学について触れるならば、むしろ相談窓口につながるケースが深刻化するのではないのでしょうか。ひきこもり事例の全体像についてバランスよく、調査研究などに基づいた解説をお願いします。また長期の事例を支援者のみが増えなくてはならないかのような記述は、支援者の「価値や倫理」の強調と相まって、むしろ支援者の負担を増やしかねません。後述のように貧困や暴力の問題もひきこもりと重なる中で、ひきこもり支援のみを長期に続けることも適切でない場合があります。5. 根拠不明な解釈の提示 ・「生き続けるために、ひきこもり状態にならざるを得なかった」(14 ページ) ・「一方で、ひきこもり状態にある本人やその家族が、自ら社会との関係を拒絶し、ひきこもり状態にある場合等(セルフネグレクト)は、訪問や声かけを通じて関わりを持つことも求められますが、その関わり自体が「侵襲性が高い(相手にとって負担が大きい)」ということを理解し、状況を見極めて対応することが求められます」(13 ページ) 社会的孤立が健康に及ぼす影響が指摘される中で、ひきこもることを生きるための方策のように捉えることは危険ではないでしょうか。社会的孤立の影響について、生活の質へのリスクも含め、実情に合わせた検討が必要とされます。対象者の理解という観点からも、孤立を主体的あるいは宿命的な選択として捉えるような、憶測に基づいた記述は偏見をもたらし恐れがあります。
51	当事者・家族等	Q4	108	全体			また、ひきこもりとセルフ・ネグレクト、社会との関わり拒否が不用意に同一視されていますが、社会との関わり拒否は個別の事例において丁寧に理解するべきです。研究者は、社会との関わり拒否はセルフ・ネグレクトそのものではなく、付随する概念であると整理しています(野村祥平ほか「高齢者のセルフ・ネグレクトの理論的な概念と実証研究の課題に関する考察」)。これらの問題に対し、以下を要望します：1. ひきこもりの概念や定義の記述に基づき、多様な事例や背景への体系的な目配り2. 既存の統計などを活用した対象者像の立体的な紹介3. 事例の多様性に応じた支援の必要性や目標に関する丁寧な解説 ②C ひきこもりに重なる複合的課題(貧困、精神疾患など)について 本ハンドブックには、ひきこもりの定義や状態像、緊急支援の必要性に関する基本的な解説が欠如しています。この欠落は、以下の深刻な問題を引き起こす可能性があります：第一に、人命・健康の保護という支援の基本原則が軽視される危険性です。ハンドブックは「本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決めていく「自律」(14 ページ)や、「一人ひとりの意見を受け止めて本人やその家族のペースに合わせたオーダーメイド型の伴走型支援」(14 ページ)を強調します。しかし、これらの前提となるべき基本的な人権や心身の健康への配慮が不明確です。さらに、経済的困窮をひきこもり相談から除外するような記述(48 ページ)は、深刻な問題を見逃すリスクを含んでいます。第二に、支援の必要性や緊急度の判断基準が示されていません。「本人が変化する必要はない」(43 ページ)という記述は、どのような状況を想定しているのでしょうか。生命の危機や自傷他害のリスクがある場合にも、この原則は適用されるのでしょうか。このような判断基準の欠如は、緊急を要する事態への適切な対応を妨げかねません。第三に、家族支援の方針に関する問題があります。家族を支援対象者に含めることで、家族自身が抱える貧困、暴力、高齢化などの問題が、「ひきこもり支援」の枠組み

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							の中で見過ごされる危険があります。また、本人と家族の立場を同一視することは、共生関係の構築を助長する可能性もあります。これらの問題に対する建設的な提案として、以下の視点が重要です：・生活困窮者自立支援制度の「断らない相談」の理念を踏まえた、包括的な支援体制の視点や、重層的な支援体制整備事業との連携を前提とした複合的課題への対応・家族を一律に「ひきこもり」の支援対象とするのではなく、各個人の抱える固有の課題に応じた支援体制の整備 ハンドブックが「ひきこもり」の状態像や支援対象を恣意的に限定することは、包括的な相談支援の理念に逆行します。むしろ、複合的な課題に対する統合的なアプローチを示す内容へと再構成されることを望みます。
52	当事者・家族等	Q4	109	全体			記載内容について不備はないと思いますが、ひきこもり支援にあたっては、支援者の皆さんは、なかなか支援が進まないことに焦りや力不足を感じている方も多くいます。そんな支援者の皆さんが励まされるような、ねぎらいの言葉や実際の支援の実例などが載っているとより良いと感じました。
53	当事者・家族等	Q4	111	全体			1) 居場所について「物理的空間」の観点からの記載になっているが、本人にとつての「セーフスペース」という視点からの記述や言及を設けるべきではないか。2) ひきこもり支援対象者について、ひきこもり期間で支援対象を制限しないという考え方には賛同する。しかし、実態をモニタリングするという意味では、一定の期間を設けるなどの定義が必要になる。「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」においては3か月以上とすることなど、既存の調査よりも広い対象として、かつ「社会的ひきこもり」に限定しない調査を行った。 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000105429.html 3) 支援において、自傷他害のおそれがある場合の緊急避難措置の記述を明確にする必要がある。「支援対象者に関する情報の取り扱い」における留意点に記述を設けることが望ましい。
54	当事者・家族等	Q4	112	全体			全体を通して序章（1）本書について【本書は、「ひきこもり状態にある本人やその家族」へ関わる全ての支援者が支援にあたるための参考（拠り所）にしたいと作られています。】にあるように、これまでは相談に来られたご家族にむけて「本人に会わない」と本人のみの支援が中心でしたが、家族支援にも目を向けて下さっているのが嬉しいです。本人の社会は家庭しかないのですから、家族や家族を取り巻く社会の在り方にも目を向けて下さっているのも嬉しいですね。第1章はじめに（1）本書作成の背景について 本書では、1980年代～1990年代前半の実情が不足していると感じました。東京シュレー（フリースクール）についての記載のみですが、そのころには不登校・ひきこもりを対象としたフリースペースがいくつかできております。
55	当事者・家族等	Q4	112	全体			斎藤環先生が1998年に書かれた著書で「ひきこもり」という言葉や概念が全目的に広がったとありますが、その当時第1人者としてメディアに取り上げられていた斎藤環先生ですが私の知る限り家族の大切さについてはほとんどお話しされておりませんでした。不登校・ひきこもりについて「家族の問題、在り方に焦点を当てていたのは」フリースペースでした。代表の富田富士也先生はひきこもりについてシリーズで出版し（1冊目は1992年・引きこもりからの旅立ち）全国を回り講演会を開いていらっしゃいました。「引きこもり」という言葉を最初に積極的に使われていたのは富田先生です。
56	当事者・家族等	Q4	115	全体			フリースクールと言う言葉は使用してはいたが、シュレー以前にも不登校やひきこもりの若者対象とした居場所機能は存在していたと考えます。
57	当事者・家族等	Q4	116	全体			権利擁護支援の部分について、他福祉分野では記載されるのですが、内容として記載されていることはよくわかりませんが、支援の基本スタンスとして「権利擁護」を入れるほうがよいと思います。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
58	当事者・ 家族等	Q4	116	全体			本人の意志が明確でないことが多いため、支援者が苦慮する場面は多い。言語や文字で表現することでない意志表示もあり、それを支援者が汲み取ることが必要です。いわゆる「意思決定支援」のこともにも触れる必要があるのではないかと思います。
59	当事者・ 家族等	Q4	116	全体			障がい認定などない状態から診断や認定にいたる場合も多いため、権利擁護、意思決定支援を記入いただきひきこもり支援においても意思決定支援の研修や訓練が支援者側に必要だと記載していただくほうがよいと思います。
60	当事者・ 家族等	Q4	116	全体			生活困窮者自立支援制度では、ひきこもり支援を含んでいます。中高年は支援対象と認識しますが、工学所得世帯で子がひきこもりの場合にはどうしても生活困窮制度の対象なのかと疑義が生じます。ひきこもりの原因はさまざまであり、複数であり複雑な状態であれば重層的支援の対象になります。生活困窮支援の記載と同じように重層的支援の記載を充実することが必要だと思います。医療、保健、福祉、子育て、障がい、教育などどの分野にも該当しそうですが、それぞれのりしちをぶ厚く、支援者の手をあと少し伸ばしあつていく支援が必要な分野がひきこもり支援だと思います。そういった意味で重層的支援ができたのでは。もつと記載していただくほうがよいと思います。
61	当事者・ 家族等	Q4	116	全体			ケースのつなぎかたの記載が弱い。子どもの頃から継続して課題がある人は何度も同じ説明をしなくてはならないことが大きな負担になっています。不登校時代からなら記載があつてそれをリレーしながら成人期を迎えられるような「母子手帳」の延長版が必要ではないかと思ひます。このような記載があればよいと思ひます。
62	当事者・ 家族等	Q4	117	全体			・『自律』という言葉が誤解を生む恐れがある 精神的な自立が『自律』となるが、字をそのままとえらると『自分を律する』のととらえ方もたれやすい。場合によっては、世間の一般的な規範をもとに自分を律していくのが『自律』ともとらえかねない。そうすると、ひきこもりの方は世間の一般的な規範を忠実に守ってきて、耐えられなくなつてひきこもつた方も多くいて『これ以上世間に合わせて頑張らないといけないのか?』となつてしまふ可能性がある。誤解のないように、『自律』の意味をハンドブック内で説明しておいた方がよいかと思ひます。・『自律』は難しい ひきこもりにには『自律』を目指すこと、重視することが大切だということとは同感である。しかし『自律』を、いきなり、ひきこもりの方々に求めると難しいと感ずる、自律は『他からの支配・制約などを受けて、自分自身で立てた規範に従つて行動すること』となつてゐる。ひきこもりの方々の多くは、自分自身の規範がよくわからない方に『あなたはこゝからどうしたい?』と聞いたたら、『そんなことを考えたことがなかつた』と答えた。また、他のひきこもりの方にもどんな仕事かしたい?』と答えていた。他者に支配されない自分自身の規範というものは様々な人間関係の経験の中で形とまどつてしまふ』と答えていた。他者に支配されない自分自身の『自律』を重視しろと言われてもでてこないことが多い、成されるものだと感ずるので、ひきこもつてゐる方の『自律』を重視してもでてこないことが多いと思ひ、支援者が混乱してしまふのではないかと思ふ。・ひきこもり支援の目的 ひきこもりは多様の表現が多くある。確かに多様ではあるとは思ひますが、このことを重視するあまりに支援がわかりにくく、困難になつてゐると思ひます。支援者に『ひきこもりはよくわからないか難解』と印象を与えてしまふと思ふ。一つの考え方として、心理的側面からみたとらえかたが必要ではないかと思ひます。当ハンドブックでは『ひきこもりの方々の自律』を重視してゐる。これを逆説的にとらえらると『他から支配・制約を受けて、他者に立てられた規範従つて行動をしてゐる』のがひきこもりの心理的状態ととらえることができると感ずる。この状態の具体的事例を示すとわかりやすいと思ふ。また、『自律』が実現して人たちはどう心理面が變つたのかを具体的に示すと、心理的側面からみたとらえかた

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
63	当事者・ 家族等	Q4	122	全体			ひきこもり当事者自身(過去、現在進行形問わず)が社会で行動・活躍されており、社会にとつては必要不可欠な存在になっているという箇所があると良いと思う。
64	当事者・ 家族等	Q4	125	全体			支援も目標をそれぞれの生き方を自分で決めていく支援としたのは素晴らしいです。ひきこもりを自己防衛だけでなく、もっと積極的にとらえてもよいのではないかと思います。社会の中で生きづらさを感じ、社会と折り合って自分の生き方を模索していくきつかけとなるのが「ひきこもり」だと思います。支援の方向目標として、ひきこもりから抜け出すことが前提となっているように思います。家庭に留まりながら生きていくことを選択している人も見えます。家庭に留まりながらも、自分の人生を充実させていく生き方もあると思います。
65	当事者・ 家族等	Q4	125	全体			精神保健的対応からソーシャルワークへの転換は支持しますが、統合失調症、摂食障害、強迫障害などへの対応も、もう少し詳しくあってもよいのではないのでしょうか。
66	当事者・ 家族等	Q4	125	全体			家族会の役割について記述が見られないのは残念です。長期のひきこもりの場合、家族にとつての居場所である家族会が家族にとつても不可欠です。家族会の組織や運営支援など、支援者の役割も大きくあると思います。
67	当事者・ 家族等	Q5	10	全体			本人が引きこもりを認めない場合はどうしたらいいのか？
68	当事者・ 家族等	Q5	61	全体			ひきこもりの人・家族の支援にあたっては、その理解がきわめて大切であることから、どこかで引きこもりの人・家族についての構造的な理解の図やその説明があるとういのではないかと感じた。たとえば長谷川先生がまとめられているものを活用させていただくなど。
69	当事者・ 家族等	Q5	75	全体			ガイドラインを一気に読んでみてもなかなか頭に入るのは難しいです。「支援の心構え」「場面別の対応」などに分かれていますと、最初の項だけまず読んで、その後は困った場面ごとにガイドラインを参考にする、という方が良いように感じました。
70	当事者・ 家族等	Q6	108	全体			このようなハンドブックを取りまとめることは困難な作業であり、関係者の方々のご努力に敬意を表します。しかし、策定のために集まった方々の多様な意見を取り入れることが、逆説的に「ひきこもり」のハンドブックとして存在意義を揺るがすような危うさを感じています。定義を明確化せず、支援目標を柔軟化するなどの方針は、目の前の人を支援する実践においてはおそらく重要な要素です。しかし、これらの個別事例から導かれた「定義をしない」「具体的な支援目標を掲げない」という方針を一般化することは、別の課題を生み出す可能性ががあります。潜在的にひきこもりに悩む人々の発見や、ひきこもり支援に関する知見の蓄積・共有、さらには支援成果の評価や改善が困難になるのではないのでしょうか。策定のために集まった方は、ひきこもりについて「分かっている」状態で対応の柔軟化を目指していることになれば、これからハンドブックを読む方は「分からぬ」状態でそのままに放置され、理解の分断や支援の不平等が広がることとなります。このように、本ハンドブックは「個別に要望を出された方々も意図していない影響をもたらす可能性ががあります。そこで、混乱や支援の後退を防ぐための具体的な提案として、2003年および2010年のガイドラインとの併用を本ハンドブックの基本方針として位置づけることを要望いたします。
71	当事者・ 家族等		138	全体			【羅針盤として元氣になっていく道筋の図示ご提案】支援者も家族も、本人にかかわる悩みの多くに、先の展望（どのように元氣になっていくの道筋）が見えない悩み（不安）が共通していると思います。元氣になるための回復の段階などを示せると支援者の羅針盤のひとつになるかと思いました。
72	自治体	質問5	15	全体			ひきこもり支援を行う際に必要となり得る精神疾患の特徴や基礎知識の項目を加えていただけるとより良いのではないかと思います。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							統合失調症、てんかん、鬱、躁鬱、発達障害、依存（アルコール、薬物等）等。
73	自治体	質問 5		全体			支援が進まないと感じる時について項目を立てていただきたいです。
74	自治体	質問 5	20	全体			第4章に家族が解決を急ぎすぎない、支援者に対して要求が多くなる場合の対応などを追加してほしい。
75	自治体	質問 5	26	全体			（1）本書作成の背景のひきこもりの歴史の部分は、現在にとつて必要な記載だけにどめた方がよいと思う。読まないし、読む気がなくなる。特に、○参考資料（「ひきこもり」に関する取組や出来事等）の部分は、巻末にあった方がよい。
			28	全体			（1）本書作成の背景についても、記載を最小限にとどめてほしい。現在のひきこもり支援に関係がないし、ミスリードさせる部分が多い。 （2）ひきこもり支援の現状と課題の部分が、本書が必要とされる理由だと思われるが、長々しく、読まない。文章全体を通じて、文章を読むのを得意とする人向けの記載であり、学者じゃないので読まない。 一つ一つ研修する必要がある。それでは、この「ハンドブック」に込められた思いは達成できず、本だなの奥にしまわれるだけになってしまう。 内容の構成以前に、読む人の知的レベルの想定が高すぎる。ページ数が増えても良いので、内容が完結であり、少ない教示内容を、端的に教えることを繰り返す構成である必要がある。 下線を引くことで強調していると思われるが、かなり読みにくい。黒色をグレーにするなど、配慮が必要。一行の文字量が多く、読みにくい。論文じゃないので、文字が多いと、それだけでスタッフは読まない。 もくじを読んで感じるのは、 ・量が多い。これを誰が全部読むのだろう。 ・研修で行うには、全体概要すぎる。 ・誰がどのように使用する資料として作成しようとしているのか、微妙。全体向け過ぎるのではないか。
76	自治体	質問 5	44	全体			ひきこもりの回復の道筋と支援の目的を章立てしていく必要があると思います。またどういう大人の対応が求められているのか、どういう対応をしていく必要があるのかについて記載していく必要があります。 回復の道筋が書かれていないように思いますが、回復の道筋とどうなればひきこもりから抜け出せていくのか、どうしていくことが大切となるのかについて、詳しく記載をしていく必要があります。周りの社会や大人の対応がいつまでも「こうでなければいけない」といった親や社会の価値観を当事者に押し付けている対応をしているため、当事者はひきこもりから抜け出すことはできない。親がいつまでも子供への期待を手放さないようにしているため、いつまでも学校に行かせなければいけないとか、社会参加させていかねばいけないという事を目的としている当事者はひきこもりから抜け出すことができないため、ただひきこもりは長期化していくだけである。この点を知ることと回復の道筋としてはまず子供を元気にしていくための関りをすることであって、その点を理解していないとひきこもり支援はうまくいかない。目的は子どもが幸せであって、幸せを感じていくようにしなければ自分自身の道を模索していくことができるようになり、それは社会参加にもつながっていく。順番が大事でまず子供を幸せにしていこうとである。そして自分で自分のことを認めていくこと、自分を肯定していくことになること。これを目的としていくことが大切であると考えます。
77	自治体	質問 5	64	全体			p23に「精神疾患や発達障害の正しい知識を身につけることは必須」とあり、作成予定の巻末のアセスメントシートに記載があるのかもしれないが、どのような状態に留意が必要かわかるとよい。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
78	自治体	質問 5	64	全体			家族支援のプロセスやそれによる家族の変化のプロセスについても知りたい。
79	自治体	質問 5	86	全体			素案に記載がないが知りたい項目：ひきこもりと発達障害や精神疾患との関連について。ひきこもり支援の予防的事業や事例について。8050 問題の好事例。
80	自治体	質問 5	99	全体			P23 「発達障害への理解と必要性について」とあるが、ひきこもり対象者は精神障害も有しているケースも多いため、精神障害についても記載が必要だと思われる。
81	自治体	質問 5	110	全体			「定義上のひきこもりに該当するが支援を必要としない人」も存在するはずですが、それらの検討が見当たらない。当事者が拒絶をしても「本当の意思ではない」「伝えられないだけ」「社会・環境が原因」という認識に立ち、あの手この手で絡み続ける支援が肯定されています。
							“多様性” “意思の尊重” “尊厳ある存在” と価値観がアップデートされているのに「ひきこもり＝支援が必要な人」という前提が変わらないことに違和感があります。不合理で非生産的で人生における悪手のような選択を続ける人を見守り続ける非支援的態度もあってよいと感じます。
82	自治体	質問 5	124	全体			・ひきこもり支援に医療機関、保健所（保健師）が連携した事例の示しがほしい。 ・国の補助金の対象となっている各事業の実施要領のような内容がほしい。 ・ひきこもり地域支援センター事業、支援ステーション事業に該当する自治体が構成事業をどこまで直営で、どこまで委託で実施しているのか、パターンで分けるなどして参考が示されるとありがたい。 ・講演会を依頼できる団体、人材、問い合わせ先の一覧があると継続的に企画しやすい。
83	自治体	質問 5	127	全体			・必要ない項目は特にならないが、もう少し内容がまとまりページ数が少なくなるとよい ・入門編、実践編など、ニーズに応じたハンドブックにすると見やすい
84	自治体	質問 5	129	全体			支援機関によっては、福祉系の業種外の職員が管理職を担う場合があります。ハンドブック素案に支援者が疲弊すること、チーム支援が必要なこと、支援期間が長期になる可能性が高いことは記載されていますが、費用対効果等の数値的な評価が難しい側面があることを記載してほしいと思います（支援者の支援活動の評価が難しいことも踏まえ。）。
85	自治体	質問 5	132	全体			もう少し具体的に知りたい項目
86	自治体	質問 5	150	全体			ひきこもりの状態と障害、精神的、内科的な病気との関係。初回相談でその見立ては必要だと考えます。
							支援者の心構えやあるべき姿勢等について詳しく記載しており、ひきこもり支援のガイドラインになると思うが、対象者への関りや支援に悩んだ際の拠り所としては具体性に欠け、実践的ではないように思う。
87	自治体	質問 5	150	全体			ひきこもり＝精神疾患ではないことの記載とともに、ひきこもりと関係性の深い発達障害や精神疾患について記載する必要があるのではないか。医療（特に精神科領域）との連携についても記載いただきたい。
88	自治体	質問 5	150	全体			ひきこもり当事者や家族からの言葉やメッセージ（回復の過程や支援者に望むこと等）を掲載できないか。
89	自治体	質問 5	150	全体			アセスメントを通して対象者の強みを捉え、強みを生かしたストレスマネジメント視点で支援を行うことについて掲載してはどうか。
90	自治体	質問 5	150	全体			ひきこもり支援において望ましくなくない対応や NG な言動について、本文中の関係個所にそれぞれ記載されているが、まとめて再掲いただけると一目でわかりやすい。
91	自治体	質問 5	152	全体			「ひきこもり状態にある本人」「ひきこもり状態にある本人や家族」という言葉が目立ちます。このハンドブックで言う本人が「ひきこもり状態にある本人」であるなら、以下本人にするなどしたほうが見やすいのではないかと思う。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ます。
92	自治体	質問 5	162	全体			支援者の関わり方に重点が置かれており、国全体で支援を広める方向性などの具体策の記載がなく、国県が主導若しくはバックアップのイメージや具体策が示されておらず、自治体との温度差が生じている。
93	自治体	質問 5	201	全体			ひきこもり状態の本人への最初のアプローチの方法を具体的に教示してほしい。
94	自治体	質問 5	205	全体			・ハウツーではなく心得・配慮すべきことがまとめられているので、日常使いするのは事例かもしれない。 ・ハンドブック作成の背景、支援者の心得、支援方法、事例集が1冊になると最終的に100ページを超えるということなのでボリュームが大きいと感じる。分冊化してほしい。 ・西暦と元号が併記されていて、煩雑な印象。また西暦と和暦が混合している。 ・重要と思われる部分には下線を引く等、工夫をした方が読み手にわかりやすいのではないか。
95	自治体	質問 5	205	全体			例) p49 の家族への攻撃的言動や家庭内暴力がある場合の部分の記載では、警察に通報するという点が一番大切と思われるが、いろいろな記載されすぎて見逃されてしまうといったような例。
96	自治体	質問 5	205	全体			・文章の途中で、カッコ書きが多くスムーズに読めない。文章の中に整理して入れ込むか、最後に注釈としてまとめる方が良い。 例) P5 「ひきこもり」という概念は、昭和30年代から注目されるようになった不登校（当時は「学校恐怖症」や「学校ざらい」、「登校拒否」）から端を発しています。→「ひきこもり」という概念は、昭和30年代に「学校恐怖症」や「学校ざらい」、「登校拒否」として注目されるようになった「不登校」から端を発しています。 例) P6 1999年（平成11年）には、KHJ親の会（現KHJ全国ひきこもり家族会連合会の前身）が埼玉県にて発足しました。→1999年には、KHJ親の会（※1）が埼玉県にて発足しました。 ※1 現KHJ全国ひきこもり家族会連合会の前身 ◆内閣府「生活状況に関する調査」結果（平成27及び30年度）平成27年度 15歳～39歳 1.15%（推計 54.1万人）→◆内閣府「生活状況に関する調査」結果 15歳～39歳 1.15%（推計 54.1万人）※1 40歳～64歳 1.45%（推計 61.3万人）※2 ※1 平成27年度調査 ※2 平成30年度調査
97	自治体	質問 5	209	全体			支援が必要な方を取りこぼさないことを目標にするあまり、支援の対象や方向性が曖昧になり、わかりにくい印象。
98	自治体	質問 5	209	全体			「支援者による心ない言葉」という表現が随所に出てくるが、家族の支援者に対するネガティブな感情を煽るおそれがあるように感じる。
99	自治体	質問 5	209	全体			医療モデルの考え方も否定せず、病気や障害特性の視点も、事例のみではなく本文に盛り込む必要があるのではないか。
100	自治体	質問 5	209	全体			章立てが9層にもなっており、重要なポイントは何か、どこを見ればよいかかわりにくい。キーワード、キーワードで整理してほしい。配慮すべきポイントは大事だが、繰り返し出てくるのは冗長な印象を与えてしまう。「参照」を活用してはどうか。
101	自治体	質問 5	214	全体			長期化する伴走支援のための心構えや注意点
102	自治体	質問 5	217	全体			全体的に文字が多く、ひきこもり支援を経験している者であれば具体的にイメージできますが、全く経験していない者が読んで理解するには難しいのではと考えます。例えば、①若者のひきこもり、②8050世帯・9060世帯のひきこもり、③精神疾患で受診を要する場合・未治療の統合失調症の場合などパターンに分けて、フローチャート等で整理して図を作成してはどうか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
103	自治体	質問 5	217	全体			「引き出し屋」などひきこもりの親の親の不安につけこんだ業者への注意喚起を明記してはいいか？
104	自治体	質問 5	224	全体			今回のハンドブックは全体としてケースワークを主軸とした内容となっている印象を受けた。前回のガイドラインに記載のあった精神障害などの医療についての記載がないが、医療的な支援が必要な場合もあるため医療的な支援に関する記載があったのもよいのではないか。ただし、ひきこもり支援は医療に丸投げということにならないように、医療ができる支援やその限界、ケースワークとの連携の具体的な手法や事例などの解説があるとうよいと思います。ぜひお願いします。
105	自治体	質問 5	227	全体			事例のなかに「疾病/障害を有する事例」や「自傷行為、自殺企図等、希死念慮が見られる事例」があることもあり、疾病（特に精神疾患）、障害（特に精神および発達障害）についての、制度や国および都道府県の関係機関、厚生労働省の関連ページなどの資料がまとめられていると、便利かと思えます。
106	自治体	質問 5	230	全体			文章で記載されている部分が多く、ポイントがわかりづらいように思えます。箇条書きにできるところは箇条書きにしたいと思います。
107	自治体	質問 5	233	全体			全体的に解りにくく感じる。
108	自治体	質問 5	234	全体			事例において、対象者が変化していった経過の記載がある。支援の現場において、その変化が起こるには本人の受け入れのタイミングと支援者の声掛けのタイミングが一致しないと前に進むことが難しいと感じています。支援者是对象者のどのような状況を介入タイミングと判断したのか、どんな声掛けをしたのかをポイントとして記載していただく、普段介入が難しいと感じている事例のかかわり方やアセスメントの参考となると思います。
109	自治体	質問 5	241	全体			全体的には、よいと思うが、医療の紹介の部分、訪問に関する部分は、丁寧に記載する必要がある。
110	自治体	質問 5	241	全体			全体的に「本人が支援につながってから時間が経たない」というのを丁寧に伝えていくように思うが、本人に会えるまでのその手前の家族支援の段階にもかなりの時間がかかることや、家族を切らずにつなげていくことの大切さや家族への支援で何をしてくとよいのかということをもう少し書いてあるといいのではないかと考える。P21 の最後のパラグラフあたりをもう少し整理できるとよい。やはり、まだまだ、「本人が来ないで親だけに会い続けること」に意味を感じにくい社会の目があるような気がする。
111	自治体	質問 5	242	全体			・ひきこもり支援を行うにあたり、ケースのアセスメントが非常に重要かと思うので『アセスメント』に特化した項目もあれば良いのではないか。アセスメントで大事な項目・・・等。（見落としていたら申し訳ありません）
112	自治体	質問 5	243	全体			Ⅱ．アセスメントについて記述が分散しており、概括して提示した方が有用ではないか。例えば、以下の視点でアセスメントし、支援方針を策定していくことが必要ではないか。 ○アセスメント ①課題（本人、家族、支援者等） ②緊急性 自傷他害 暴力 生活困窮 ③健康状態、精神疾患、発達症・特性 ④経済的視点 困窮度によって、支援レベルを判断する

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							生活保護 生活困窮 ファイナシヤルプランニング ⑤支援体制 家族・親族 支援機関 ⑥ニーズ、希望（本人・家族）、ストレンダス（本人・家族） ＊ 以上の視点から、支援方針を策定する ・ ひきこもり支援の法的な根拠を記載した項目がほしい。
113	自治体	質問 5	258	全体			【全体共通】
114	自治体	質問 5	259	全体			表記ブレがあるので、統一してはどうか。 繋がり／つながり、生かす／活かす、入り口／入口、あり得る・あり得ます／ありえる・ありえます、全て／すべて、 図る／はかる、一人暮らし／独り暮らし、兄弟姉妹／きょうだい
115	自治体	質問 5	263	全体			全体的に同様の内容が出てくることが多いので、章立てを整理して欲しいです。
116	自治体	質問 6	26	全体			SNSの活用は望まれるが、公的機関（役所など）では導入のハードルが高いことは追加してほしい。
117	自治体	質問 6	28	全体			言葉が論文調で、何度も読み返さないと意味が分からないだろうスタッフが多い。スタッフは一人ではよんでくれないだろう。 倫理観などを、端的に伝えているが、この説明ではわかりづらく、理解してもらえないだろう。 議論を重ねる必要がある。 ただ、一定の理解を求める指針としてはありがたい。
118	自治体	質問 6	28	全体			文字での記載が多く、読み返すときに、読み返す時間がかかりすぎて、読み返さない。イラストや想起されるための 太字など、構成を変えてほしい。
119	自治体	質問 6	63	全体			●第1章～第3章の項目の冒頭の四角で囲っている箇所の内容において「ここでは〇〇〇～記載します。」の表現が使われているものとそうでないものが混在している。また第4章からの作りは冒頭 四角で囲っている部分がない事に違和感がある。
120	自治体	質問 6	64	全体			・ ひきこもり支援の目指す姿は本人の意思で自己決定できることであるが、どのような形であっても社会とのつながりの回復は必要と考える。支援者も支援目標を持ちにくい。 p33 「本人が問いかけしやすいく聞き方」→「本人が答えやすい聞き方」の誤りか。 ・ p41 「支援が必要な状況にある本人が家族に相談窓口の情報をとどけることができるか」→「本人や家族に」の誤りか。 ・ p43 「本人に「変化する必要はない」としっかりと説明することが大切」とあるが、家族等からの相談で関わっている立场上、支援者はこのように明言することには躊躇するのではないか。 ・ p52 「本人が居場所を必要としない場合においては」同じ文章の重複
121	自治体	質問 6	95	全体			・ 文字数、ページ数が多く、何が大事なポイントなのかかわかりづらい。 ・ ”「自律」を目指す”というのは目指したい姿と言葉が合致しないように感じるため、読む人によっては誤解を生

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							む可能性がある。 ・全体的に、表現が仰々しい印象を受ける。もっと端的にわかりやすい表現をして誰もが理解しやすい書き方にしてほしい。
122	自治体	質問 6	112	全体			専門性の高い支援者だけを対象としたハンドブックではないため、用語集や注釈があると分かりやすい。長文の文章が主体であるため、図やフローチャートなどで視覚的に見やすくする工夫が必要。『状態』なのか『状況』なのか使い分けの精査が必要。 例)『状態把握』なのか『状況把握』なのか。本人の様子を知りたいのか、周りの様子を知りたいのか。
123	自治体	質問 6	128	全体			全体的に支援者の意見反映はなく、支援者に対して攻撃的な文章の作りになっている。また、重複した内容が出ており、わかりにくい。 意見があつたなど記載しているがその根拠はどこにもなく参加している方の意見のみが反映されているのかと推測される。 医療機関につながらないまま福祉サービスに繋いではいけないと今まで国、県の指導の下に実施してきたので、そうではないという根拠になるような文章にしてほしい。 例えば(2)ひきこもり支援の現状と課題 最初の○にあります、不登校から学校が福祉につながることは少なく学校を卒業した後に放置されることが多いとどう考えますか？ 次の11Pに診断がないと支援できないと言われたとありますが、そういうように国から指導されているからの答えたのですが、支援員が悪くされているのはなぜですか？ 12P 最後の○ ひきこもり状態にある本人やその家族自身も確認するとありますが本人の確認は何かができるのですか？ 13P 最初の○ 心無い言葉とありますが全員が行っているわけではないのに、数人の言葉に対して禅支援員を否定するのはいかげんなものでしょうか？ 続けるのと長いので止めますが、支援員が全員同じように対応したわけではないと思いますが、支援員側の意見を反映する委員がいなく、また、支援者のハンドブックなのに支援者に対して否定をしている言葉が多いのでより支援する気持ちさをなくさせています。 検討が必要と思います。
124	自治体	質問 6	141	全体			不登校の統計があるが、中学校卒業後高校進学しなかった子どもや高校を退学することの項目もあつた方が良いと考える。 ひきこもりの中には発達障害や精神障害がある(疑われる)ケースが見受けられるが、医療につなげることが難しいので、支援の在り方を示してもらいたい。 本人は支援を求めている場合で、家族から相談があつても、傾聴しかできず、家族から相談しても何もならないと思われたりすることがあり、家族と繋がる方法(例えば家族会)などの記載がある方が良いと考える。
125	自治体	質問 6	144	全体			・行政や支援機関だけでなく、家族なども目にするものとして考えた場合、カタカナ表記など難解な横文字があるように思いました。 ・ひきこもりと不登校の区別は、中学校卒業後という考え方でよいでしょうか。P6・7の説明は、割と明確に区切っているように感じました。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
126	自治体	質問 6	160	全体			・居住地に関わらず対応する広域的な支援について 今回のハンドブックの考え方では、従来のガイドラインより支援の対象となる方を広く捉え、寄り添う姿勢で支援に関わることが望ましいとしています。(P13, 20) 「ひきこもり」については、P22に記載のとおり、いまだ偏見や誤解、差別意識が認められ、十分な理解が進んだとはいえない状況があるなか、身近な支援機関への相談をためらう当事者や家族も存在します。 そういった場合にも、早期に支援につながっていただくためには、近隣の自治体の窓口等においても、住民以外は支援できないという対応ではなく、まずは来所された方の気持ちを尊重し、お話を聴くという対応や、住民を対象とした居場所・家族会への参加を認めるといった柔軟な対応も必要だと考えます。 ハンドブックの中にも、住民以外の相談者への対応について、寄り添った支援という視点から触れていただきたいと思います。
127	自治体	質問 6	162	全体			・教育分野でアウトリーチに取り組むことは、悪い事ではないが、教育の壁、個人情報保護の建前で動いており、SSW は、常勤ではなく 1 年契約。スクールカウンセラーは、臨床心理士ではなく、民間資格の聴くだけカウンセラーでは、関係者間の横のつながり方やノウハウ知らない。具体的な繋がりが方なげ方を示してほしい。
128	自治体	質問 6	162	全体			・トラウマケアについて、傷ついた心の中を支援者側が、情報として知るために安易に聞き心の傷を踏み荒らさないように、精神科医、臨床心理士などのチームと連携した対応が必要。
129	自治体	質問 6	174	全体			・形式をそろえてくれると分かりやすい。 ・ガイドブックを見る対象者が、支援者だけでなく当事者や家族も含まれるとしたら、「支援を行う前提となる行動（倫理）」は、わかりにくい。また、「ひきこもり支援の目指す姿」の内容が、「支援者として求められる姿」や「支援にあたっての留意点」も含まれ、わかりづらい。 ・コミュニケーションの手法やツールの記載は、何が手法で、どんなツールがあるか、より明確に記載されたい。 ・ひきこもり支援の入口のインテンクの中に、信頼関係の重要さがより明確に記載されるとなおよい。
130	自治体	質問 6	180	全体			実際に支援している中で困っていることが記載されおり、共感できる部分がたくさんあるが、実際にどう動けばいいのかは結局ケースバイケースであり、活用方法が難しい。 素案の中に支援者の支援・エンパワーが必要であるとの記載があったとおり、広域での SV 配置や専門機関による事例検討の場など体制の強化が必要だと考える
131	自治体	質問 6	187	全体			P28 のようなフローチャートを用いて、段階ごとにもっと詳しいポイントや具体的な支援策を記載してどうか。P50 の相談窓口以外に、「支援者側が繋げる支援窓口」を紹介できる機関を掲載してほしい。
132	自治体	質問 6	190	全体			タイトルについて ひきこもり支援ハンドブックとなって、マニュアルからハンドブックになったのですが、それでもピンときません。「ひきこもり支援に携わるすべての方のよりどころ」としてみてはいかがでしょう。
133	自治体	質問 6	193	全体			本人や家族等も本書をみることで、支援の展開の理解、将来の見通しを期待するものとのこと。この中に、本人や家族自身が見て判断できる図（今どの段階（どういう状態）で、この先どうなっていくか、先の見通しがもてるような）があると相談の場で活用できるかと思いました。
134	自治体	質問 6	200	全体			大変、参考になるハンドブックの内容だと感じました。そのうえで、意見させていただきます。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							原田先生によると、「ひきこもり状態をまず肯定し、安心してひきこもれることを保証するのが大切」と繰り返し研修で伝えられています。このハンドブックでは、ひきこもるメリットが記載されていないようです。自分にとって無理のあった環境から身を引く自宅にひきこもることを選択できたことを肯定するような文章があるとうまいと思いました。それをもって支援者は、ひきこもり状態は必ずしも悪いものではないと理解しておく必要があると考えます。
135	自治体	質問 6	201	全体			多くのケースから類似するケースを探すツールを増やしてほしい
136	自治体	質問 6	213	全体			今回、支援機関に留まらず当事者や家族を含めた住民等へも広く対象として作成しており、ハンドブックの対象者によって記載する内容や書きぶりが異なると思われる。支援者向け、住民向けと別々に作成してはどうか。
137	自治体	質問 6	216	全体			全体に対する意見 ・ ひきこもり支援における実態は、「ひきこもりの理解不足」、「各支援窓口役割の限界」、「支える家族の理解や体力（経済・精神）の限界」など、様々な課題があると思います。こうした課題に具体的に触れることなく、支援のあり方や支援者像を強調すると、支援の可能性を狭めてしまう可能性があると考えます。 ・ 支援のあり方について、本人意思の尊重は重要な視点であると考え、家族の支援についても記載が必要だと考えます。 本人と家族が求める支援のあり方が異なる場合があることはP47にも記載がありますが、実際には、家庭の経済状況や年齢構成など、様々な点を踏まえて支援を考える必要がありますので、状況に応じた家族への支援についても具体的な記述があるとうまい。
138	自治体	質問 6	222	全体			記載内容は、一見専門的すぎると感じる。しかし、内容はひきこもり支援を実施するにあたり、必要な内容となっていた。
139	自治体	質問 6	228	全体			支援の対象者には、社会的に孤立し孤独を感じている状態や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的な状態で、その状態にある期間を問わないとある。 その意図は理解できるものの、ひきこもりの定義が主観的かつ期間を問わないものとなると、精神科を受診していない市民が今後、障害福祉サービスの導入を検討しようとしたときに、対象者の線引きが難しくなるのではないかと。とてもわかりやすいハンドブックになっていると思います。これを読むことでひきこもり支援について大切なポイントを理解できるものになっていると思います。
140	自治体	質問 6	230	全体			ひきこもりの要因について、このハンドブックでは記載されています。要因は様々であることは理解していますが理由はあつたのでしょうか。
141	自治体	質問 6	243	全体			V. ソーシャルワークという言葉の理解が難しい。
142	自治体	質問 6	246	全体			・ 第1～3章の四角のなかの文章は、箇条書きにして頂いたほうが読みやすいです。 ・ ひきこもり支援の際に知っておくべき福祉サービス（生活困窮や生活保護、自立支援医療や精神障害者手帳等）についても、もう少し詳しく記載してほしいです。 ・ 相談に携わる方は専門職ばかりではないので、専門用語を減らしたり、キーワードの説明を枠外に入れるなどの配慮があると良いと思います。
143	自治体	質問 6	251	全体			■全体の表記について 平仮名、漢字表記が混在しています。表記のルールがないのであれば統一したほうが良いのではないのでしょうか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							(例) P47 3つ目の・ 2行目は「きょうだい」／P48では「兄弟姉妹」と表記 P49 7行目「暴力をふるう」／ 14行目「暴力を振るう」
144	自治体	質問 6	256	全体			・ 出口支援の事例について紹介頂きたいです。 ・ アセスメントシートの終結をどう判断するか（終結にあたり支援調整会議のような会議体を開催すべきかなど）を知りたいです。
145	自治体	質問 6	263	全体			・ 定義、用語を整理して、明確にして欲しいです。どの制度を指しているのか、一般的な用語として使用されているのかが不明確です。特に、ひきこもり状態にある人、支援対象者、本人、家族、相談者などは、混乱した際に見返せるように一定の定義をして欲しいです。 ・ いろいろな配慮をして記載されているのが伝わります。それであれば、他の用語や問題にも配慮した用語や記載の選択をして欲しいと思いました。 ・ 正確性を期すためだと思いますが、あいまいな表現部分でかえってわかりづらくなっていることがあります。幅広い意味を持たせることが必要な部分と、そうでない部分（言い切りに近い部分）が、使用する箇所が違うのではないかと思います。言い切りに近い部分では、正確性が担保できていないと思う場所があります。 ・ 「ひきこもり」の定義については、明確にして欲しいです。これでは、生きづらさを抱えている人全員になります。一般的な相談対応ではない、「ひきこもり」状態特有のしんどさが、ひきこもり状態にある人にも、その家族にもあるのではないかと思います。窓口での対応で、改善しなければならぬ問題と、定義を広くあいまいにすることで、かえって当事者の方たちのしんどさが伝わらないのではないかと思います。 ・ ソーシャルワークの記述については、誤解を与えない記載があり、変更を求めます。 ・ ひきこもり支援はソーシャルワークの手法で決まっているのでしょうか。ソーシャルワークの手法で支援するスタンスでの記述ならそれで良いと思いますが、あいまいな部分もあり、記述のスタンスが不明確に思います。また、医学や心理学の手法については、説明が少ないように思います。さまざまな領域の知見を参考にした相談対応一般としての記述にされてはどうか。
146	自治体	質問 6	265	全体			全般的に誰の、どのような支援のスタンスなのかぶれており、一貫性がないように感じます。主体もわかりづらいです。
147	自治体	質問 6	270	全体			支援会議・支援調整会議への注釈が必要ではないか。
148	自治体	質問 6	273	全体			専門的な用語も使われているので、用語説明等がほしい。
149	自治体		274	全体			支援者が行うべきことと、支援者が所属する組織が行うべきこと、市町村や県、国など自治体が行うべきことが入り混じっている。また、県ひきこもり地域支援センターにおいても、「支援者」とは誰のことなのか、読み手によって異なっていた。支援者とはだれを指すのか、定義づけが必要ではないか。併せて、誰に向けて書いているのか、わかりやすく冒頭に支援者 自治体 組織などと記載してはどうか。特に、ソーシャルワークについて、個人を取り巻く環境の調整は支援者だが、社会に対してひきこもりへの理解を深める役割は支援者ではなく国や都道府県、市町村などの自治体の責務ではないか。率先して実践している民間団体もあるし、支援者においてもその意識は必要ではあるかもしれないが、それも支援者の役割（責務）であるのかと感じた。支援者の燃えつきを防止するのは、支援者が所属する組織の役割であるが、それらが並列に記載されているので、誰に求めている内容なのか、わかりづらくなっている。役割分担を明確にしてはどうか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
150	自治体		274	全体			ハンドブックと呼ぶにはいささかボリュームがあるが、支援担当者目線の必要な情報が満載されていて大変約立つ。しかしながら、もし支援対象者の方（本人、高齢の父母等）への配布も考慮されているのであれば、簡易版（または分冊化）を作成すると、より支援の理解を得やすくなるのではと考える。
151	自治体		274	全体			ハンドブックどおりに進めれば、全て問題なく片付くような意識づけは出来るだけ避ける表現や断り（丁寧な説明）が必要だと思われる。対応内容は全く同一であることはまずなく、1件ごとにそれぞれ全く異なるドラマがある。また、昨今のカスハラ対応への意識も織り込んでいただけると、相談や支援を行う現場が安心できる（このハンドブックを盾にした一定数の苦情が想定される）。
152	自治体		274	全体			章のテーマと内容が合っていないなく、順序だつていないように感じる所があった。
153	自治体		274	全体			ハンドブック中の英語使用について、読み手には英語が苦手な方も多いため、英語を使うのであればその単語の意味を注釈などで説明するなど、読み手優先の配慮をお願いしたい。 27 ページ アセスメント モニタリング フォローアップ 40 ページ キーパーソン 41 ページ セルフスーパービジョン 53 ページ エンパワメント
154	当事者・家族等	Q4	49	序章			P 4（3行目） 修正前：ひきこもり状態を生み出す社会のありよう（差別や偏見、無理解）を理解したうえで 修正案：ひきこもり状態を生み出す社会のありよう（差別や偏見、無理解）による不安や孤立・孤独を理解したうえで理由：主語が「本人やその家族」であるため
155	当事者・家族等	Q4	49	序章			（4 番目 1 行目） 修正前：近年、核家族化の進行による世帯構成の変化、人口減少による単身世帯の増加 修正案：近年、人口減少、未婚率の増加や核家族化の影響を受けた単身世帯の増加 理由：人口減少と単身世帯の増加とはリンクしないこと。単身世帯の増加の理由は総務省（H30 年版）白書から流用。 P52（10 行目） 上記の内容と重複しています
156	当事者・家族等	Q4	104	序章			後半の方は、あまりきちんと追えておりませんが、とりわけ【★】の部分は、もう少し慎重に議論しておいた方がいいように思いました。（特に、民間団体や民生委員の方なども想定した場合、このフローがあることで、マイナスイメージに陥ってしまう可能性も少なくないように思うため） p. 4「相談に来た人自身を支援することや」→「相談に来た人自身の「不安」を緩和していくことや」…現状では、やや趣旨が掴みづらいので、「具体的な支援」と対比するからちで、「不安の緩和」としておくのがいいのではないのでしょうか？
157	当事者・家族等	Q4	104	序章			p. 4「相談者が求める具体的な支援」→「社会とつながりたい」「自分の力で生活できるようになってほしい」などに差し替え …現状の「外に出して」「働いて」というのは、いずれも親目線のニーズであるとともに、当事者にとってはかなりきつい表現でもあるため、不信任を抱く当事者も少なくないことが想定される。それゆえ、当事者目線のニーズを入れること（1 つめ）、もう少し穏当な親の願いに置き換える（2 つ目）ことを提案します。
158	当事者・家族等		138	序章	1		P 4 4 行目 丁寧な、根気よく、伴走していくことが求められます。 ＜理由＞ 14 行目の「伴走していく上で」という言葉を受けて、「支援」という言葉を、かかわりを切らないという意味で「伴走」という言葉をご提案します。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
159	自治体	質問 6	217	序章			P4L12「母子世帯等への対応と共通する部分も多いため、」→「母子世帯」ではなく「ひとり親世帯」としてはどうか。
160	自治体	質問 6	236	序章			P4序章 12 行目、「障害者」→「障がい者」の方が良いのでは。
161	自治体	質問 6	259	序章			【P4、5 行目】 ・〈現〉わたり支援することが → 〈改〉わたり関わるものが ※「～への支援には、」から文章が始まるため、“支援”が重ならないよう修正。 【P4、3 段落目】 ・〈現〉最大限の敬意を表して、相談に来た人自身（家族の場合が多い）を支援することや、相談者が求める具体的な支援 → 〈改〉最大限の敬意を表して支援することや、家族が求める具体的な支援 ※“本人や家族”、“相談に来た人自身”、“相談者”と言葉が揃っていないため文章が分かりにくい。「相談に来た人自身（家族の場合が多い）」はなくても意味が通じるため削除。また、外に出して欲しい等を要望するのは、家族であるため、「相談者」ではなく「家族」としたほうが分かりやすい。 【P4、4 段落目】 ・〈現〉子ども、母子世帯等への対応と共通する部分も多いため、「当然理解している」と感じる支援者もいるかもしれない。しかし、本書では → 〈改〉子ども、ひとり親世帯等への対応と共通する部分も多くあります。本書では※母子世帯と限定することなく、ひとり親世帯としてはどうか。また、どの分野にも共通する考え方だと伝わればよいと思うので、「当然理解している」と感じる支援者もいるかもしれません。』は不要では。 どれも大切だと思える内容ばかりなので、伝えたいこととして記載はしておきたいと思うのですが、かなりのボリュームになるため、すべてに目を通すことは大変かと思えます。ですが、支援に入る前にこれは心に留めておいてほしい内容があると思いますので、それを最初の方で要点として記載しておくというふうな気がします。わたしでしたら、相談者はものすごくたくさんさんの気持ちのハードルを超えて相談に来てくれたことを支援者が意識することと、繋がるための初回面談の大切さと、尊厳の保持です。他にもあるとは思いますが、そういったことがパッと見てわかるようになっていて、気になるところはそのページで詳細を確認するといったような感じでもいいのかなと思います。
162	自治体	質問 5	78	最初の方			章立ての階層が多すぎる。上から順に、章、両括弧、下線付き文章の囲み、片括弧、下線付き文章、数字に丸、下線付き文章、(2 種類の) 簡条書き記号、以上の 9 層からなるが、この種のガイドラインの文書では、章、セクション、片括弧、簡条書きの 4 層くらいが一般的ではないか。多すぎるから何かを削れば、という単純な話ではなく、テーマ間の論理的・概念的な包摂関係に従った全面的な再編が望まれる。
163	自治体	質問 5	73	コラム			コラムが多すぎるし、内容も相応しくない。全部で 10 個もあり、内容はどれも本文でしっかりと論じるべきものである。一般にコラムというものはリラックスした小休止的な内容によって読者の集中力を維持する効果を期待するものである。数は各章の一つくらいにして、内容はたとえば、引きこもりに関連した文学者や哲学者のエピソードや名言などを紹介してみてもどうか。
164	自治体	質問 5	150	コラム			・ p34 コラム欄に「家族支援の手法」について記載予定とのことだが、CRAFT のような実践的支援プログラムについて掲載いただきたい。
165	自治体	質問 5	162	コラム			引きこもりの理解を広く地域全体ですすめる事の重要性、テレビ、新聞、ラジオを見ない世代にいかにか情報を届ける

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
				ム			には、どのような方法が有効で必要であるか、また、生きづらさを抱える若者を救う方法として、何ができるか自治体として見つける必要性があることの記載が必要。
166	自治体	質問 5	173	コラム			医療との連携について記載があるとよいと思います。(本人や家族の医療機関の受診は、必須ではないが、どういった場合に医療機関の受診を勧めていくとよいのかについてなど)
167	自治体	質問 5	214	コラム			「居場所支援とピアサポーター」の活躍というコラム
168	自治体	質問 5	224	コラム			P25 の下部において広報、周知の必要性を訴えられていますが、この点についてより、単に必要ですということにとどまらず、このような広報、周知の方法が効果的だと具体例を示していただきたいです。事業を展開していくうえで、俗的な表現でいえば、当事者や家族がひっかかる、食いつくような表現、手法としてこのようなことが考えられますなどの情報が欲しいです。今回の検討委員会の林構成員の団体で行われている「効果的な広報の研修会」の知見などを紹介していただけると実際の事業を展開していくうえで有益な情報になると思います。ぜひお願いします。
169	自治体	質問 8	270	コラム			地域のかかわりや居場所とは、コラム欄で具体的なエピソードがあるとイメージしやすいと思う。
170	自治体	質問 5	147	目次			事例について、目次の段階でもう少し状況がわかる (今自分が抱えている事例に類似しているものがないか) さつとわかる) ようすきだと感じました。
171	自治体	質問 6	49	目次			・P2 目次、第 5 章について・・・事例の順番が事例 1 の次が事例 8 に飛んでいる。
172	当事者・家族等	Q4	99	名称			名称ですが、副題はなく「ひきこもり支援ハンドブック」だけで良いように思います。事例でも挙げられているように、ひきこもりの方の支援は必ずしも就労や外に出るという方向に導いていくことだけではありません。しかし、羅針盤という言葉には未来に導くという意味があることから、この語を用いることで安易なマニュアルとして利用される恐れがあるのではないかと危惧します。人生は多様であることから、副題を付けるのであれば、当事者に寄りそう姿勢・精神を持つためのハンドブックであることが伝わる言葉であるといいな・・・と思います。
173	自治体	質問 5	52	付録			相談員向けの相談記録様式 (見本) があると助かると思いました。その様式をもとに相談の受理ができると経験年数が浅い職員も同じ内容で聞き取りができると思います。
174	自治体	質問 5	217	付録			(記載がないが、知りたい項目として) ツールとしてつかえるようなシート (アセスメントシートなども項目羅列ではなく、見本のようなもの)
175	自治体	質問 6	8	付録			相談者とともに、ひきこもり状態理解促進のための心理教育資料のようなのがあるとありがたい。
176	自治体	質問 6	270	付録			可能であればひきこもり支援に特化したアセスメントシート (事例を転記した見本付) の様式を追加してほしい
177	自治体	質問 5	227	参考文献			支援の流れの YES・NO 式のプロローグ等図式化してほしい
178	自治体	質問 6	154	その他			ひきこもりボイスステーションなど、支援の参考になるサイト情報等の掲載が一覧であると良い。
							参考文献、引用文献があるとよいと思います。特に、「第 3 章 ひきこもり支援における価値や倫理」については、より深く (元になっている理論などを) 知りたい時に参考になる図書などがわかるとよいです。
							(5) P68 下から 2 行目 生き続けていくことができる・・・生き続けるという表現に違和感あり。
179	自治体	質問 5	223	3, 4			項目は異なるが同じような内容であり、項目立てを考えるとまとめられないか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							22 ページの「支援停滞」の記述（○3 つめ 4 つめ）と 32 ページの「本人と連絡がとれない場合」33 ページの「特段良い反応がない場合」の項目
180	自治体	質問 6	73	3, 4			第3章こそが本丸と思われるが、ここで集中的に論じるべき倫理の話が第4章のあちこちに拡散し冗長かつ散漫な印象を与えるため、結果的に第3章の存在を影の薄いものとしている。拡散した倫理の話は結局、「自律（自己決定）の尊重」とその例外、および「秘密の保持」とその例外に集約されるのであるから、第3章であらかじめ原理原則としてこれらを論じ、第4章では要所で第3章の当該事項への参照を促すのが適当と思われる。 思想的にリベラルな方向に偏りすぎている。これでは引きこもりは個人の自由な意思決定によるライフスタイルの一つという面が強調され、国策としてサポートする必要性に疑義が生じてしまう。はたして読者に日本国憲法を参照させる意味があるのだろうか（p.20）。自律（自己決定）の尊重は確かに基本的人権との関わりはあるが、憲法は27条で「労働の義務」を国民に課してもいる。憲法を参照させていけば、この両者の間で生じる緊張と矛盾まですで踏み込まないと憲法の耳触の悪い部分だけの一面的な考察で終わってしまう。「必ずしも変化しなければならぬ」ということではないため、本人に「変化する必要はない」としっかりと説明することが大切だ（p.43）と言うが、変化を求める社会的要請があるからこそ引きこもりは社会問題とされてしまうのであって、変化の必要性がないというなら、それをしっかりと説明すべき相手は本人ではなく家族や世間の人々ではないか。 吟味して使ってほしい用語がいくつかある。 「心ない対応」（p.16, 20, 54） その対応をした人が悪いという評価的な含みがあるので、本来は両者の言い分を聞いた上でなければ使えない言葉のはずである。より中立的な用語が望ましい。 「エンパワメント」（p.23, 53, 54） empowerment とは法的な権限や公の権威を与えるという意味から派生して、人の能力や実力を高めることを言う。ページ53, 54 の用法は正しいと思うが、できれば日本語で言い換えてほしい。ページ23の用法は気宇壮大でありすぎる。再考を望む。 「ワンダウンポジション」（p.30） one down position これはMITの社会心理学者、Edgar Schein が提唱する、one down psychology の用語だろうか？だとすれば日本で広く知られた概念ではないのでレファレンスを明記してほしい。そうではなくて著者独自の用語であればカタカナ言葉ではなく、たとえば「一歩下がりがらの伴走」などの日本語で言い換えてほしい。
181	自治体	質問 6	223	2~4			第2章から4章までの間に重複した言い回しが多いのではないかと ・「本人（家族）のペースにあわせて」という文言 ・あり方の「尊重」など尊厳、尊重などの言葉の多用 ・上記以外にも言い回しが似ているものが多い
182	自治体	質問 5	238	2, 4			自立ではなく自律とし、本人・家族の意思を尊重することを謳っていると思われるが、その場合「自死」についての取り扱い考え方について明確な記載が欲しい。（事例の中でそこに触れるのかもしれないが）
183	当事者・家族等	Q4	13	2, 3			15-19p のソーシャルワークの説明は、ケースを読んだ後なら分かるが、それだけが書かれていると「なぜ教科書通りのことが書いてあるのか」と思ってしまった。社会福祉士などの人はそう感じるのではと思う。
184	自治体	質問 5	199	2, 3			全体的に文章での説明が多いため、ポイントとなる部分が分かりやすく構成されているとよい。また、章立てにおいては問題はないが、「目指す姿」「価値」など内容的に同じような内容であると感じる。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
185	自治体	質問 5	237	2, 3			2 章、3 章はいずれも支援者の考え方や姿勢といった内容なので、まとめて 1 章で良いのではないかと感じた。
186	自治体	質問 6	216	2, 3			P14、20 ・ 「ひきこもり支援では、ひきこもり状態にある本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方 や社会との関わり方などを決めていくことができる（自律する）ようになることを、目指すこととしました。社会参加の実現や就労することは支援のゴールではありません。」とありますが、ここまで社会参加や就職を否定する書き方は、かえって当事者の参加の機会を損なう可能性があると考えます。多様な就労の機会を提供することで自律に寄与する余地も大いにあると考えます。 ・ 実際は複数の生活課題を抱えた相談も多く、ハンドブックに沿うと対応が後退する恐れもあることから、本ハンドブックは参考にはするが、必ず従わないといけないものではないという認識でよろしいでしょうか。 ・ 支援圧を与えない重要性は理解できますが、「社会参加の実現や就労すること「だけ」が支援のゴールではありません」など、文言の検討が必要であると考えます。 (1) 本書作成の背景
187	当事者・家族等	Q3	42	1	1		
188	当事者・家族等	Q4	19	1	1		P ひきこもり支援の歴史について、こども若者育成支援事業の開始でいくつかの市町村で相談窓口が開設された事も触れてほしい。P41 21 行目後半からの文章が意味不明 P52 10 行目の文章が重複
189	当事者・家族等	Q4	42	1	1		近年、不登校児童生徒
190	当事者・家族等	Q4	67	1	1		第 1 章～ ひきこもりの歴史・時代背景について ひきこもりにまつわる歴史がまとめられていてとてもいいと思います。とはいえ、不登校支援やニート、発達障害関連施策さらには子ども・若者育成支援法、生活困窮者支援法、孤独・孤立法などの関連法との関係についてでもふれた方がいいと思います。 ひきこもりは現在、8050 として高齢者も含む老若男女の問題だと認識されていますが、かつては、ひきこもりも不登校と同様に若年者の課題と捉えられていたのでこの点の解説が必要かと思っています。 また、けニート（若年者就労支援）については、ひきこもりは精神保健分野とする最初期の方針と対立する施策であり、当事者と支援者が施策の方針転換に振り回された過去がありま すので、歴史を語る上ではこの点は明記しておくべきだと思います。 ひきこもり＝発達障害説も一定の世論を形成していましたので、これも同様に思います。
191	当事者・家族等	Q4	104	1	1		p. 6 「増えてきました」→「人の数も少なくありません」…実際に「増えている」のかどうかは、現状の調査だけでは確定できない、というのが、研究者界限でのおおよそ一致した意見かなと思います。
192	当事者・家族等	Q4	104	1	1		p. 7 「不登校由来のひきこもり」について →「労働環境由来のひきこもり」の追記 …世間では今でも「ひきこもり＝不登校」という認識でいる人も多いので、現状の構成だと、それを強化してしまいうような危惧を覚えます。なので、可能ならば「職場での不適応」の項目（内閣府調査における「職場に馴染めなかった」）も入れておきたいところ。その背景要因として、失業者や不安定雇用者数の推移や違法な労働環境の広がりなどと連動していること（単なる「個人の不適応」というだけではいい）にも触れられるといいかも。（歴史的経緯で言えば、「ニート」言説とひきこもりの異同なんかも入れてもいいかもかもしれませんが、スペース的には省略でもいいかも）
193	当事者・家族等		135	1	1		「不登校」だけでなく、いじめられたりして苦しみながら登校と不登校を繰り返していた「苦登校」の表現を追加してください。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
194	当事者・ 家族等		135	1	1		2008 年に起きたリーマンショックによる就職氷河期世代が、就職ができなかったり、不安定な労働環境からひきこもりになったような記述もあるとよいです。
195	当事者・ 家族等		135	1	1		不登校が増えた理由として、これまで苦登校していた児童が、周囲の理解が深まってきたため不登校しやすい環境ができたことがあげられます。
196	当事者・ 家族等		138	1	1		P 6 4つ目の○ リストラ、パワーハラスメントによる離職、介護離職等、 <理由> 介護離職から、8050 問題へ。介護の負担を誰にも言えず抱え、親子共倒れもしくは、親亡き後に亡くなる事件も発生しています。
197	当事者・ 家族等		138	1	1		P 8 1990 年代 1999 年(H12)全国ひきこもり KHJ 親の会発足 <理由> 現在の KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の前身の名前に変更
198	自治体		274	1	1		P 6で「様々なきっかけで「ひきこもり状態に」 とあるのに、P 7では不登校支援の話になっている。結局原因の多くは『不登校』という印象になりかねないため、P 7は削除でもよいと考える。
199	自治体		274	1	1		(7 ページ 後半) 第1 章 (1) は、この本の作成背景を説明する位置づけだと思われるが、この項のみ文部科学省の施策が適切であると喧伝しているようで、全体から浮いている感がある。
200	当事者・ 家族等	Q3	127	1	2		1 章 (2) p11 最後の段落にある「――支援者が疲弊し、バーンアウト (燃え尽き) てしまうこともみられることから、その燃え尽き防止のための支援者へのサポートも急務となっています。」について、その必要性について同感であるとともに、その具体的な内容が簡易的であってよいので、いくつか例を記載してもらえとありがたい。
201	当事者・ 家族等	Q3	130	1	2		現状の支援状況を数値化して課題整理と今後の方向についてもう少し具体的に記載が欲しいです。
202	当事者・ 家族等	Q4	104	1	2		p. 9 「本人及びその家族への支援」 → 「民間の支援団体をはじめ」を追記 …公的機関以外にも、さまざまな民間団体が主導して支援を進めてきたという点は、触れておいた方がいかと。
203	当事者・ 家族等	Q4	122	1	2		・ 1 1 ページ目 中央部に掲載の指摘の指摘を引用しつつも、今回の対象者の考え方(13 ページ)がとても幅広過ぎると思う。ガイドラインの定義をベースに、期間を 6 か月はあくまで目安であり限定的とはしないと追記修正するような形の方が、混乱しないと思う。 ・ 全体に、ガイドラインにはなかった視点が増えているのが良いと思う。
204	当事者・ 家族等		135	1	2		ひきこもりピアサポーターだけでなくでならず、福祉専門職も離職者やストレスを抱えている方が多数います。支援者のメンタルヘルスマネジメント (バウンダリー等) についての具体的な対策を P53 に多めに記載してほしいです。
205	当事者・ 家族等		135	1	2		いらすとやの絵が様々な現場で使われているのですが、著作権の使用に関する記述があると良いです。資料を現場で印刷する際に、著作権の侵害にならないようにするためです。無料の場合もありますが、素材を 21 点以上使った商用デザイン等は有償にて対応となります。https://www.irasutoya.com/p/terms.html
206	当事者・ 家族等		135	1	2		医師の斎藤さんが提唱されたことを記載したほうが分かりやすいです。
207	当事者・		138	1	2		P 9 囲み文の中の 2 行目

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						<感じたこと（赤字は追記）> この表現は強く印象に残ります。支援者が、ひきこもり支援に携わっていることを躊躇してしまわないか心配になりました。家族会では、10 年、15 年とかかわり続ける支え合いが行われていますが、燃え尽きという言葉はあまり聞かれませんが。バーンアウトという言葉がどのような事例で出てくるのか知りたいと思いました。（事例集に出てくるのでしょうか）
208	当事者・家族等		138	1	2		P9 1 つめの○ ひきこもり状態に対する理解が得られにくく、本人の意思を無視して、無理に引き出そうとすることで、支援が途絶したり、医療受診ができなため、福祉制度など提供できる支援サービスがない、窓口に相談しても解決できない、そもそも相談窓口に向けないために、支援を受けることができない、といった現状などもある <理由> これまでの KHJ 実態調査や、多くの家族から聞き取った事例から、支援につながらない現状と背景を補足しました。
209	当事者・家族等	Q4	129	1	3		p12 また、本書は、ひきこもり状態にある本人やその家族も確認することも目的としています。→その家族が「何を？」をいれた方がわかりやすい p.41 既存の会議体 →合議体 p.56 翌自 →翌日
210	自治体		274	1	3		(12 ページ 四つ目「○」) 前述のとおり、簡易版（または分冊化）を作成すると、より支援の理解を得やすくなるのではと考える。また、この場合、具体的な取組については、慎重（正確）な表現とすることを願いたい。（「本書の記載にあるような支援が行われていない」という思いを寄せること自体に反対する趣旨ではない。） 厚労省では、どこに住んでいても一律同じ支援を受けられることが理想なのであるが、実際、マンパワー、財力、リソース等、市町村間で異なる。実際、市町村の支援の内容は差が生じている状況である。そうした中で、支援を一部の人が、このハンドブックに記載のことが実施されていないではないかと、市町村などに対しクレームや強い要望を伝える人も出てくるのではないかと考える。カスハラ防止が条例となったように、ひきこもり相談窓口においても、相談員の人格を傷付けることが目的であるかのような理不尽な行為を受けている。こうした人物は、このような公的資料を攻撃材料として使うことがままあり、現状では実現困難なことを記載する場合は、できているべきこととといった表現を避け、指針を示していることが分かる表現をしてほしい。 理不尽を行わない相談者にとっても、この書によって高まった期待に応えられない事実を知った場合、せっかく支援につながりかけた糸口が切れてしまいかねない恐れがある。
211	自治体		274	1	3		(12 ページ 四つ目「○」)「本書は、ひきこもり状態にある本人や家族自身も（「が」か？）確認することも目的として」いるとのことであるが、この場合、具体的な取組については、慎重（正確）な表現とすることを願いたい。（「本書の記載にあるような支援が行われていない」という思いを寄せること自体に反対する趣旨ではない。） 理由としては、カスハラ防止が条例となったように、ひきこもり相談窓口においても、相談員の人格を傷付けることが目的であるかのような理不尽な行為を受けている。こうした人物は、このような公的資料を攻撃材料として使うことがままあり、この書に、多くの自治体で環境が整っておらず現状では実現困難なことを記載する場合は、できているべきこととといった表現を避け、指針を示していることが分かる表現をしてほしい。 理不尽を行わない相談者にとっても、この書によって高まった期待に応えられない事実を知った場合、せっかく支援につながりかけた糸口が切れてしまいかねない恐れがある。
212	自治体	質問 5	185	1	1		・第5章の事例は、事例の数を絞ってもいいのではないのでしょうか。多いような気がします。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							・ ひきこもり支援にあたり、基本的な姿勢に関しての記載があり、大変有意義な構成になっていると思います。 ・ P7の不登校児童数の増加については、昨今、教育委員会を中心として不登校支援の強化に取り組みられている中、それと同時に、義務教育終了後のフォローや受け皿の充実が求められていると感じます。不登校支援から社会的自立に向けた支援や相談窓口へいかに繋いでいくかにフォーカスし、提言や事例等を挙げて頂ければ大変参考になるかと思えます。
213	自治体	質問 5	242	1	1		前半、歴史や概念的な記載が多いが、もう少し短めにできれば良いのでは。支援をする上で理解が必要な部分であることは重々承知だが、載せるのであれば、もう少しシンプルにまとめると良いのではないか。文字数が多く感じる。
214	自治体	質問 6	63	1	1		p6「令和4年度の不登校生徒数」は最新の「令和5年度の不登校生徒数」に変更したほうが良い。※令和6年11月時点で文部科学省からの発表あり。
215	自治体	質問 6	116	1	1		(5ページ)・〇3行目:「引きこもり」から「ひきこもり」の表記に変更となった理由(なぜ平仮名になったか等)の記載があるにより背景の理解に繋がると思いました。
216	自治体	質問 6	167	1	1		第1章(1)作成の背景 ・ p6 内閣府のひきこもり調査の結果について、もう少し、詳しい結果や考察の記載が必要ではないか。ひきこもりになったきっかけや、どのような支援が必要とされているかなど。 ・ p7 不登校とひきこもりの関係性について丁寧な説明が必要。実際には不登校の多くは学校復帰、進学をしている。ひきこもりの直接的なきっかけとしては不登校以上に、仕事でのつまづきなどが多い。一方で、直接的なきっかけではないにしても、ひきこもり状態の者の多くが、不登校を経験していることなど、調査結果をもとに、現状を説明すべき。 不登校の家族がひきこもりになってしまうことに過度な不安を持たないよう、また、本人が家族から不要なプレッシャーをかけられないよう、丁寧な記載を求めたい。 不登校とひきこもりの関係性については、支援を行っていく上で、非常に悩むところであるため、支援者のためにも詳しく、正確な分析を願う。 ・ p7 4行目に「内閣府が実施した調査によると」とあるが、いつ、誰を対象に行われた、どのような質問項目・回答の選択肢の調査なのか、出展を示して欲しい。
217	自治体	質問 6	185	1	1		・ P6の内閣府「生活状況に関する調査」結果 平成27年度 15歳～39歳 「1.15%」ではなく、「1.57%」でないでしょうか？
218	自治体	質問 6	190	1	1		7ページ 不登校の状況について R4年度を掲載しているが、すでにR5年度の統計値が出ているのでR5年度に差し替えた方が良い。
219	自治体	質問 6	216	1	1		P5 ・ ガイドラインとハンドブックの関係性についてですが、ガイドラインに代わってハンドブックが作成されたとも読めますが、今後、ひきこもりの定義はどうなるのでしょうか。 ・ また、ガイドラインに代わってハンドブックが作成されたのでしょうか。従前ガイドラインの位置づけはどのようなのでしょうか。
220	自治体	質問 6	259	1	1		【P6、1つ目の〇、3行目】 ・ 〈現〉「ひきこもり」という表現が不明確に → 〈改〉「ひきこもり」という表現が安易に

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							※文脈から、“不明確に”より“安易に”のほうが適しているのでは。 【P6、3つ目の○、5行目】 ・「8050 世帯」とありますが、「いわゆる 8050 問題」のことか。80 代 50 代の世帯というだけでは課題はないため、「いわゆる 8050 問題」という表記を使い、注釈をつけ本書上での定義を掲載してはどうか。
221	自治体	質問 6	275	1	1		現在の定義にあるひきこもり状態の期間を「原則的には 6 か月以上」をハンドブック P13（別添）では「その状態にある期間は問いません」と記載されていることについて (1) このハンドブックをもって新たな定義とするのか。 (2) ひきこもり支援者対象者の考えを定義とするならば、対象者が膨大となることが予想され、支援の現場では混乱が考えられます。ひきこもり状態像の定義を具体化していただくことを要望。
222	自治体	質問 5	259	1	1, 2		【P5～P11、(1)及び(2)、タイトルの変更と記載内容の組み換えを提案】 ・〈現〉(1)本書作成の背景 → 〈改〉(1)ひきこもり支援の経過と背景 ・〈現〉(2)ひきこもり支援の現状と課題 → 〈改〉(2)本書作成の背景 ・P5、(1)の枠囲み、1 段落目全体] の要素を [(2)の枠囲み内] へ移動し再構築。[(2)の枠囲み内] の記載については、〈改〉厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族の支援について、最も身近な基礎自治体（市区町村）における支援体制の構築を進めています。支援に携わる関係者も増え、支援を必要とする方が適切な支援にたつながら環境は着実に整いつつあります。(改行) これまでは、2010 年（平成 22 年）に策定された『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』をひきこもり支援に関する指針としていましたが、策定から 10 年以上が経過しています。また、ガイドライン上の「ひきこもり」の定義の状態に当てはまらない場合に、支援を断られるといった事例も見受けられました。(改行) 様々な社会背景や環境により「ひきこもりざるを得ない」本人や、その家族に対する多様な状態に合わせた対応や、支援者がこれから指針とすべきものの策定が求められたため、現状の課題等を踏まえた新たな指針として、本書を策定することとしました。 に修正 ・P5、枠囲み、2 段落目] を、〈現〉ここでは、本書作成の背景として、これまでの → 〈改〉ここでは、これまでの に修正 ・P8、○参考資料] を [P11、＜孤独・孤立対策推進法概要＞] の後ろへ移動 ・P9、(2)タイトル＋枠囲み＋1 つ目の○] を [P11、＜孤独・孤立対策推進法概要＞＋○参考資料] の後ろへ移動 動 ・P6、3 つ目の○、2 段落目] を [P11、1 つ目の○、6 行目] の後に移動 ・上記の組み換えにより次のとおり文章の繋がりがりを修正。[P11、1 つ目の○] の冒頭「一方で、」を削除。[P11、1 つ目の○、7 行目～] を、〈現〉しかし、このガイドラインは、医療的な評価診断を基本としたものであり、ひきこもり状態の「原則的には 6 ヶ月以上」と定義しており、さらに支援現場で → 〈改〉○また、このガイドラインでは、ひきこもり状態の「原則的には 6 か月以上」と定義しており、支援現場で に修正 ・p9 「不登校から長くひきこもり状態になった人やその家族は、中途退学や卒業のタイミングで福祉の相談窓口に関わる人が多い。」 ⇒現場の感覚としては、不登校のまま中学校を卒業し、どこにも繋がらないままひきこもりが継続するケースが多いと感ずるため、記載内容の変更検討を。
223	自治体	質問 6	150	1	2		

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
224	自治体	質問 6	152	1	2		・ 難解な単語や耳慣れないカタカナ語（「隘路」「リファアー」等）は平易な表現の方がよい。 ・ 事例 1、8 のジェノグラム（P55、P5）の枠線をもう少し見やすくしてほしい ・ ひきこもり状態の期間について、「6 か月以上」から「期間を問わない」に変更になると聞きましたが、P11 に 2010 年策定のガイドラインの課題として挙がっています。今も期間の定義があるのであれば、そのままが良いかと思いますが、期間が無くなったのであれば、その内容をどこかに入れてほしいです
225	自治体	質問 6	240	1	2		10 ページ、「地域住民からの相談は確実に増加」とあるが、その数値について知りたい。
226	自治体	質問 6	241	1	2		P 9 ・ 定義の状態にあてはまらないから支援が受けられない ⇒ 地方ではそうなのか？支援を担当する所管がない？の方がよいか。 ・ 中途退学や卒業のタイミミングで福祉の窓口につながる ⇒ 当市ではつながらない。
227	自治体	質問 6	267	1	2		ハンドブック 10 ページの孤独孤立対策推進法施行について、ひきこもり支援との関連性をできれば具体的に「ご記載いただきたい。 根拠法となるのか、支援の枠組みを孤独孤立対策として行っていくのか等
228	自治体	質問 6	47	1	3		(3) の○ 3 つ目。ひきこもり支援にとって大切な「原理・原則」という言葉は強すぎる。原則・原理って絶対的な事という印象を受ける。絶対ということはないと思う。そもそも人間には絶対という意味合いはふさわしくないと思う。
229	自治体	質問 6	154	1	3		(1) P12 4 つ目の○ 1 行目から 3 行目の途中で削除 本人・家族と支援者間で誤解が生まれないか？また、本書は支援を受ける本人や家族等と支援者の両方が、支援方法や内容」、その意味等を共有、確認するとともに、対話による、よりよい支援についてともに考えていくための材料としてください。さらに・・・
230	自治体	質問 6	259	1	3		【P12、1 つ目の○】 ・ 〈現〉 ひきこもり支援に従事する支援者や所属する支援機関は、 → 〈改〉 ひきこもり支援に従事する支援者や支援機関は、 【P12、2 つ目の○、3 行目】 ・ 〈現〉 ひきこもり支援に携わる全ての者が → 〈改〉 ひきこもり支援に従事する全ての支援者が ※ 枠囲みの文言と合わせた方がいいのではない。 【P12、3 つ目の○】 ・ 〈現〉 地域住民や、その他の福祉や就労などの分野の支援者にも → 〈改〉 地域住民や、対人支援が求められるなどの分野の支援者にも ※ 突然「その他の福祉」と出てくるため、具体的に何を指しているのか分からないため修正。 多少分量は増えても、事例の経過が分かる方が、実際の支援者の皆さんには役立つように感じます。
231	当事者・家族等	Q6	109	1			
232	当事者・家族等	Q6	111	1			冊子に掲載するには、フォーミュレーションを用いたマトリックスの表形式もあるとよい。「共生社会のための精神医学」第 6 章をご参照ください。https://www.chuohoki.jp/item/8970.html
233	当事者・家族等	Q6	115	1			どのように支援機関同士が繋がればよいのかワンポイントがあると良いように感じます。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
234	当事者・ 家族等	Q6	116	1			意思決定支援について、充実する必要がある。支援の目標だてを支援者がすればするほど、対象者の本人に成果をだそうと迫る傾向があるので、その部分をもっと記載してほしい
235	当事者・ 家族等	Q6	116	1			重層的支援の事例を記載してもらいたい。支援会議や重層的支援会議が有効であることを記載してもらいたい
236	自治体	質問 5	95	1			支援員 1 人の対応するひきこもり支援対象者の標準数について (生活保護では社会福祉法により「被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数」と CW の対応する世帯の標準数を定めている。ひきこもり支援における同様の指針を示してほしい。)
237	自治体	質問 5	98	1			市町村が整備すべき支援体制、マンパワーについて載せてほしい。 専門職の配置が望ましい、専門的にかかわる職員を配置するなど、望ましい在り方を知りたい。 個別対応の方法の記載が主であるが、家族の交流の場や家族教室、本人の居場所づくりなど市町村が整備すべきことや、実際に家族教室で利用できるテキストの内容などを載せて欲しい。
238	自治体	質問 6	205	1			・支援者にとって重要な社会資源についての内容を濃くしてほしい。 ・第 1 章は〇で区切るのはなく、各パラグラフ毎に見出しをつけることよりわかりやすい。 ・P 6 の口囲み記事に見出しをつける。 ・P 7 の不登校について不登校が増えている事と、不登校問題におけるひきこもり支援の在り方や関わり方とのつながりや立ち位置が分かりづらい。
239	当事者・ 家族等	Q3	47	2	1		第 2 章 (1)「ひきこもり支援対象者の考え方」は曖昧なので、明確に「ひきこもりの定義」としたほうが記載されている内容を反映している 第 3 章「ひきこもり支援における価値や倫理」の、「価値」という表現は一般的な意味(「商品価値」など)と乖離しており、誤解が生じるのではないか。
240	当事者・ 家族等	Q4	67	2	1		P13 頃～ ひきこもり状態の人が支援を必要としているかどうかについてが論じられていると思います。 ひきこもり状態の人は、孤独を感じていて、生きづらさを抱えているので、すべからず支援すべきとの論述と受け止めました。 しかしながら、孤独を感じて生きづらさを抱えているからこそ、ひきこもることによって孤独を癒やし生きづらさを感じない暮らしをしている人もいます。自ら人間関係を希薄にすることで、人間関係にまつわる困難や痛みを解消した状態を手に入れている人たちです。 そうなると、もはや困難感はなくむしろ本人にとっては理想的な状態なので、支援を求めないことが考えられます。もう今、問題ないのだからほおっておいてくれ! の思いです。もちろんこれは主観であって、客観的に見れば孤独・孤立は健康リスクの高い生活スタイルなので早めに支援が介入していた方がいいのですが、いかんせん本人は望んでいないことを (逆に言えば今のハイリスクな平穏を望んでいることを、その心の痛みを) 肝に銘ずる必要があると思っています。 このようことから、ひきこもり状態の人はすべからず支援すべき人たちだ! との支援者のひとりよりがりがりな姿勢は厳に慎むべきものと思います。支援者はあくまでも支援対象者の意向に謙虚であるべきと心得ます。
241	当事者・ 家族等	Q4	104	2	1		p13「家族」についての規定を追記 →追記 …「自身の家族がひきこもり状態にあり、どう対応したらいいか悩んでいる家族」もまた「支援対象」であるこということを、項目を設けて記しておいた方がいいように思います。(可能ならば、「本人」とは別に「家族」もそれぞれ「1 ケース」として扱うように、というガイドも)

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
242	当事者・ 家族等	Q4	114	2	1		13 ページ「交流の範囲や内容、その善し悪しは支援者が判断できるものではなく、人それぞれ異なるということも留意が必要で」だけでは不十分で、投稿や就労をゴールと考えるがちな支援者や家族がまだまだ多いと考えられるので、具体的に、「具体的には（詳細は次ページに譲りますが）登校・就学や就労・就職だけが交流や社会参加ではない」旨を明記すべきと考えます（14 ページでそのことに触れられています）が、前フリである 13 ページでも身近手良いのことで触れておくべきだと考えます）
243	当事者・ 家族等		135	2	1		「相談する自治体がちがう」、「相談する年齢がちがう」とだけ伝えて、代替となる情報を全く伝えずに説教をする等の対応を記載してください。ひきこもりは、支援者からの心無い言葉による「支援からのひきこもり」も問題になっていることを記載してください。
244	当事者・ 家族等		137	2	1		「支援者は、当事者がそれぞれ社会で受けてきた心の傷やトラウマ等に対し、解消や回復、克服、けじめのタイミンなどを必要しないほしい」（そのような場面を何度も見たことがあるので）等も加筆してほしい
245	当事者・ 家族等		138	2	1		P13 5 つめの○ 一方で、ひきこもり状態にある本人やその家族が、自ら社会との関係を拒絶し、ひきこもり状態にある場合や、生きる意欲を失い、自ら健康を維持することを放棄してしまう（セルフネグレクト）等は、訪問や声かけを通じて関わりを持つことが求められます。しかし、その関わり自体が「侵襲性が高い（相手にとって負担が大きい）」ということを理解し、状況を見極めて対応することが求められます。ひきこもりながらも、生きつづけていくためのかわり「あなたに生きてほしい」という思いを持って伴走していく姿勢が重要です。 ＜理由＞ セルフネグレクトは、緩慢な自死ともいわれます。社会との関係を拒絶している状態像は、社会からの傷つきにより命を守るために取る行動ですが、反対に、セルフネグレクトは、生きる意欲を失い、病などを患っていても良くなることを拒み続けたり、健康を維持することを行えない状態像を示します。生きる意欲を支えるかわりが必要だと思います。
246	自治体		274	2	1		(13 ページ 囲み) ひきこもり支援の対象者を定義するこのページにおいて、「家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある」とあるが、家族（の中の一部）との関係だけは良好である家庭（あるいはそう信じている相談者や当事者）もあるのではなか。
247	自治体		274	2	1		(13 ページ 三つ目「○」)「インターネット上のみでの交流はできている場合や、自分の趣味や興味のある活動だけは参加している」ケースについては、これまでは「ひきこもり」として支援の対象であったが、今後は本人に困り感がなければ、支援の対象外ということではないのか。この一文は状況が多様であることの説明であるかと思うが、これまでは、その状態は「ひきこもり」として支援の対象であった。これまでのひきこもりの定義が、何がどう変わったのか、どういった場合に支援の対象とするのか、わかりやすく図で表すか例示して欲しい。
248	自治体		274	2	1		生きづらさを抱えている人が対象となると、精神疾患や自殺企図のある人、専業主婦で家族以外の交流がない人など、これまで以上に対象が広がると考え、孤独・孤立支援とひきこもり支援と、どのように支援を行っていく方針であるのか、都道府県及び市町村がわかりやすいように本書の中で説明してほしい。 (13 ページ 四つ目、五つ目「○」) 本人や家族が「家族の問題なので、支援は不要です」「私たち家族は大丈夫です」と支援を求めないケースについても支援は必要でないと考えてよいのだろうか。どういう場合がセルフネグレクトというのだろうか。近所との付き合いがある家庭であれば、支援は不要と考えるのだろうか。とても矛盾を感じる。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							こうしたケースは非常に多いので、どのように考え、対応すべきか言及してほしい。また、明らかに支援の必要性がある状態（ひきこもる子の親への暴力など）であるにもかかわらず支援を求めない場合など、この記載を盾に「ガイドラインに書いてある。私たちは支援を求めている、もうこれ以上構うな」と、こうした家庭にアプローチできなくなるのではないかと心配である。
249	当事者・家族等	Q4	67	2	2		p14 頃～ 支援者が目指すところの”ひきこもる人の理想の姿”について論述していると受け止めました。支援者はひきこもる人が”自律するようになること”を目指すと主旨と思いますが、自活を指す自立とは違い自律は主観なので、今のひきこもっている状態をして「自分で決めた！」こととして「自分は自律している！」と認識している場合もあるかと思えます。この場合、目指した状態を手に入れているため支援の必要性がなくなってしまうので、自律（状態）について今少し説明がいるかと思えます。社会から撤退して「ひきこもるんだ！」と決断した結果の報いとしてのデメリットを引き受けメリットを享受しているのなら、それはとても自律した孤高な生き方です。
250	当事者・家族等	Q4	67	2	2		p15 頃～ ひきこもる支援のスタンダードは「ソーシャルワークだ！」との宣言と受け止めました。経験的に賛同するのですが、ソーシャルワークでない支援をしている人たち（医療・心理職・教育等の場面で支援している人たち）の心証を害することは支援全体に悪い影響が及ばないかと気がかりです。少しばかり配慮があった方がいいように思えます。追記希望のこと 支援機関を頼ったところ、そこで被害を受けた人は多くいて、そのために支援者を頼らないとの調査結果があります。この点をどこかの部分で指摘して頂ければと思います。
251	当事者・家族等	Q4	104	2	2		p14 本人ニーズと家族ニーズとのズレ → (一例)「〇ひきこもりの問題に限られませんが、本人の求めることと家族が求めることは同じではないことはよくあります。どちらから一方のみに振り回されるのではなく、両者それぞれに固有のニーズがあることを踏まえ、丁寧によりそい支援していくことが求められます。」…「本人および家族」という表記に対する補足説明があった方がいいかも。(p22にそのことが明記されていますが、この部分でもぜひ触れておきたいところ)
252	当事者・家族等	Q4	112	2	2		第2章・第3章・第4章について 支援のさい当事者や家族に対して大切にしていきたい内容で、よく理解できるものでした。ありがとうございます。2か所の言葉だけ 引っ掛かりました。第2章(2) ひきこもる支援で目指す姿 〇の4番目 目指すべき姿→目指す姿 第3章(1) 支援にたいして大切にしたい拠り所 1) ひきこもる支援における価値 関わりを通して支援する(支援観) 〇の2番目 支援されるべき存在→支援されてよい存在 へすべき として当たり前 など今までの社会の常識的考え・言葉がひきこもるなどの生きづらさを生み出している要因でもあります。べきを使用したのは訳があるのでしょうか。
253	当事者・家族等	Q4	126	2	2		【P14】自尊心や自己肯定感の破損について記載があると、支援側はイメージしやすいのでは？ (例) ひきこもる支援当事者の殆どは、生きづらさや傷つき体験の中で、自尊心や自己肯定感、自己有用感が損なわれています。自尊心や自己肯定感の回復には、周囲の温かな眼差しと肯定的な関わりが必要不可欠であり、それがケアにつながります。
254	当事者・家族等		137	2	2		本人やそれぞれの家族には意思表示権があって、いつでも意思表示できるし、判断するのは自分自身であることとのと確認が欲しい。「自律するとは？」の説明が、「自立」とはっきり区別するためにも必要だと思う
255	当事者・家族等		138	2	2		P14 囲み文章、及び4つめの〇 ひきこもる支援において、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる(自律する)主体は、「本人」という理解をしているため、「その家族が」という言葉は必要になりますでしょうか。家族は、自律をする主体

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							というよりも、本人が自律できる環境を作っていく主体になると思います
256	当事者・家族等		138	2	2		P15 ひとつめの〇 様々な働きかけや、資源の創出など、具体的な取組を行うことが重要です。 <理由> 具体的な取組のソーシャルアクションとして文言を補足しました。
257	自治体		274	2	2		(14 ページ 囲み内) 言い切りの形でよいのか。「社会参加の実現」はゴールとしてよいのではないか。ただし、「社会参加」の方法が人によって異なるので、その多様性（就労、ボランティア、他者との交流など）を認めよう、としてはダメなのか。意思や希望の表出だけでなく、実際に動き出すところまで伴走支援が必要と考えている。意思を表出したら、フォローアップはしていくから後は自分で頑張れ！ということになるのだろうか。しかし、本書のご意見のとおり、支援者がべつたりしすぎるもの問題であり、ある程度の段階に進んだところで、本人と相談して戦略を立てつつも、本人の力を信じ、一人でやらせてみることも重要であると考えてる。
258	自治体		274	2	2		(14 ページ 囲み) 言い切りの形で良いのか。当人の希望によっては、一つのゴールとはいえないか。また、「－2」の意見の繰り返しになるが、断定的にいうのであれば、国の関連施策の整理が必要ではないか。
259	自治体		274	2	2		(四つ目「〇」)「家族」部分は不要ではないか。本人が決めることであり、これを読んだ家族が「家族が自らの意思で子どもの生き方を決めてよい」と誤解する人もいると思われる。
260	自治体		274	2	2		(14 ページ 最後の「〇」、15 ページにかけて) 誰のことを言っているのか。これは支援者の役割ではなく、国や自治体、地域の責務ではないか。 「声を上げることができない人や、周囲から見ると支援が必要と思われるにもかかわらず支援は不要だということ人も含め、地域住民や周りの人たちが必要に応じて見守ることができている社会（環境）づくりにも取り組んでいくことが求められており、こうした取組を自治体が主導して地域で進めることで地域共生社会の実現にも」と下線部分を追記してはどうか。
261	自治体		274	2	2		(15 ページ 一つ目「〇」)「解消」することは非常に困難であり、「軽減」だけでよいのではないか。普通に働いている人であっても、生きづらさを抱えている人もたくさんいて、何らかの方法でそれにとらわれないよう、意識を別に向けるよう、対処方法を学び、うまく付き合っている人も多いのではないか。ひきこもり地域支援センターの相談にも、過去のトラウマに苦しむ人がいる。また、そうした状況にあるのは自分だけでないことを、ひきこもり状態にある人に伝える役割は支援者であるかと思うが、対処法について、セミナーなどを開催する役割は、都道府県や市町村、支援団体等が担っているのではないだろうか。 また、「具体的な取組を行うことが重要」との表現であるとして、具体的な支援リソースが基礎自治体にあることから一歩相談が主となっている県機関にとっては、不特定多数への啓発・周知の取組は行っているものの、相談者（当事者）個人の社会環境を変容させる働きかけまでは難しい現実がある。 ・支援者個人も「地域社会（メゾ・マクロ）に対して「ひきこもり」を含む生きづらさ等の解消に向けた様々な働きかけや具体的な取組」を行うことを担わせるのだろうか。これは、前述のとおり、国や自治体、地域がまず行う必要があるのではないか。ぜひ、その役割分担を明確にしてほしい。 例えば、国、都道府県、市区町村、民間組織、地域組織等との連携によって、全体でソーシャルワーク視点の社会変革を実現するといった表現であれば、様々な支援者がそれぞれの立場で了解できると考える。（ただ、16 ページとの

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
262	自治体		274	2	2		重複となるが。 (15 ページ 一つ目「○」) この場合、具体的な取組については、慎重（正確）な表現とすることを願いたい。」の意見の具体例として、「ひきこもり支援においては、本人や家族が感じている社会における生きづらさを軽減・解消することと目的」との記述は大変重要であるものの、「具体的な取組を行うことが重要」との表現であると、具体的な支援リソースが基礎自治体にあることから一次相談が主となっている県機関にとっては、不特定多数への啓発・周知の取組は行っているものの、相談者（当事者）個人の社会環境を変容させる働きかけまでは難しい現実がある。例えば、国、都道府県、市区町村、民間組織、地域組織等との連携によって、全体でソーシャルワーク視点の社会変革を実現するといった表現であれば、様々な支援者がそれぞれの立場で了解できると考えられる。（ただ、16 ページとの重複となるが。）
263	自治体	質問 5	204	2	1		第2章の（1）「ひきこもり支援の対象者の考え方」で、これまでは統合失調症の陽性症状、陰性症状によるひきこもりは含まれていませんでしたが、ハンドブックからすると、そういう方も含まれている可能性があると思います。そのような方へのアプローチ方法は、少し異なるように思いますが、いかがでしょうか。
264	自治体	質問 5	243	2	1		I. ひきこもり状態の定義について：ひきこもりの定義が限定的なものでなくなっただけのため、範囲が広く、他の相談との区別が分かりづらい。従来通り、ひきこもり状態の定義は「非精神病性の現象」を追記した方が良いのではないかと。この記載が無ければ、精神病性のひきこもり状態を見落としかねないのではなからうか。このことは支援から精神疾患を除外するためでなく、いわゆる DUP（精神病未治療期間）の短縮や支援の方向性を考えるために必要と考える。
265	自治体	質問 6	17	2	1		P. 13 (1) ひきこもり対象者の考え方について：支援を必要とする状態にあると記載しつつ、支援を求めている場合だけでなく…という記述があり、わかりにくい。潜在的なニーズを把握できるなら苦労はしない。
266	自治体	質問 6	135	2	1		P13 の 11 行目（○の 3 つ目） 「交流の範囲や内容、その良し悪しは、支援者が判断できるものではなく…」の文言について、「良し悪し」という表現が強い印象がある。「価値」や「意味」という表現が適当。
267	自治体	質問 6	190	2	1		13 ページ ひきこもり支援について 対応は一樣ではなく、支援者のエビデンスに基づいた創造力（生活の背景、ひきこもりに至った経緯、家族の関係性など）が必須である旨を追加いただきたい。
268	自治体	質問 6	205	2	1		・P13□囲い内 4 行目 家族を含む他者との交流が（追加しない、もしくは）限定的（希薄）な状態にある 理由：家族との交流もないひとの方が多い ・P13 上から 2 つ目の○下 2 行 生活上の困難についても、（入替社会生活上で困難を感じている場合や、家庭内でも困難を感じている場合もあります。） 理由：「家庭内のみで困難を感じている場合」は家族関係に関する問題。具 体例として、家庭内別居状態の妻から、会社から帰宅した夫が部屋から出てこないひきこもりの相談があったが、夫婦関係の修復には対応しなかった。 ・P13 上から 5 つ目の○上 2 行 削除。理由：4 つ目の○にある、支援を求められないとセルフネグ レクトは状態差が大きい。 ・P13 上から 5 つ目の○下 2 行 4 つ目の○の末尾へ移動。 ・P13「支援対象者」と P14「支援の目指す姿」 支援の目指す姿が「今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになること」と記載されているため、支援対象者の記述にも「(P13 の四角囲みに記載の状況に

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							より)、今後の生き方や社会との関わり方が見つけられない状態」といった記述が必要では。 ・P13 下から3行目「セルフネグレクト」の記載「自ら社会との関係を拒絶している＝セルフネグレクト」と捉えかねない。ここでは「セルフネグレクト」という表現はせず、P45で緊急対応の必要性の判断に関する記述があるため、その部分で言及してはどうか。
269	自治体	質問 6	216	2	1		P13 ・ 従前のひきこもりは、本人の状態やその継続期間（6か月）がはっきりさされていたのに対して、新しいハンズブックではそれらの基準は削除され、ハンズブックのひきこもり像は非常に抽象的な印象を受けます。「社会の影響」「生きづらさ」が原因という内容が散見されますが、イメージしにくく読み手に依存する可能性が高いと考えます。エビデンスで補強された理由が必要と考えます。
270	自治体	質問 6	241	2	1		P13 ・ 対象者の考え方 →すべて当てはまる必要があるのか、一つでもいいのか分かりにくい。支援を必要とする状態であればほかの項目が当てはまっていなくても、福祉的には支援の対象者と考える。
271	自治体	質問 6	272	2	1		P13: ひきこもり支援における対象者とは、～状態の人とあるが、支援対象としての定義である。文章では、ひきこもり状態にある本人、その家族と記載がある。ひきこもり状態とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人と読み取ってよいのか、分かりづらいいと思います。ひきこもり状態とはどういった状態が明記していたいただいた方が、共通認識をもつことができていると思います。
272	自治体	質問 6	160	2	2		ひきこもり支援の目指す姿について（P14） ひきこもり状態の当事者にとつてゴールは多様なもので、一律ではないことから、社会参加の実現や就労を支援のゴールにしないということは理解しています。しかしながら、支援の目指すところを「自律」とするのは、観念的であり、何を目指して支援を進めるべきかがわかりにくいように思います。自らの意思により、生き方や社会との関わり方を決めた結果、ひきこもることにした当事者もいると考えられ、だとすれば「自律」というのは、目指すゴールというより、支援のプロセスにおいて常に大切にすべきことではないかと思えます。「ひきこもり状態の解消に向けた支援を行う」（P18）以上、ただ「自律」を目指すというより、当事者自らの意思で考えた先にそれぞれゴールがあるということではないかと思えます。
273	自治体	質問 6	205	2	2		・P14○2個目1～3行目、全員がそういう状態なわけではないため、『家族や支援者に「就労」を求められても、その状態に、向かうことが容易ではない者が多い』くらいにとどめてはどうか。 ・P15「ソーシャルワーク」に関する記述について、P19に記載されている「社会全体に働きかける視点」で説明してはどうか。
274	自治体	質問 6	224	2	2		P14の4つ目の○の部分について、このハンズブックの根幹をなすであろう目指すべき姿について「自立ではなく自律」と表現しているが、この天の解説が少ないのではないか。自律を支援するというこのイメージがわかるようにより具体的な解説もしくはコラムで解説や事例を示すなど丁寧な説明があるとよいと思います。
275	自治体	質問 6	230	2	2		14 ページに、「社会参加の実現や就労がゴールではなく自律を目指す」ということを目指す姿として記載されているのがよいと思います。
276	自治体	質問 6	240	2	2		14 ページ、「ひきこもり支援において目指すべき姿は ～中略～（自立ではなく自律）」とあるが、具体的にどのような状態が支援のゴールになるのか。行政として長期間関わり続けるのはとても難しい。
277	自治体	質問 6	241	2	2		P14 ・ 一文が長い、地域共生社会の説明を入れるのであれば、区切ってもよいか。 ※以下の文書で「 」部分が追記したもの。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							⇒支援に携わる私たち「に」は、「(こちらを先に) 個別の支援に取り組むことだけではなく」、ひきこもり状態にある本人や家族が安心して過ごせるよう、声をあげることができない人も含め、地域住民や周りの人たちが必要に応じて見守ることができきる社会(環境)づくりにも取り組んでいくことが求められています。おり、こうした取組を進めることで地域共生社会の実現にもつながっていきます。
278	自治体	質問 6	259	2	2		【P14、1つ目の○、1行目】 ・〈現〉に対して、その状態の解消を → 〈改〉に対して、ひきこもり状態の解消を 【P14、2つ目の○、3行目】 ・〈現〉支援者からのこのような求めにより、 → 〈改〉支援者が就労による自立を求めたことにより、 【P14、3つ目の○、2行目】 ・〈現〉求めている支援や、その時点での関わり方等も明らかに → 〈改〉求めている支援や、関わり方等も明らかに ※元の文章では、『その時点での関わり方』が指す意味が分かりかねました。 【P14、4つ目の○、5行目】 ・〈現〉中で、本人の望むような未来を具体的に提示し、選択しやすい情報を → 〈改〉中で、考えうる将来像を具体的に提示し、選択しやすいような複数の情報を ※本人の望むような未来、という表現で支援者の提案を伝えるべきではない。また、選択しやすいかどうかも本人次第のため、情報が複数あることで選択の可能性を広げるという表記にしている。 【P15、2行目】 ・〈現〉に応じて見守ることができける社会 → 〈改〉に応じて支えあうことができる社会 【P15、※印、1行目】 ・〈現〉エンパワ、メント → 〈改〉エンパワメント
279	自治体	質問 6	259	2	2		
280	自治体	質問 6	243	2	4		I. P14: ひきこもり支援の目指す姿について、「その人らしい(あるいは、自分らしい)」と言う言葉を加え、その後「今後の生き方や社会とのかわり方を決めていく・・・」とした方が、就職などの客観的な評価でなく、個性や当事者の主観的な評価が重視されることが支援者に伝わりやすいと思う。精神科領域においては、近年、当事者の主観的な回復を重視するパーソナルリカバリーの概念が普及しつつあるが、ひきこもり支援においても、そのようなものがあるとより支援の目指す姿を具体的にイメージしやすい。
281	当事者・家族等	Q5	61	2			p13、p14 ひきこもり支援の対象者、支援の目指す姿について ひきこもり支援の対象者(定義)、ひきこもり支援の目指す姿(目標)を定めたことは、とても大切なことと感じた。支援に取り組むにあたり常に基本に据えることなどで、素案概要の資料で示しているように、文章だけでなく、どこかで簡潔に図式化して視覚的に示せるとなおインパクトがあるように感じた。
282	当事者・家族等		135	2			ひきこもり当事者に対して支援者が上から目線ではなく、対等な目線で支援にあたる記述を入れていくとよいです。
283	自治体	質問 5	205	2			第2章は一つの章を設ける必要はなく、支援のポイントを語っていく中に盛り込んでいく。
284	自治体	質問 6	209	2			<第2章: ひきこもり支援の対象者と目指す姿>

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ひきこもりと不登校の支援の違い等、ひきこもり相談の枠組みを示された方が活用しやすいのではないか (ex. 教育機関所属先の場合の相談先、中退・卒業を見据えての相談の場合のつなぎ方等)。
285	当事者・家族等	Q4	29	3	1	1	p18「支援観」とは…？言葉の意味の理解ができませんでした。「支援されるべき存在であるという支援観を持つことが重要」という文があまりしっくりこなかったです。相談先があることの気付きがあることは大切だと思いますが…当事者が弱いものと感じます。「当事者に支援観をもたせる…？」はなんとなく押し付けのよう感じます。
286	当事者・家族等	Q4	104	3	1	1	p18「常識や一般的な価値観にとらわれすぎない」「社会規範などを語り出すこと～などは避けねばいけません」→「～にとらわれないことが必要です。また、一般的な価値観や社会規範があることで、生きづらさを生じさせてしまっている場合も少なくないため、それら規範等を批判的に捉えようとすると、必要に応じてそれらを改変していくことも求められます」…「ソーシャルワーク」を明記し、詳述する以上、「囚われない」というだけでは弱く、当事者の権利という観点からそれら規範を批判的に吟味するとともに、必要に応じてそれらを変えていくというスタンスも求められます。（より具体的には、社会規範を盾に本人を追い詰める家族に対し、その規範をほぐしていくことで、家族・本人とも楽にしていける、という実践など）
287	当事者・家族等	Q4	104	3	1	1	p18「支援」関係に孕む権力性と社会形成主体という側面 → (一例)「支援／被支援」の関係に孕まれる権力性を自覚した上で、支援に取り組む必要があります。「支援」というまなざしそのものを嫌う当事者もいますが、「上から目線」となってしまうたり、型にはまった支援を押し付けてくるパターンナリズムに陥らないような姿勢が求められます。…「支援観」を列記する際には、「支援」に孕まれる権力構造にも自覚的であることが求められます。
288	当事者・家族等	Q4	104	3	1	1	p19「社会に働きかける視点」→ (一例)「当人自身が社会の形成主体であることを踏まえ、当事者とともに社会をより良い環境にしていこうという姿勢が求められます。」…当事者自身も社会の一員であり、社会をつくっていく主体だということの確認と、それを支える支援者という構図の明記。
289	当事者・家族等	Q4	104	3	1	1	p19 追記 → (一例)「現状の変化」や「結果」に追い立ててしまう状態は、一見「改善」したように見えても、本質的な部分は解消されないまま、場合によってはより深刻なダメージを追ってしまうことも生じます。とりわけ、社会的な孤立状態で孤軍奮闘してきた当事者・家族にとっては、表面的な「解決」というだけでなく、「傍らに居続ける」ということと自体が重要な支援にもなるのだということを、きちんと自覚しておく必要があります。…社会や組織から求められる「成果」に追い立てられないよう、防波堤の役目を果たすことも、ソーシャルワーカーに求められている大事な使命です。
290	当事者・家族等	Q4	114	3	1	1	17 ページ～19 ページ 非常に良い内容だと思いますが、「支援者自身の『支援観・福祉観』や『常識』にとらわれないうで、ケースごと本人にとって最善の支援とは何かを考える」ことを明記するとより趣旨がわかりやすくなると思います。
291	当事者・家族等	Q4	118	3	1	1	p17「〈支援を行う前提となる…〉人として尊厳がある…」の2つ目の○では、理念的・一般的に求められる「人間観」と、対象者についての経験的・個別的に得られる「人間観」が混在して議論の構図が分かりにくくなっているように思います。3つ目の○の文章も含めると、理念的・一般的に求められる「人間観」と、最大公約数的な「ひきこもり」像についての認識がまずあり、それらを前提にして経験的・個別的な理解が可能にあるように思われます。実際には、「人間観」や一定の「ひきこもり」像を把握している、個別的な理解に至れないという状況も考えますと、すべてを「人間観」で括ってしまうことは支援者を精神(論)的に追い詰めることになることも危惧します。
292	当事者・	Q4	126	3	1	1	【P19】バイスディックの「ケースワーク7つの原則」を記載しても良いかもしれませんが「非審判的態度」「個

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						別化」は、ひきこもり支援には欠かせない観点です。ひきこもりを好ましくない状態像という価値観を持っていると、必ず審判的な態度が表出して、外に出させたり、働かせたりするようになり方が少なくないです。
293	当事者・家族等		137	3	1	1	個人の問題のように受け取れる表現。あらゆる社会課題（序列社会、縦社会、同調圧力、声を出せなくさせる社会）の中で人権侵害や排除、差別などによって傷つけられてきた結果、
294	当事者・家族等		137	3	1	1	自分の命や尊厳を守るために避難している状態
295	当事者・家族等		137	3	1	1	抽象的。ただ言葉を当てはめただけの印象。17Pと同様、あらゆる社会課題の中で人権侵害や排除、差別などによって傷つけられてきた結果、
296	当事者・家族等		137	3	1	1	抽象的
297	当事者・家族等		137	3	1	1	できなければいけないのか？常識とは何か？「できなくてもいい」「他人と違ってもいい」という視点が、支援者には求められている。「正論とか、みんなできているのにとかわわない」（正論を言うとか、否定と受け止められて話ができなくなる）
298	当事者・家族等		138	3	1	1	P18 ひとつめの○ ひきこもり状態となる理由や背景は、今の社会の中で生きていくことのつらさ「生きづらさ」、及び、社会から理解されない傷つきを重ねた結果であるということ ＜理由＞ 「生きづらさ」という状態を補足するとともに、「生きづらさ」そのものを理解されない傷つきを重ねた結果であることを説明する必要があると思います。（支援とは、まず理解しようとする姿勢であるということを知ってもらうことが重要であると思いました）
299	当事者・家族等		138	3	1	1	P18 3つめの○ 社会一般で考えられている常識や規範に基づく行動をとることに困難を抱え、それができない自分に葛藤し、悩み、苦しんでいる場合が少なくありません。 ＜理由＞ できていないとすると、自己責任の色合いが強くなると感じました。努力しても、うまくいかない困難な状態があること、そんな自分を責めて葛藤していることを伝えられればと思います。
300	当事者・家族等		138	3	1	1	P18 5つめの○ ひきこもり状態にある人は、自分自身を「社会に迷惑をかける」、「生きていく価値がない」と考えている人も少なくありません。しかし、この社会に生きる価値のない人などは存在しないこと、誰にも起こりうることであり、人と人との関わりを通して生き続けていくための互いに支え合える存在であるという「支援観」をもつことが重要です。 ＜理由＞ 必要ない、不必要という言葉が、かなり強い言葉のため、言い換えました。「支援されるべき」という表現は、一方的な意味合いが感じられたため、「共生社会」の理念である、支え、支えられる存在として表現してみました。 ”さらに”以降は誰の価値や倫理かを明確にしていたいただきたい。
301	自治体		63	3	1	1	当事者に係る人間観ということでしょうか？
302	自治体		63	3	1	1	何が「誰にも起こりうる事」か、具体的に記入頂きたい。
303	自治体		63	3	1	1	対話や協議とした理由は何か？対話と協議の違いを筆者はどうとらえているのでしょうか？
304	自治体		63	3	1	1	

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
305	当事者・ 家族等	Q3	102	3	1	2	20 ページに基本的人権の前提をあげていて、とても良いと思います。福祉観も入れて、ウェルフェアからウェルビーイング「より積極的な人権を尊重し、自己実現を保障する」ことも組み込まれるのはいかがでしょうか？
306	当事者・ 家族等	Q4	82	3	1	2	p20 大事な倫理観・価値観なので大きく。(憲法の明文を書く) 支援員と保護者、当事者で倫理観・価値観を共有する(読み合わせる)ことの必要性を書くことが大事
307	当事者・ 家族等	Q4	118	3	1	2	p20 の上から2つ目の○部分では、「人として尊厳のある存在」と認め、そうならざるを得なかった背景を理解していれば」とありますが、後者については、とくに対象者についての情報把握や理解が進んでいない状況でも相談者に対峙することもあり以上、そうした「背景の理解」がなくとも、家族を責めるといった不適切な対応がなされることがないように指示すべきではないでしょうか。
308	自治体		63	3	1	2	「指摘する」は「責める」に含まれるのでしょうか？
309	自治体		63	3	1	2	” ひきこもり状態” でなく” カッコつきのひきこもり” と表記した意図はなぜでしょうか？
310	自治体		63	3	1	2	人によつてはゴールになりうるのではないのでしょうか？「就職することのみがゴールである」ではどうですか？就職したら終結という考え方を否定したいのであれば、加筆が必要ではないでしょうか。
311	自治体		63	3	1	2	この段落の意味がうまく読み取れません
312	自治体		63	3	1	2	行動は倫理なのででしょうか。行動とは＝具体的指針なのででしょうか。
313	自治体		63	3	1	2	前提となる行動(倫理)が説明されていますが、この前提とはどの前提なのかでしょうか。
314	自治体		63	3	1	2	なぜ疑問形なのでしょうか。「近づいていくことができます。」としなかった理由は何かでしょうか。
315	自治体		274	3	1	2	P20 の二つ目「○」、三つ目「○」で文末に「ならないはずです」とある。 ガイドライン上で「ならないはずです」といった断定的な表現を用いるのに少し違和感を感じた。 P21 のように「～という視点が重要となります」「～が重要です」といった導きの方が方が適している。
316	自治体	質問 5	55	3	1		支援をする上で、何を大切にするべきかの基軸となる大切なより処を理解したい。また、振り替えて確認ができるようにP16～の説明にある。支援を行う前提となる行動(倫理)について、詳しく記載して欲しい。
317	自治体		274	3	1		(16～20 ページ)「価値」と「倫理」が非常にわかりづらい。特に「倫理」については、理解するのが困難であった。図には「倫理」は「何を守るのか。何を約束するのか」とあるが、P20 の説明からはそれらを読み取ることができなかった。もつと端的にわかりやすく記載してほしい。 第3章は、価値や倫理とはなにかについて説明するのにボリュームがありすぎてかえって理解しづらい。端的にまとめて、むしろ支援者として求められる姿勢と留意点に注意を向けるほうがいいのではないだろうか。 P20 下部の囲みの支援のポイントの例示があるが、これは「価値」についての例示であると感じた。「倫理」の考え方の例示とすればもう少し理解を深められるのではないだろうか。
318	当事者・ 家族等	Q4	104	3	2		「倫理」P20 の二つ目「○」では、相談にきた家族に対してこれまでの家族の関わりを責めるといった心無い対応や」とあるが、家族の関わりが明らかに誤った関わり方であった場合、家族がそのことに気づきを得られるように支援者は関わる必要があるのではないかと。「相手は責めず、しかし、気づきを与えるような関わり方」が必要だと思った。 p21 「苦しんでいる当事者」としての家族把握(4つ目の前に追記) → (一例)「子どものために」と思い奔走し、本人にどう接したらいいか迷い苦しんでいる家族に対し、「当事者の家族」と捉えるのみでなく、「子どもがひきこもり状態になり苦しんでいる当事者」と捉え、その悩みや不安に寄り添っていくことが求められます。ひきこもり当事者の最も身近な存在として、逃れられない「支援者役割」を過剰に背負い苦しんでいる家族の重荷を和らげ、支

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							えていくことは、それ自体、ひきこもり支援の重要な課題となります。…「協働の支援者として」という側面（4つめ）は大事ですが、その規範が強すぎるために、無理しすぎて苦しんでいる家族も少なくないため、その前に「苦しんでいる当事者として家族の声を聴きとること」を添えておいた方がいいように思います。
319	当事者・家族等	Q4	118	3	2		p21の最後の○部分では、家族の本人に対する理解を促し、家族を「協働の支援者」にするという姿勢（そして方法論）が説かれています。基本的に異論はありませんが、支援者がかんりの程度ご本人について理解できていることを前提にされていること、そしてご本人を理解しようとする／理解できるだけの家族の「力」もまた前提にされているように思います。しかし、支援者であってもご本人についてなかなかアプローチできず、あまり理解ができていないということも多々あり、またとくに高齢の親御さんにはそうした「力」を求められないことも多いです。こうしたより困難な状況もあることをハンドブックとしても踏まえていることは伝えるべきではないでしょうか。
320	当事者・家族等		138	3	2		P21 表題とサブタイトルについて (2) 支援者として求められる姿～相談者（本人家族）との関係づくり～ ＜理由＞ 囲み文字や、ページの各段落の内容を読むと、具体的には、相談にいらした方との関係づくりについて述べられているため、具体的に表題にも加えたらどうかかと思いましたが、むしろ、「○」の段落の前にサブタイトルをつけると、読みやすくなると思います。
321	当事者・家族等		138	3	2		P21 4つめの「○」の前につけるサブタイトルについて 4つめの「○」の前に、家族からの相談について などのサブタイトルを入れるのはどうでしょうか？また、P25 の最終段落と、P26 の家族支援の重要性の図についても、同じページにまとめると理解しやすくなるかと思いました。
322	当事者・家族等		138	3	2		P21 4つめの「○」 ひきこもり状態にある本人は相談に向くことが難しい事が多く、相談に来るのは、本人よりも家族が来ることが多いです。しかし、家族が求める支援は、「ひきこもり状態をすぐに解決してほしい」、「就労し自立してほしい」などといった目の前の状態の改善を求めることが多くなるでしょう。 ＜理由＞ 家族には、子どもとどうかかわった方がいいか、話してくれない、顔を見られないなど、日々の生活や関係性を悩んでいる人もいます。「改善を求めるものです」と断定しない方がいいかと思いました。
323	当事者・家族等		138	3	2		P21 4つめの「○」4行目 支援は、家族の状態に応じて、時間をかけて伴走することが必要な場合もあります ＜理由＞ 親子関係がこじれていて、支援が長期に渡る場合もありますし、家族関係が比較的良く、家族の理解やかかわりが進んで、長期にならずに本人が自ら動き出す場合もあります。
324	自治体		63	3	2		理解するという言葉が重複しています。
325	自治体		274	3	2		(21 ページ 最後の「○」) 家族への支援において、家族が抱く大きな焦燥感や混乱などの急性期を過ぎ、比較的、精神的に安定した時期に達した場合、相談のほかにも、家族が思いを吐き出す場として、同じような経験をした方たちの集まる家族会について掲載してはどうか。
326	当事者・	Q4	13	3	3		23p 内容は問題ないが、どうしてもひきこもり支援や関係者から「発達障害があるのでは？」という言葉が非常に出

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						やすく、本来の疾患を超えて、当事者とそれ以外を＜分断＞する言葉になってしまっていると感じるので、そこに注意を促して欲しい。
327	当事者・家族等	Q4	103	3	3		22 ページでは「支援者本位のペースになっていないか」という記述があるとよりメッセージが伝わりやすいように感じました。
328	当事者・家族等	Q4	114	3	3		23 ページ（発達障害への理解の必要性について記載予定）とありますが、具体的な記載内容の作成・編集にあたっては医師による医学的説明だけでなく、複数の発達障害の当事者（できれば発達障害によるひきこもり経験者）の参画が必要と考えます。複数の発達障害の当事者階にコンタクトすれば協力者の獲得は難しくないと考えます。
329	当事者・家族等	Q4	118	3	3		p23で、精神疾患や発達障害についての知識も必須とありますが、今回のハンドブックは、そうした精神医療的な視点から一定の距離を置いて、なにより当事者と繋がり、「理解」できるようにするための「態度」を支援者が身につけることを求めているように読めました。それはとても大切なことだと思えます。しかし、全体として、一定の「態度」をもってしても「理解」に至ることが困難であること、そもそも「理解」の正誤について容易に確認もできないことについて議論がなく、こうした困難な状況において支援者が一定の「態度」を維持し関わり続けられるための方法論や、そうした理解に至るためのアプローチに関わる方法論についての議論が手薄になっているように思われます。たとえば、近藤直司先生の2017年や2019年のご著書では、そうした部分についても言及されています。方法論的な知識があまりにマニュアル的になると弊害もありますが、そうした知識があまり提供されないままに、一定の価値や倫理を備えた「態度」を身につけることをもつら求められることになりますと、現場の支援者にとっではいささか強迫的に感じられ、かえって「ひきこもり」事案を忌避させることにもならないか危惧しました。
330	当事者・家族等	Q4	122	3	3		23 ページ掲載の、どこから来ている生き辛さかという背景に医療面・発達神経症の理解については（偏見に繋がらないようにという意図も考慮した上であっても）分かりやすく明確に記載した方がいいと思う。
331	当事者・家族等	Q4	126	3	3		【P22】 支援者が関わることのメリットも記載があると良いのではないのでしょうか？（例）支援者は本人や家族の声を客観的に受け止める立ち位置にいます。本人や家族のできないところだけでなく、ひきこもりながらも本人なりにできていることや、家族の関りの創意工夫を見出せるのも支援者ならではの関わり方です。ストレスの眼差しとフィードバックは、本人や家族のエンパワメントになります。
332	当事者・家族等		138	3	3		P22 3つめの「○」の前のサブタイトル 3 段落目、4 段落目は、支援者が支援の過程に行き詰まりを感じたときの内容が書かれています。 支援がうまくいかないと感じたときは？ などのサブタイトルを掲載しておくのはいいかがでしょうか。
333	当事者・家族等		138	3	3		P22 4つめの「○」の後に、「赤字」を検討ください。 ○また、ひきこもり支援においては、本人や家族の支援が一向に進んでいないのではないかと感じ、それ自体に苦しむ支援者も少なくありません。しかし、相談に繋がりが継続していることは、一進一退であっても支援が前進していることと捉えることが大切であり、苦しむ必要はありません。本人や家族に、右肩上がりの順調な歩みを押し付けることは支援の強要になってしまうようなこともあることを理解しておく必要があります。（らせん階段を上るように行きつ戻りつしながら、ゆっくり進んでいくイメージです）
334	当事者・家族等		138	3	3		P23 1つめの「○」の「赤字」を検討ください。 ○また、何らかの障害や疾患等による生きづらさを抱えており、偏見等によりひきこもり状態になったケースもあ

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ることから、精神疾患や発達障害の正しい知識を身につけることは必須となります。近隣の医療機関や、精神科クリニックなど、日頃から相談に繋がられる、受診につながらない本人に代わって家族だけでも話を聴いてもらえる、訪問による診療等を可能とする医療機関と繋がっておくことも必要となります。
335	自治体		63	3	3		”ゴール”という単語が出てくるが、一里塚、最終目標地点、終結タイミング、どういう意味で使っているのでしょうか？
336	自治体		63	3	3		”エンパワメント”の意味するものは何でしょうか。 ア 力を与えていく イ 人と人との関わり ウ 力を引き出す
337	自治体		274	3	3		全体的にダブり感を感じる。「第3章（3）支援にあたっての留意点」は「第4章（2）ひきこもり支援のポイント」の中に盛り込んでよいのではないか。
338	自治体		274	3	3		「－7」の意見と同様。
339	自治体		274	3	3		22 ページ（3）支援にあたっての留意点 三つ目「○」 P53 にも掲載しているので、詳しくは P53 などと記載するか、P53 だけに記載してはどうか。他もそうであるが、重要な内容なので、再掲しているのだと思うが、何度も同じ話が繰り返されるのが、本紙を読みにくくしている原因ではないかと思う。
340	自治体		274	3	3		22 ページ 四つ目「○」 「～大切です」で終わる方が良い。「必要がない」と言われたところで苦しいものは苦しい。
341	自治体		274	3	3		23 ページ 一つ目の○ 行政にとっては特定の医療機関を紹介することは非常に難しく、これに関しては市町村からの反発が多いと思われる。逆に、訪問による診療等を行っている保健福祉センター等の情報を把握しておくようにしてはどうか。
342	自治体		274	3	3		23 ページ 一つ目「○」 この場合、具体的な取組については、慎重（正確）な表現とすることをお願いしたい。」の意見の具体例として、「近隣の医療機関や、精神科クリニックなど、日頃から相談に繋がられる、訪問による診療等を可能とする医療機関とながっておくことも必要」との記載については、具体的な支援リソースが基礎自治体にあることから一次相談が主となっている県機関によって、地域の医療機関へのつなぎは直接できないことの一つである。ひきこもりに理解のある医療機関の紹介は、実際に相談者から求められている内容なので、「必要」という表現である、必要なことをしない支援機関だとの誤解から信頼関係を挫きかねない。
343	自治体		274	3	3		23 ページ コラム 大切な視点ではあるが、ここで掲載するのが唐突なように感じる。
344	自治体		274	3	3		23 ページ 公的機関だと難しい場合もあるのでは？
345	自治体	質問 5	259	3	1	1	【P17、〈支援を行う前提となる3つの価値〉】 3つの価値がページまたぎとなっているため、一目で見ることができない。タイトルの後に枠囲みを新設して、3つの価値を列挙してはどうか。
346	自治体	質問 5	259	3	1	1	【P19、支援観、最後の○の前】

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
347	自治体	質問 6	28	3	1	1	家族への支援観について言及してはどうか（家族のみと相談関係にある場合に必要な支援観）。 ③法律用語、そのままでは、伝わらない。 「人として尊厳ある存在」「人は平等である、自由である」という言葉だけでは、それが何を意味しているのか、分かっている職員がいる。 もっと、ストリートに、こういう言い方をしてはダメ、などの部分に、その理由や考え方を具体例を示してほしい。 (例) ○例えば、相談窓口において、ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」として認め、そうならざるを得なかった背景を理解していれば、相談に来た家族に対してこれまでの家族の関わりを責めるといった心ない対応や、「ひきこもり状態の本人を連れて来ないで支援できません」ということにはならないはず。 →「相談に来た家族に対してこれまでの家族の関わりを責めると、苦しいながらも本人の幸福を目指して対応してこられたご家族が支援機関への希望を失うので」など
348	自治体	質問 6	132	3	1	1	17 ページ（支援を行う前提となる 3 つの価値）の下から 3 行目、このような状態は動き出すために自らのエネルギーを貯めている状態である と書かれているが、ひきこもりの状態から絶望感が強くあきらかに無気力な状態の当事者が多いと感じます。 ひきこもり支援の対象者に社会的ひきこもりだけでなく、統合失調症等の精神疾患、自閉症スペクトラム等の障害が原因としてのひきこもりも含むのか書かれていない。含むなら相談現場がパニックすると思う。線引きは難しいかもしれないがある程度、ひきこもりの定義はあった方がいいと思う。
349	自治体	質問 6	135	3	1	1	P17 ○の 4 つ目、P18 ○の 2 つ目 長文にて文書内容が理解し難い。
350	自治体	質問 6	154	3	1	1	(2) P19 1 つ目○ ひきこもりの状態にある本人やその家族に対して働きかけるだけでなく、生活する地域や環境、社会生活に働きかける視点「支援観」としてもつことも必要です。その下に事例を用いて記載予定→ひきこもりという状態について正しく理解し、温かく見守る地域づくりを目指す活動についても記載してほしい。
351	自治体	質問 6	160	3	1	1	支援者の社会観について (P18) P18 にあるとおり、支援者が「社会観」を養いながら支援にあたることが重要であることは理解しますが、「また、その際に意識してほしいことは、支援者が社会通念上の常識や一般的な価値観にとらわれすぎないこと」という表現には疑義があります。支援者は「社会観」を養いながら、社会通念上の常識や一般的な価値観を備えつつ、常識や規範に基づく行動ができている当事者の実情を理解すべきなのではないかと思えます。支援者が常識として考えていること、一般的な価値観だと思っていることを時に疑う視点が必要である、というように表現に改めた方がよいのではないかと思います。
352	自治体	質問 6	162	3	1	1	P17 で、ひきこもり支援における価値では、3 つの価値を記載しているが、PSW や、SW など、専門職から対応できるものではない。専門職が、支援ありきのサービスをすすめる事が間違いとして多い。
353	自治体	質問 6	224	3	1	1	P17 の 2 つ目の○の部分について、「これまで、支援における価値は～前提としていました。」とありますが、このように言い切ってしまうのか疑問に感じました。その根拠はありますか？前提としていたとなると、これまでのひきこもり支援がこのような価値観で支援することを推し進めていたという解釈もできることが懸念されますし、今回事例されたような価値観をもとに既に支援に取り組みしてきた方々を否定することになるような気がします。このため、「前

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
354	自治体	質問 6	257	3	1	1	提としていた」という表現について変更するか、もしくははこの部分について丁寧な説明が必要だと思いました。 17P 2つ目の○ 固有の価値観を前提、としていますますが、3つの価値観との対比の意味合いが強いのか、現場の実践の立場からすると、固有の価値観の前提と言い切るのは違和感があります。
355	自治体	質問 6	259	3	1	1	【P17、2つ目の○】 ・〈現〉○これまで、支援における価値は、支援者自身の育ちや環境、学び、支援経験等により形成された固有の価値観を前提としていました。 → 〈改〉○支援における価値は、支援者自身の育ちや環境、学び、支援経験等により形成された固有の価値観に影響されやすいです。 ※これまで前提としていたわけではなく、結果的にゆだねられていたという状況だと思うので、表記の変更を提案。 【P17、2つ目の○、3行目】 ・〈現〉(価値観や倫理)、さらに社会情勢や → 〈改〉(価値観や倫理)に加え、社会情勢や 【P17、人間観、1つ目の○ (及びP16、図)】 ・ソーシャルワークという言葉の使い方がP15で説明された用法と異なるように感じるが問題ないか。P15は社会変革の働きかけ、P16、17は対人援助の実践に限定した印象。 【P17、人間観、3つ目の○、2行目】 ・〈現〉他者との関わりに困難な → 〈改〉他者との関わりが困難な
356	自治体	質問 6	259	3	1	1	【P18、社会観、1つ目の○】 ・〈現〉ひきこもり状態にある本人や家族は、それまでの人生をどのような社会環境の中で暮らしてきたのか、ひきこもり状態となる理由や背景は、今の社会の中での「生きづらさ」の結果であるということなど、一人ひとりその背景は多様であるといった見方をもつことが必要です。 → 〈改〉ひきこもり状態となる理由や背景には、今の社会の中での「生きづらさ」があるといった見方をもつことが必要です。 ※2つ目の○の2～3行目と内容が被るので、前半部分は削除でいいのでは。 【P18、社会観、2つ目の○、1行目および4行目】 ・〈現〉支援者自身がこれまで培ってきた支援者としての固有の価値観にとらわれず → 〈改〉支援者自身がこれまで培ってきた固有の価値観や社会通念上の常識、一般的な価値観にとらわれず ・〈現〉また、その際に意識してほしいことは、支援者が社会通念上の常識や一般的な価値観にとらわれすぎないこととなります。 → 〈改〉削除 ※「支援者としての」はなくても通じるので削除。段落最後の1文から「社会通念上の常識」「一般的な価値観」を1分目に移動し、列挙したほうがわかりやすいのでは。 【P18、社会観、3つ目の○】 ・冒頭の「特に」は不要では。 【P18、支援観、タイトル】 ・〈現〉関わりを通して支援する(支援観) → 〈改〉本人の意思を尊重する(支援観) ※本項目を、まず本人そのまます受け止めたうえで(人間観)、本人の意思決定を尊重しながら支援する(支援観)という内容だと読みました。タイトルの表現が抽象的でわかりにくいと感じたため、変更を提案。 【P18、支援観、2つ目の○、3行目】

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							・〈現〉ことであり、人と人との関わりを通して支援されるべき存在である → 〈改〉ことであり、その生きづらさや困難さについて支援を求めている存在である ※「人と人との関わり」という表現がわかりにくい。また、「～べき」の言い回しが義務の意にも捉えられるため修正を提案。 【P18、支援観、3つ目の○】 ・〈現〉ひきこもりの状態を現状から変えていく支援に取り組むことや、社会とつながり、ひきこもり状態の解消に向けた支援を行う際には、本人の意向を踏まえて → 〈改〉ひきこもりの支援を行う際には、本人の意向を踏まえて ※本書で示す支援のあり方では、“本人を変える、ひきこもり状態を解消することを目的としない”と理解していません。自律を目指すという方向性からずれている表現だと感じたため、削除。
357	自治体	質問 6	259	3	1	1	【P19、1行目】 ・〈現〉生活や希望は多様であり → 〈改〉生活や希望する将来像は多様であり
358	自治体	質問 5	259	3	1	2	【P20、倫理】 ・5つ目の○を冒頭に持ってきてはどうか。移動した場合は次のとおり文章の修正を提案。〈改〉○支援の前提として、「人は平等である、自由である」といった憲法で定められる基本的人権について、支援者自身がどのように捉えていて、日頃の支援でどのように意識、実現しているのか等、支援者自身が常に振り返り、行動し続けていくことこそが、「ひきこもり」に限らずあらゆる対人支援における経験の糧になるものと期待し、記載しています。
359	自治体	質問 6	144	3	1	2	・P20に「支援者自身がそのことを理解しておくことで、より良い支援者に近づくことができるのではないでしようか」という記載がありますが、支援者に対して「より良い支援者」になることを強いるような印象は与えないでしようか。
360	自治体	質問 6	205	3	1	2	・P20の例示：相談窓口に来る家族や本人の生活状況を知ることとも支援のポイントで、『相談場面以外での生活や暮らしを知ること、対象者自身の価値観や思いを知ることができる場合があります。支援者自身がそのことを理解しておくことで、より良い支援者に近づくことができるのではないでしようか』→ 例えば、どのように知る方法があるのかを記載必要。 ・P20の上から○2と3については、前段までの記載内容で十分語られているため、この章で記載がなくても良いのではないかと。
361	自治体	質問 6	216	3	1	2	●P20 3項目の記載について、文言のつながりに違和感があります。 【修正案】 「また、ひきこもり状態にある本人に関わる中で、その「ひきこもり」の期間が長期間にわたっており、長く人との関わりを持っていない場合や、社会生活上での人との関わり等の経験が不足していることを認識していればといった場合にも関わらず、「就職することがゴールである」という提示も起らないはずで。」
362	自治体	質問 6	259	3	1	2	【P20、倫理、2つ目の○】 ・〈現〉○例えば、相談窓口において、ひきこもり状態に → 〈改〉○ひきこもり状態に ※なくとも通じるので削除。 【P20、倫理、3つ目の○、2行目】 ・〈現〉社会生活上での人との関わり等の経験が → 〈改〉社会生活上での経験が

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							※直前に長く人との関わりを持っていないという例示があるため、削除。 【P20、枠囲み、5行目】 ・「その人自身を理解するために、相談場面以外での生活や暮らしを知ること」とありますが、どのように知るのでしようか。相談者から困りごとだけでなく普段の生活についても聞き取るということでしょうか。明示があると助かります。
363	自治体	質問 6	28	3	1		文章が難しく、文と文をつなぎ過ぎている。 (修正例) 「そのため、ひきこもり支援に携わる支援者は、日頃の支援を行うにあたって「共通基盤」としての価値や倫理に基づき行動することが大切です。本書において、支援における共通基盤となる価値や倫理を示し、社会全体でひきこもり支援を行う上で大切にしたい共通認識の醸成が図られることを期待しています。」 →「そのため、ひきこもり支援に関わる人は、支援をする際に共通の価値観や倫理を大切にしてい行動することが大事です。この本では、支援の基本となる価値観や倫理について説明し、社会全体でひきこもり支援に取り組むときに大切にしたい共通の考え方が広まることを願っています。」 「日頃の支援を行うにあたって「共通基盤」としての価値や倫理に基づき行動することが大切です。」 →「共通の価値観や倫理観を元に、支援を行いましょいう。」など 「本書において、支援における共通基盤となる価値や倫理を示し、社会全体でひきこもり支援を行う上で大切にしたい共通認識の醸成が図られることを期待しています。」 →「このハンドブックで、例を書いていますので、皆さんと一緒に話し合うなどしていただきたいと思います。そうして望ましい共通の価値観や倫理観のある、より良い支援につながることを期待しています。」など
364	自治体	質問 6	63	3	1		このように、読みやすい文章に編集して欲しいです。
365	自治体	質問 6	193	3	1		p16「ひきこもり支援における価値や倫理」において、なぜ価値観や倫理観と表現しないのか P16～17の「ひきこもり支援における価値や倫理」の”価値””倫理”など表現について、当事者が好まない表現と 思います。例えば、P17「1）ひきこもり支援における価値」→「ひきこもり支援における基礎的な3つの考え方」 などの表現はいかがが。また、「人として尊厳ある存在」は、もう少し具現化した表現がよいか。
366	自治体	質問 6	200	3	1		価値や倫理が重要視されていることがよく伝わりました。ただ、ひきこもり者は私たちと「対等な人間」「平等」とあまりに繰り返されるため、むしろひきこもりが遠いもののように語られているように感じる職員もありました。
367	自治体	質問 6	205	3	1		以下、省略は下線引き、追加分を（ ）で示します。 P16上から2段落目 ○「共通基盤」としての価値や倫理に基づき行動することが大切です。本書において、支援における共通基盤となる価値や倫理を示し、社会全体でひきこもり支援を行う上で大切にしたい共通認識の醸成が図られることを期待しています。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							P17 下から1段落目 ○ひきこもり状態にある本人や家族は、社会（いわゆる学校や社会生活だけではなく家庭も含む）の中で何らかの生きづらさを抱え、 P18 上から2段落目 ○ひきこもり状態となった当時の社会環境や時代背景にも着目し、本人や家族を取り巻く社会がどうあるべきかを考えていく「社会観」を養いながら支援にあたる P18 上から3段落目 ○ひきこもり状態にある本人や家族は、社会一般で考えられている常識や規範に基づき行動ができていないことで生きづらさを感じ、社会規範にとらわれ、悩み、 P19 上から1段落目 そのため、ひきこもり状態にある本人がどうしたいのかという（の）意思を尊重すること、本人との対話や協議を重ねながら、意思や意向の表出を促し、 P19 上から2段落目 ○ひきこもり状態にある本人やその家族に対して働きかけるだけでなく、（が）生活する地域や環境、社会全体に働きかける視点を、 P20 上から1段落目 ○3つの価値（人間観・社会観・支援観）に基づいた支援者としての言動・行動が求められます。ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」であることを常に認識し、どのような関わり方が望ましいのかを常に考え、行動する必要があります。⇒同じ表現が何度も出てくるため P20 上から5段落目 ○この前提には、「人は平等である、自由である」といった憲法で定められる基本的人権を支援者自身がどのように考えているかということ、基本的人権に対する考え方を日頃の支援でどのように意識、実現しているのか等、
368	自治体	質問 6	213	3	1		P16：実践・支援はソーシャリスキスギルスだけではないように感じる。
369	自治体	質問 6	217	3	1		P16 下図「価値と倫理の相補的關係」が分かりにくい。具体的にどういうことが例示してほしい。
370	自治体	質問 6	259	3	1		【P21、1つ目の○、4行目】 ・〈現〉相談することができたこと → 〈改〉相談できたこと 【P21、3つ目の○】 ・〈現〉支援者による一つひとつの声かけにより、支援が進むことも、後退することもあります。 → 〈改〉削除 ※読み手の支援者のプレッシャーになるため削除。一進一退することについてはP22の4つ目の○で触れているので十分では。 【P21、3つ目の○、4行目】 ・〈現〉寄り添いながら、その → 〈改〉寄り添い、その ※直後に「ながら」が使われているので、こちらは削除。
371	自治体	質問 6	89	3	2		P21の（ちから）の文言がその後表記がないため、必要か不明 P31の信頼関係が築けなくなるとの文言は他の表現のほうがよい P34のお会いは突然尊敬の表現になっているため不自然
372	自治体	質問 6	107	3	2		（1）p 21 4 個目 2 行目から 3 行目「しかし、家族は～求めるものです」の内、家族の要求が断定的な表現が気になる。
373	自治体	質問 6	205	3	2		P21 □囲い内 ひきこもり状態にある本人やその家族が、やっとの思いで相談した際に、支援者はどのような対応をしたらよいでしょうか。（支援者が）本人や家族が安心して相談できる存在 P21 上から1段落目 ○ひきこもり状態にある本人やその家族から初めて相談があった場合、支援者はどのような

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							対応をしたらよいでしょうか。窓口に相談に来た場合や、電話で相談が入った場合のいずれにおいても、ひきこもり支援においては、ひきこもり状態にある本人もその家族も、それぞれが自分自身の人生を歩むための支援が必要であり、「相手を尊重し、共に考える」姿勢や、「本人や家族の意思を
374	自治体	質問 6	241	3	2		P21 ○二つ目の2行目 ・それぞれが自分自身の人生を歩むための支援が必要であり⇒求めており(所感)「必要」は支援者側の判断ではないかと考える。 ○四つ目の3行目 ・「就労して自立してほしい」などといった目の前の状態の改善を求めるものです。⇒求めることが多いです。 ○四つ目の7行目 ・「苦しい思いを丁寧に説明し」⇒苦しい思いの背景を考えることの大切さを丁寧に説明し ○四つ目の9行目 ・「家族は…一番身近な存在であり、」⇒あることが多い
375	自治体	質問 6	260	3	2		【P21、4つ目の○】※文書の順序を整理し、ふたつの○に分けて記載してはどうか。 ・〈改〉○実際の相談場面では、ひきこもり状態にある本人ではなく家族が相談に来ることが多くあります。家族は、ひきこもり状態にある本人にとって一番身近な存在であり、家族が本人の思いを受け止めることで、本人支援に大きな影響を与える存在(環境)であるということ、協働の支援者として本人を支援する存在にもなり得るということを理解し、家族への支援が大きな意味を持つているということを理解することが重要です。 ○家族からの相談では、「ひきこもり状態をすぐに解決してほしい」、「就労し自立してほしい」などといった目の前の状態の改善を求められることも少なくありません。しかし、まずは家族が本人の思いを理解するプロセスが必要です。すぐに相談に来た家族の望む支援や結果が得られるわけではないため、「ひきこもり状態から脱却できない」ことをもって、相談している意味がない、相談しても何も変わらないと感じてしまうことがあります。そのような時こそ、本人の苦しい思いを丁寧に説明し、なぜその状況から動けないのかなどを、家族にも考えてもらうために、相談を継続していくという姿勢が重要となります。
376	自治体	質問 6	223	3	3		23 ページ、精神疾患や発達障害の正しい知識やアセスメントスキルを身につけることは必須となります。(アセスメント：疾患・障害、発達の遅れ・偏り/心理的なこと/社会性・対人関係の特徴)
377	自治体	質問 6	230	3	3		22 ページに、「支援者はひきこもり状態にならざるを得なかった社会の側にある課題に関心をもち、社会に働きかけるソーシャルワークの視点をもち取り組むことが必要です」と記載されていますが、具体的にわかるようにコラム等で示してもらいたい。
378	自治体	質問 6	230	3	3		23 ページに(発達障害への理解の必要性について記載予定)のところについてひきこもり本人に発達の障害的な特性があることが多いように思います。特性があるので医療機関の受診が必要という見立てや意見をもらうことが多くあります。確かに障害者としてのサービスを利用できるという広がりがあるのでそのような意見となるのだと理解はしていますが、本人・家族が困っていない場合など一人一人の状況をみて検討し

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ていく必要があると思います。医療を中心のものにならないように期待します。
379	自治体	質問 6	241	3	3		P23 〇一つ目 ・「医療機関や、精神科クリニックなど、日頃から相談に繋がられる、訪問による診療等を可能とする医療機関と繋がっておくことも必要となります」 ⇒「情報として知っておくこと」または「把握しておくこと」が大切になります。 (所感) 特定の医療機関を紹介することは難しい。
380	自治体	質問 6	260	3	3		【P22、タイトル】 ・〈現〉(3) 支援にあたっての留意点 → 〈改〉(3) 支援者として持つべき視点 ※記載内容が「留意点」というより、「支援者として持つべき視点」の方がなじむ内容と感じます。
381	当事者・家族等	Q4	121	3			16 ページ以降の抛り所、価値、人間観といったワードが難しく分かりにくい。5 ページの図は理解しづらい。
382	当事者・家族等	Q5	61	3			p16-23 ひきこもり支援における価値・倫理・姿について 文章で述べられていることを、図表のような形で整理して視覚的にも示せると、理解も進むとともに、全体像を意識しやすくなるのではないかと感じた。
383	当事者・家族等		135	3			ひきこもり当事者に対して支援者が上から目線ではなく、対等な目線で支援にあたる記述を入れていくとよいです。
384	自治体	質問 5	174	3			・「第3章ひきこもり支援における価値や倫理」ではなく、「ひきこもり支援における基本的な考え方」のほうが、わかりやすい。
385	自治体	質問 5	180	3			第3章ひきこもりにおける価値や倫理が抽象的でわかりにくい。
386	自治体	質問 5	205	3			第3章は、なぜ、ひきこもり支援のハンドブックで、ソーシャルワークの価値と倫理が取り上げられているのか、よくわからない。対人援助業務として、相談援助業務の在り方として大切な事であるのは当然であるが、ひきこもり支援のハンドブックであえて取り上げる意図はなにか。現状としてあまりに、ひきこもり支援において価値や倫理が疎かにされているという意味で取り上げたのか。
387	自治体	質問 5	209	3			憲法を引用し、基本的人権の尊重についてのべられているが、一方で、憲法 27 条には「勤労の義務」とあり、諸刃の刃ではないか。
388	自治体	質問 6	87	3			本書が本人や家族も確認できるものであるといことであれば、第3章などは本人、家族にはみせなくてもよい内容ではないかと思われるため、本人家族向けバージョンもあると思います。
389	自治体	質問 6	209	3			＜第3章：ひきこもり支援における価値や倫理＞ ・「人間観」、「社会観」、「支援観」という言葉よりも、「支援者として求められる姿」としてまとめた方がわかりやすいのではないか。 ・P22 3 番目の〇3 行目「うまくいかない」と決めつけていることが多いのが実情です」は「うまくいかないと感じてジレンマを抱えることが多い」としてはどうか。 ・P22 4 番目の〇2～3 行目、「一進一退であつても支援は前進している」と捉えることが大切」は、「一進一退であつても家族が繋がりが続けることが大切な支援の一つです」としてはどうか。
390	自治体	質問 6	270	3			第3章の中で、支援者に求められる姿勢等の記載に併せて支援者同士の居場所づくりや支え合いのなどの必要性について記載するのはどうか。そのような情報が掲載されていると支援者も安心して支援に向き合うことができると思

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
391	当事者・ 家族等	Q4	103	4	1	1	う。 ・24 ページのひきこもり支援の多様性について、10代や20代、40代や50代といった年齢による支援内容について例示されていますが、これが読者にとって支援の目標と受け取られるのではないかと気がになりました。確かに年齢によって取り組みやそうした不安はあると思いますが、まったく仕事をしなかった60代の方が就労を希望し、つながったケースも経験したことがあるため、これらの記載はあくまで例であり、実際は支援対象者としてしっかり対話することを記載する必要があると思います。・24 ページ最下段のパラグラフは、そのふたつ上の線が引かれたパラグラフと同じ内容を繰り返しているように感じました。
392	当事者・ 家族等		135	4	1	1	外に出て疲れた場合は、一休みしてひきこもりに戻ることを見守る支援も大切である記述を追加してください。ひきこもり状態から抜け出す過程では、本人の中で葛藤を抱えながら、スモールステップアップを重ねるケースが多いです。
393	当事者・ 家族等		135	4	1	1	横のつながりは大切ですが、ひきこもり本人や親の意向を聞き、個人情報共有の同意を取るように記述を加えてください。横の繋がりが重要視されていますが、時にはひきこもり家族にとっても命取りになることがあります。不要な人にひきこもりもっている情報が共有されて、苦しんでいるひきこもりの家族を多く見てきています。
394	当事者・ 家族等		137	4	1	1	まだ動く段階ではない本人の心情からすれば、反応したくても反応できないのでは？ 生きていたいと思えない場合も多い
395	当事者・ 家族等		137	4	1	1	支援者チームには、ピアの視点も大事。ひきこもり経験者や家族（親、兄弟姉妹）、ピアサポーターなどをチームに入れて、対応する場合には同行してもらおう
396	当事者・ 家族等		138	4	1	1	P25 ひとつめのアンダーラインの前に小見出し（赤字）があると読みやすいかと思いました。 多機関連携～支援者同士のチーム作り～ ひきこもり支援は、支援者が全てを一人で抱え込んで行うのではなく、様々な機関や他の支援者とチームを組み、ひきこもり状態にある本人や家族に合わせた支援を共に考え実施していくことが必要です。
397	当事者・ 家族等		138	4	1	1	P25 ふたつめのアンダーラインの前に小見出し（赤字）があると読みやすいかと思いました。 支援の入口は多様な広報周知から ひきこもり支援の相談は、家族からの相談だけではなく、本人が直接相談に来る場合や、別居の親族、知人、地域住民など、支援の入口は多様です。そのため、支援に繋がるための広報・周知は非常に重要です。 ”「就労することがゴールである」という提示も起こらない”との前述がありますが、”就労や経済的自立に向けた”ゴールと読解してしまう恐れはないでしょうか？
398	自治体		63	4	1	1	経済的自立を目標として設定するだけでなく障害者年金や生活保護等の検討も必要ではないでしょうか？
399	自治体		63	4	1	1	”「就労することがゴールである」という提示も起こらない”との前述がありますが、就労を最初の目標（ゴール）としても良いのでしょうか？
401	自治体		63	4	1	1	何を目指すのでしょうか？
402	自治体		63	4	1	1	21 ページでは”ゆらぎ”と表現しています。表記を統一したほうが良いのではないのでしょうか？
403	自治体		274	4	1	1	24 ページ 最後の段落 相談者自身の自己理解ができず、今の状態への焦りから、人が怖くて居場所にも参加できない状況であるの に、とにかく仕事を見つけたいと希望する人がいる。本人が希望するから、次々と就労支援先を紹介すればよい、な

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							どの誤解がないような表現としてほしい。伴奏支援とは、ただひたすら本人の気持ちに寄り添うことなのだろうか？支援においては、ある程度のステップアップなどを本書で明確にし、今本人がどの段階にいるのか、相談者と共に確認しながら、次のステップへのステップアップを目指すことが必要なのではないか。サポステの担当者との意見交換したところ、「まだ家から出られるようになっただけで、家族以外の人との接触もなく、就労という状況ではないのに、就職したいからと相談機関からすぐにサポステを紹介されても困る。本人が挫折しないためにも、丁寧にステップを踏み、つないでほしい」とのことであった。そういう意味でも、本書では、ひきこもり当事者の今いる段階を表すような図表を作成してほしい。
404	当事者・家族等	Q3	74	4	1	2	ひきこもり支援ハンドブック 修正希望箇所 P28 一番下の?点 支援者が離れることに異論はないが、「ひきこもり状態が解消していても・・・」のタイミングは離れるには早すぎるのではないか。前後の表現と矛盾する。(P40 上列等)
405	当事者・家族等	Q4	22	4	1	2	P27の「ひきこもり支援の流れ」ですが、まず相談の受理から始まっています。同じ「相談を始める」でも、実際は「繋がりが始まる」と「支援し始める」はイコールではありません。そこが一番支援者の技量が問われ、仕組みづくりも難しい所だと感じています。通常の支援は「何かしらの目標と支援内容を決めて、対象者に同意を得ること」で初めて開始できるものと思いますし、ひきこもり支援においては一層欠かすことのできないプロセスだと思いが、それができるまでに非常に時間がかかる関わり合いを続けなければいけないのがひきこもり相談です。本人に支援を受ける動機がまだ希薄な状態で繋がりが継続することは珍しくなく、声を上げた相談者を最初からそのような“支援の流れ”に乗せないまま関わって続けるフェーズについて、詳しく記載があると良いと思いました。
406	当事者・家族等	Q4	79	4	1	2	「ひきこもり状態にある本人」か「ひきこもり状態の本人」(P.27 7行目ほか数か所あり)なのか、標記をどちらかに統一できるのであれば、統一していただくとうまい。
407	当事者・家族等	Q4	103	4	1	2	27ページについて、「何度でも、同じ内容であっても相談できる場所がある」について、相談のハードルを下げるために「こんなことを話していいのかな、と思うことでも」のフレーズがあるとよいと感じました。・27ページの下段に「振り出しに戻ってしまう」の記述は不要ではないかと思います。
408	当事者・家族等	Q4	103	4	1	2	29ページの支援対象者へのリーチは、9ページにも書かれている窓口につながる現実にも対応するものと考えられ、いくつが具体的な取り組みを記載していただければと思います。同様に、15ページの地域社会への働きかけ(広報事業など)や25ページの支援につながるための広報・周知などの具体的取り組みについて、支援者のヒントになる取り組み例を複数記載するなど、充実させていただければと思います。
409	当事者・家族等	Q4	104	4	1	2	p27～ひきこもり支援の流れ → 「話を聴く」 → 「分析・計画する」 → 「支援する」というプロセスは、生活支援など具体的な課題解決ならまだしも、ひきこもり支援に限定してみた場合、むしろ弊害の方が大きいような気がします。が、いかがでしょうか？ ひきこもり支援の多くは、家族であれ本人であれ、「孤立状態の脱却」が第一のニーズになっている場合が多く、その意味で「話を聴く」ことそれ自体が重要な支援だったりもします。にもかかわらず、このフローが示されてしまうことで、「何かしなげや」と焦ってしまったり、「先を急ぐ支援」や「停滞」感が醸成されてしまい、本人・家族のニーズとズレとズレてしまうという帰結をもたらしてしまうのではないのでしょうか？
410	当事者・家族等		136	4	1	2	今後の課題は何か。 相談の初期対応をしっかりとやるのが大切だという事です。 (1) 窓口の担当職員は、しっかりと傾聴する。20分～30分。その後、「もう少し詳しくお聞きし、今後の対応を一緒に

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							に考えたいので、複数でお聞きしますのです、面会の日時の希望をお聞きしていいですか。」と対応する。 (2) 次回の面接に向けて、行政の担当者、親の会などに委嘱した相談員と連絡を取り、迎える準備をする。ここま でがしっかりできることがまず大事だと考えます。
411	当事者・ 家族等		137	4	1	2	相談方法や相談窓口の中に、居場所や対話交流会、講演会などに相談につながる仕組みづくりの工夫も加える（実際、 相談窓口には来られない人たちが、結果的に相談につながるきっかけになっている）
412	当事者・ 家族等		138	4	1	2	P27 P28 支援の入口となる、広報周知の文言追加についてご検討ください。 ひきこもり支援は、いわゆる一般的な支援プロセスとして、広報周知、相談の受理、状況・背景の把握、アセスメン ト、支援の実施とモニタリング、フォローアップの流れで進めることが基本となります
413	当事者・ 家族等		138	4	1	2	図表においても「広報周知」を「相談の受理」の前に追記 P27 5行目 赤字部分を具体的に補足しました。追加ご検討ください。 まずは、相談をしたいと思う方がアクセスしやすい環境を整えることが大切です。そのためには、様々な形で相談 が受けられるよう相談方法（来訪、電話、訪問、メール、オンラインなど）を工夫しつつ、相談窓口を周知するため の日頃の広報活動がカギとなります。
414	自治体		63	4	1	2	”ゴール＝終結”のようなイメージがあります。つながり続ける支援の為にゴールとは別の言葉を選んではどうでし ょうか。
415	自治体		63	4	1	2	”つながり””繋がり”の表記の揺れがあります。
416	自治体		63	4	1	2	”もつ””持つ”表記の揺れがあります
417	自治体		274	4	1	2	7～28 ページ ・それぞれの長所短所、役割分担等があるので、都道府県、市区町村、民間組織、地域組織等が連携・協力して、全 体でこの支援の流れを実現していく、という視点も加えてほしい。
418	自治体		274	4	1	2	27 ページ 一つ目の➤ ひきこもりの当事者においては、相談電話に電話することや、面接相談等は、非常にハードルが高く、つながること が難しいようである。ひきこもり地域支援センターの居場所に参加する当事者のほとんどは、相談支援を受けていな い。しかし、本人の意思で居場所には参加し、支援者（相談員）とも顔なじみになってきている。そうした中から、 居場所でのゲームの合間に本音を話し、悩み事を参加者同士や支援者に話すような機会となっている。相談窓口の周 知だけではなく、ひきこもり当事者が参加できる多種多様な方法によって、支援機関とつながることが相談への近道 にあたる場合もあると考えている。
419	自治体		274	4	1	2	27 ページ 二つ目「➤」 「何度でも同じ内容であっても相談できる場所がある」との表現があるが、精神科医から、強迫観念を助長するよう な場合は、悪化させる可能性がある。何度でも同じ内容で繰り返すような事態は避けた方がよい、との助 言を受けているケースがある。こうしたケースの場合、相談枠（時間や回数）を説明して抑制することがあり、この 記載はケースによってはできないことであるので、必要なときはいつでも再利用できる、といったニュアンスに修正 してほしい。
420	自治体		274	4	1	2	28 ページ 最後の段落 この段階で離れる事はまだ早いのではないか。支援の経験がない方がこれをよりどころに、自分で考えられるように

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							なつたから、「はい、おしまい」となるのではないか。本書でも説明のあった通り、気持ちの揺らぎや、行動した結果うまくいかないことを、本人一人では受け止められない場合も多くある。次の支援機関につながったとしても、ここでの信頼関係が築けるまでは、これまで相談にあたってきた機関が、心の拠り所となる必要があると思う。しかし、先にも述べた通り、しかし、本紙のご意見のとおり、支援者がべったりしすぎるもの問題であり、ある程度の段階に進んだところで、本人と戦略を立てつつも、本人の力を信じ、一人でやらせてみることも重要であると考え。この表と合わせて、マズローの5段階欲求などを図で表しつつ、ひきこもり当事者がどのステージでどのようなかわりが必要であるか表してはどうか。家族においても必要な支援をマズローの図で表すことが可能と考える。 第4章の(1)はその前までの内容とかぶるので、別章に足りない部分だけ加えると良いと思います。全体のポリシーームが多いものの、概念的なものに偏った印象です。同じ内容（エンパワメント等）が散見されるので、少しまとめたいただきたい。全体のポリシーームを落とせると読みやすいです。 P31「本人に会えない場合、本人がそもそも支援を望んでいない、会うことを求めている」は必ずしもそうではないと思います。人と話すのが怖かったり、薬の副作用で動けなかったり、副作用で太っていて人と会いたくなくったり、プライドが高かったり。支援を望んでいない、会うことを求めているのは、表面はそうですが、本当に支援を望んでいないのかは分からないと思います。 P33「次回の来所を希望しない場合、予約は取らない」は良いと思いますが、いつでも困った時に来て良いことも伝えると良いと思います。 P31 上から10列目「無理矢理に訪問すると・・・支援者が一方的に行動を起こすことは控えましょう。」の表は、何もしないよう勧めているようで、ハンドブックの表現としては不適切。下から13列目「本人に会えない場合」「・・・支援を望んでいない、会うことを求めていることによるものです。」と決めつけて記載されるのはいかがか。ハンドブックとして「適する対応方法を検討します。」とするのではなく、「適する対応方法は次の通りです・・・」とするのがベター。 30p あくまでも「本人主体」ということを強調して欲しい。 32p 独り暮らしへの警戒が過剰に感じる。あくまで緊急対応の可能性があるといるぐらいが良いのでは。 31 ページの上段にある「ひきこもり状態に至るまでには～」のパラグラフを読んで、そもそもひきこもり状態かどうかを認める・認めないといった議論が本人と支援者や本人と家族の間で生じる可能性が浮かびました。認めさせようとする必要はまったくないと思いますが、家族相談でときどきお伺いするテーマでもあるため、記載していただけるとありがたいと思います。 36 ページの同意を得る方法について、口頭で確認した際に相談記録などに残すことを記載する必要はないでしょうか。 p31「家庭訪問」→（一例）たとえ「家族の同意」があったとしても、家族と本人は別人格であり、ニーズが異なることもありうることを充分踏まえた上で、対応を検討する必要があります。 p31「信頼関係が築けなくなる」→本人がからうじて安心できる空間に、外部の者が突然押しかけてくるということとは、さらに本人を追い詰めてしまう危うさがあり、それが家庭内暴力や自死をも誘発させてしまいかねないというリ
421	当事者・家族等	Q3	73	4	1		
422	当事者・家族等	Q3	29	4	2	1	
423	当事者・家族等	Q3	29	4	2	1	
424	当事者・家族等	Q3	74	4	2	1	
425	当事者・家族等	Q4	13	4	2	1	
426	当事者・家族等	Q4	13	4	2	1	
427	当事者・家族等	Q4	103	4	2	1	
428	当事者・家族等	Q4	103	4	2	1	
429	当事者・家族等	Q4	104	4	2	1	
430	当事者・家族等	Q4	104	4	2	1	

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							スクを踏まえ、慎重に判断すべき点です。…本人が拒否する場合の強引な訪問は、「信頼関係」以前の人権問題であり、家庭内暴力や自死をも誘発しかねない危険な行為であることを、きちんと明記しておくべきかと。
431	当事者・家族等	Q4	104	4	2	1	p31「場面別」→「状況に進展がなく、「話すことがない」という状態になっている場合」を追記…ひきこもり相談はあるのですが、「状況が変わったまま放置されてしまう場面とか、既に状況は詳しく聞いているため、「何を話したらいいかわからない」と困っている相談員もいたりします。それらは、「具体的な支援につなげるための話をしなきゃいけない」という囚われ（先の「フロー」の過剰意識化）が絡んでいる場合が多いかなと思いますが、実際には「相談」というよりも「雑談」できる関係づくり（≒「相談」の体裁をした「1対1の居場所づくり」）を続けていく（事例1にも記されているように）ことを、ここで明記しておくのは大事なかなと思います。
432	当事者・家族等	Q4	106	4	2	1	①本人が面談をキャンセルすることを「決断した」と肯定的に受けとめるのもよいでしょう。は、間違いです。本人には心情的に波があり、ひきこもっていると言っていると面談することに緊張していたり、当日体調不良になることはよくあることととらえて、いつでも大丈夫ですよという姿勢で臨んでほしい。
433	当事者・家族等	Q4	106	4	2	1	②支援者が「今後どうしたいですか？」の質問は NG だと思います。自分が何かしたいときは、本人から希望が出てくるし、困りごととは面談で質問すると思います。支援のキーパーソンを見極めることが大切とあるが、疑問です。
434	当事者・家族等	Q4	114	4	2	1	34 ページ「びあサポーターの活動、経験者としての関わり」に関しては、研究者や支援者ではなく、びあサポーター自身によるコラムである必要があると考えます。
435	当事者・家族等	Q4	123	4	2	1	p35 アセスメントシートについて、参考にできるものは何なのか、国として定めるものではないのか。アセスメントシートの作成や各センターの経験・能力も異なる為、全国統一の物があるとはいいのではないかと思う。ひきこもりの定義が広く、取り残されない、間口を広げる為だとは思いますが、精神疾患の療養のために社会とのつながりが希薄化し孤独を感じている方であれば、医療関係・委託相談等の方が適切に感じる。地域の「発達障害者支援センター」や委託相談、保健所、精神保健福祉センターとの役割分担についての記載が欲しい。
436	当事者・家族等	Q4	131	4	2	1	写真やイラスト、図などでイメージできる方がよいと感じた。・細かなことになっているが「閉じた質問」で当事者が答えやすい質問をするのが良い、とあるが、専門的なトレーニングを受けていない人が「閉じた質問」を行う場合、尋問や詰問のような問いかけにならないように工夫する説明が欲しいと感じた。
437	当事者・家族等		137	4	2	1	趣旨はわかるが、こういう専門的用語はわかりにくいので使わないでほしい
438	当事者・家族等		137	4	2	1	嫌なのに拒否できない場合もある。見知らぬ人が来るのは怖い。情報がないから、家を追い出されるのでは？引き出し屋では？などと被害妄想が膨らむ場合もある。支援者の認識、心構えとして、「目的をもたない」「リアクションを求めない」は訪問時の必須条件であることを明記したほうがいい。
439	当事者・家族等		137	4	2	1	本人の心情からすると、まだ避難中で外に出る段階ではないから、声をかけられなくても反応できないのだと思う
440	当事者・家族等		137	4	2	1	本人からすると、「あなのために」と聞こえるので、絶対にNG。言わないほうがいい。言うとしたら、「私自身が勉強のために行った」と伝えるべき。親自身が変わろうとしていると肯定的に受け止められる可能性がある。あくまでも主語は、私。
441	当事者・		137	4	2	1	手紙を書くのは OK だが、これまでのひきこもり生活を否定したり、自立を迫ったりする内容は、トラブルの基にな

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						るのでNG。
442	当事者・ 家族等		137	4	2	1	同意があったとしても、意思表示権の確認はどのタイミングでも必要。相手を気遣い、断れなくて無理してしまう心情に留意してほしい
443	当事者・ 家族等		137	4	2	1	返信などのリアクションを求めない（本人にとっっては、強要や暴力性を感じる場合があります）
444	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P 30 4 段落目 追加を検討ください。 ひきこもり支援は、状況の変化に期間を要する場合が多く、変化を待ちながらじっくりと取り組むことが重要です。支援を進めていく中で、支援者自身もその支援に大きな進展がないと感じられることがあるかもしれませんが、大きな進展がないことは問題ではありません。小さな変化を時間をかけて積み重ねていくものです。支援者は本人や家族の日常生活の小さな変化にも敏感にも気づくことができるよう、それぞれのケースについて状況や気持ちなどをよく把握することによります。
445	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P31 2 段落目 拒否がない場合の対応として追加ご検討ください。 家族からの相談で支援が始まった場合に、家族の求めにより家庭訪問を計画することもあり得ます。また、本人と電話やメールでつながりがあるけれども、まだ本人と対面していない場合において、家庭訪問を視野に入れることもあるでしょう。その場合、実際に訪問するのは、本人の拒否がないことの確認ができてからにします。0 家族經由あるいは本人に直接、家庭訪問をしてよいかどうか確認をします。拒否がある場合、無理矢理に訪問すると本人との信頼関係が築けなくなりますので、支援者が一方的に行動を起こすことは控えましょう。なお、明確な拒否がない場合も、同意したとは限らないため、訪問者が来ても無理に合わなくてもいい訪問であることも伝えておくといいでしょう。
446	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P31 「本人に会えない場合」の赤字補足について ※当事者の決断できない葛藤への心情理解について補足を希望します。 本人と会えないというのは、本人がそもそも支援を望んでいない、会うことを求めている状態であれば、会うかどうか不安や葛藤があり決断できない状態（一歩が踏み出せない状態）が続いている場合もあります。やみくもに本人に働きかけても状況が良くなることは考えにくいので、事前に把握した生活の状況や本人の困りごとなどをヒントにして、適する対応方法を検討します。
447	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P32 1 行目 補足を検討ください 家族から本人への働きかけを行うことを通して、本人との緊張関係が緩和されることで、支援者が直接本人に関われなくても、本人の行動や言動などが変化することが考えられます。
448	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P32 中盤 補足を検討ください メモに相談窓口の連絡先（訪問者の簡単な自己紹介、メールアドレスや電話番号）を書いておく場合に、例えば、「メモは相談員だけしか見ることはない」といったことや、「匿名で連絡してもよい」といったことを付け加えて、気軽に安心して相談できるようにする工夫があるとよいでしょう。
449	当事者・ 家族等		138	4	2	1	P33 中盤 補足を検討ください 本人との信頼関係を積み重ねることを念頭に、他愛のない話題であっても、支援者のことを「安心して相談できる人（自分のひきこもり状態のことに干渉したり否定しない人）」であると認識していただくためのコミュニケーションが必要

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
450	当事者・ 家族等		138	4	2	1	です。 P33 中盤 補足を検討ください。本人の不安な心情を知っていただきたいです。支援者からの働きかけや、今後や将来のコミュニケーションは、本人が問いかけしやすい聞き方が有効です。支援者からの信頼関係もないままに、「今後はどうしたいですか」と尋ねることは、本人が最も触れてほしくないところに土足で踏み込んでしまう結果となり、支援者への警戒心から関係を閉ざしてしまう可能性が高くなります。 P33 最終段落 ※家族支援についての補足をご検討ください 家族への長期間の支援により、本人と直接会うことがなくとも、家族が本人とのかかわり方を理解し、親子関係が良いい方向に変化することで、本人が支援につながることもありますので、家族への支援のみであっても、ひきこもり支援を継続していくことが重要です。 P35 3段落目 補足をご検討ください 家族支援においても、相談（電話、メール、SNS、面談）や家族教室、家族会への参加をサポートするなどの手法があります。 ”ひきこもり状態”としても意味は通じますが、あえて”「ひきこもり」とした理由はなぜでしょうか？ ”「ゆらぎ」と表記したのはなぜでしょうか？ ”とる””取る”表記の揺れがあります。 21ページでは”認識してもらおう”と表記してあります。 P32に家族会について掲載があるが、「家族会」と相談機関による家族への相談支援は、車の両輪のように補完的役割を担っており、家族会について掲載するのはP32ではなく、もっと早い段階がよいと考える。日頃の思いを分かち合うことは、家族に大きな安心感を与えると思うので、なるべく早い段階で掲載してはどうか。 ひきこもり状態の解消は長期戦になることが予想され、同じような経験をする方とつながり自分だけではない、と思うことや、自身の家族と同じ状況の方であったり、様々な段階の方がいることを知る機会にもなり、まだまだ家庭内が安心安全な状態になっていない方であったり、様々な段階の方がいることを知る機会にもなり、その方たちと情報交換することで今後の道筋が見えてくる場合もある。また、互いに気持ちを分かち合い遠慮なく愚痴をこぼせる場として家族の方には、早い段階から参加していただきたいと考えている。そして、相談機関ではそのご家庭に合った支援を行う場として、さらには講演会などの情報提供を行う場として、うまく役割分担し、とかく長期戦となってしまうひきこもりに関する相談を、家族としても使い分けたいと考えている。 相談機関に繋がっていても、本人の変化が見られないことから相談を中断してしまいう家族も多い。たとえ相談機関離れられてしまったとしても、家族会には参加してもらえたとよいと考えている。そのためにも、しっかりと家族支援の中で「家族会」の必要性を記載するようにしてほしい。
451	当事者・ 家族等		138	4	2	1	30ページ最後の「・」,31ページにかけて 逆ではないか。本人や家族にとっては気づかないような事小さな事でも、支援者側がその変化をしつかり捉え、大きな変化であると家族や本人に対し気づきを促すことが重要と考える。
452	当事者・ 家族等		138	4	2	1	32 ページ 最後の ➤ 「家族会」と相談機関による家族への相談支援は、車の両輪のように補完的役割を担っており、「本人と連絡が取れ

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ない場合」に記載があることに対し違和感がある。
460	自治体		274	4	2	1	34 ページ アウトリーチに関する記載 アウトリーチに関しては、家族とつながることが多いのではないだろうか。その場合、まずはご自宅 で家族と会うところからスタートし、本人に会えるようになるまで丁寧に段階を踏んでいくことが必要と考える。そ のあたりのステップについても注意点とともに掲載してほしい。
461	自治体		274	4	2	1	34 ページ ピアサポーターに関するコラム ピアサポーターの活動について記載するコラムを掲載するようであるが、本紙のどこかにピアサポーターの育成（ど のような研修を実施し養成するか）や留意点（ピアサポーターが自身の辛い経験を話す際は、終了後にふりかえりを 行い、少しでも辛い気持ちたちがフラッシュバックした場合などしっかりとフォローする、など）を掲載してほしい。
462	自治体		274	4	2	1	34 ページ 細かいが、「自室以外の別の場所」の方が適切ではないか。
463	自治体		274	4	2	1	35 ページ 一つ目の「・」電話相談やメール相談の記載 ここで急に、「相談の最初の依頼は電話相談やメール相談が多い」と記載があるが、「場面別のコミュニケーション」 などを述べた後に掲載していることに違和感がある。ここではなく P27「ひきこもり支援の流れ」の最初の方で記載 する内容ではないか。
464	当事者・ 家族等		135	4	2	2	説教や上から目線の言い方にならないように提案目線で伝えることが大切です。支援者は伴走者であり、最終的に決 めるのはあくまでも本人です。
465	当事者・ 家族等		138	4	2	2	P37 2 項目 赤字補足をご検討ください。家族相談の理解の助けになる情報として補足しました。 支援対象者が家族である場合においても、家族の話をしっかりと聴きながら、家族を通して本人について知り、理解 することを意識します。また、支援対象者が家族である場合、支援を取り扱う本人の情報は、家族の推測や思い込み で語る場合と、本人の言動（事実）に基づく場合を分け、あくまでも本人の言動から受け取った情報を扱うことが大 原則です。 事前に家族から話を聞き、本人に関する情報を本人と話す際には、家族が本人に了承を得た場合を除いて、本人から 受け取った情報のみを扱うことを徹底しましょう
466	当事者・ 家族等		138	4	2	2	P37 最後から 2 行目 赤字（時期をタイミングと言い換えました。相談支援でよく使われる言葉です） 本人の考えがまとまらない時期もあるため、何気ない会話で信頼関係を作りながら、意思確認のタイミングを見極め ます。
467	自治体		274	4	2	2	37 ページ 二つ目の「・」 家族が本人とのコミュニケーションが取れず、本人の意向を把握できない場合が多くある。この記載のままでは、支 援は本人の思いがわかるようになってから、とか、本人を連れてこないと支援はできません、と勘違いして発言して しまうのではないかと。また、家族の願いと本人の思いは違うことも多く、家族に対しそのような気づきを与える関わ り方について記載した方がよいのではないかと。
468	自治体		274	4	2	2	37 ページ 家族としか会えていないのに、本人から情報を取るのが原則、と書いてあるように誤解を招く表現ではないか。
469	自治体		274	4	2	2	P37 ポリ्यूームが多く 3 つに分けるにしてもそれぞれ端的に説明し示した方がわかりやすい。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
470	当事者・ 家族等	Q3	74	4	2	3	P40 上から4列目 必ずしもキーパーソンは必要でないが・・・との記載が必要。
471	当事者・ 家族等	Q3	74	4	2	3	P41 下から11列目 「ひきこもり状態にある本人もしくはや家族」の「や」は不要。誤字 下から7列目 「支援を進める前の準備段階の工夫・・・」の記載の中で、相談窓口の周知・広報と同列でアウトリーチ活動と表記されている。この表現はP31の「無理やり訪問すると・・・」との内容と矛盾している。 アウトリーチ活動とは何か、ブレない筋が必要。
472	当事者・ 家族等	Q3	74	4	2	3	P42 上から11列目 「おこなって」は「行なって」の方が良い。 P48 上から10列目 「家族間の相続問題等に開けることはできませんので、」と記載されてますが、資格があれば開かれることですので、言い切る必要はありません。
473	当事者・ 家族等	Q4	101	4	2	3	文の意味が分かりにくい箇所→P.41～準備段階の工夫が重要です。の1項目目の文章でいくつかの工夫の項目とアウトリーチ活動との関連が理解しづらいです。
474	当事者・ 家族等	Q4	103	4	2	3	41 ページの「夫からのDV」について「夫からの」は不要ではないでしょうか。ハンドブック全体を通じて、特定の性に偏らずに記載して下さっていると感じられる中で、この記述には違和感を覚えました。配偶者やカプルなどの記載をご検討いただければと思います。
475	当事者・ 家族等	Q4	103	4	2	3	42 ページの支援者の異動や退職について、支援の方法を伝える際に早い段階で交代する可能性が生じることや(その場合に伝えるべきこともまとめ)、交代がわかった段階でどのように伝えるかなど、具体例があるとわかりやすいと思います。支援は人につく、という言葉があるように、支援者の交代は対象者にとってインパクトが大きいと考えられ、いかに丁寧に伝え、不安に寄り添うかを強調する必要があると思います。
476	当事者・ 家族等	Q4	103	4	2	3	43 ページの上段にある「本人が変わりたいと願った時にスムーズに応援できるような準備」について、具体的な記載があるとわかりやすくなると思います。
477	当事者・ 家族等	Q4	114	4	2	3	41 ページ本人が家族から虐待をうけているケースの可能性について触れられているのはよいと思うが、後半の「事例概要」中で具体的に触れてほしい。(特に親による教育虐待や過干渉の結果で、ひきこもりになった場合で、親が意識せずに侵襲性の高い行為を続けているケースで、本人に親からの独立の意向が強い場合は、まずは虐待を受けている状況から本人を救出するのが最優先で、37 ページで NG の支援の例とされている「金銭的な見通しのたない一人暮らし」も、世帯分離から生活保護の上、就労支援につなげるのが最善のケースもありうる。実際にびあサポートターがそのような支援を行って、状況が劇的に改善した事例も複数ある)
478	当事者・ 家族等		135	4	2	3	ひきこもりから外に出られた状態でも、心にトラウマを抱えていたり、またひきこもりケースも多いため、ゴールを設定されることを負担に感じる方が多いです。ゴールを設定して達しても、引き続き何かあれば相談しやすい体制づくりが大切です。
479	当事者・ 家族等		135	4	2	3	スモールステップで進むだけでなく、戻ることもある記載があるとよいです。三歩進んで二歩下がる等の例えを追加するとよいです。周囲から見えて戻る過程も、試行錯誤を重ねてひきこもりから脱出するには重要です。
480	当事者・ 家族等		135	4	2	3	家族に対して話を聞いたり、ひきこもりの家族会を紹介する等の記載があるとよいです。家族が疲弊すること、本人に強く当たってしまうケースをよく見かけます。
481	当事者・ 家族等		135	4	2	3	ひきこもりは、人間関係、学校、会社等の社会からの断絶だけではなく、不信感等から「支援からのひきこもり」が多く見受けられます。医療機関の受診を拒否し、精神科病院まで通うのも困難なケースも多いです。訪問診療や訪問

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							看護等も検討に入れるとよいです。
482	当事者・家族等		135	4	2	3	日頃から地域にどのような社会的資源があるかアンテナを張っておくことが大切です。
483	当事者・家族等		135	4	2	3	障害福祉制度や居場所等の様々なひきこもり支援に必要と考えられそうなことは、事前に知っておくことが大切です。
484	当事者・家族等		137	4	2	3	一進一退を繰り返すのが現実。行きつ戻りつのスタンスでいたほうが気が楽だと思います
485	当事者・家族等		137	4	2	3	こういう「病的」表現はレッテル貼りにつながらないか？曖昧でわかりにくい。感覚過敏や強迫性なども含まれるのか？病気を治せば、ひきこもりは解消されるのか？具体的に書く必要があるのではないか？
486	当事者・家族等		137	4	2	3	専門家も立場によって見方が分かれる。精神保健福祉センターや保健センターも温度差があり、任せるだけで本質的な解決につながらるか？
487	当事者・家族等		137	4	2	3	支援が必要な状況にある本人や家族に？主語がおかしい
488	当事者・家族等		137	4	2	3	どのようなメッセージが助けを求めない人たちの心に響くのか？を検証したほうがいいのでは
489	当事者・家族等		137	4	2	3	具体的にイメージしにくく、わかりにくい。仮説を立てて実践した後、振り返りと検証を行って、改善点を次に生かしていくことの繰り返しが必要なのでは？具体的に書いたほうがいい
490	当事者・家族等		137	4	2	3	支援者が本当にそう思っているのか？「変化」は、本人にとつて、これまでの人生を否定されたようなメッセージとして伝わることを理解するべき
491	当事者・家族等		137	4	2	3	ざっくりしている。当事者との世間話は難しい（実際、話が續かない、合わないなど、見透かされている場合が多い）。工夫のポイントが欲しい。
492	当事者・家族等		137	4	2	3	これは、誰のことでしょうか？当事者の選択肢、セカンドオピニオンの権利を奪う行為で、当事者を囲い込んで、自分以外の他の情報を入れないようにしているとも読める。非常に危険。
493	当事者・家族等		138	4	2	3	P39 <コメント>非常に重要な点なので、イラストなどで視覚的に図示できるといいかと思いました。
494	当事者・家族等		138	4	2	3	P40 4段落目 赤字追加をご検討ください。 既に接点のある他の支援機関の支援者等(ひきこもり経験を有するピアサポーター含む)がいる場合には、その人をきかけとして支援が進むこと もあり得るので、協力体制を組むことも検討しましょう。
495	当事者・家族等		138	4	2	3	P40 最終段 投影してしまう例 (支援者が何気なくやっってしまう事例) を掲載しました。 また、支援者として、支援が上手くいかないと感じて不安に思う気持ちや焦る気持ちなどを本人に投影してしまうことの無いよう留意しなければなりません。(例：家族相談の場面で、「子どもは相変わらずです」というため息に、相談員も一緒にため息をついてしまう。そのため息を家族は察して、「変化がないこと」への自責感でその後、相談に来られなくなる→実際は、相談員が変化よりも、「今できていること、がんばっていること」に着目し、一緒に探していけるような働きかけをすることで、家族が自分を責めるのではなく、がんばっている本人を認めていけるかかわりや、「そういえば・・・」と小さな変化や努力を見つけていけることも多い)

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
496	当事者・ 家族等		138	4	2	3	P41 2段落目※夫からのDVとは、妻がひきこもっている世帯を想定してしましたら赤字を検討ください。 また、配偶者のいる世帯において、ひきこもり状態にある本人が夫からのDV、家族からの虐待などを受けている可能性や、経済的困窮等の困難な状況に置かれていない場合もあります。こうした困難な状況への対応には、所属する機関の担当部署のほか、地域の様々な関係機関との連携が重要となりますので、普段から地域にどのような機関があるのかを把握しておくことと支援に役立ちます。また、既存の会議体を活用しつつ、支援に生かせるネットワークづくりをしておくことで、より良い支援に繋げていくことができます。
497	当事者・ 家族等		138	4	2	3	P42 1段落目 加筆をご検討ください（実際の事例で多くみられます） 例えば、支援対象者にとって、ある日突然、担当者がいなくなったり、変わってしまった、支援内容が引き継がれておらず本人との関係が途絶したといった状況にならないよう、現在の支援者と引き継ぐ予定の支援者が同席して支援対象者と話す機会が持てるようにするなど、工夫するとよいでしょう。
498	当事者・ 家族等		138	4	2	3	P43 1－3 具体例を加筆しました。 支援者を通じて社会とつながっておくことのメリットを共有してみるのもよいでしょう。その上で、世間話などの何気ない会話をやるよう、継続して関わりをもつことを提案することが考えられます（例：写真つきの葉書などで季節のお便りを出すなど）
499	当事者・ 家族等		138	4	2	3	P43 最終段 くコメント＞介入者とは例えばどのような場面で、どのような人が想定されるか、具体例があった方がイメージしやすいかと思いますが、思いました。（事例との紐づけ）
500	自治体		274	4	2	3	41 ページ 二つ目の「➤」 「7 支援者のエンパワメント ②困難を軽くするための工夫」で掲載すれば、ここで掲載しなくてもよいのではないかと。また、コラムでセルフスーパービジョンのやり方方を紹介してほしい。
501	自治体		274	4	2	3	41 ページ 「本人や家族」、または「本人もしくは家族」の誤植。
502	当事者・ 家族等	Q4	13	4	2	4	45p 緊急対応の説明について「本人の意向を優先することよりも」という文面は、拡大解釈がされてしまうと思う。あくまで緊急対応は、「本人の意向を確認できる支援」に戻るために行われるものであり、否定しない書き方がよいと思う。
503	当事者・ 家族等	Q4	103	4	2	4	45 ページの第2パラグラフ「相談者が家族であっても本人であっても」の2行目にある「それまでの間に家族は～」とありますが、これは本人にも当てはまるように思いました。
504	当事者・ 家族等	Q4	114	4	2	4	45 ページ家族からの聞き取りはあくまで「家族が本人をどう思っているか」の情報に過ぎないことを強調する必要があると考えます。本人と家族の関係が悪い場合はもちろんのこと、そうでなくとも家族が思念期間を通じて本人を家族の思い通りにしようとするケースも珍しくないため、家族からの聞き取りの際に、家族のいうことをうのみにせず、あくまで本人の状態や意向については、本人からの一時情報を得るまでは判断を保留する旨は明記したほうが良いと考えます。48 ページで家族と本人の関係が悪い場合について触れられていますが、具体的に上の指摘を明記すべきと考えます。可能であれば、そのような事例についても「事例概要」のケーススタディで盛り込んでほしいところです。
505	当事者・		138	4	2	4	P44 インデックについて

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						ひきこもり支援を開始するにあたり、インテークにおいては、「相談の主体は本人である」という視点を忘れないようにして関わることが大切です。特に同居しているご家族は、唯一、本人の身近で生活面、健康面を把握している方です。日々の生活のなかで本人ができていないこと、やっていることにも注目しながら実施したい。
506	当事者・家族等	Q3	3	4	2	5	p51居場所づくりに関して、その項目をもう少し具体的に記載していただければと思います。ひきこもり支援として立ち上がったわけではない居場所、例えば、地域の中での役割が果たせる場所、就労等もうまく切り出すことができればそれも本人の居場所となり得ること等、Win-Winとなる居場所の創り方について、私たち支援者は視点やノウハウを持ち合わせていないことが多いように思います。成功事例や、居場所となり得る構成要素等ご紹介いただけるとより参考になると思いました。
507	当事者・家族等	Q4	126	4	2	5	【P48】兄弟姉妹からの相談については、兄弟姉妹の置かれた立場や背景の追記をして欲しいです（例）兄弟姉妹は親とは異なり、本人にとって最も比較の対象になりやすい立ち位置になります。従って本人から蔽認定されたり、本人と関わられなかったりと距離感が難しいことが多いのです。そのような中で相談を希望する兄弟姉妹は、家族としての道義的な責任感から苦しむ方が少なくありません。特に8050世帯の場合、兄弟姉妹自身も40代・50代ととても多忙な状況にある方が多いです。兄弟姉妹の子どもも思春期で悩みやすいのも兄弟姉妹の立ち位置になります。民法877条）の兄弟姉妹の扶養義務は「扶助義務」ですし、必ずしも親代わりに本人を支える必要はありません。兄弟姉妹は先ず自分のことを第一にして、精神的にも経済的にも余力のところで本人と関わられるよう、社会福祉制度をご案内しながら、先取り不安の軽減に努めていくことが大切です。
508	当事者・家族等		135	4	2	5	法律に関することは、弁護士や司法書士などの士業に繋ぐ必要があります。ただし、8050問題が社会問題化しているのにも関わらず、士業の方がひきこもりの現場にいないくて、福祉現場との繋がりが少なくて連携が取りづらいいのは課題であることも記載しておくことよいです。
509	当事者・家族等		137	4	2	5	兄弟姉妹の相談は受けるなということでしょうか？ 兄弟姉妹からの相談がきっかけで、親が動かない8050家族の存在が把握できるケースは数多くあり、兄弟姉妹が支援のキーパーソンになっていることも触れるべきではないでしょうか？
510	当事者・家族等		137	4	2	5	法律の専門家やFPに丸投げということでしょうか？ 相続問題とは別に、兄弟姉妹に親代わりの負担を負わせないよう、扶養の法的義務はないことをしっかりと伝えてほしい。万とか面倒を見れませんか？などと、安易に依頼しないほしい。
511	当事者・家族等		137	4	2	5	遠方にあつたとしても、実家のある自治体で断らずに相談に応じるよう明記して欲しい。
512	当事者・家族等		137	4	2	5	本当に「高齢者虐待」と言えるのかどうか？本人が切り離されたときの本人の不安感についても留意するべき
513	当事者・家族等		138	4	2	5	P49 ※これは特に重要で緊急的な対応が必要な項目であると思います。（別項目で囲み掲載なども検討くださるとありがたいです）※暴力を家族だけで抱えてしまい、不安と萎縮で本人の同意が取れないまま悪質支援ビジネスと契約→結果、本人のトラウマと親子断絶も少なくありません。
514	自治体		274	4	2	5	48 ページ 実際は当事者の居住地の支援者が主体となり、兄弟姉妹の居住地の支援機関が行えることは、兄弟姉妹から相談があ

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							った際に、本人の居住地の支援機関につなぐ程度なのではないか。ほかに連携できることがあれば、具体的な内容を記載してほしい。
515	当事者・家族等	Q3	45	4	2	6	全体のボリュームの割に「6）支援制度や支援体制」が貧弱すぎる感じがします。具体的な制度や繋ぎ先がしっかりと明記されたい。
516	当事者・家族等	Q3	74	4	2	6	P50 上から4列目 「支援の隘路に立って・・・」の表現、「アイロに立つ」と初めて聞いた。平素は使わない。わざわざ難しい表現が必要か？ P52 上から10列目 同じ列が並ぶ、印刷ミスか削除ミス。
517	当事者・家族等	Q4	13	4	2	6	51p 「地域支援」について、ひきこもり事例で「地域だからこそ外に出られない」という例は多いので、どちらかというと地域を変えようとや、地域を出る、他地域との連携を書いた方が実践的だと感じる。特にそれまで地域で良く暮らしていた高齢者とは全く違い、「その地域だから動けない」という事が多いため、「地域包括ケアシステム」はひきこもり事例では極めて限定的にしか機能しないと思う。
518	当事者・家族等	Q4	114	4	2	6	52 ページ「テーマ：(当?) 事業者・家族会運営とピアサポーターの活躍」については、家族会とピアポーターがそれぞれ書くことが望ましいと考えます。
519	当事者・家族等		135	4	2	6	障害者就労支援センターは全国にはない機関のため、全国にある障害者就業・生活支援センターに記述を変えた方が適切だと思います。
520	当事者・家族等		135	4	2	6	居場所づくりの一例があれば分かりやすいと思いました。
521	当事者・家族等		138	4	2	6	P51「仕事に人を合わせる」のではなく「ひとりのために仕事（役割）を作る」という視点を持つ支援者の方が増えてほしいと思います「困った助けて、あなたの力を貸してほしい」と、「自分ができることなら・・・」の掛け合わせです。(レジュメ参考)
522	当事者・家族等		138	4	2	6	P52 ※基地の言葉の説明を補足しました。赤字ご検討ください。 基地のような場所（本人にとつての安全基地であり自宅以外に出られるサードプレイス）となることを目指すと良いでしょう。共感の得られる場、応答のある場、であることも大切です。※基地であり自宅以外の隠れ家 ※多様な居場所の形態について（下図参考）
523	当事者・家族等	Q3	74	4	2	7	P53 下から4列目 「ひきこもり支援の成果は・・・」はこの項目（支援者のエンパワメント）に合わない。ひきこもり支援の総評価的な内容か。
524	当事者・家族等	Q3	74	4	2	7	P54 上から7列目 支援者と支援者自身の使い分けがわからない。変える必要あるのか？
525	当事者・家族等		135	4	2	7	Slack の「ひきこもり支援コミュニティ」にアクセスできるのはどのような団体や人なのか明記したほうが良いです。周囲で、「ひきこもり支援コミュニティ」を知っている方は少ないので、広く参加できるようにしたいです。
526	自治体	質問 5	99	4	2	7	P53～P54 セルフケアに関する記述が中心で、主語が主に支援者個人となっている。一方で同等に ラインケアも重要であると考えられているため、本ハンドブックが支援者本人に限らず、スーパーバイザーや管理者等に対しても活用してもらおうという想定であれば、組織を主語とし、「どう支援者をサポートするのか」という点で記述があると良いと思われる。
527	自治体	質問 5	241	4	2		P30～（2）ひきこもり支援のポイントの箇所について

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							⇒文章が続き、ポイントが分かりにくい。図を取り入れるなど工夫しないと、最後まで読まないし何がポイントとして説明されているのか分りづらい。場合分けも同じになっている。相談を受け付ける際のポイントなども、相談受付票の例示などをしながら、その項目のポイントを示すなどの工夫が必要。
528	自治体		274	4	2		本書では、家族支援とひきこもり状態にある本人の支援とが混ざっているが、誰に対する支援なのかわかりやすくなるために「家族支援」と「ひきこもり状態にある本人の支援」と項目を設けて、別にした方がよいのではないか。 例：第4章（2）ひきこもり支援のポイント→家族支援―」続いて「一ひきこもり状態にある本人支援―」
529	自治体	質問 5	259	4	1	1	【P24、1）ひきこもり支援の多様性】 「1）ひきこもり支援の多様性」の中身を、読みやすさ向上のため、3つの小項目で括ってはどうか。 ①多様性の理解と対応 ※P24の下線見出し2つ分 ②チームでの支援 ※P25の下線見出し1つ分 ③広報・周知 ※P25の最後の下線見出し1つ分
530	自治体	質問 6	94	4	1	1	第4章の「ひきこもり支援の多様性」が章の中で浮いて見える。 概要（※）にあるように支援のポイントとのつながりを記載してはどうか。 ※ひきこもり支援は本人や家族の背景が様々であるため支援も多様。1人として同じ経過をたどるものではないため、支援のポイントとして7つの項目で整理した また、多様であることを、全体像とすることに違和感がある。
531	自治体	質問 6	154	4	1	1	(3) P24 1) ひきこもり支援の多様性 上から7行目 長期的な支援を検討することが必要となります→長期的な支援を検討してみることも必要です。 (4) P24 1) ひきこもり支援の多様性 上から9から10行目 本人のあゆみを尊重し活かしていく支援内容を検討することが必要です→支援が必要で 25ページ、「広報・周知は非常に重要です。」とあるが、効率的な手法はあるか。（発信しても情報が本人やその家族に届かない。）
532	自治体	質問 6	240	4	1	1	
533	自治体	質問 6	241	4	1	1	P24 一つ目の・の下・の5行目 「ひきこもり状態になっている人もおり、支援する場合には」 ⇒人もいれば、一方で、そういった経験が全くなかった人もいます。 二つ目の・ 「今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことを大切にしたい」 ⇒関わり方などを、自分で選び決めていくことを大切にしたいに進めます。
534	自治体	質問 6	17	4	1	2	P28 支援計画とは具体的にどのような形式で作成するのがいいかわからない。「支援のゴールは支援者が決めるのではなく、ひきこもり状態にある本人の意向に沿って…」とあるが、本人の意向が不明であることが多々あるひきこもり支援において非現実的ではないか。
535	自治体	質問 6	116	4	1	2	(28 ページ)・18 行目：【本人へ支援】→【本人への支援】？ ・21 行目：「～とつながりをも持ち」→「～とつながりを持ち」 ・32 行目：「支援者が離れることになることも必要です」→「～とつながりをも持ち」
536	自治体	質問 6	135	4	1	2	○P28 の最後の行 「支援者が離れることになることも必要です」の文言について、

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							「支援者が離れる必要があります」という表現が支援の現状には合っている。
537	自治体	質問 6	150	4	1	2	p28 「ひきこもり支援の流れ」の図について、アセスメントから支援実施とモニタリングは繰り返し行う必要があるため、矢印が一方方向ではなく循環させるとよいのではないか。
538	自治体	質問 6	185	4	1	2	p28 の最終文中のラスト部分「支援者が離れることになることも必要です。」の意味が少し分からなかったです。
539	自治体	質問 6	196	4	1	2	〈p27、28〉 ひきこもり支援の流れについて、プロセスごとの評価ポイントを明示してもらえると助かります。長期間の支援になる対象が多い中、効果的なモニタリングを行いたい為
540	自治体	質問 6	205	4	1	2	p28 と p30～44、p28 の手順の流れ図と、p30以降の項目やみだし表現が統一され、p28 には以降の該当ページが記載されていると、必要なことがどこに記載されているのか分かりやすい。
541	自治体	質問 6	217	4	1	2	p28L32 「何かあれば動き出せ」という状況になったことで、支援者が離れることになることも必要です。」→「何かあれば動き出せ」という状況になったことで、支援者が離れることも必要です。」
542	自治体	質問 6	237	4	1	2	p28 図内「アセスメントと支援方針・計画（「の検」は誤字？）で「支援のゴールは支援者ではなく本人の意向に沿って」とあるが、多くの場合、この段階では本人の意向は確認できなかつたり、消極的であつたりするので、読む側に誤解と混乱を与えるのではないか。「本人の意向によるゴール」を入れたいのであれば「支援の実施とモニタリング」と「フォローアップ」の間に「計画の見直し・修正」という段階を設けるべきだと考える。（実際ひきこもり支援では本人の意向は支援中にどんどん変化することが多い）
543	自治体	質問 6	241	4	1	2	p28 ✓五つ目「ひきこもり状態になったきっかけ、家族の状況など」⇒ひきこもり状態になった背景（所感）きっかけという一つの点ではないと考える。 ✓十四番目「支援者が離れることになることも必要です」⇒一旦、支援を終了することも必要です。
544	自治体	質問 6	251	4	1	2	p28 支援者が離れることができる状態 14 個目のチェック 支援者が離れることになることも必要とあるが、支援者が離れることのできる状態の具体例があれば示していただきたい。
545	自治体	質問 6	253	4	1	2	p28 どの段階の「✓」を指すのかわかりづらい。「✓」と「➤」の項目の違いがわからない。
546	自治体	質問 6	257	4	1	2	37p ①の最後の・、「指示的」の場合によつては、を具体例を示すなどする方がよろしいのではないか。指示的とだけ記載することは丁寧ではないように思われます。
547	自治体	質問 6	260	4	1	2	【p28、相談の受理、3つ目のチェック】 ・〈現〉✓ひきこもり支援機関において相談を受け付けます。✓さまざまな人や機関から相談が入ります。→〈改〉✓さまざまな人や機関から相談を受け付けます。 ※ここで初めて「ひきこもり支援機関」という表現が使われるが、ひきこもりのみを想定しているのかわかりづらい。本書を活用するのが広くひきこもり支援に従事する支援者なのであれば、この書き方にしないほうがいいのでは。 【p28、アセスメントと…】 ・枠囲み内、おそらく検討の「討」が見切れています。 【p28、アセスメントと…、2つ目のチェック】 ・なくとも通じるので、「支援計画を検討する際、」は削除。 【p28、支援の実施と…、2つ目のチェック】 ・〈現〉支援対象者となつたりをも持ち →〈改〉支援対象者となつたりを持ち

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							【P28、フォローアップ、3つ目のチェック、3行目】 ・〈現〉支援者が離れることになることも必要です。 → 〈改〉支援者としての関わりを終わらせるという判断があってもいいでしょう。 ※表現が分かりづらいため、言い換え。
548	自治体	質問 8	243	4	1	2	I. P27: ひきこもり支援の流れについては、ごく一般的なケースワークのプロセスのみが記載され、その後、事例がいくつか提示される予定となっているが、例えば、本人の意向を踏まえた支援計画の例や計画書の書式の例などがあるとより支援の中心が見えると思う。
549	自治体	質問 6	257	4	1	3	41P 下から9行目の文章は分りにくいです。
550	自治体	質問 5	235	4	2	1	・見やすくしてよいいと思います ・支援が長期化することでの家族のメンタルサポートやフォローアップについての項目があっても良いかもしれません
551	自治体	質問 5	259	4	2	1	【P30～32、1）対象者とのコミュニケーション、記載内容の組み換えを提案】 ・[P31、1つ目の・]を [P32、1つ目の矢印] のあとに移動。※家庭訪問の内容をまとめたい。 ・[P32、2つ目の矢印] の前に「・「家庭訪問をしたが本人と会えなかった場合」 という項目立てを追加。 ・[P32、3つ目のダイヤ] の内容を [P30、3つ目の・] の後に移動。
552	自治体	質問 5	259	4	2	1	【P32、「本人と連絡が取れない場合」】 ・本人と一度も連絡が取れていない場合については、前項目の本人と会えない場合の内容で説明できているのでは。タイトルを「本人と連絡が取れなくなった場合」に変更し、連絡が途絶えた際にどう動くかを記述するのであれば要素を残してもよいと思われる。 ・タイトルを変更した場合・・・[1つ目の矢印] の内容を次のとおり修正してはどうか。〈改〉本人が連絡を取る必要を感じなくなった、気力が落ちた等の理由が考えられるため、家族を通しての連絡や手紙等で、いつでも相談が再開できることを伝えるといった対応を検討してもよいでしょう。
553	自治体	質問 6	121	4	2	1	P30 (箇条書きの5項目) 『支援者にとっては小さな変化と感じられることであっても、本人や家族にとっては大きいと感じられる変化かもしれないことに留意しよう』について。 →臨床での印象としては、本人や家族が変化を過小評価、もしくは気付かないことが多いように思います。
554	自治体	質問 6	127	4	2	1	・P. 30 2行目「築くことです、」→「築くことです。」 ・P. 30 19行目「5）家族間の関係性」→「P. 47」を記載するとより分かりやすい ・P. 35 2行目「4）支援の入り口から出口まで」→「P. 45」を記載するとより分かりやすい ⇒参照ページを案内
555	自治体	質問 6	154	4	2	1	(5) P31 1つ目の・ 家族からの相談で支援が始まった場合に、家族の求めにより家庭訪問を計画することもあり得ます→家庭訪問の原則は、訪問対象者の了解が必要、家族の求めだけで家庭訪問をすると誤解が生じそう。「家族から・・・あり得ます」の文章は取る方がよいと思われる。
556	自治体	質問 6	157	4	2	1	P30 の上から9行目、「” 支援者” との関係性を～」の箇所は、「対象者」の誤りではないかと思う。また、P27 の”

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							支援の流れ”の章において、アセスメントシートや支援計画作成の例、モニタリング時の評価指標なども例として掲載できればわかりやすい。
557	自治体	質問 6	205	4	2	1	・P32「本人と連絡が取れない場合」の上から3つ目 家族会に参加するようサポートする段落は、P32 上から1つ目の印の下へ挿入 理由：家族を通して本人支援にあたるため ・P33 ③の下、家族支援を継続していくことが重要となります（追加）P32「本人に会えない場合」に記載している内容を転載もしくは膨らましてはどうか。理由：現状では家族支援の期間が長く家族支援から本人支援へ移行していく。本人にあうために家族に行ってほしいことの記載をふやすとよい。 ・P33「本人と面談の約束をするもののキャンセルが続く場合」の上から1つ目の印2行目、変更相談にのりたい→本人が好きなこと（ゲームや映画）等のお話を聞かせてくれませんか、理由：上から目線 ・P34「ピアサポーター」の記載について、ピアサポーターが同行支援などを担う場合もあると記載されているが、コラム欄などでピアサポーター活動における共感疲労などの留意点にも触れていただきたい。 ・P35「電話、メール、SNSを用いた相談も受け付けます」上から3つ目の黒点 家族会への参加をサポートするなどの手法があります。はP32上から1つ目の印の下へ挿入 理由：見出しと内容があっていないため ・P35の・家族支援においても、相談（電話、メール、SNS、面談）や家族会への参加をサポートするなどの手法があります。→ひきこもり支援では、電話相談、メール相談、SNSを用いた相談も受け付けます。の表題の回答とは一致しない。 ・P35、SNS相談のパートで、テキストベースで相談をのる場合の留意点（相手方に伝わりやすい、記載内容の相手の受け取り方によって誤った伝わり方をしない文書作成に気を遣うことなど）があるとよい。
558	自治体	質問 6	217	4	2	1	P32L35「家族が家族会に参加するようサポートする」といった、家族へのアプローチを行うことも考えられます。」→主語は支援者のはずなので、「家族に、ひきこもりの家族会に参加するようサポートする」といった、家族へのアプローチを行うことも考えられます。」
559	自治体	質問 6	218	4	2	1	p32の「好影響をあたえる」は「好影響をあたえる」だと思われる。
560	自治体	質問 6	226	4	2	1	アセスメントについての情報が、シートの項目以外にもあった方がよいのではないか（35ページ）。 どのような視点（発達、精神疾患、背景にある問題等）からのような情報を集めることで見立てられるか、もう少し詳しい方がハンドブックとして役立つと思われる。
561	自治体	質問 6	241	4	2	1	P31・「本人に会えない場合」・4つ目「一方通行でも挨拶をするなど」⇒「反応がなかったとしても」
562	自治体	質問 6	241	4	2	1	P32 三つ目「例えば、家族の意向で家族訪問をしたものの…」からの3行は、P31の・一つ目、「本人の拒否がないことの確認ができてからにします」という内容と矛盾すると思うので、修正が必要と考える。
563	自治体	質問 6	243	4	2	1	Ⅱ. P33：「次回の来所相談を希望しない場合は、面談が負担をかけている可能性も考慮、、、次の予約は取らず希望する連絡方法を確認、、、」について、本人の意思のみで次の来所予約をしないと思う決めず、次回の来所相談を勧めてみることをトライはした方がよいのではないかと。
564	自治体	質問 6	243	4	2	1	Ⅲ. P35：『メール相談、SNSを用いた相談も受け付けます。』必須か、
565	自治体	質問 6	260	4	2	1	【P30、下線見出し、2行目】 ・〈現〉築くことです、→〈改〉築くことです。 ・〈現〉相談できる人であるということを理解していただくことから始めましょう。→〈改〉相談できる人だと感

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							じてもらえよう努めましょう。 【P31、2つ目の・】 ・〈現〉コミュニケーションを取る前に、→〈改〉コミュニケーションを取る際に、※「前に」だとP36の④の内容と食い違うのでは。 【P31、②、】 ・〈現〉「本人に会えない場合」→〈改〉「家族のみが相談者の場合（本人に会えない場合）」 【P31、②、1つ目の矢印】 ・〈現〉本人と会えないというのは、→〈改〉家族のみが相談に訪れ、本人は現れないというのは、
566	自治体	質問 6	260	4	2	1	【P32、2つ目の矢印、3行目】 ・〈現〉そのような支援には →〈改〉そのような支援においては 【P32、3つ目のダイヤ、4行目】 ・〈現〉情報の範囲で伝えることを →〈改〉情報の範囲でコミュニケーションを取することを 【P33、2つ目の・】 ・〈現〉「本人から支援者の働きかけに対して特段良い →〈改〉「支援者の働きかけに対して本人から特段良い 【P33、3つ目のダイヤ】 ・〈現〉本人が問いかけしやすい →〈改〉本人が答えやすい 【P34、4つ目の・、4行目】 ・〈現〉意志も踏まえて訪問する場所を検討する →〈改〉意志も踏まえて検討する ※なくとも通じるため削除。 【P35、1つ目の・、2行目】 ・〈現〉支援の入り口から出口まで →〈改〉支援の入口と出口 【P35、3つ目の・】 ・家族会への参加について、突然語られた印象を受ける。これまでの内容で、最初の相談者は家族であることも多いと説明されているので、家族支援について別立てで記載する必要はないのでは。 【P36、1つ目の・、2行目】 ・〈現〉機関等に共有することとなります。→〈改〉機関等に共有しましょう。
567	自治体	質問 8	243	4	2	1	Ⅱ．P36：「生活困窮者自立支援制度における支援会議など」とあるが、法令上構成員に守秘義務が課せられていて、ひきこもり支援に活用可能な他の制度（会議）も明記してほしい。
568	自治体	質問 6	205	4	2	2	・P38 最下段、家族を通して意向を確認する場合 黒点上から2つ目 削除。理由：事前に意向確認をするとほとんどの人が「行かなくていい」と答える。この反応に家族が躊躇し相談が遅れる。 行ってきたと事後報告し、本人に何ら求めず家族の態度が変化するのを見てもう方が上手いく。
569	自治体	質問 6	241	4	2	2	P37 「ひきこもり状態にある本人のニーズが明確でない場合」の項目 ・本人の考えがまとまらない時期もあるため ⇒もう一つ、「そもそも自分がどうしたいか分からない場合もあるため、自律の力を醸成していく（育てていく）ことも支援になります（これには、ある程度の時間がかかります）」

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
570	自治体	質問 6	260	4	2	2	【P37、2つ目の・・、2行目以降＋矢印の内容】 ・意味が受け取りにくいので、以下のように修正してはどうか。 〈現〉また、支援対象者が家族である場合、支援で取り扱う本人の情報は、あくまでも本人から受け取ることが大原則です。（改行、矢印）事前に家族から話を聞き、本人に関する情報を受け取りますが、本人と話す際には、本人から受け取った情報を扱うことを徹底しましょう。 → 〈改〉また、本人と家族を同時に支援している場合は、本人から受け取った情報を扱うことはありますが、本人と話す際には、本人から受け取った情報を扱うことを徹底しましょう。 【P37、3つ目の・・、2行目】 ・〈現〉じっくりと確認しながら、本人の意向を確認していきます。 → 〈改〉じっくりと確認していきます。 【P37、4つ目の・・】 ・〈現〉場合によっては指示的な対応をとることも → 〈改〉実現に必要な手続きを促す、他の選択肢を示すといった対応をとることも ※「指示的な」では抽象的すぎて、本書全体の雰囲気から外れ、強制的に何かをさせるような印象を受ける。 【P37、4つ目の・・、3行目】 ・〈現〉支援の入り口から出口まで → 〈改〉支援の入口と出口 【P38、2つ目の・・、3つ目の矢印】 ・〈現〉本人の拒否がある場合には、間接的な支援へと移行することも考えられ、本人がよい状態で家の中で過したり家族と交流できたりするよう、家族を通して働きかけを行います。 → 〈改〉本人の拒否がある場合には、本人がよい状態で家の中で過したり家族と交流できたりするよう、引き続き家族を通して働きかけを行います。 ※「間接的な支援へと移行する」とあるが、間接的な支援を続けた結果として本人へのアプローチ（意向確認）があると思われるので、移行するという表現は合わないのでは。
571	自治体	質問 5	259	4	2	3	【P41、支援を進める前の、準備段階の工夫が重要です。】 ・[P51、③の冒頭] に移動し、「・準備段階の工夫」とタイトルをつけて記載したほうが、内容の繋がりがいいのでは。
572	自治体	質問 5	259	4	2	3	【P43、3つ目の・・】 ・親亡き後については、記載内容に親のみが相談している際の支援ポイントも追記してはどうか。
573	自治体	質問 6	114	4	2	3	・P31の「本人に会えない場合」の支援者側のポイントが具体的で分かりやすく実践しやすいです。 ・ひきこもりと認識されていない家族が多く、「親亡き後の心配」で相談にえられるケースが多いため、P43の「親亡き後を見越したサポート」の内容についてさらに詳しく教えていただきたいです。
574	自治体	質問 6	116	4	2	3	（40 ページ）・14 行目：「～親族などから協力」 → 「～親族などから協力」
575	自治体	質問 6	158	4	2	3	42 ページ 支援が中断する場合 「すぐに支援者や支援機関を変える」ことができないケースもある。支援者や支援機関を変えることが適当かどうかを含め、地域におけるケース検討を早急に行って対応を決めるといった表現を加えてはいいかがか。
576	自治体	質問 6	190	4	2	3	41 ページ 「支援者は自分自身で支援を振り返るセルフスーパービジョンを行ったり…」について そのためには、スーパーバイザーの存在、養成も不可欠ではないか。どこが行うのか、誰になるのかが示されていない

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
577	自治体	質問 6	205	4	2	3	い。 ・P42 自機関のみならず、多機関・多職種の支援者同士で・・・の部分は、まず自機関での支援体制づくりが大切なので、日ごと、一週間ごと等ケース検討の時間を持つよう自機関で時間を持つという一文を挿入した方がよいのではないか。 ・P43 「例えば」の重複 例えば、高齢の親の年金等を使い生活をしている場合、親亡き後に生活が立ち行かなくなる可能性があるのであれば、その場合を見越して、例えば、生活困窮者自立支援法における家計相談支援事業を活用して、支援することも考えられます。 ・P39:「自律」だけがゴールではないように思い、抽象的な印象を受ける。 ・P40～41:「支援者の本人への関わり」と「支援に際しての支援の在り方」が混在しており、読み取りにくい。また、自律という目的以外に自身の生活の自立に向けた具体的な目標設定を例示した方が分かりやすい。
578	自治体	質問 6	213	4	2	3	P43 ・「支援対象者が変化を望まない場合、消極的な場合」について当事者に「変化する必要はない」としつかり説明することが大切です」とありますが、支える家族の経済や社会保障について考慮された説明もないままにここまで踏み込んだアドバイスに記載することは適切なのか再度検討いただきたい。 ・そもそも、「変化する必要はない」のでしょうか。 ・ひきこもりの定義には「支援を求めている場合」とありますので、本項目における相談者は、ご家族である場合も考えられますが、本人へ「変化する必要はない」としつかり伝える」というのは家族のニーズに対応していないと考えます。 ・生活困窮に関する窓口は様々ありますが、支える家族の実際的な保障はあまりありません。当事者についても障害年金なども対象となるのは一部です。支援は支える親への経済や社会保障にまで対応が及ぶため、家族が抱える課題や家族への支援についても考慮していただきたい。 ・ひきこもりの方を支える家族についての視点が薄いように感じます。支える家族は就労を望む方が多いですが、それぞれに理由があり（自身の健康問題、老後の資金など）、家族にも悩みや抱える課題があります。 ・ハンドブックに記載されているひきこもりへの理解を家族に望むことは支える家族にとっては厳しい内容になっていないか再度検討していただくとともに、ひきこもりの本人・家族が抱える課題に応じた、経済面や社会保障に関する言及を望みます。
580	自治体	質問 6	217	4	2	3	P39L4「自律」:他の箇所もだが、あえて「自律」としたものと考えられるが、「自立」としたほうが良いのでは。部分的にでも「自立」という言葉を入れても良いのではないか。 「自律」という使い方をしている理由を記載しないと、ひきこもり状態は、「自分を律することができていないから」と誤解を受ける。 P40L14「例えば、別居している親族などからに協力が」→「例えば、別居している親族などから協力が」
581	自治体	質問 6	218	4	2	3	p41の「ひきこもり状態にある本人もしくはや」は「ひきこもり状態にある本人もしくは」だと思われる。
582	自治体	質問 6	223	4	2	3	40 ページのキーパーソンの見極めについて ・文中にキーパーソンへの負担への懸念等を記載はしているが、「キーパーソンを見極めることが大切です」という一文が強すぎて入ってこない。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							・ 支援の過程でキーパーソンは一人である必要もなく、また、支援過程で変わることもありうるのではないか。
583	自治体	質問 6	235	4	2	3	P43 「本人に「変化する必要はない」としっかり説明する」は家族サイドからするとかなりチャレンジングな発言ではあると思います。その発言をする場合には家族の焦りへの最大限のフォローが必要であること、また消極的な言動の奥に隠れている可能性のある思いについてのアセスメントにも注意が必要だと思います。
584	自治体	質問 6	241	4	2	3	P41 「支援の実行とモニタリングは繰り返し行う必要があります」の項目 ・ アセスメントについて (所管) 情報が、より集まってくる中で、アセスメントをアップデートさせていくという部分を追加してもよいか。
585	自治体	質問 6	241	4	2	3	P42 ・「支援が中断する場合」03つ目 「問題が生じて中断する場合には、すぐに支援者や支援機関を変えるなどして支援が継続するような対応を取りましょう」 ⇒「問題が生じる中断する場合には、支援の経過を十分に振り返り、検討した上で支援者や支援機関を変えるなど…」(所感) すぐに変えてしまうのは、解決にならないと考える。
586	自治体	質問 6	258	4	2	3	P42 「支援体制の構築」の項目で、多機関・多職種で支援する上での役割分担等のポイントについて記載があるようにい。
587	自治体	質問 6	260	4	2	3	【P39、1つ目の・、2行目】 ・〈現〉そもそも意志をどのように表出するか、自分自身が → 〈改〉そもそも自分自身が ※文章の繋がりが悪いので削除。 【P39、②、矢印、3行目】 ・〈現〉そして、支援の到達点に達した → 〈改〉そして、支援の目標に達した
588	自治体	質問 6	260	4	2	3	【P40、1つ目の下線見出し、2つ目の・、2行目】 ・〈現〉働きかけを通して本人が変化し、本人支援や → 〈改〉働きかけを通して、本人支援や ※「本人が変化し」が P43 の冒頭の本人は変化する必要はない、と矛盾するようにも受け取れるため削除。 【P40、1つ目の下線見出し、3つ目の・、3行目】 ・〈現〉親族などからに協力が → 〈改〉親族などに協力が 【P40、2つ目の下線見出し、3つ目の・】 ・〈現〉本人はそのような家族や支援者の焦りや不安に過剰反応してしまうことで、支援を受けることにプレッシャーを感じ、自身が思い描くゴールと大きくかけ離れた支援を受け、本人にも焦燥感や葛藤が生じ、疲弊してしまう場合があります。お互いにそのような感情や思いは支援に影響を与えることがあります。 → 〈改〉本人は、家族や支援者の焦りや不安を感じることで、支援を受けることがプレッシャーとなり、本人にも焦燥感や葛藤が生まれ、疲弊してしまう場合があります。 【P40、2つ目の下線見出し、4つ目の・】 ・直前の「2つ目の・、矢印」での内容と同じことを言っているように思えるため、削除。
589	自治体	質問 6	260	4	2	3	【P41、2つ目の・】 ・〈現〉ひきこもり状態にある本人が夫からの DV、家族からの虐待などを → 〈改〉ひきこもり状態にある本人が家族からの DV や虐待などを ※夫からの DV に限定する必要なし。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							【P41、2つ目の下線見出し、4行目】 ・〈現〉必要な状況にある本人が家族に → 〈改〉必要な状況にある本人や家族に 【P41、2つ目の下線見出し、1つ目の矢印、2行目】 ・「アウトリーチ活動」という言葉がここでだけ使われている。アウトリーチ活動について意味合いを定義する必要があるのでは。 【P41、2つ目の下線見出し、2つ目の矢印】 ・準備段階での記載内容に、2つ目の矢印の内容は唐突感がある。「本人の望む自律をサポートする」というメッセージが伝えられているか、ということか。 【P42、3つ目の・】 ・〈現〉地域には医療のほか、保健 → 〈改〉地域には医療、保健 【P43、1つ目の・、2つ目の矢印、2行目】 ・〈現〉変化するのはあくまでも → 〈改〉変化するかどうかを決めるのはあくまでも 【P43、3つ目の・、2つ目の矢印、3行目】 ・〈現〉親の収入と世帯の収入のバランスが → 〈改〉世帯の収支バランスが
590	自治体	質問 6	150	4	2	4	p45「緊急対応の必要性」について、『食事・睡眠・清潔保持等の日常生活が維持できていない』『気持ちの落込み、幻覚妄想等の精神症状がある』という項目も追加したとよいのでは。
591	自治体	質問 6	185	4	2	4	P45「ひきこもり支援のアセスメントにおいては本人や家族の状態をしつかりと把握したうえで、緊急対応の必要性を判断します」とあり、「支援者が緊急介入するといった緊急対応の判断が必要となります」ともあります。自傷行為や暴力行為などは、110 番通報の対象となることをしっかりと記載しておくべきだと思います。そのような状況の時に警察以外の方が対応するのは難しいです。
592	自治体	質問 6	196	4	2	4	〈P46〉 ②本人が望んで自己決定したゴール。これにたどり着くこと自体むずかしいので、具体的（成功事例）を学びたい。
593	自治体	質問 6	205	4	2	4	・P45 インテークにおいての、上から 3 つ目の黒点 2 行目（追加幼少期から）どのように生き、どのような対人関係があったのか 理由：思春期前までの行動や対人関係は本人理解のために必要
594	自治体	質問 6	217	4	2	4	P46L9「いつでも、何度でも、同じ相談であっても連絡してよいこと」→字義通りに受け取り時間外に電話されると困るので、「支援終了後であっても何か困ったことがあれば相談のために連絡してよいこと」等に変更してはどうか。
595	自治体	質問 6	243	4	2	4	IV：P45：緊急対応の必要性の例・・・「身体的な病気に罹患している可能性があり、病気の治療が優先される」も加えてはどうか
596	自治体	質問 6	251	4	2	4	p46 出口について ・「ゆるやかにつながり続ける」ことをもう少し掘り下げて具体的に記載していただくのが良いかと思います。（緩やかにと言っても、終わりがなく抱えているケースだけが多くなり、支援員の疲弊や相談体制に影響が出ており、支援の終結が課題としてあるため。） ・出口としては、“つなぐ”ですが、“つながれる（つなぎを受ける）”時の情報共有のことも触れていただければと思います。（つなぐ方もつなぎを受ける方もつながり続けるという意識を持たないと、受ける側だけじゃない。）
597	自治体	質問 6	260	4	2	4	【P45、1つ目の・】

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							・〈現〉「相談の主体は本人である」→〈改〉「本人の意向を中心に据える」 ※相談自体の主体は目の前の相談者だと思う。P47の内容を参考に修正文案を
598	自治体	質問 6	261	4	2	4	【P45、1つ目の矢印】 ・〈現〉相談者が本人ではなく家族の場合、家族が日常生活に不安や困難を抱えているため相談に訪れたわけですが、家族の不安や困難さを丁寧に取りながら、相談の主体は本人であることを忘れないようにして関わることが大切です。→〈改〉相談者が本人ではなく家族の場合、家族が日常生活に不安や困難を抱えているため相談に訪れます。「本人の意向を中心に据えること」を念頭に置きつつ、家族の不安や困難の解消のため丁寧に関わることが大切です。 【P46、4つ目の・】 ・〈現〉重要です。→〈改〉重要です。支援機関同士がしばらくの間並走して、緩やかに引き継ぐという手法が有効な場合もあります。
599	自治体	質問 5	188	4	2	5	長期化し家族が疲弊しているケースも多く、第4章（2）、5）に家族への支援も盛り込んでいただくと実践の場で活用しやすいと考える。
600	自治体	質問 5	259	4	2	5	【P48、2つ目の下線見出し】 ・経済トラブルのことを前面に書くのはいかがなものか。1つ目と2つ目の・の内容を入れ替えて、タイトルを変更したほうがいい。タイトル修正案→〈改〉きょうだいからの相談では、きょうだいならではの負担軽減のために配慮が必要です。
601	自治体	質問 6	158	4	2	5	48 ページ 兄弟姉妹からの相談や関わり 「自らの生活を犠牲にしてまで本人への支援を継続していただく必要は無い」とあるが、行政や支援機関との連絡を継続し、可能な範囲で親族としての関りをお願いするといった内容も必要ではないか。
602	自治体	質問 6	158	4	2	5	49 ページ 家族への攻撃的な言動や家庭内暴力がある場合 分離や警察相談が前段に述べられているが、後段に記述されている「攻撃的な言動や家庭内暴力に至った背景を知る」「本人の防衛手段の一つになっている可能性」「見立てが必要」といった内容が前段にあった方がよいのではないか。
603	自治体	質問 6	205	4	2	5	P48の本人と家族が不和、関係が不安定である場合に、両者の話をよく聞き、相談員からそれぞれの思いを伝え、相互理解を促します。→本人と家族が不和、関係が不安定である場合とは両者の話を聞く事は困難ではないか。（あくまで本人を対象として支援しており、本人が家族内で話し合うよう促す（主体性を促す）。それでも上手くいかない時は家族面談をはさんでいる。）
604	自治体	質問 6	213	4	2	5	P49：支援機関が他機関あること、本人の居場所、地域の集いの場などイメージしやすいように機関と支援内容などを明記してはどうか。
605	自治体	質問 6	217	4	2	5	P47 最下段「本人と家族の相互作用を意識しながら支援を組み立てることも検討していきたいきましよう。」→わかりにくいので「家族支援により本人の言動がどう変わったかを意識しながら～」に変更してはどうか。 P48L7「兄弟姉妹からの相談や関わりは、経済的な問題にも発展する可能性があるため慎重になりましょう。」 →兄弟姉妹間での扶養義務は、生活に余力がある場合の「生活扶助義務」を意味し、親子間での「生活保持義務（自分と同程度の水準の生活ができるようにする義務）」とは異なります。支援では、「兄弟姉妹は親代わりになれないし、

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							なる必要もない」と説明し、兄弟姉妹の不安を軽減するようにしましょう。兄弟姉妹の抱える不安や課題を整理しながら、適切な情報提供と社会資源（「生活困窮者自立支援制度」「生活保護」「就職氷河期世代支援事業」等）の活用により、「兄弟姉妹の人生を第一にしている距離感や関わり方」を一緒に探っていきましょう。何かが起こった時に相談できるよう「つながり続ける」体制を作っておくことが大切です。
606	自治体	質問 6	253	4	2	5	P45 緊急対応の判断について 「➤」の項目が確認された場合の具体的対応を記載してほしい。
607	自治体	質問 6	253	4	2	5	P48 兄弟姉妹の心情を配慮し、負担を軽減できるような対応を検討、提案することは必要と思う。しかし、「支援を継続していただく必要は無い」と記載されてしまうと、家族によっては本人との関わりを拒否し、本人と家族とのつながりがなくなってしまう可能性もあると考える。
608	自治体	質問 6	261	4	2	5	【P47、2つ目の・】 ・〈現〉ひきこもり状態をさらに深刻化させるきっかけ → 〈改〉ひきこもり状態に変化をもたらすきっかけ ※考えうる変化は、深刻化だけではない。 【P47、4つ目の・、3行目】 ・〈現〉その際には、本人支援においては本人から直接的に本人の意向を引き出す手伝いをすることとなり、その一方で家族支援では、家族を通して間接的に本人の意向を引き出す手伝いをしていきます。 → 〈改〉その際には、本人支援においては本人が意向を表出するための手伝いをすることとなり、家族支援では、家族を通して間接的に本人の意向を汲み取る手伝いをしていきます。 ※「引き出す」という表現が、語気が強く思えたので修正を提案。
609	自治体	質問 6	261	4	2	5	【P48、1つ目の・】 ・〈現〉例えば、8050 世帯のように長年 → 〈改〉例えば、長年 ※8050 の例示がなくとも通じるので削除。もしくは「いわゆる 8050 問題のように」と言い換え。 【P48、2つ目の下線見出し、1つ目の・、2行目】 ・〈現〉少なくありません。ひきこもり支援では、家族間の相続問題等に関わることはできませんので、そのような対応が → 〈改〉少なくありません。家族間の相続問題等の対応が ※この文章を「関わることを検討しましょう」と結んでいるので、矛盾する表現を削除。 【P48、②】 ・〈現〉家族間の力学 → 〈改〉家族間の関係性 ※タイトルに合わせて修正。 【P48、②、3つ目の矢印】 ・実際の現場でどちらから一方の味方であるという態度はとったことがない。あくまで第三者的立ち位置にいたほうがいいと考える。誰の味方という話ではなく、家族全体のことを考えたうえで、本人の意向を汲みたい（それがひきこもり支援である）と家族に説明していく、という言いまわしで文章を再構築してはいいかがか。
610	自治体	質問 6	261	4	2	5	【P49、1つ目の・、3つ目の矢印】 ・〈現〉警察への通報を行うことが必要な場合もあります。例えば暴力を受けているのが親の場合は、我が子を通報するということを躊躇う人も少なくありません。そのため、支援者はその気持ちに付き合いつながら、警察に対応を求めることが必要な場合には「必ず通報する」ということを本人に伝えるときにも、その際は通報を実行するよう家族

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							に理解していただくようにします。必ず通報するということができない場合、「通報する」ということが、暴力を振るう本人に対する「脅し」で終わってしまい、その後の進展が見込めなくなってしまうこともあります。→〈改〉暴力が起ったタイミングでの警察通報が有効な場合もあります。家族から本人に対し「暴力が起きたら警察に通報する」と予告するだけでも抑止になることがあります。それでも暴力が続く場合は予告どおり警察に通報してかまわない、と支援対象者と確認しておきましょう。警察通報がただの脅しになってはいけませんから、「暴力は嫌だ」という気持ちを伝えることが第一の目的であることを念頭に置きましょう。通報自体を躊躇う家族も少なくありませんので、支援者はその気持ちに寄り添うことも重要です。 ※1文が長くてわかりづらい印象。また、通報すると宣言したにも関わらず、それを実行しなければ脅しになっただけだ、というメッセージは本書を読むかもしれない家族にとってプレッシャーになるのではと感じた。
611	自治体	質問 5	123	4	2	6	支援者の支援体制について。ひきこもり支援は長期戦になるため、支援者がバーンナウトしないよう支援者同士で協議の場が必要等の記載があったが、具体的な取り組み事例等の記載はなかった。そのため、事例の記載をしていただけると、各自治体に取り組みやすくなるのではと考えた。
612	自治体	質問 5	162	4	2	6	また、①「自治体内の連携について」ひきこもりの方は、自分が若しくは家族がひきこもっている事を隠して相談に来る場合もある。その時、国民健康保険料の滞納や、レセプトがない方、ゴミ屋敷の苦情など、どのような連携が必要か。
613	自治体	質問 6	6	4	2	6	6) 支援制度や支援体制 ひきこもりの支援については、対象者の年齢や生活、心身の状況により、実際に主となって支援を行う機関が、多機関に及ぶものです。ひきこもりの担当部署の存在により、その認識が希薄とならないよう、各支援機関が常に当事者意識を持つ必要がある旨ハンドブックにさらに強調、記載いただければ有難いです。
614	自治体	質問 6	213	4	2	6	・P50:「支援制度や支援体制」は本人の年齢により様々なので年齢で分けて記載してほしい。 ・P51: ひきこもりの約半数は診断に至らない。診断に至っても医療の介入は少ない人から多い人までいる。このことを踏まえた記述が必要と感じた。
615	自治体	質問 6	217	4	2	6	P52L10-11「本人が居場所を必要としない場合においては、居場所支援が逆効果になる場合もあることに留意しましょう。」→同じ文が2回続いている。一方を削除。
616	自治体	質問 6	218	4	2	6	p50の「隘路」、p53の「逡巡」等、文言の意味が分かりづらい。
617	自治体	質問 6	240	4	2	6	52 ページ、居場所の運営について、効果的な実施手法はあるか。業務委託となると事業成果等を求められ、補助事業となると、質の担保等が難しい。
618	自治体	質問 6	261	4	2	6	【P50、①】 ・〈現〉① ひきこもり支援と隣接する分野 → 〈改〉① ひきこもり支援で連携する分野 【P50、1つ目の表】 ・〈現〉表: ひきこもり支援分野と隣接する分野の主な法律 → 〈改〉表: 連携の機会が多い主な支援制度 ※「ひきこもり支援分野」が聞きなれず何を指すのか分からない印象。前段の文章を参考にタイトル変更を提案。 【P52、3つ目と4つ目の矢印】 ・重複のため、どちらかを削除。
619	自治体	質問 6	269	4	2	6	第4章ひきこもりの支援ポイント → 6) 支援制度や支援体制 → ②支援体制のポイント(連携編)

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ひきこもり支援において、不登校支援から切れ目なく支援を継続していく体制を課題と捉えている。 コラム欄のテーマが医療機関との連携となっているが、教育機関（学校など）との連携も追加することは可能か。
620	自治体	質問 5	259	4	2	7	【P54、1つ目の・】 ・Slack が紹介されているが、このハンドブックが広く多くの支援者の手に渡ることと、Slack に参加できるチャットがない（登録費用が高い等）場合もあると思われる。また、Slack という手法が数年後も有効とも限らないなかで、具体名を掲載することは避けたほうがいいのでは。よって、Slack については掲載しないかたちで再検討してはいいか。もし掲載する場合は以下の文章にしてはいいかがか。 〈現〉厚生労働省は、全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場として Slack（オンライン）上に「ひきこもり支援コミュニティ」を設けています。このようなツールを活用することにも有意義です。 → 〈改〉厚生労働省は、全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができるオンラインのコミュニケーションの場（Slack）を設けています。このようなツールを活用することにも有意義です。
621	自治体	質問 6	14	4	2	7	54 ページの「ひきこもり支援コミュニティ」について、URL も含め、具体的に表示してほしい。
622	自治体	質問 6	17	4	2	7	P53「エンパワメントする」という表現は全く聞きなれない上にわかりにくい。「スーパービジョン」という表現は多くの人がイメージしやすいものなのかが疑問。
623	自治体	質問 6	107	4	2	7	（2） p53 ②・3 個目「他機関との～支援します。」の文章が不自然ではないか。「支援します」から「支援できま す」に変更することは可能か。 （3） p54 1 個目 7 行目 黒字部分 分りにくい文章になっている。
624	自治体	質問 6	190	4	2	7	54 ページ「ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場として Slac（オンライン）…」について URL または二次元コード（QR コード）を掲載してください。
625	自治体	質問 6	196	4	2	7	〈P54〉支援者同士が支え合う支援者のサポートの大切さ。 スーパーバイザーの派遣や、国や県による他自治体との交流やサポートの充実を望みます。
626	自治体	質問 6	205	4	2	7	・P54 の支援者のエンパワメントのところ少し記載はあるが。スーパーバイズも必要だが、実際に支援していて燃え尽きないようには、支援者同士交流や、日々の休息の必要性も非常に大事だと思うので、一文でも挿入を。
627	自治体	質問 6	217	4	2	7	・P56 8 行目 明確な拒否がなかったため、翌日に→（正）翌日に P54L5「Slack（オンライン）上に「ひきこもり支援コミュニティ」→URL を示してはどうか。アカウントが有料なのか無料なのか。どのようにログインすればよいかも明記してほしい。 P54L8-9「共に支援に取り組む他機関の支援者同士が支え合う支援者へのサポートに取り組む必要があります。」→「多機関」としてはどうか。
628	自治体	質問 6	251	4	2	7	p53 エンパワメントについて 「エンパワメントとは？その人が本来持っている力・強みを発揮できるようになっていくこと」のような概念をトピックに入れてはいいかがでしょうか。どのページでも羅列記入して支援者向けなので知って当然としていると思いま すが、個人的にソーシャルワークをするうえで「強みを見つける視点」と「支援すること支援者自身も自身の強み を見つ、互いに高め合っていくことができる」という考えはソーシャルワークの原点だと考えているため意見しま

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							す。また、この内容に伴い、p23の1行目エンパワメントのあとに「(p53 参照)」を入れてはいかがでしょうか。
629	自治体	質問 6	261	4	2	7	【P53、①、2つ目の・、2行目】 ・〈現〉経験をしている相談員も多い → 〈改〉経験をしている支援者も多い 【P53、②、3つ目の・、矢印、3行目】 ・〈現〉その共有認識が得られることが考えられます。 → 〈改〉その共通認識が得られると考えられます。
630	自治体	質問 5	121	4	2		「ひきこもり支援のポイント」等の章に盛り込むとよいのではないかと考えた項目と、その理由を以下に記載します。 ・ストレンダスの視点について： ひきこもりの背景や要因を見ていくと、弱みの要素に着目しがちですが、個人や環境が持つ強みの要素もケースに見出していくことが、支援を促進するきっかけになり得るのではないかと思います。このため、どんな要素に着目し、支援に役立てられそうか、等を知りたいです。 ・停滞している状態における評価の仕方や働きかけ： 停滞に直面した際、本人や家族、時に支援者もモチベーションの低下や焦りが生じてしまいます。僅かな変化を捉えたり、停滞の自身を確認し意味（折り合いをつけようとするが故に、逡巡するようになった、等）を見出したりすること、進捗を捉え直すことができることよいのではないかと思います。このため、どのような点に着目し、それをどのように本人や家族と共有していけばよいのか、知りたいです。
631	自治体	質問 5	230	4	2		家族支援については、30 ページからの（2）ひきこもり支援のポイントの中に記載されていますが、対象者を本人・家族でとしているのでこのような記載のされ方をしているのだと思いますが、できれば家族支援として項目を明確にしていた方がわかりやすいと思います。
632	自治体	質問 6	154	4	2		（4）P34、P52 ピアサポーターの活動は重要と思われれます。支援者と連携をとりながら、ピアサポーターの活動があることを記載していただきたい。
633	自治体	質問 6	167	4	2		第4章（2）ひきこもり支援のポイント ・p33 「本人から支援者の働きかけに対して特段良い反応がない場合」 日本語として分かりにくく、読んでいて詰まる。「本人から支援者（へ）の働きかけに対して（支援者の）特段良い反応がない場合」なのか、「支援者の働きかけに対して（本人から）特段に良い反応がない場合」なのか。説明を読むと後者だと分かるが、誤解のない表現が望ましい。 ・p34 『コラム 家族支援の手法について』の箇所、改訂前のガイドラインでもふれられていた CRAFT について紹介してほしい。 ・p34 10 行目「本人の同意を得たうえで実施することを忘れてはいけません」とあるが、何ををもって本人の同意とするのか明記してほしい。本人から「来ても良い」という言葉をもたらう必要があるか、本人に訪問の意向を伝えても良い明確な拒否がなければ、消極的な同意が得られたものとみなして、訪問して差し支えないか。拒否が無ければ訪問してもよいとするのが現実的であると考え。 ・p41 13 行目「夫からの DV」とあるが、夫に限定しているのは適切ではない。妻からの DV、婚姻関係にない恋人からの DV も考えられ、多様な性別のあり方がある。また、同じ行の「家族からの虐待」について、障害のない成人の

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ひきこもり当事者が家族からの「(人格を否定するような) 暴言」を受けている場合がまれにあり、その場合でも「虐待」とみなされない可能性がある。「家族からの暴力や暴言」「家族からの身体的・精神的な暴力」などより広い範囲を含む表現が望ましい。 ・p49 5行目「避難することを推奨する」とあるが、具体的にどこにどれくらいの期間避難するのが良いか、荷物は何を持っていくべきか、本人にはどのように伝えるべきか、などももう少し詳しく記載して欲しい。 8行目「警察への相談に同行」とあるが、事前の警察への相談についてもう少し詳しく記載してほしい。警察署の何課に相談すれば良いのか? どのように相談を持ち掛けていけば良いのか? など。 ・p52 居場所支援についてもっとページを割いて紹介してほしい。相談支援に対して、居場所のページが少なすぎてバランスが悪い。ページの都合上難しいのであれば、せめて、web上で無料入手可能で参考になる資料の一覧を示していただきたい。たとえば、KHJの『居場所づくり実践マニュアル』など。 3) 対象者の意向を反映した支援の計画・実行(33ページ)と4) ひきこもり支援の入り口と出口(45ページ) ・入り口から計画・実行、出口、と一つにしてももう少しコンパクトな内容にしたほうが読みやすいのではないか。 P35: アセスメントシート、P45: アセスメントの記載があるが、アセスメントは重要であるため詳しく記載していただきたい。アセスメントの視点で、発達特性や精神疾患について記載があってもよいのではと感じた。 モニタリングについて、P28、P41に記載があるが、わかりにくいいため、時期の目安や支援評価の視点を詳しく記載していただきたい。(事例で説明されるのか。) 支援のポイントでは、具体的な言語表現等の例がある方が、様々な経験や立場の支援者が使用しやすいのではないかと思います。 支援者が精神科受診等の医療につながるが必要性を感じるものの、何らかの理由で本人や家族が受診を望まない場合の支援(具体的な受診勧奨の仕方、他機関との連携等)について知りたい。 「ひきこもり支援において有効なツール」などの項目をいれてはいいかがでしょうか。 支援をしていくにあたり、その当事者及び家族の情報をどこまで、どのように聞き取りを行い、汲み取った情報からどのような支援をするのかという記載がないため、初期場面の面談で、人が変わると聞く内容等、過不足が生じるように思われる。必要最低限、確認しておく内容などは記載があった方が良いでしょう。 ひきこもりの相談は本人からというより、家族からの相談が多いため、まず、家族からの相談に対してどのように進めていくのかの記載がある方がよいと考え。 章立て、項目立てについて問題はないが、全体的に文章の割合割合が多く、もう少し図や絵、グラフ、写真などをいれて見やすくした方が理解し易い内容になると思う。また、緊急対応が必要なケースについての対応の仕方についての項目があってもよい。 ②就労支援先では、ハローワークの職員のひきこもりのセーフティネットであることを意識して、どのような対策、相談への繋ぎ方など示されていない。うまく相談できずに、就労を諦めてしまう方への相談への繋ぎ方など居場所支援についてもっとページを割いて紹介してもらいたい。相談支援に対して、居場所のページが少なく感じ る。 第4章のひきこもり支援のポイントのコラムに、具体的な内容(声かけ、例示、アセスメントの根拠等)の記載があると分かりやすい。
634	自治体	質問 6	223	4	2		
635	自治体	質問 6	272	4	2		
636	自治体	質問 6	272	4	2		
637	当事者・家族等	Q4	35	4			
638	自治体	質問 5	83	4			
639	自治体	質問 5	91	4			
640	自治体	質問 5	135	4			
641	自治体	質問 5	141	4			
642	自治体	質問 5	157	4			
643	自治体	質問 5	162	4			
644	自治体	質問 5	167	4			
645	自治体	質問 5	188	4			

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
646	自治体	質問 5	205	4			・第4章全体について 所々で家族支援にかかる記載があるが、多くの場合は家族相談から開始する場合が多いため、「家族支援におけるポイント」を項目立てしてまとめてはどうか。P32「本人に会えない場合」でも、「家族支援により家族の雰囲気が良いなる」と記載があり、このあたりの具体的な内容が知りたい（事例に盛り込まれる予定?）。
647	自治体	質問 5	205	4			P25・26「ひきこもり支援の全体像」は、第2章の冒頭にある方が良いのでは。
648	自治体	質問 5	217	4			精神疾患で自傷他害の恐れが切迫している場合、保健所・警察等に連絡して、措置入院の手続きが取られることがあります。本人の同意がなくても精神科医療につながることでできる貴重な機会でもあり、緊急を要する場合です。で、マニュアルに記載してはいかがでしょうか。
649	自治体	質問 6	71	4			・全体的に支援者への寄り添いと心構え、あるべき姿勢が丁寧に記載されていて良いと思います。・本人の意思を尊重することの大切さや社会の側の課題にも視点が注がれていることは問題の新しい捉え方として評価できます。 ・文中に、ひきこもりの解釈として、「精神疾患や障害を有しないもの」との内容で記載がありますが、実際には有していて精神疾患や障害の診断を受けている人や未受診だが有していると思われ事例が一定の割合存在しますの で当該箇所の修正をお願いします。・「相談窓口」の明確化を進めてほしいところですが、私の地域では曖昧な明確化状態です。相談窓口ではひきこもり相談に繋がります。そこは大きな課題です。・40~50 頁あたりに「支援対象者」という文言が多々見られますが「支援する人」「支援される人」という上下関係がイメージされあまり心地よくありません。文中にも対等な関係が大切であると盛り込まれていますから、「相談を受ける本人家族〜」等工夫してはいかがでしょうか。・今後ケアマネジャーの登場する事例が増えると思いますので 8050 の事例を数多く盛り込んでほしいです。たくさん書いてしまいましたが素案への意見照会を実施していただきたき有難うございました。宜しく願っています。
650	自治体	質問 6	209	4			＜第4章：ひきこもり支援のポイント＞ ・病気が関係していることが想定される場合についても盛り込んだ方がよいのではないか。（前駆症状の理解、医療機関受診が進まなければ保健所相談等） ・各支援機関（保健所・地域若者サポートステーション等）の基本的役割（得意分野）を示してはどうか。 ・家族支援のポイントは、コラムではなく本文に盛り込んでほしい（相談を中断しないためにどんなことができるかな等）。 ・「訪問は非常に侵襲性が高く」だと本人にとって負担という側面ばかり強調される印象。「本人にとつて、家はかろうじての安全基地であり、訪問されることは、自分を社会という危険な場へ引っ張りだそうとするのではないかというおそれを感じるもの」としてはどうか。
651	自治体		274	4			「第4章 ひきこもり支援のポイント」において、まずは「(1) 全体像」として「(2) ひきこもり支援の流れ」を簡単な表で掲載するのみで終了しており、続いて、「(2) ひきこもり支援のポイント」として、コミュニケーションや意向の確認などを説明した後「支援の入り口（支援の開始）と出口」とあるが、順番が違うのではと感じた。「(2) ひきこもり支援のポイント」で最初の項目1）として「支援の入り口（支援の開始）」について説明した方がよい。全体的に、行きつ戻りつしているように感じる。「支援の流れ」の順に沿って掲載していただきたい。支援の留意点と支援のポイントもまとめてほしい。同じ内容があらちちに出てくるのも読みづらいいと感じている。また、章のテーマと内容があっていないと感じるところがある。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
652	当事者・ 家族等	Q3	32	5			第5章はもう少し整理してほしいと感じました。あと、最近の流れとしての当事者同士の支援と行政の関係とかの章がほしいです
653	当事者・ 家族等	Q3	41	5			事例の内容が薄く、このような記載であれば必要ない。
654	当事者・ 家族等	Q3	74	5			P55「リファーマー」「インテーク」などのカタカナ専門用語は、初心者でもわかりやすい表現にする方が良いのではないかと。全体を通して、目次は変わっていて表現は違いますが、内容や趣旨は同じであったり、重要かつ慎重であるべきは理解できるが、支援の方向性を迷わせたり、方向性を決めかねるような表現が所どころ見受けられます。支援行動の方向性を示すハンドブックであるべきであると思います。そして支援者のエンパワメントを維持するためのよりどころとなるものと考えています。ひきこもり支援の必要性が高まるなかで、初心支援者が読んでも理解できるようお願いします。
655	当事者・ 家族等	Q3	81	5			先進的な事例をもっと増やしてほしいです
656	当事者・ 家族等	Q3	83	5			10代以下の引きこもり事例の記載してほしい。中高年の引きこもり歴、何年引きこもっているか気になります。引きこもり（家から出れない種族）家から出して社会と繋がるのがゴールではないと考えています。引きこもったまままで生活を送れている事例を知りたい
657	当事者・ 家族等	Q3	102	5			また、ひきこもりが低年齢化しているように思います。10代の事例（不登校でひきこもり状態）をもっと取り入れて欲しい。早期対応で社会と繋がることでできた事例などあるといい。
658	当事者・ 家族等	Q4	65	5			ケース概要の作成には、基本的な考え方、調査、分析、行動、計画、評価というものを取り入れられたらと思います。
659	当事者・ 家族等	Q4	106	5			④家族が暴力を受けていて癒が出来ていることで、そのことを本人に何気なく聞いてみようと思っているとあるが、支援者に本当に信頼がなければ答えることはできないと思いますし、本人にそのことを聞く必要はないと思います。
660	当事者・ 家族等	Q5	13	5			掲載される仮想事例は多くて良いと思う。少なくとも年代と状況に合わせた、代表的な事例と分析はたくさん掲載してほしい。むしろ教科書的すぎるソーシャルワークの説明など、そこまでに至る内容を、理解に必要なところ以外は、ひきこもりに特化した内容に減らして、備考欄に参考書を書いたらどうだろうか。（特にソーシャルワークのグローバル定義などは簡単に読める）
661	当事者・ 家族等	Q5	14	5			もっと多くて良い
662	当事者・ 家族等	Q5	22	5			事例の中で、対象者のみでなく支援員側の葛藤や迷いなどもエピソードがあると、実際に支援にあたる際に羅針盤となるように思いました。すぐに解決しない状態で状況だけが記載されている事例も多く、そのような状況を支援機関がどのようにして支えているのか、具体例が欲しいです。
663	当事者・ 家族等	Q5	28	5			仮想事例をもっと増やした方がよいと思う
664	当事者・ 家族等	Q5	29	5			内容量は良いと思いますが、事例に偏りを感じます。・家族で引きこもってしまった事例もあれば良いと思います。ひとりひきこもると、他の家族もひきこもるケースがよくある。
665	当事者・ 家族等	Q5	29	5			最初に相談に行った場所が相談機関ではなく、精神科に行った事例。（どこに相談しに行ったらいいか分からず、最

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
	家族等						初に精神科に相談しに行き、統合失調症と誤診されて薬の副作用がひどくなってしまった)
666	当事者・ 家族等	Q5	29	5			・県外でそのままひきこもってしまった事例。(親に迷惑かけたくないと思って相談できなかった、大学をどうしても卒業したいと思っただが、ひきこもりが続いて在籍期間を過ぎてしまったなど) ・地域差のひきこもりの事例 相談に行きたいけど遠くまで行けない ・女性の事例だけあって偏りを感じる。主婦のひきこもりだけでなく、男性の特有のひきこもりもあるのでは掲載していただきたい。(成績優秀だけど進学したらずいいていけなくなった、仕事や人間関係でのブライドなど)
667	当事者・ 家族等	Q5	32	5			やはり、最後の5章の整理だと思います。具体例はとも良いと思うのですが
668	当事者・ 家族等	Q5	42	5			不登校問題は、ひきこもり問題に大きく関連する問題と認識しています。・不登校からひきこもり状態 ・不登校からひきこもり状態の長期化 ・不登校からひきこもり状態の長期化は、社会不安等様々な症状を生むことにもつながっていること。・スクールソーシャルワーカーの質の課題。・社会福祉士の教育との連携しやすい環境の整備。・教諭(現場)はもとめているが、教育委員会や教育現場のトップに連携志向がないと感じること。・教育現場に負担をかけるのではなく、負担を掛けなくする連携システムの構築。・社会保障論の教育カリキュラム化による、孤独孤立予防の対策 ・教育機関の中、就学時期中での課題解決が非常に必要と考えることから、わずか1ページ内で納めるのではなく、教育、不登校問題の課題をもっと引き出してほしいです。この問題が、地方の教育機関では、課題の抽出や課題解決に向けての検討も起こらないと思います。 文部科学省のトップダウンするの必要を認識していません。
669	当事者・ 家族等	Q5	51	5			事例紹介の末尾が支援失敗的なものが多いのは、ちよつと工夫が必要かも知れませんが。支援の取り組みが続いている事例に紹介を寄せたほうがよいでしょう。可能なら、という前提になります。
670	当事者・ 家族等	Q5	52	5			仮装事例を増やし、解説を丁寧に行う方が良いと思う。似た事例を一緒にするぐらいで充分と感じる。前半の説明はターゲットを明確にして短くしても良いと思う。そして必ず当事者本人を中心にしたい。
671	当事者・ 家族等	Q5	54	5			分量の割に、レパトリーが似ていて、支援の先の理想例ばかりに見える。 仮想事例ではなく、現実の事例を挙げて、なおかつ、本人の成育歴にまで踏み込んで欲しい。 なぜなら、どうしてひきこもりの状態になったのかの理解なしに、世間の偏見は減らないので。
672	当事者・ 家族等	Q5	55	5			現実問題、施設の人件費を考えるなら 総務省の人的補償である 地域おこし協力隊制度と 連携も視野に入れた方が現実的。
673	当事者・ 家族等	Q5	59	5			支援のポイントとして 30 事例が羅列されているが、全体に支援の展開の具体が記載されておらずどこがポイントかわかり辛い。数を絞って事例を深めた方がポイントがわかりやすい。
674	当事者・ 家族等	Q5	59	5			事例8 本人の障害やひきこもりになった理由などは？精神科医の見立てなど必要ないか？生育歴は？考えあぐねているで終わっているのその後の対応は？
675	当事者・ 家族等	Q5	63	5			ジェノグラムとエコマップが欲しいです。
676	当事者・ 家族等	Q5	65	5			P 55 事例1 やP 57 事例8のように、ほかの事例もしつかりと概要なり経過を作成されたほうがより、参考になるのではと思います。
677	当事者・ 家族等	Q5	66	5			災害時の対応事例を掲載していただきたいです。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
678	当事者・ 家族等	Q5	67	5			事例1について 母親に、予測できる「本人の反応」と「母親の心理」について、事前に伝えておくのいいかもしれないと思います。例「ご本人がふさぎ込みだり、一時的に荒れたりすることがありますが、その時はご連絡ください」「本人が拒否する場合は少なくありません。支援につながらないのはよくあることなのでお気になさらず」
679	当事者・ 家族等	Q5	67	5			事例8について p58以降が本格支援の始まりと思います。経験上、生活保護の義務と権利を福祉事務所からしっかりと伝えてもらって、その上で必要な医療や就労支援・就労準備支援等を受けながら少しずつ経済的自立に向けて変化していくことを目指すことになると思います。この展開を記載した方がいいと思います。
680	当事者・ 家族等	Q5	67	5			事例追記について 以下に追加してほしい事例を3つ挙げます。①きょうだいでこもっている事例についても記載してほしい。②10代の事例（不登校でかつひきこもり状態）も追加してほしい。両親に障害もなく経済的問題もない事例。③DV被害を受けて離婚したシングルマザーの事例も追加してほしい。母も子もトラウマを負っている。生活は困窮状態。生活保護を受けている場合もある。母が子育てに労力をさけず、子どもが家で一人で（あるいはきょうだいで）こもっているケース。
681	当事者・ 家族等	Q5	74	5			仮想事例の減らす分量はタイトルだけでは判断が難しい。
682	当事者・ 家族等	Q5	81	5			先進的事例を増やしてほしいです
683	当事者・ 家族等	Q5	84	5			現在の素案では、Q4で述べたようなケースわけができていないため、代表的な事例を絞り込めていないと思われる。また、女性の事例が少なすぎる。あと、回答者は都市部住民のため地方の事情が分かっていないが、地方の事例において特に注意すべきものがあるのであれば、それもピックアップする必要があると思われる。基本的なことであるが、事例については成功事例よりも、失敗事例の方がPDCAにつなげやすい面もあるため、そうした事例や、現在停滞中の事例、現在進行中の事例も記載すべきである。
684	当事者・ 家族等	Q5	85	5			各テーマ毎の事例数を統一した方が良いと思う。
685	当事者・ 家族等	Q5	102	5			分量はいいと思います。解決した事例をもっとあげてほしい。また、10代・10代未満の不登校ひきこもり事例も多いため、取り入れて欲しい。
686	当事者・ 家族等	Q5	106	5			仮想事例では、訪問している事例が多いが訪問はなかなか難しく本人と会えないケースがあることをきちんと記載すべきだと思います。事例をもっと詳しく書いてほしい方が説得力があると思います。事例数はこのぐらいでちょうどいいと思います。
687	当事者・ 家族等	Q5	107	5			事例の必要性が不明でした。
688	当事者・ 家族等	Q5	108	5			③仮想事例（概要）、④事例の書き方 このハンドブックにおいてひきこもりの背景や、支援の目標に関する記述がないため、対象者をどのように理解し、何を支援するのが分かりづらくなっています。その意味で、個々の事例の紹介を評価することは困難です。一方で、「本人と会えない」「本人と面会する」といった言葉がほとんどの事例で使われており、「会う」ことが支援の目的のように理解されてしまうことが懸念されます。 本人の社会的孤立などに

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							関する客観的な事実や、本人の主観的な困りごと、希望などを把握し、その中で何に何に関する支援を行うのか、見立てや目標設定についての記述がまず必要なのではないでしょうか。
689	当事者・ 家族等	Q5	111	5			1) 冒頭にポイントのみを記載したページを設けるとよい。事例は冊子本体は少数にして、サイトなどで読めるようにするとよいのではないか。2) 川崎市ひきこもり支援ネットワーク準備会で作成した「いのちに寄り添う～ひきこもりの相談を受けたとき～」を紹介します。広い対象にはこの4ページくらいが適切と考えます。実際の支援者には、現在のポリュームでよく、歴史記述も重要です。ただし、事例はサイトなどで読めるので十分です。 https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000017/17204/pannhuretto.pdf
690	当事者・ 家族等	Q5	119	5			情報量は多いほうが支援者・家族は参考となると思います。家族支援の事例もあるとよいと思いました。
691	当事者・ 家族等	Q5	121	5			不登校支援、いじめの対応も加えて欲しい
692	当事者・ 家族等	Q5	127	5			親の年金で暮らしている・・・等の例の掲載はあるが、親の年金だけではすでに破綻しかけている、親の資産を食いつぶしてしまっ親の生活が成り立たないなどのお金の面で苦労している事例があると参考になると思う。ただ、お金の面が大きくクローズアップされると、だから働け、の方向性になってしまいうことも懸念されるので十分な配慮は必要ではある。
693	当事者・ 家族等	Q5	132	5			もっと多くてもよい。失敗事例に家族や周囲の協力や対応の有無などの事例があってもよい。
694	当事者・ 家族等	Q6	13	5			今の書き方で良いと思う。ポイントを分析している点はとても素晴らしいので、むしろ分析を増やしても良いのではと思う。このハンドブックで一番良いのは仮想事例だと思う。そして可能な限り「相談が一段落した後のこと」も書いてほしい。ひきこもり当事者の苦労はその後も長く続くということは、強調してもしすぎることは無く、それを分かっている「支援」に一言申さないとダメだと思う。
695	当事者・ 家族等	Q6	14	5			もっと詳しい書き方が良い
696	当事者・ 家族等	Q6	18	5			ひきこもり支援センターがないところは、どのように支援をすすめていけばいいのか。関係機関とどのように役割分担をして関わった成功事例を教えてください。
697	当事者・ 家族等	Q6	20	5			・支援者が疲弊しやすく、それを明記しているのが良いと思います。では、その疲弊する支援者を誰が、どんな風にサポートするのか、それが大事だと思います。・ひきこもりが長期に渡るの中や、本人以外の関係者がいないの中に含まれるのかと思いますが、とにかく公的支援者（家族は除く）が、単一機関となった場合が難しい。チーム支援と言っても、現実的には行政もさほど積極的に手を出そうとはしないで、よいいうった状況への対応が記載されるといいと思います。・チームで支援を行える状態では、かなり支援が前に進んでいると思いますし、件数は減していると思います。・事例から見ると支援ポイントも現行の整理もとっても良いと思います。一方で、家族にしか会えない状態⇒本人に出会えた。（しかし、面談の状態）⇒参加型支援に移行できよう、移行できた。⇒働けた等地域の資源に繋がった。といった、支援経過の整理もあってもいいのかなと思います。
698	当事者・ 家族等	Q6	29	5			ポイントに焦点をあてた書き方は良いと思います。しかし事例に偏りがあります。ひとりひとり多様なひきこもりの背景があるので、より理解できるような事例をお願いしたいです。また、家族目線での事例もあれば良いと思います。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ます。どこに相談しに行ったらいいかわからず、最初に精神科に相談しに行くケースも多いので、薬を全て否定はしませんが、薬の副作用についてと、受診するときに医師への伝え方のポイント(予めメモする、伴走者と一緒に行って説明してもらうなど)があれば、当事者は助かると思います。
699	当事者・家族等	Q6	35	5			留意してほしいポイントと事例を同じ章に記載した方がわかりやすいのではないかと思います。
700	当事者・家族等	Q6	41	5			事例の経過がわからない。
701	当事者・家族等	Q6	43	5			対象者の状況(生活環境、既往歴、成育歴、親族の既往歴等)を詳細に記載してほしい。
702	当事者・家族等	Q6	47	5			事例1や事例8のように、こんな短期間で改善するのでしょいか。ガイドブックに記載される典型事例として適切であろいか。支援に対する本人の意向を尊重するのであれば、より長い年月がかかるはず。素案にある理念と支援の実態が乖離しているように思われる。
703	当事者・家族等	Q6	50	5			仮想事例の中にジェノグラムがあってもいいものもあるかと思えます。
704	当事者・家族等	Q6	51	5			前問回答に重なりますが、支援の方向性、それが未定なら未定であること自体も記載があるかともいえます。
705	当事者・家族等	Q6	53	5			なかなか良く出来ていると思う。もうちょっと精神疾患が原因のひきこもりについて書いてもよいのでは。
706	当事者・家族等	Q6	54	5			やはり、ひきこもり状態に至るまでのメカニズムを具体例を挙げて俯瞰していかないと、予防も出来ないし、対応も昔のままである。不登校の方が多くなっていることから、文部科学省と連携して予防についての観点を持ってほしい。
707	当事者・家族等	Q6	59	5			初回導入時や拒否の場合の対応など具体的に記載があれば参考になる。
708	当事者・家族等	Q6	61	5			p.51からの事例について支援のポイントを簡潔に伝えられていると感じた。「・・・するとよい」「・・・が大切である」といった表現で伝えるだけでなく、たとえばいわゆる「やってはいけない」ポイントについても示してみてもありかもしれないと思った。
709	当事者・家族等	Q6	62	5			成功例のほかに、失敗例もあると、よりリアルだと思えます。相談は〇〇センターではなく、どこに相談してよいか分からない場合は、まず最寄りの役所〇〇課へご相談くださいと、役所なら、誰でも行ったことがあるので、まずは役所案内が良いと思います。
710	当事者・家族等	Q6	75	5			事例の数が少なくても経過が分かる方が参考になりそうな気がします。
711	当事者・家族等	Q6	82	5			長く使えるハンドブックになるよう、先を見据えて、先進的な事例を多く書くべき(ゲーム、SNS、DMやラインを使った支援のもの)
712	当事者・家族等	Q6	82	5			10代未満のひきこもりの事例を記載してほしい

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
713	当事者・ 家族等	Q6	82	5			高齢の事例ほど、いつからひきこもりになったのかを書いた方がいい。(当事者や家族に未来の姿を考えさせられるきっかけになる。)
714	当事者・ 家族等	Q6	83	5			前回、作成して10年間そのまま使用しているようなので、今回の見直し後はまた10年後なのかと考え ると事例30のようなメタバースで居場所支援している自治体や団体は増えているのでこのような事例記載や、事例 28 LINE 相談を増やしてほしい。LINE 相談は、相談のハードルを低くする事例として良いと思います。
715	当事者・ 家族等	Q6	83	5			暴力行為で警察沙汰、措置入院など表に出るタイプより、マイルールで家から出ない人の方が多いのではないでしょ うか。引きこもり当事者は拘りが強く本人も辛い、家族も辛い。疲弊した家族は相談のため窓口へ出向かない といけない、電話で困り感を伝えないといけない、縛りがある受付時間へ辿り着く余力ありません。(多動傾向の方 は別)
716	当事者・ 家族等	Q6	84	5			ひきこもり本人にとって本来最大の支援者、理解者、相談者であるべき家族が参考ができるような記述を目指すべ きである。ただし、過去事例については、ひきこもり本人も家族も支援者も関係者も、自分にとって都合の悪いことは 明らかにしない点については注意が必要である。
717	当事者・ 家族等	Q6	87	5			事例については、できれば、支援者側からの問題点の評価や、背景の疾患や障害がある場合は、それを見つけたせる ヒントのような、支援のてがかりとなるような、注釈や解釈があると良いと思います。記載のスタイルでは、「こ の人にどうすればいいのだろう？」となってしまうそうです。
718	当事者・ 家族等	Q6	88	5			温かみが伝わるようにしてください。理論だけでは解決しないと思います。
719	当事者・ 家族等	Q6	93	5			80-50 問題に関しては特に経済的な支援が大ききな問題となってくると思います。しかし、ハンドブックや事例を拝 見させていただく限り、経済的な支援策として『生活保護』以外記載のあるものがありませんでした。医療機関や 様々な福祉現場の実際の支援の現場としては、障害年金などの福祉制度(貸与やフードバンクも含めて)の選択肢も あるかと思っています。2つの方法は、どちらにも心理的にもハード的にもそう簡単に受けられるではないですが、その ような記載は全くなかったように感じます。
720	当事者・ 家族等	Q6	96	5			福祉サービスが利用しやすいように、福祉サービスの効果等の事例が必要と考えます。
721	当事者・ 家族等	Q6	99	5			詳細を書きすぎない方がいいと思います。現在の一つを詳細に、他は大まかに書かれていた方が、模擬の事例検討 を行う際など、応用が利くと考えます。また、ご家族が目を通されたとき、ご自分の状況に当てはまる事例を探し、 一喜一憂されることを防げるのではないかと思います。
722	当事者・ 家族等	Q6	103	5			支援機関等によつては、記載された支援の方針を必ずしも実現できる状況にないところもあると思います。そのた め、留意してほしいポイントの他に、こうした支援もありうるといった視点を記載していただけると、支援手法はひ とつではないことがわかりやすくなると思います。
723	当事者・ 家族等	Q6	104	5			p66「女性の事例」…内容からすると、「女性の事例」というよりは、「パートナーや子どもがいる事例」のように読 める。
724	当事者・ 家族等	Q6	120	5			仮想事例に対しての今後の対応案を記載して頂けると分かりやすいです。
725	当事者・ 家族等	Q6	124	5			事例に対して行った支援の流れを具体的にあれば

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
726	家族等 当事者・ 家族等	Q6	126	5			【P51】 支援体制の事例には、多機関・多職種の役割分担が掲載されると良いのでは？ 多機関・多職種でケースを共有するにあたり、それぞれの役割分担を明確にしておくことが大切です。・居場所やひきこもりサポーターとのつながりは「つながり続ける担当」「急がない担当」・課題解決のための支援者の関りは「課題解決担当」「急ぐ担当」・医療機関やカウンセリングなどの具体的なケアについては「回復担当」「リセット担当」このような役割分担をされてはと思います。（例）ひきこもりサポーターがアウトリーチ先の本人から、眠れない・人の声が聞こえたと相談される。保健所の保健師とケースを共有し、保健所の精神科相談へ。そこで通院の必要性を診断され、医療機関でデイケアに通うことになった。この場合、ひきこもりサポーターは本人とつながり、本人の相談（インテーク）を受ける「つながり続ける担当」保健師は「課題解決担当」。医療機関のドクターやPSWは「回復担当」となります。ここでケース共有をするためのカンファレンスの持ち方や、個人情報保護の扱いなどを事前に話し合っておくことが、多機関・多職種連携（重層的支援体制）には大切なこととなります。
727	当事者・ 家族等	Q6	126	5			【P55】 事例で見る支援のポイントに「兄弟姉妹事例」を追記されると良いかと思います。8050の場合、兄弟姉妹が相談者となり、キーパーソンとなることがあります。しかし兄弟姉妹は自身の生活もあるので、本人や親を支えきれない状況にあることも少なくありません。（事例）・親亡き後に本人を支えてきたが、自分も定年を迎え、これ以上本人を支えきれずに相談に来所・8050で親は要介護、ケアマネから施設入所を薦められているが、施設入所後の本人をどう支えるかに悩み、相談に来所・自分の子どもが不登校で、自分のきょうだいがひきこもっている影響ではないかと相談に来所。・親亡き後に地方でひきこもる本人から、経済的な無心をされ続け、疲弊して相談に来所 このようなケースで、相談支援体制をどう構築するかが事例として設けられていると、支援者の参考になるのではないでしょうか？
728	当事者・ 家族等	Q6	132	5			支援者のみでなく家族や周囲の協力などの関わり方や経過がわかるようもう少し詳しい事例の書き方が良い。
729	当事者・ 家族等	Q6	134	5			やや、報告書のような印象 経緯の時系列より、具体的な支援法や相手の様子が欲しい、また失敗事例こそ支援者に知っておいて欲しい
730	当事者・ 家族等		135	5			ひきこもり状態が長期というのが、具体的に何年くらいを想定しているのか記載がほしいです。
731	当事者・ 家族等		135	5			「独り暮らし」という表現は、一人で生活しているひきこもりの方が全員孤独であるような表現に感じます。家にながらも、リモートワークやSNSを活用して、外界と接点を持っているひきこもりの方も多いです。一般的な表現の「一人暮らし」の方が適切です。
732	当事者・ 家族等		135	5			事例28、事例29でひきこもり状態の女性という項目を設けることで、逆に他の事例が全て男性を想定しているように見えます。配偶者のいる女性の事例に変更したほうが適切です。事例1～事例27と事例30で、年齢だけではなく、男性と女性の性別も記載するとよいです。男性と同じくらい女性のひきこもりの方がいることが調査で分かっているため、男性と女性を同じくらい割合で記載しておくことよいです。また、ひきこもりと性的マイノリティーのダブルマイノリティーの方も多くいるため、LGBTQの方も入れておくことよいと思います。
733	当事者・ 家族等		137	5			ケアマネジャーが本人を把握したからといって、すべて自治体のひきこもり相談窓口には相談するのは危険。ハンドブックの前段で強調されていた「本人の意思」はどこへ行ったのか？ 大事なのは、ケアマネが本人に助けてほしい

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							などと声をかけ、本人と会話ができればよいになって、自らの意思で困りごとを相談されたときに、ひきこもり部署に つなぐというプロセスが必要だと思う。
734	当事者・ 家族等		137	5			すべてが、この事例のように生活保護を受給して生活できるようになるわけではない。収入があつて困っていること はないのに、次の手を考える必要があるのか？
735	当事者・ 家族等		137	5			本人の意思は確認したのか？ そりや本人には会えないでしょう
736	当事者・ 家族等		137	5			皆が共同生活型の支援に興味があるわけではないことを明記したほうがいい
737	当事者・ 家族等		137	5			ゴミ屋敷でも生活できている。会って何をしたいのか？
738	当事者・ 家族等		137	5			他の事例についても、完成形ができた段階で、改めて意見させて頂ければと思う。
739	当事者・ 家族等		138	5			P55<ひきこもり支援担当の関わり> X1 年 5 月 家族支援を行いながら、本人との接点を持てるような方法を検討した → 家族支援の具体的な方法を知りたい支援者の方は多いため、該当のページ数を記していただけるとありがたいで す。(本人との間で会話が増えたのはなぜか・・・など)
740	当事者・ 家族等		138	5			P57 ※事例掲載の基準は、現場でよくある事例、参考となる事例ということよかつたのでしょうか？ <コメント> 実際、地域包括支援の担当者が、介護のこと以外（本人のこれからのことなど）を話題に出す、また本 人との関係性がない中で、「ひきこもり相談」を勧めたことで本人の自尊心が傷つき、関係が途絶するケースが多く 発生しています。何よりも介護を通して本人との関係づくりが大切かと存じます。 「ひきこもり」相談については、本人自らがこの人に相談したいということであれば、そのタイミングでつなぐとい うことになるかと存じます。
741	自治体	質問 5	45	5			事例 8 がチーム支援を行う事例であるが、事例 2 より前に記載してあるのが違和感がある。事例 9 の前に記載すると 良いと思う。
742	自治体	質問 5	84	5			第 5 章の事例で見る支援のポイントについて ひきこもり支援は長期戦が多く、繋げられなかった場合の原因の分析や対策等、具体的な内容があると参考になりま す。
743	自治体	質問 5	129	5			一般就労を当事者及び家族ともに希望しているが、当事者に知的障害や発達障害があるため、希望している職種に就 労することができないこと等を当事者及び家族ともになかなか理解ができない（気持ちの整理ができない。）場合等 の事例もあると良いと思います。
744	自治体	質問 5	163	5			具体的な連携の記述があればよいのではないかと
745	自治体	質問 5	214	5			義務教育終了者（中学卒業から 20 歳くらい）の年齢）の支援事例
746	自治体	質問 5	262	5			事例で見る支援のポイントでは、事例 1 の次が事例 8 になり、その後事例 2 ～ 7、事例 9 となっている。事例の番号 が連続になっていないのには理由があるのかもしも良いのではないかと。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
747	自治体	質問 5	266	5			家族への初回面談時の具体的な対応がほしい。事例等。
748	自治体	質問 6	17	5			P55 事例ではどのような支援計画を作成したのか、具体的に提示してもらえたと有難い。＜ひきこもり支援担当の関わり＞のところに記載のある「インテーク」の使い方は合っているか？違和感がある。
749	自治体	質問 6	49	5			P57・・・上記と同様、事例 1 の次が事例 8 の紹介となっている。
750	自治体	質問 6	53	5			P67 の「メタバース」の注釈を入れたほうが良い。
751	自治体	質問 6	101	5			事例の内容をもう少し詳細まで書いてもらうと、よりわかりやすい。
752	自治体	質問 6	107	5			(4) p 56 【その後の経過と現在の状況】 6 行目「中間的就労の場での就労を開始」から「中間的就労を開始」に修正したほうがよい。 (5) ひきこもり支援の成り立ちや経過を記載しているのは、とてもありがたい。新たに着任する職員にとつて貴重な勉強資料になると思う。 (6) P56 の 8 行目「翌日」ではなく「翌日」ではないか。
753	自治体	質問 6	116	5			(57 ページ) ・「事例 8」と「事例 2～7」のページ数が逆になっています。
754	自治体	質問 6	119	5			・目次の第 3 章 (1) の 1) 2) だけが太字になっている。 ・事例のジェノグラムを囲む線が曲がっていてみづらい。 ・P56 8 行目 「翌日」→「翌日」 ・P58 13 行目 「相談委」→「相談員」 ・P60 2 行目 「きっかけ」→「きっかけ」 ・ひきこもり相談の相談員という文言があるが、ひきこもり相談員ではダメなのか。
755	自治体	質問 6	129	5			【誤り】 ・中断の H さん対して → に対して 【タイトル】 ・妊娠期の事例もひきこもり支援に含まれることを意図して、ひきこもり状態の女性の事例に含まれているのか、と推測したのですが、個人的には違和感があります。妊娠期のひきこもりを支援することは大切ですが、女性と一括りにせず、子育て世代の女性の事例等に分けて記載してもらえたら良いと思います。 事例で出てくるジェノグラムの図、同居を表す囲いは、綺麗に記載してほしい。
756	自治体	質問 6	149	5			58 ページ 事例 8
757	自治体	質問 6	158	5			「支援ケースの責任」という文言について、51 ページの記載と合わせ「支援の主担当」としてはどうか。
758	自治体	質問 6	213	5			P57：本人のひきこもり相談窓口に関することとの了解が得られない場合どう対応するのか、対応の具体例が知りたい。
759	自治体	質問 6	216	5			P58 ・X1 年 4 月の吹き出し内の文言（親亡き後について考えておくことは重要です。ただし～）は本人の気持ちに寄り添った対応であると解釈しますが、今後の生活は実際のどのように生計を立てていくのか、本人の気持ちをどのように整理していくのか、そのあたりの例示があるとわかりやすい。 現在の記載だけでは、本人の準備ができていない場合は、解決までに時間がかかり、本人の気持ちに寄り添えても実際の生活は立ち行かないものになると考えます。 ・また、ケースの経済状況、家族構成、活用できる社会資源等の状況についても考慮された記載とされたい。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
760	自治体	質問 6	217	5			P55L13-14「自治体の就労支援部門の相談へリファアーし、現在、就職先を探している。」→「リファアー」が分かりづら い P55L26「面談に来た母親から、本人との間で会話が增えた」と聞き、相談員は、家庭内での前向きな変化である認識。」 →「～あると認識。」
761	自治体	質問 6	217	5			P57L2「キーワード：中高年、8050、家族が疾患・障害を有する、他機関からのリファアー、相談支援を継続」→ 「リファアー」が分かりづらいため「紹介」としてはどうか。 P58L23「スーパーやコンビニまでは外出にいくもの」→「外出（用事で外へ出て行く）」ため、「外出にいく」は違 和感を感じる。「スーパーやコンビニまでは外出するもの」
762	自治体	質問 6	217	5			P59L17-18「その後、ひきこもり支援にリファアーされた。」→「リファアー」が分かりづらいため「紹介」としてはど う か。
763	自治体	質問 6	217	5			P60L17「連絡が付かなくなる」→「連絡がつかなくなる」または「連絡がとれなくなる」
764	自治体	質問 6	217	5			P62L23「MSW」→「MSW（医療ソーシャルワーカー）」
765	自治体	質問 6	257	5			58P 最終行 事例の終わり方として一定の方向性を示す方が読み手には理解しやすいと思います。既述の支援のポ イントの例示をするなどして、検討していただきたいです。
766	自治体	質問 6	262	5			P56 8行目 翌自→翌日 P58 13行目 相談委→相談委員
767	自治体	質問 7	7	5			事例 1、8 以外は「支援の経緯」「支援担当のかかわり」等の詳しい情報はないのでしょうか。概要のみであれば、 事例は 30 ケースでなく、詳細な 10 ケースとしたほうが、イメージが付きやすいように感じます。
768	自治体	質問 7	10	5			事例 1 と 8 以外は、個々の事例の自身が希薄なので、必要なのか疑問。
769	自治体	質問 7	15	5			好事例、膠着事例等色々な事例があつて、分量的にはちょうどよいと思った。ただ、女性のひきこもり事例 29 につ いては、ひきこもり事例として掲載すべきかどうか疑問に思った。
770	自治体	質問 7	16	5			多くの地域に適応するためにも、都市部や郊外などの介入事例を掲載していただけたらと、参考に事例を閲覧する際に より身近に感じられる事例を学ぶ事ができるのではないかと。事例数は多くとも問題ないと考えます。
771	自治体	質問 7	20	5			多いとは思わない。ハンドブックにしてはむしろ少ないくらい印象を受けた。
772	自治体	質問 7	28	5			事例 9 については、一人暮らしでどの程度のひきこもりかわからない。落としてもよいとは思わないが、詳細情 報があれば必要な事例と思えるかわからない。 分量は、多くても良いと思う。 文章の長さが短い、イラストが多いなどの（論文を読み慣れない人への）読みやすさが優先だと思う。
773	自治体	質問 7	53	5			仮想事例は、多い方が良いと思う。 インテイクの内容や、もっと細かい支援内容や、その支援を行ったその後の内容など、リアルな内容の追記が必要だ と思う。
774	自治体	質問 7	56	5			むしろ、支援事例を読みこむと思うので、そこはもっと多くても良いと思う。 事例によって、対象者の年代がばらばらなので、若い世代から順に並べたほうが見やすいと思います。 分量は多いが、箇条書きのように分けられているため見やす読み込みやすいです。しかし文章の箇条書きのように

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							も見えるので、人によっては違和感を感じる人もいると思いました。
775	自治体	質問 7	63	5			・p67「先進的な取組の事例」について、メタバースはあくまでも支援のツールである。入れるのであれば：第4章「ひきこもり支援のポイント」にいった方がいい。 ・分量が多いように感じる。本人と会えない状態が続いているなどの事例は省略してもよいのではないか。
776	自治体	質問 7	98	5			・かわりがない、支援に進展がない、会えないまま時間が過ぎているなどの事例を紹介するよりは、うまく支援できたポイントのある事例を紹介していただいたほうがヒントになると思われる。
777	自治体	質問 7	107	5			分量は良いと思うが、減らすなら、事例 29「30 第 C2 さんの場合」は情報が少ないため、課題が不明瞭と考えるので削除してもよい。
778	自治体	質問 7	112	5			事例が多く掲載されるのは良いが、カテゴリー・グループ分けを分かりやすく、使いやすいうように改善が必要。
779	自治体	質問 7	113	5			各章、丁寧な説明が続くため、内容や伝えたい想いの重複により分量は多いのではないかと感じます。事例で女性を特化する必要があるのか考えさせられます。また、「地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例」「チーム支援を行う事例」はまとめられると想います。
780	自治体	質問 7	114	5			やや多く感じました。事例 3 と事例 6 は類似する部分もあるためどちらからかでも良いのではないかと思います。
781	自治体	質問 7	122	5			自治体でのひきこもり支援取組の中で、家族教室を開催する所が多いため、家族教室に参加する家族からの接し方やアプローチによって本人の変化やその過程等についての事例がもしあれば、支援のヒントになるため有難いです。また、1 つ事例があることで、支援者も勇気づけられ、家族教室を勧めるときにきつかけにもなると考えます。
782	自治体	質問 7	128	5			事例 1 を示すのであればページ数も必要
783	自治体	質問 7	135	5			全体的にページ数が多い。根拠のない想定論を支持するのではなく実際に示せる内容が必要。
784	自治体	質問 7	135	5			P64、65 事例 18～24 このような事例は実際にあり、他機関連携が必要なケースだと思われる。具体的にどのような機関が関わるのか等、きちんと明記してもらいたい。 p67 事例 29 専業主婦（妊娠中）の事例 このような事例は、確かに支援対象者の考え方の「家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状況にある」に該当するかも知れないが、外出出来ない理由が不明であり、子育て支援施策（妊婦教室の充実が必要等）、妊婦の体調管理（つわりがひどい）、社会の環境づくり（公共交通機関が使いづらい）にも関係することである。事例としてあげると現場が混乱するのではないか。
785	自治体	質問 7	141	5			相談している家族が精神疾患が疑われ、ひきこもっている本人も精神疾患があるが治療をしていないケースで、他の家族とは会えないため対応に困っている。このような事例を示していただきたい。
786	自治体	質問 7	150	5			・「ひきこもり状態が長期にわたる事例」等のテーマごとに年代別に複数の事例が掲載されているが、事例数が多過ぎる印象。事例概要も似通っており、テーマ毎に 1 事例でよいのでは。 ・事例全般について、関係機関との情報共有や繋ぎの際に、本人の同意を得ている旨の記載が必要と思われる。
787	自治体	質問 7	150	5			p65「自傷行為・自殺企図・希死念慮がみられる事例」、p66「家族への暴力がみられる事例」については、警察や医療機関との連携や危機介入対応について詳しく解説いただきたい。
788	自治体	質問 7	150	5			p67「ひきこもり状態の女性の事例」について、女性をあえてテーマに取り上げる必要性があるのか不明。女性ならではの生きづらさはあると思うが、ひきこもり支援の対応に大きな男女差はないのでは。
789	自治体	質問 7	150	5			p67 事例 29（妊婦の事例）については、妊娠により一時的に外出が難しくなったケースのように見受けられ、掲載不要ではないか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
790	自治体	質問 7	150	5			p67 「先進的な取組の事例」 ⇒先進的の定義は時代により変化し曖昧であるため、「メタバースを活用した取組の事例」とする方が適当では。
791	自治体	質問 7	151	5			チーム支援を行なう事例の「事例 8」は残してもいいのではないかと思います。
792	自治体	質問 7	161	5			事例はある程度あった方がいいと思うので、素案のままでも構わないと思います。 「会えない状態が続いている」等うまくいっていない事例も入っていると、「そういう状態でもダメじゃないんだ」思えて、前向きに対応できるのではないかと感じました。
793	自治体	質問 7	162	5			事例 10、11、23 は、20 代、30 代というだけで特徴がない。事例 17、21 も削除。 チーム支援や独居、関係者がいない場合など、一つ一つ事例を分ける必要がない。天涯孤独の場合、年齢が比較的若ければとか、高齢者の場合など 事例 20 は、大学進学後、「持病の悪化」という表現が雑すぎる。この時期の精神疾患は、家庭環境や要因が把握しやすく丁寧に記載すれば、未然に防げる。 こども家庭センターでは、妊産婦や乳幼児から思春期までを母子保健において伴奏型支援を実施しており、こども家庭センターと情報共有することが重要である。
794	自治体	質問 7	185	5			事例 29 のような子育て中・妊娠中の方の事例は、落としてもいいのではないだろうか。ひきこもりの対応と言うよりは母子保健の視点でのアプローチになるのではないだろうか。 ・分量は良いと思います。
795	自治体	質問 7	187	5			P55～57 事例概要・相談の経緯・関わりで重複している部分を削除してどうか。
796	自治体	質問 7	201	5			一番よくある事例は、より詳細に記載してほしい
797	自治体	質問 7	205	5			・精神疾患や発達障害の疑いがある方を医療受診に繋げられた成功事例があるとよい。 ・訪問の際には本人の了承が必要としながら、事例では了承なしで訪問しており整合性が取れていない。 ・チーム支援を行う事例→不要、これは当然どのケースにも当てはまるから ・事例について細かく年代別に分かれており何度も読まれている印象を受けるため同じような事例は統合して記載する方がよいのではないかと思います。 ・事例数を減らすならば、よくある状態（ひきこもり状態が長期、相談期間が長期）とパターンで理解（地域（行政）を超えたやりとり）の各事例は 2 つずつでよい。△ 3 ・項目が 9 で各事例 2 ～ 3 で＝20 事例位で良いと思う。 →事例 2, 事例 5, 事例 10, 事例 12, 事例 18, 事例 20, 事例 22, 事例 25, 事例 28 /合計 9 割る ・残す事例 事例①と③をミックスして ひきこもり状態が長期にわたる事例 事例⑧と⑩をミックスして 多機関にわたる支援体制を構築しチーム支援を行った事例 事例⑦と⑬をミックスして 相談が長期にわたる一人暮らし・本人以外の関係者が居ない 事例年齢は 40～50 代 事例⑫ 本人もしくは家族が疾患・障害を有する事例 事例⑭ 自傷行為・自殺企図がみられる事例 年齢は 10～20 代 事例⑮ 家庭内暴力がみられる事例 年齢は 10～20 代 本人の年齢が 40～50 代になると、高齢者虐待の可能性が出てくるので

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							課題が複雑になる 事例⑧ 専業主婦という名目で隠れていた女性のひきこもり相談 以上7事例で良いのではないだろうか。 ・仮想事例が多すぎる。項目ごとに1事例ぐらいでよいのではないか。 事例2、事例3、事例6、事例9、事例12、事例17、事例21、事例26、事例30 を削る
798	自治体	質問7	209	5			・ひきこもり期間に関係なくニーズがあれば相談できることが強調されているが、それならば、初期段階での相談で想定される場合の対応の方向性や支援例も示してはどうか。 ・当事者としては“ひきこもり”で悩んでいるのであろうが、ひきこもりについての支援としてとらえるべきケースかどうか疑問に感じるもの(28・29)もみられた。 ・事例数が多いのは、良い面もあるが、あまりに多いと、担当ケースを事例にあてはめ、事例通りに支援を進めればうまくいくと考える支援者も出てくるのではないか。それでは、オーダーメイドの伴走支援とはいえないのではないだろうか。
799	自治体	質問7	227	5			・羅針盤となるハンズブックであることを考えるときと豊富な事例から支援のヒントを得ることができるので良いのではないかと思います。 ・事例の数として30例くらいでちょうどよいと思います。 「先進的な取組の事例」は、できれば複数(2、3)あるとよいと思います。 「ひきこもり状態の女性の事例」があります。「LGBTQ」の事例はあるでしょうか？
800	自治体	質問7	230	5			・ひきこもり以外の課題(ヤングケアラー、不登校、家族の課題)などの複合する課題がある事例の掲載があったらよいと思います。 ・本人に会えている事例が多いので、本人に会えていない家族相談を継続している事例の掲載があればよいと思います。
801	自治体	質問7	234	5			・現在課題となっている「8050」に事例が少なくように思います。 ・事例は、各テーマ2つくらいにした方が読みやすいと思います。
802	自治体	質問7	237	5			事例は多いほど参考になる。精神疾患や発達障害を抱える、もしくは疑われる方も関わりが多いので、その様な対象者に関してもかかわりの事例があると良い。 「地域を越えたやりとりが必要とする事例」は利便性で家族、当事者のどちらかに地域の支援機関が支援を行う場合がほとんどで、やりとりを必要とする事例が考えにくいので事例自体に必要性を感じなかった。
803	自治体	質問7	241	5			・ポイントとなるところが右端に示されるのは分かりやすくよいと思う。 ・ネグレクト家庭での養育から行政母子保健、福祉部や児童相談所などのこども分野の支援者の関わりからひきこもり地域センタートに繋がりが、本人へのサポートが続いている事例なども盛り込めるとよい。ひきこもりにつながる前の支援者のとの関わりがあるかないかにより、その方の予後の回復度も代わってくるということがこども分野の支援者にも伝わるような事例もあるとよい。
804	自治体	質問7	241	5			・ご本人へのアプローチについて、方法や心構えなど、本人との面談につながるまでのところへの取組が一番苦労するところかと思うので、そのあたりのヒントが読めるような事例があるとよいと思う。また、家族との面談をどのように行うのかの内容や工夫、それにより本人との関係が変化していくと思われるが、その家族の変化みたいなところ

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
805	自治体	質問 7	259	5			も分かるとよい。 【全体について】 ・分量は減らしてよいと感じる。 ・「とにかくひきセンにつなげば良い」「ひきセンがひきこもり事例のすべてに対応しなければいけない」と理解されてしまう事例が多い印象。ひきこもりの支援機関ごとに自治体規模や体制にも差があるなか（都道府県、政令指定都市、基礎自治体／直営、委託等）、地域へ働きかけるマンパワーの限界もある。この事例集について、それぞれの立場にある支援機関がどういった視点で活用したらいいかの説明を追加してはどうか。 ・家庭訪問を実施している事例に偏っている印象。家庭訪問やアウトリーチ型の支援も有効な場合があることは承知しているが、一辺倒すぎて、家庭訪問が正義のように受け取られないか（本人の安全を侵略するリスクが無視されることにならないか）。また、市町村の規模や相談窓口のマンパワーとしてそれが叶わない相談機関の職員がハンドブックとして携行した場合、「本人に会えないなら」「家庭訪問までは対応できないから」と支援の限界を感じることにならないか。訪問だけでなく、他の手段電話や手紙、地域の身近な支援者とともに支援を進める事例を増やしてほしい。 ・ひきこもり地域支援センター等のひきこもり支援の専門機関が引き受ける事例だけでなく、後方支援の事例（高齢部門だけでなく幅広く関わるケース、生活困窮者自立相談支援機関が中心に関わるケースなど）について、ひきこもり支援の見地をもって助言等で支える事例）を加えてほしい。
806	自治体	質問 7	259	5			【削除する事例】 ・事例 3：共同生活型の支援については、不当な扱いを受ける事例も見受けられるため、事例として紹介しないほうがいいのでは。 ・『ひきこもり状態の女性の事例』：各項目に女性の事例の要素があれば、あえて女性事例を集めた項目を作成する必要はないと考える。 ・事例 29：第二子妊娠中で外出ができていない事例を、母子保健担当からの依頼でひきこもりの相談窓口が家庭訪問に同行する必要があると感じられない。産前産後うつのパターンなのか、「妊娠中に上の子を連れて外に出るのは大変だね」という共感が必要なパターンなのかはわからないが、あくまで母子保健担当が対応すればよいため、削除。（ただ、本人がひきこもりだと自認していて、本人がひきこもり相談を希望したのであれば拒否しない。）
807	自治体	質問 7	259	5			【記載内容に疑問のある事例】 ・事例 4：「担当者は本人と話したいと考え家庭訪問をするも」とあるが、話したいのが担当者の希望ならば本人にとって侵略になっていないか。 ・事例 5：事例 4 と同様、本人にとつて侵略になっていない状況とわかるような言及が必要。 ・事例 8：[X1 年 1 月] ひきこもりの者の存在に気づきどうすればいいかと相談を受けてすぐに本人の承諾を得るよう伝えるのは尚早と感じる。包括職員が介護者として本人を受け止めることが優先なのでは。せめて、一足飛びに本人に対してひきこもりというワードを出すことで、包括職員と本人の関係性を壊すリスクがあることに言及したほうがいい。 ・事例 8：[その後の経過……] 生保受給開始、買い物物のための外出可、相談員らの訪問の受け入れ可という状況で「困っていることはない」あれば、ひとつの目標はクリアしている状況なのでは。就労していないことをもってまだ課題

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							があるとして受け取れる記載ぶりはいいかがなものか。「支援者として次の打ち手をどうすればよいのか考えあぐねている」理由を具体的に記載するか、困り感が解消されたと結んで終わるかどちらかにしては。 ・事例9：生活困窮者自立相談支援機関につながつている事例なので、ひきこもり相談の相談員と一緒に家庭訪問する展開にするのではなく、後方支援の事例に変更できないか。メンタル不調を抱えているならば、精神保健担当へのリファールを助言するなど。 ・『地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例』が指す意味が分からない。事例15を参照すると相談者とひきこもり者の生活圏域が異なっているという意味か（その場合『別居している家族から相談を受けた事例』等に変更してはどうか）。事例16・17を参照すると他県にきょうだいはいるが、相談者は地域内の支援者のため、一貫性が感じられない。事例を膨らませた際に、他県に住む家族とやりとりする上での特異な留意点が発生するならば項目として残してもいいが、そうでないなら、この項目ごと削除でいいのでは。 ・『本人もしくは家族が疾患／障害を有する事例』について、本人に疾患障害がある場合と家族にある場合で留意点や対応方針が全く異なるため、本人と家族で分けて項目立てしたほうが良い（本人の場合は受診の必要性や障害等に配慮した支援が必要、家族の場合は本人を介護者と捉える視点をもった支援が必要）。 ・事例24：「急いで保健所に照会」とあるが、本人同意ないパターンだと思われるため、組織の意思決定については詳細に記載する必要あり。保健所が自殺未遂について情報開示する判断にも疑問あり（ひきこもり＝精神保健福祉センターばかりではないので）。自殺企図が考えうる事例について、精神保健福祉担当に対応方法を相談する事例としたほうが馴染むのでは。
808	自治体	質問7	268	5			事例が細かく分別されており分かりやすいが、ひきこもりだけでなく他の課題も抱えている（複合的な課題を抱える）方の支援事例についても知りたい。
809	自治体	質問7	269	5			不登校支援からの支援が継続せず、ひきこもりが長期化するケースが見られ、課題と捉えている。連携支援（つなぎ）が上手くいった事例の紹介があると良い。
810	自治体	質問7	271	5			事例から学ぶことは多いので、事例の数が多い方が良い。緊急性の判断、アウトリーチが必要な事例がポイントとして解説してあると良い。
811	自治体	質問8	5	5			ポイントに焦点をあてず広く事例の経過がわかる書き方がよいのでは。
812	自治体	質問8	6	5			ポイントの記載を減らして（重要点に絞る）、広く事例の経過がわかる書き方がよいかと感じました。
813	自治体	質問8	14	5			もう少し失敗例尾あつた方が良いのでは？
814	自治体	質問8	16	5			支援の際、介入の際のポイント、進め方等、インテークの場面を重点的に知りたいもの。上手くいった事例だけではなく、失敗した事例、介入効果がなかった事例も知りたい。実際は、上手くいった事例の方が圧倒的に少ないと思うので。
815	自治体	質問8	17	5			P27、28のひきこもり支援の流れに沿って対応したことがわかるような書き方にしてはどうか。どのような支援計画を立てたか、支援を実施したときの状況やモニタリングの状況などの記載があった方がわかりやすいと思う。
816	自治体	質問8	20	5			支援開始からの年数が知りたいです。
817	自治体	質問8	23	5			相談前の経緯を分かりやすく載せた方が良いと思います。
818	自治体	質問8	28	5			書き方は現在のカタチが良いと思う。 もくじの段階で、「ひきこもり状態が長期にわたる事例」→「本人と会えないまま時間だけが過ぎていくケース」の

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ように、そのケースで何を伝えたいのか、がわかる表現に変えてほしい。 特に、ひきこもり状態が長期にわたる事例、チーム支援を行う事例、独り暮らし／本人以外の関係者がいない、地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例が何を伝えたいのか分からない。
819	自治体	質問 8	31	5			第5章の事例でもう少し成功例を入れてほしい。また1事例2ページでの記載はポイントが加えられていて参考になる。
820	自治体	質問 8	44	5			外的コンテロールは必ず失敗すること。 子どもが随っていることを理解して、子どもの気持ちに共感していくことなどが大事になります。
821	自治体	質問 8	54	5			事例については、分量が多く、また、どのような支援が正解かがわからないものが多く、戸惑うこともあるかもしれないが、そういうものだという理解を促すためには必要かと思う。
822	自治体	質問 8	63	5			分類が「支援の視点」「当事者の状態や家族」の2つに大別されてまとめられているがそれで良いのか。「当事者の状態や家族」の分類に統一したかどうか。
823	自治体	質問 8	64	5			・事例の内容について、支援のゴールは本人の自律となっているが、事例8で本人の意思で生活保護受給して困りが無いと話しているのに、支援者が孤立状態を問題視して次の支援を考えあぐねているとあり、整合性がとれていないと思われる。 ・実際に長期的な支援が必要なケースがほとんどと思われるが、変化の見えない事例が多いため、支援者が希望を持ちにくいという印象もある。
824	自治体	質問 8	73	5			各種の引きこもりを網羅し実践的にわかり易く解説しようとする著者の意図はわかる。但し、第1章から第4章の構成が複雑かつ内容が冗長であるためこれらが読み飛ばされ、仮想事例集がいきなりマニュアル的に読まれる恐れがある。症例を厳選した上で、第4章の中でテーマの論述と交互に配置したほうが理論と実践の結びつきを学んでもらえると思う。
825	自治体	質問 8	78	5			失敗を振り返るような事例があってもいいのでは。
826	自治体	質問 8	83	5			事例の中で、どんな関係機関が関わり、支援していたかがわかると参考にしやすいと思う。
827	自治体	質問 8	84	5			知りたいことは、どのようにしてひきこもりの人が支援に結びついたのかと何をもって終結としたかです。終結していない困難事例はあまり参考にならないので、事例検討等で話し合えばいいと思います。
828	自治体	質問 8	86	5			仮想事例について2項目を追加してもらいたい。 ①『生活やコミュニケーション、対人関係等に大きな問題がなく、知的にも高いが長年ひきこもり状態が続いている事例（不安が高く自信が乏しいためひきこもり状態が続いている事例があるため）』 ②『本人だけでなく家族も支援に対して拒否的な事例』
829	自治体	質問 8	91	5			ひとつのテーマについて、成功事例と失敗事例のそれぞれを取り上げていただけると勉強になります。
830	自治体	質問 8	94	5			事例の8の最後「どうすればよいのか考えあぐねている」となっていますが、このように支援者が悩むポイントに対してフキダシ（支援のヒント）を入れてはどうか。
831	自治体	質問 8	98	5			実際にかかわる事例はひとりひとり違うため、このように多数の事例に1つ1つ留意するポイントを書くより、例えば「家族への暴力、暴行がみられる事例」「精神科受診を勧める事例」などある程度カテゴリーにわけて抽象化し、かかわりのポイントを解説していただき、そのあとに具体的にうまくいった事例を簡単に紹介していただいたほうがヒントを得やすいように思う。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
832	自治体	質問 8	109	5			年代ごとに事例を整理したら見やすいのかとも思った。 また、アセスメントシートでの事例があると良いのではないか。
833	自治体	質問 8	124	5			インタビュー、訪問、家族・当事者との面談など、折々の支援を行っている「主語」を何らか強調して示してほしい。
834	自治体	質問 8	127	5			もう少し事例の経過があると想像しやすい
835	自治体	質問 8	128	5			医療機関につながらない場合の障がい福祉サービスへのつなぎ方が必要 ポイントをずらされた場合に似たような事例は不要
836	自治体	質問 8	129	5			ヒントが書かれているとわかりやすい良いと思います。
837	自治体	質問 8	132	5			事例の経過、背景がわかるといい、今後の到達点、ライフプランについても知りたい。
838	自治体	質問 8	135	5			事例を読んでいると、ひきこもり支援が多種多様になっている。そうなるものわけなくはないが、「高齢者虐待」、「障害者虐待」、「精神疾患」などは、ひきこもり相談とは明確に分けるべきではないか。このような支援事例を掲載されると、何でもかんでもひきこもり支援が対応することになることが懸念される。
839	自治体	質問 8	138	5			・ポイントに焦点を当てた書き方がよい ・P65 自傷行為、自殺企図等、希死念慮がみられる事例において、アセスメントをする中で、早期に医療機関へつなぐ・受診をする必要があるなど、緊急性が高いと判断するポイントがあるとよい
840	自治体	質問 8	138	5			・P66 家族への暴力がみられる事例において、 ① 支援者として家族へ避難の選択肢を提示することを判断する基準 ② 家族が自宅から一時的に避難した場合、対象者と再結合するステップ ③ 身体的暴力はないが、言葉による暴力・支配があると支援者の視点からは判断したものの、相談者には困り感がない場合、どのように支援に関わればよいか ①～③について記載があるとよい。
841	自治体	質問 8	139	5			ポイントの記載はあった方がよい。P30～の事例1や事例8を参照する場合は、事例ポイント箇所に注目できるよ う番号等附番し照らし合わせることができの方がわかりやすい。
842	自治体	質問 8	141	5			問題の解決が難しいと考えるが、状況ごとの支援のポイントがあると良いと考える。
843	自治体	質問 8	144	5			事例だけを掲載するのではなく、事例に対してどういった対応をして結果どうなったかなど事例の経過がわかると、 対応する際に似たケースがあれば参考にできるかなと思います。
844	自治体	質問 8	147	5			「しばらく」などの客観的な表現ではなく、数値化した表現としていただきたい。 事例に、「～という結果となった。～の了解を得た。」などの記載があるが、どのような経過で結果や了解を得たのか を記載してほしい。
845	自治体	質問 8	150	5			・p55～支援のポイントに焦点を当て、右端の吹き出しにコメントを入れていいるのがわかりやすい。 ・相談支援の経過について、ベタ打ちの文章だけでなく、当事者・家族・関係機関ごとに対応の流れを表やフローチャートにする等、視覚的にわかりやすい工夫をお願いしたい。
846	自治体	質問 8	151	5			ご本人と接触できている場合や、ご家族との面談等で、理想かもしれませんが、ご本人の発達特性や対人不安・対人 緊張、家族の関係性などについて、支援者が相談支援の場面で意識しているポイントなどを記載することは可能でし ょうか。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
847	自治体	質問 8	154	5			(1) ひきこもり状態が長期にわたる事例と相談期間が長期にわたる事例の違いは？
848	自治体	質問 8	154	5			(2) 事例 5 から 7 相談期間が長期にわたる事例という表題であるが、相談期間が長期にわたることは通常であるので、違う表現はないか。
849	自治体	質問 8	154	5			(3) 事例から支援のヒントがほしいので、▼の部分を具体的にわかりやすく記載してほしい
850	自治体	質問 8	157	5			現在のようにポイントに焦点を当てた書き方が良い。ただし、事例 8 のような支援結果の状況が、支援者としてその後の対応が困難な状況を示すのであれば、そのような場面でどうすればよいかで対処法を入れた方がよいと思う。
851	自治体	質問 8	159	5			ハンドブックにおける事例の書き方は、例のように留意してほしいポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよいと感じたが、事例数が多いので、1 事例 1 ページ程度でままとすると良い。また、相談につながっても本人に会えなかったりその先につながらない、大きく進展がないケースについては、今後の支援方針、アセスメントやモニタリングの結果等も盛り込まれると良い。
852	自治体	質問 8	163	5			仮想事例については事例数よりも事例の中で様々な取り組みや支援方法、関係機関との連携が記述されているほうがよいのでは。(事例数は 10 個もあればよいのでは) ターゲット (どういった支援者か、どのくらい経験があるかなど) がもう少し明確になると記述も定まるのではないか。初任者であれば、ケースの動きから他機関連携に。現任者であればケースの見立てやケース会議の進め方などに焦点を当てられると感じた。
853	自治体	質問 8	167	5			専門用語、専門機関の役割説明があってもいいのではないかと感じました。障害者基幹相談支援センター、精神科クリニック、社会福祉協議会、教育機関、民間企業との連携が事例に出てこなかったのですが、これらを含めた事例を掲載してもらいたいと感じました。
854	自治体	質問 8	170	5			特に暴力、希死念慮がある場合の事例はその後のケアなど広く事例の経過がわかると良いと感じた。
855	自治体	質問 8	172	5			・ポイントに焦点をあてた書き方が良い。活用できる機関や制度のイメージがしやすい方が良い。 ・事例において、どのようなアセスメントをしてどのような支援方針や計画を立てたか、様式などがあればサンプルを示してほしい。
856	自治体	質問 8	173	5			・どの事例も『ひきこもり相談窓口』に繋がるまでがスムーズな印象を受けますが、実際のところは、必ずしもひきこもり相談窓口までたどり着かず、最初の機関 (市障害、福祉、福祉、福祉、福祉等々) で対応を継続せざるを得ない状況も多いかと思われます。 ・『ひきこもり』と名前がついたら即『ひきこもり相談窓口』への紹介となれば、『ひきこもり相談窓口』がパニック状態になる恐れもあり、対応に追われ、きめ細やかな対応が逆に出来なくなること懸念されます。第一相談機関が相談を継続しながら、ひきこもり相談窓口が、後方支援的に関わるケースの紹介もあって欲しいと思います。
857	自治体	質問 8	180	5			事例の経過と合わせて、関係機関や支援者のアセスメントについて記載してほしい
858	自治体	質問 8	185	5			事例 22 への自傷行為・自殺企図等・希死念慮がみられる事例や、事例 25 への暴力がみられる事例は「自傷他害」の状態なので、110 番通報など具体的対応を記載するべきではないかでしょうか。このハンドブックを読むのはおそろく相談者や支援者だと思うので。 ・留意してほしいポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよいと思います。
859	自治体	質問 8	186	5			ハンドブック全体的に、文を全部読まないといけない記載の仕方が見づらい。 関わっている関係機関も全部読まないといけない

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ポイントがなんなのか、支援の工夫点はどこで、改善すべき点はなんのかなど、まとめてくれるとみやすいのではないか？ なんとなく、事例の漠然とした経過はわかるが、具体性がないので、支援の参考になりづらい。「へー」にしかなら ない。 例えば、事例 8 について「多様な視点でのアセスメント」とは、それまではどんなアセスメントだったのが、どのよ うに多様性をもったアセスメントに変わったのかなど、具体的な記載が欲しい。
860	自治体	質問 8	187	5			P58 以降の事例は未解決(支援継続中)の状態に掲載されているため良い。しかし、支援継続中のケースがほとんどの ため、支援終了したケースをもと増やしてどうか。ケースのたどるおおよその終結イメージ(何を目指して支援して いくのか)ができる内容にしてどうか。
861	自治体	質問 8	188	5			若年ケースと中高年ケースで介入や支援目標が異なることもあると考えるとそれぞれのポイントや視点について 示してあると分かりやすい。
862	自治体	質問 8	189	5			実際はケアマネなど外からの介入している人がいないケースが多いと思うので、そういったケースにどう介入するか 事例を多く知りたいと思う
863	自治体	質問 8	191	5			『訪問をしているうちに本人に会えるようになった』などの成功事例において、それまでのアプローチや本人の変 化・心の動き等について詳細に記載してほしい。その分事例数は少なくとも良い。
864	自治体	質問 8	195	5			素案 65 ページの事例 24 について、前提条件(保健所と関係機関での情報共有について本人に事前に了解を得ている 等)によっては関係機関に保健所での相談内容を情報提供することも考えられますが、個人情報との関係もあり、必ず しも情報提供ができるものではないと認識しております。事例 2 4 の記載内容では、保健所に問い合わせをすれば、 保健所での相談内容や自殺未遂歴等を必ず回答してもらえたと誤った認識がされるのではと懸念します。事例の記載 内容について、そのような誤解が生じないようにしたいだけだと思います。
865	自治体	質問 8	196	5			事例の時系列の経過がわかる書き方を希望します。 例：何度かくり返すうちに会えるようになった。 →頻度や方法、言葉がけ、観察ポイントなどの具体的な記載が欲しいです。 →社会資源の紹介や関係機関との調整により、成功した事例については詳細に掲載して欲しい。
866	自治体	質問 8	196	5			頻度や方法、言葉がけ、観察ポイントなどの具体的な記載が欲しい。
867	自治体	質問 8	196	5			社会資源の紹介や関係機関との調整により成功した事例については詳細に掲載して欲しい。
868	自治体	質問 8	201	5			パターンを決めずに事例に応じた書き方がよい
869	自治体	質問 8	205	5			・一事例の内容分量は丁度よい ・事例に対し、どう取り組み、解決していったかまでの道筋の記載が必要だと思われる。
870	自治体	質問 8	205	5			事例 8 で親亡き後について、本人がその準備ができていない時は本人の負担になるため避けましようとのコメントが あるが、そうなのか？疑問。働きかけは必要ではないか。例えば生活保護の話をするなど事前準備は必要では？
871	自治体	質問 8	205	5			ひきこもり状態が長期にわたる事例、相談期間が長期にわたる事例→長期と短期で支援の在り方が変わるとは思えな い。どこで長期短期を区別するのか。
872	自治体	質問 8	205	5			各カテゴリー別に、共通するポイントやハンドブック内の参照ページなどをまとめた頁があると良い(日常的には事 例集をみることもが多くなると思われるため)。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
873	自治体	質問 8	205	5			支援者は、試行錯誤がありながらも何らかの決着がついた事例を知りたい。上手く行かなかった原因を考察する事例にしてほしい。
874	自治体	質問 8	205	5			ポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよく、吹き出しで留意点などの記入がわかりやすい。
875	自治体	質問 8	205	5			事例ごとに【その後の経過と現在の状況】の記載はされるところが、出来れば今後の支援方針の記載を希望する。
876	自治体	質問 8	206	5			事例 13 のような、単身世帯で支援者とも繋がっていない本人に対し、具体的にどのような声かけをしてアプローチをはじめたか記載があると助かります。
877	自治体	質問 8	208	5			・事例ごとにアセスメント（モニタリング）のポイントに記載してほしい。 ・P28 に記載している「支援のながれ」に当てはめて支援内容整理し記載できないだろうか？ハンドブック前半の内容と、後半の事例がリンクせずイメージがつきにくい。
878	自治体	質問 8	217	5			事例が列挙されていますが、自殺企図が疑われる事例④、暴力事例⑤⑥⑦については緊急性があるという記載を一目見て分かるようにしてはどうでしょうか。又は、緊急性がある場合で事例をまとめるなど、ご検討をお願いします。また、事例⑩と⑪については、親の介護が必要状態であるため、親の介護認定を勧め、包括支援センターと連携しながらひきこもりの本人を支援する等の追記はいいのでしょうか。
879	自治体	質問 8	217	5			事例⑫は本人が精神疾患ですが、通院を中断しています。保健所がこのような方に受診勧奨業務があることを明記し、保健所に相談するように記載してはいいのでしょうか。
880	自治体	質問 8	217	5			よく市町村の方から、本人へ向けた手紙の書き方を教えてください。手紙を使って、本人との交流を始めた事例の、手紙の例文などを記載していただきたいです。
881	自治体	質問 8	221	5			対人支援は、似たような事例でも関わり方や本人を取り巻く環境、養育歴や価値観などで全く違ってくる。ひきこもりからの脱出、自立を目的とするなら、そういった事例集は参考になると思うし、社会との関わり方など自ら意思決定できることを目的とするなら、相談者とのかわり方、カウンセリングに関する内容がいいと思う。
882	自治体	質問 8	221	5			P57 の「チーム支援を行う事例」は、注記も含めて学べる内容で事例集の構成として分かりやすいと思った。
883	自治体	質問 8	223	5			仮想事例の書き方について：「○○な事例」のタイトル分類ごとに、そのタイトルの支援でポイントとなる着目点を、初めに列記するのがよいのではないのか？
							同タイトルに事例を多数用意すると、事例に当てはめようとして、むしろ活用が難しいのではないのか？全体通して、事例数が多すぎる印象。
884	自治体	質問 8	223	5			【例）支援の着目点】 対象者/家族の生活上の困りごとの把握 ⇒ 困りごとに緊急を要するものはないか？（虐待：児童/高齢者/障害者、自傷他害、食糧支援、住居等）⇒ 該当する場合、適切な窓口に確実につなぎ連携をとる ⇒ 各家族に必要な支援に過不足はないか？（各家族の状態像のアセスメントに基づく）：適切な支援機関や社会資源の情報提供やつなぎ。 関係機関間で、世帯の全体像についての情報共有ができていないか？：得ている情報で世帯の見え方が違う場合がある 全体像把握に不足している情報は何か？：どの機関がどのような方法で確認できそうか？ 支援が不足している場合、どの機関が、どのような形で支援を提供できそうか検討⇒この時点で支援会議等、何らかの関係者会議が開催され、役割分担を協議することが多い

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
885	自治体	質問 8	223	5			ひきこもり状態が長期にわたる事例 事例数が多すぎる。このタイトルで伝えたいポイントは何か？長期になった結果、「本人もしくは家族が疾患／障害を有する事例」の 8050 事例などにつなげていく展開になっていく可能性が高い。 相談機関が長期にわたる事例
886	自治体	質問 8	223	5			チーム支援を行う事例 別タイトルの事例でも、世帯の全体像を把握していく中で、チーム支援が必要と判断される場合があると思われ、「チーム支援の展開例」などとして示すのが安全ではないか？
887	自治体	質問 8	223	5			独り暮らし／本人以外の関係者がいない事例 キーパーソンがいない事例？ 事例 12 は不要では？ 事例 13 は事例 4 と、生活状況が不明で「安否確認が必要なケース」という点で似ている。どの点に着目して、「○○な事例」タイトルで扱うのか？「安否確認が必要なケース」の支援展開は示せるとよさそう。
888	自治体	質問 8	223	5			地域（行政）を超えたやりとりが発生する事例 事例 15, 16, 17 いずれも、他県在住の家族と連絡を取り合うだけで、地域（行政）を超えたやりとりは発生していないのでは？ 例）B 県在住の要介護状態の高齢母親が A 県に住む息子への仕送りが必要なサービスを入れられない状態となっていた。B 県の包括が A 県のひきこもり支援窓口と連絡をし、母親と一緒に zoom 面談で相談。今後の支援の進め方について、A 県のひきこもり相談窓口と B 県の包括と母親が連絡を取り合い、息子が A 県の相談窓口につながるようになった。
889	自治体	質問 8	223	5			本人もしくは家族が疾患／障害を有する事例 事例数が多すぎる。ひきこもり状態が長期にわたる事例との絡みをどう考える？ 上記に記載した、例）支援の着目点を参照。 ポイントとしては必要な支援が必要な人に入っているか、それを共有できているか、という点
890	自治体	質問 8	223	5			自殺行為、自殺企図等、希死念慮が見られる事例 このタイトル事例に、複数の事例を準備する必要はないと思います。ストーリーに読み手が引っ張られそうな印象があります。 必要なのは、以下のようなポイントを押さえ支援が行われることでは？ ・事例の状態像の把握 ・緊急性のアセスメント（「死にたい」などの発言だけで、具体的な死ぬ手段までは考えていないのか、具体的な手段まで考えていてリスクが高いのか、衝動性の高さ、自殺未遂歴の有無等） ・アセスメント結果による、対応の組み立てが求められる。緊急性が高い場合は警察に通報、受診先がある場合はできるだけ日中に受診や相談、通常相談での継続モニタリング等。
891	自治体	質問 8	223	5			家族への暴力がみられる事例 「自殺行為、自殺企図等、希死念慮が見られる事例」と同様、複数の事例を準備する必要はないと思います。ストーリーに読み手が引っ張られそうな印象があります。

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							必要なのは、以下のようなポイントを押さえ支援が行われることでは？ ・事例の状態像の把握 ・緊急性のアセスメント（暴力および暴言の程度や出現率や期間、家族内の力関係、危険性、過去の警察の関与等） ・高齢者虐待での取り扱いはないか？ ・アセスメント結果による、対応の組み立てが求められる。緊急性が高い場合は警察に通報や被害者の安全確保が優先される。
892	自治体	質問 8	223	5			ひきこもり状態の女性の事例 事例 29 は不要では？内容的に、母子保健の分野でサポートしていくことが、母子のエンパワーに必要な事例のように思います。 先進的な取組の事例
893	自治体	質問 8	225	5			事例 8 について、58 ページの XI 年 2 月の記録において、「支援ケースの責任」との記載があるが、「責任」との表記は好ましくなく、支援の主担当などの表現に換えた方がよいのではないか（福祉的な視点を）。
894	自治体	質問 8	225	5			ひきこもり支援において、本人の同意が得られないケースが大半であるが、その場合の対応は？事例については現実的な方がよいのではないか。
895	自治体	質問 8	225	5			社会資源の乏しい自治体で、ひきこもり支援の理念を理解しても連携した支援は難しい。支援のハンドブックであれば、自治体の差も考慮したものを作っていただきたい。
896	自治体	質問 8	226	5			①＜事例概要＞で、焦点を当てた相談経緯の書き方にするのであれば、「しばらく家から外には出ていない」の「しばらく」について、具体的な年月数を示す方がよいのではないか。
							②ジェノグラムの書き方で、本人は二重線（例：◎）の方がよいのではないか。
897	自治体	質問 8	230	5			・本人がどんな人なのか（興味関心があること等）が記載されていないので、想像しづらいように思います。 ・その後の経過と現在の状況は記載されていますが、支援を受けて現在の本人の思いや家族の思いを記載してはどうかと思います。
898	自治体	質問 8	233	5			ひきこもりの状況は人それぞれで、あまり仮想事例を載せないほうがいいのではないか。
899	自治体	質問 8	234	5			留意点を明確にしながら、支援者のアセスメントと一緒に記載してもらえようと、考え方の方向性がより理解できると思う。事例の経過をダラダラ記載するのではなく、変化のあった出来事に関してどう考えてどう介入した結果、対象者がこのように変化したという例があると具体的に想像しやすい。
900	自治体	質問 8	239	5			どのくらいの支援期間がかかるのか、かかっているのか概要に入っているとよい。 →支援経過が長くなっても良いことが伝わるため。すぐに結果が出ないことはわかっているが、結果がでないいと支援者として焦りが出てしまう。焦ると本人家族にとってもメリットがない。
901	自治体	質問 8	239	5			発達特性の有無（疑い含め）についての記載があると良い →実際支援している、特性がある・ありそうの方が多いため。
902	自治体	質問 8	241	5			・事例ごとに、ポイントが端的に確認できるように、「支援のポイント」項目を掲載してもよい。
903	自治体	質問 8	243	5			Ⅲ.（Ⅱに関連して）事例 8 は同意を得た上での事例であるため、同意が得られず、法令上構成員に守秘義務が課せられている会議を利用して支援を行った事例も掲載してほしい。
904	自治体	質問 8	253	5			全体的な意見

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							①本人との面会に至るまでの支援（アプローチ）について、具体的な記載をしてほしい。 ②事例と合わせてアセスメントシートや支援計画の例示がほしい。
905	自治体	質問 8	253	5			・ P67 事例 29 について 妊婦検診や子の養育に必要な外出ができていれば、ひきこもり状態として扱う事例なのか疑問。 現在の場面とともに、逐語のような記述での説明があるとありがたいです。
906	自治体	質問 8	263	5			事例 8 を多機関による支援体制を構築した例としてあげて頂いているが、他の事例でも他機関との関わりがあると思うので、各事例で役割分担などについてお示しいただきたい。（協働の事例が知りたい）
907	自治体	質問 8	267	5			最終事例がなかったようだったので、最終事例もあると、着地点をどう判断するか等、支援の全体の流れが分かると思われる。
908	自治体		274	5			現在のように留意ポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方が良い。 “ひきこもり状態が長期にわたる事例”は、長期という抽象的な表現ではなく、具体的に「10 年、20 年など長期にわたる事例」と年数を入れてほしい。
909	自治体		274	5			ひきこもり当事者の年齢別（層別）例示は可能か？（現状年齢は不規則に記載されているように見受けられた） 事例については、実際の事例に近いものが多いものが多い。できれば目次でさらに引きやすいように「80 代の父母と暮らす 50 代」と副題をいれてもいいのではないか。
910	自治体	質問 7	275	5			時代の変化に対応するため一定時期での更新（改定）を要望
911	当事者・家族等	質問 4	139	3	(1)	1)	決めつけた言い方になっているように思います。このような場合もある、ということ伝えてほしい。他の部分と同様に、固定化させない方が良いのではないだろうか。
912	当事者・家族等	質問 4	139	1	(2)		「ひきこもりことを選択せざるを得ない」などの本人や
913	当事者・家族等	質問 4	139				直接関わりがないかと思いますが、「ハンドブック」としてどのような方々を想定しているのでしょうか。行政や公的機関、行政から委託、認可された団体に所属している方々というように受け止めました。 しかし、県がまとめている資料には掲載されていない、個人で活動している方や公的に把握されていないような支援者もおります。そうした支援者によって傷つけられ、心身に影響を受けている本人や家族の話も耳に入っています。本人や家族から支援者へという場合もあるかもしれませんが、そうしたトラブルの解決はどのように行われているのでしょうか。
914	自治体	質問 5	279	5			そのような、個人で活動している方々に、今回の「ハンドブック」の趣旨をどのような形で届けることができるのかと考えさせられております。
915	自治体	質問 6	278	5			支援センターや居場所の具体的な取組例（掲載できない場合は、URL や QR コードの添付等）があれば、支援者・本人共に参考になりそう。（事例にもう少し盛り込んでほしいかも？） 「リファール」の意味が分からず調べる作業が生じた。専門職以外の方もハンドブックを読む事も前提として記載頂ければと感じた。
916	自治体	質問 6	278	4	2	6	ハンドブックでは、自治体の窓口には当然ながらひきこもり相談窓口があり、相談員が配置されている事を前提とした記載となっているが、当市では、重層的支援体制整備事業担当課がひきこもり担当といった流れにより、事務分掌上においてひきこもり担当課が明確に定められていないため、相談員も配置されていないことから、相談者に県の

番号	区分	質問	ID	章	節	項	意見
							ひきこもり相談支援センターを紹介させて頂く場合がある。これから相談体制（委託を含めて）を整備する場合について触れて頂いたら有難いと感じた。
917	自治体	質問 6	278	4	2	3	ひきこもり支援は長期間に及ぶことからハンドブック内では人事異動等があった場合の継続的な支援について触れられていたものの、事務職としての配置しかない自治体には社会福祉協議会等へのひきこもり相談窓口の委託が必要ではないかと感じた。
918	自治体	質問 8	279	5			成功事例だけでなく、失敗事例も提示し、この場面でこういう対応が必要だったといった留意ポイントのある書き方もありではないかと感じた。

ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会資料

令和7年2月12日（水）
投影版資料

ひきこもり支援施策について

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
ひきこもり支援専門官 松浦 拓郎
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハンドブックの策定目的

- 1 ハンドブックの策定目的
- 2 ハンドブックの構成
- 3 ハンドブックのポイント
- 4 ひきこもり支援の動き
- 5 ひきこもり支援コミュニティの紹介

ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代 以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シユレー（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的同儕行動の一つとして『ひきこもり』が掲載」 1991年(H3) 「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（齋藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2005年(H17) 「若者自立・挑戦プラン」発表 →2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション」設置 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
2010年代 以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（意識調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 教育機会確保法が議員立法により成立、施行 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正 →基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計161.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「車庫的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充 →ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計146万人を発表（50人に一人） 加地・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行） 2025年(R6) 厚労省 社会福祉推進事業において「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添ったための羅針盤～」発表

こども・若者の意識と生活に関する調査結果

内閣府調査（令和5年3月31日公表）を基に厚生労働省において作成

【目的】

こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職場等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること

【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）

【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」は、下記の1～4のいずれかであることと回答し、かつ、その状態となった6か月以上である回答をした者

1 普段とのくらゐ外出しませんが」といふ質問に対し、下記の1～4のいずれかであることと回答し、かつ、その状態となった6か月以上である回答をした者

2 自分の趣味に関する用事などとは出かけ、近所のコンビニなどには出かける

3 自宅からは出かけるが、家からは出ない

4 自宅からはとんと出ない

ただし、次の者を除く。

① 現在、就業中である旨の回答をしている者等

② 身体的な病気等が現在の外出状況の理由としている者

③ 専業主婦・主夫、家事手伝いであることと回答している者や学生、有期を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話し」た」とときを過ぎた」と回答している者

有効回答に占める「広義のひきこもり群」の割合

年齢区分	該当者数	有効回収率に占める割合	
		男性	女性
15歳～39歳	144人	53.5%	45.1%
40歳～64歳	86人	47.7% (59.4%)	52.3% (40.6%)
(40～69歳全体)	(155人)	50.6%	48.9%

（参考）過去調査における広義のひきこもりの割合
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性36.7% 女性36.7%
平成27年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

ひきこもり状態になった理由として、「新型コロナの流行」をあげた方の割合（複数回答）

年齢区分	割合
15歳～39歳	18.1%
40歳～64歳	19.8% (20.6%)

推計146万人と言われているが、支援を必要としている人、求めている人はどの程度か不明

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】
ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

背景と目的

- 厚生労働省では、ひきこもりの状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、中高年齢層のひきこもりの状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもりの状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえ、新たな指針が必要である。
- ひきこもりの状態にある本人やその家族に対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、寄り添う相談支援を実施するための指針とする。
- ひきこもりの当事者や家族等の状況は多様であるため、社会的孤立状態にある方、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。
- 名称は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための経緯～」とする。（「マニュアル」という言葉は用いない）

検討委員会構成

- 石川 良子（立教大学人文学部教授）
※宇佐美政英（国立国際医療研究センター・国府台病院 児童精神科診療科長）
- ※斎藤 環（筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授）
- 長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）
- 林 恭子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）
- 坂東 充彦（御見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）
- 藤岡 清人（特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事長（共同代表））
- 山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター（高知県ひきこもり地域支援センター）所長）
- は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究メンバー及び研究協力者

＜令和5年度の検討内容＞

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称（マニュアル→ハンドブック）
- ★ハンドブック骨子の策定
- 全4回の検討委員会開催（R5.8～R6.3）
- 延べ5回の作業部会開催
- 全自治体域のアンケート調査（2回）

＜令和6年度の検討内容＞

- ・目次に沿った本文の作成
- ・ひきこもり支援のポイントの整理
- ・事例でみる支援のポイントの整理
- ★ひきこもり支援ハンドブックの策定（令和6年度内を予定）
- 全4回の検討委員会開催（R6.7～R7.3）
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治体への意見照会

★令和6年10月末～
ハンドブックに対する意見
アンケートシートで調査
★令和7年2月12日（水）
ハンドブック座談会開催

- ハンドブック 目次（予定）
- はじめに
 - ひきこもりの支援の目指す姿
 - ひきこもりの支援における価値や倫理
 - ひきこもりの支援のポイント
 - 事例でみる支援のポイント（30事例程度）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハンドブックの構成

【令和5年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】
ひきこもり支援にかかる支援マニュアル（仮称）の策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

【背景】

- ・厚生労働省においては、ひきこもりの状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
 - ・現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもりの状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもりの状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえ、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とするべき新たな指針が必要である。
- 【目的やマニュアルの考え方】
- ・ 都道府県、指定都市、その他の市区町村におけるひきこもりの対象者への多様な支援について調査を行い、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、マニュアル（仮称）の骨子をまとめることを目的とする。
 - ・ 当事者及び家族に寄り添う相談支援を実施するための指針とするため、支援にあたっての心構えや姿勢（価値や倫理）についても記載する。
 - ・ ひきこもりの当事者や家族等のおかれた状況は多様であることから、社会的孤立や生きづらさを抱えながらひきこもっている方やその家族を幅広くとらえて支援の対象とすることを記載する。
 - ・ 名称については、今後、調査研究のなかでの議論を踏まえ設定する。（マニュアル、手引き、指針等）

検討スケジュール

【検討委員会】
第1回 令和5年8月7日（月）
・恣意調査内容の検討
8月～9月 調査実施
・作業部会委員検討

【作業部会】
自治体職員等による
作業部会を設け
令和5年10月 第1回
11月 第2回
※調査結果をもとに、必要な
支援について検討
令和6年1月 第3回
骨子（案）の検討・確認
令和6年1月25日（木）
・骨子の検討、自治体あて意見照会検討
令和6年3月14日（木）
・マニュアル（仮称）の骨子案の検討、報告書（案）作成

検討委員会構成

- 石川 良子（立教大学人文学部社会科学科教授）
※宇佐美政英（国立国際医療研究センター・国府台病院 児童精神科診療科長）
- ※近藤 直司（大正大学名誉教授）
- ※斎藤 環（筑波大学医学医療系社会精神保健学教授）
- 長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）
- 林 恭子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）
- 坂東 充彦（御見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）
- 藤岡 清人（特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事長（共同代表））
- 山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター（高知県ひきこもり地域支援センター）所長）
- は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究メンバー及び研究協力者

ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆【ひきこもり状態にある人やその家族】に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前段階や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを体系的に掲載。
- ◆【ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）】以降、ひきこもりに関する支援の指針は示されており、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の問題を踏まえた新たな指針が求められている。
- ◆ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を進めて、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿	
支援の対象者	目指す姿
➢ 社会的に孤立し、加齢を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。 ※その状態にある期間には限らない。	➢ ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や努力はプロセスであり、そのめが支援のゴールではない。 ➢ 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。
ひきこもり支援における価値や倫理	
価値や倫理	支援のポイント
➢ ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人」として尊重ある存在」と認識し周囲等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。	➢ ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに合った支援も多様であるため、各自が実践されている支援のポイントを参照して掲載。 ➢ 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、500のポイントを整理する。
求められる姿勢	事例で見える支援のポイント
➢ 「敬意と共い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。	➢ 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。 ➢ 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11/17ターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

ポイント1

◆ハンドブックの記載内容は自治体等の実践事例、実践から導き出したものである

➡令和5年度、6年度の調査、作業部会、ヒアリング調査をベースとして記載

◆ハンドブックの記載は支援ノウハウではなく、支援上で押さえたいポイントを記載

➡支援の前提となる理解や、関わり方を記載

➡ハンドブックはマニュアル、ノウハウではなく、支援のポイントとして記載

◆支援者だけではなく、当事者や家族が見ることも想定して作成している

➡ひきこもり支援に「型」はなく、伴走的支援を実践することとして記載

ハンドブックのポイント

ポイント2

◆「ひきこもり支援」の対象者を広く捉える

「ひきこもり」に対する考え方、捉え方が一般化され、ガイドラインの定義に当てはまらない対象者が多くいる現状となっている。生活困窮者自立支援制度や、地域共生社会の実現に向けた地域住民を広く支える仕組み作りも始まっているなか、「ひきこもり状態」にある人は、多様な分野、年齢、世帯で見られるようになり、その定義化は困難。

ひきこもり支援における対象者とは

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人（一人ひとりの状況は違う）であり、具体的には

- 何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある
- 家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある
- 支援を必要とする状態にある（自ら支援を求めることができない場合もある）

本人やその家族（世帯）です。その状態にある期間とは問わない。

★意見 対象者を広くすることで、多くの対象者が相談に来てしまい真に必要な人が支援を受けることができないのではないか。見落としてしまうのではないか。

ポイント3

◆「ひきこもり支援」の目指す姿を整理して記載

「ひきこもり支援」におけるこれまでの課題として、支援のゴールが「就労」や「社会参加」となっていたが、ヒアリングや調査の結果から、「就労すること」や「社会参加」は支援の過程でありプロセス、そのためそのみが支援のゴールや目指す姿ではないと整理。

ひきこもり支援において目指すべき姿は

一人ひとりの背景や心情を捉えずに社会参加や就労を求めることではなく

本人のペースに合わせながら、本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）としました。

自律とは自己を律すること、社会に適応するといった捉え方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指すもの。自律の形は一人ひとり違うものであり、決まったものはない。

★意見

- ・「自律」がどういうプロセスをたどるのが、どういう姿が「自律」なのか、具体的に示してほしい（当事者及び家族等）
- ・就労や社会参加が一義的なゴールではなく、自律ができるよう伴走型支援を行うことを明示いただきたいことはひきこもり支援に限らず様々な支援の考え方を根本から転換させる流れを生むものと期待している（当事者及び家族等）

13

ポイント5

◆価値や倫理に基づく姿勢と留意点を記載

支援者としてどのような対応をすればよいか、本人や家族が安心して相談できる存在であると理解していただくための4つの姿勢（言葉と行動）と6つの留意点を記載。

<姿勢>

- ①敬意と労い
支援に繋がったことに対する労いや相談することができたことに敬意を払う
- ②尊重し、共に考える
本人も家族も、それぞれが自身の人生を歩むための支援が必要。支援者の思いを押しつけない
- ③本質を見極め、一歩ずつ支援
本人や家族の気持ちの「ゆらぎ」に付き合い、寄り添いながら支援する
- ④家族は、本人の生活を支え影響を与える存在
家族も本人の思いを理解するプロセスが必要であり、家族への支援は大きな意味を持つ

<留意点>

- ①本人と家族の感じる課題、意向は違うもの
- ②広く社会に働きかけける視点を持ち関わる
- ③支援者は一人で抱えない
- ④支援の強要に注意する
- ⑤エンバワメントやコーディネートを心がける
- ⑥精神疾患や発達障害を正しく理解する

19

ポイント4

◆「ひきこもり支援」における価値や倫理を記載

支援において共通的な基盤となる価値や倫理の考え方を明文化した。これは全ての支援者に共通する価値観として、人間観、社会観、支援観を整理して記載するとともに、その価値を判断する際の倫理についても記載した。支援者個人の価値観に左右されないことを基本。

<人間観>

人権尊重や個人の尊厳、利益優先という考え方に基づき、「人として尊厳ある存在」「主体的・能動的な存在であり、無限の可能性や潜在的能力を有する存在」であるという認識を持つ

<社会観>

ひきこもり状態に至ったありのままを理解するとともに、取り巻く社会がどうあるべきかを考える

<支援観>

人として社会との関係性の中で否定的に捉えられることなく、社会の一員として尊重されるべきもの。人と人との関わりを通して生き続けていくため、互いに支え合える存在である「支援観」をもつ

<倫理>

支援をおこなう前提となる倫理とは、支援者の価値（人間観・社会観・支援観）を基盤として支援をより良い方向に向けていく際の判断、行動に関する具体的指針である

14

ポイント6

◆支援にあたっての7つの項目と50のポイント

ひきこもり支援は決まった支援があるわけではないため、まずは全体像を捉え、支援者としてできることから始める。その際、支援にあたって悩み、迷う50のポイントとして整理。

<全体像>

- ①支援の対象、背景、支援内容は多様
- ②本人や家族が、自らの意思により今後の生き方や社会との関わり方を決めていく
- ③支援者が一人で抱えるのではなく、多機関や他の支援者とチームを組み支援を展開する
- ④支援の入口は多様であり、支援に繋がるための広報・周知は重要である

<支援のポイント>

大きな7つのポイントに、それぞれの項目においてさらに具体的な小項目を50のポイントで分解

- 1 対象者とのコミュニケーション
- 2 意向の確認
- 3 意向を反映した支援の計画・実行
- 4 支援の入口と出口
- 5 家族間の関係性
- 6 支援制度や支援体制
- 7 支援者のエンバワメント

16

ポイント7

◆30事例（架空事例）を、支援のポイントを用いて紹介

実践現場で行われている支援の具体例を記載。支援のポイントとなる出来事、行動について事例を用いて紹介している。支援のポイントを、より具体的に記載し、分かりやすく解説している。

★事例は11の分類で記載

- ＜ひきこもり状態が長期にわたる事例＞
- ＜相談期間が長期にわたる事例＞
- ＜チーム支援をおこなう事例＞
- ＜一人暮らし／本人以外の関係者がいない事例＞
- ＜地域を越えたやり取りが発生する事例＞
- ＜本人又は家族が疾患／障害を有する事例＞
- ＜自傷行為・自殺企図・希死念慮がみられる事例＞
- ＜家族への暴力がみられる事例＞
- ＜女性の事例＞
- ＜LGBTQ+／SOGIE事例＞
- ＜メタバースを活用した事例＞

17

拡充

ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和7年度当初予算案 16億円（16億円）※0内は前年度当初予算額

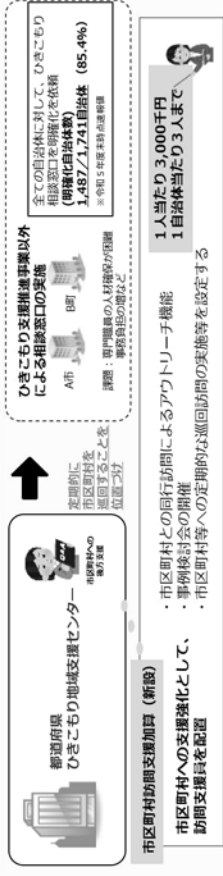
国庫補助金

1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの顕在化が進むことが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハートブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組み推進支援に必要な専門職員を配置する。



19

ひきこもり支援の動き

「ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業」の全体像（令和7年2月時点）

目的

地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

広報キャラクターの活用

広報アンバサダー・高橋みなみさん（元AKB48）
クリエイティブ・高橋みなみさん（元AKB48）
※ポータルサイトに加え、X（旧Twitter）、facebookなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。

全国キャラバンの実施

- 2024年
9月30日（土） 愛知県
10月1日（日） 岐阜県
10月2日（月） 滋賀県
10月3日（火） 京都府
10月4日（水） 大阪府
10月5日（木） 兵庫県
10月6日（金） 奈良県
10月7日（土） 和歌山県
10月8日（日） 鳥取県
10月9日（月） 徳島県
10月10日（火） 高松県
10月11日（水） 香川県
10月12日（木） 愛媛県
10月13日（金） 高知県
10月14日（土） 福岡県
10月15日（日） 佐賀県
10月16日（月） 大分県
10月17日（火） 熊本県
10月18日（水） 鹿児島県
10月19日（木） 沖縄県



その他広報の実施

☆朝日新聞デジタルにおけるPR記事の配信

- ◆ヒヤタイン（音楽プロデューサー）
中学高校は進学校で過ごすが、そこでスクールカーストを経験。人との間に壁を作るようになってしまった性格を受け入れたうえで、自身が変わりたいきっかけを聞く。

☆ひきこもりVOICE STATION クリエイティブキャンプ

- ◆ひきこもり経験のある現代芸術家・渡辺篤さんを講師に、ひきこもり当事者・経験者×美術系学生×クリエイターで、当事者の声を伝えるアート作品制作

☆当事者・家族に向けた企画（当事者会・家族会）

- ◆当事者や家族の方が、希望したテーマにオンライン等で参加する。

“HIKIKOMORI”ANYONE？ 他人事しやないかも展 開催

現代アート、イラストレーション、映像作品など、様々な手法で、ひきこもり当事者・経験者とともに制作された作品を展示。

ひきこもりVOICE STATIONフェス 開催

「全国キャラバン」「ひきこもりって他人事しやないかも展」の集大成となる当事者の思いを乗せた音楽イベント（第1部）・パネルディスカッション（第2部）を開催

◆概要
高橋みなみさんと宮本亞門さん進行的な、アート作品の紹介を通して、ひきこもりについての理解を深める。さらに、全国キャラバンの開催地アンバサダーとともに、パネルディスカッション形式による振り返りを実施し、意見交換に向けた啓発イベントとする。

広報の効果を高めるため、一定の期間に集中的実施

20



ひきこもり支援コミュニティの紹介



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ひきこもり支援コミュニティの画面

全国のひきこもり支援従事者とオンラインで繋がることが可能です

様々なチャンネルがあり、情報交換、情報収集が可能です

ひきこもり支援コミュニティ

スレッド

下書きも送信済み

外部とのつながり

#001: アナウンス

#002: 想いに面会したいこんな事ある人々

#003: 支援に参るまで情報

#004: 支援対象者からの声を集めました

#005: わいわいがやがや/今日の一篇

#006: はじめまして自己紹介

#007: ひきこもり関連ニュースRSS

#008: 教えて厚労省

#009: 全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支...

#012: ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会か...

#101: 都道府県全体

#224: 三重県

#901: 香川県みまね

#001: アナウンス

※3件目のピン留めアイテム

※厚労省からのアナウンスチャンネル

※地域社会に対してひきこもり状態にある方やその家族などの声を伝えることで、ひきこもりに関する理解を深め、ひきこもりに関する広義事業「ひきこもりVOICE STATION」の開催日及び会場のお知らせします。

※本日は、「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン」の開催日及び会場のお知らせします。

※8/31 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※9/7 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※9/28 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※10/6 (土) : 山形県山形市

※10/19 (土) : 山口県山口市

※11/2 (土) : 鹿児島県鹿児島市

※各県の企画内容は、随時案内してまいります。

※各県は、チラシやSNS、関係者の協力により広域も連携してまいります。

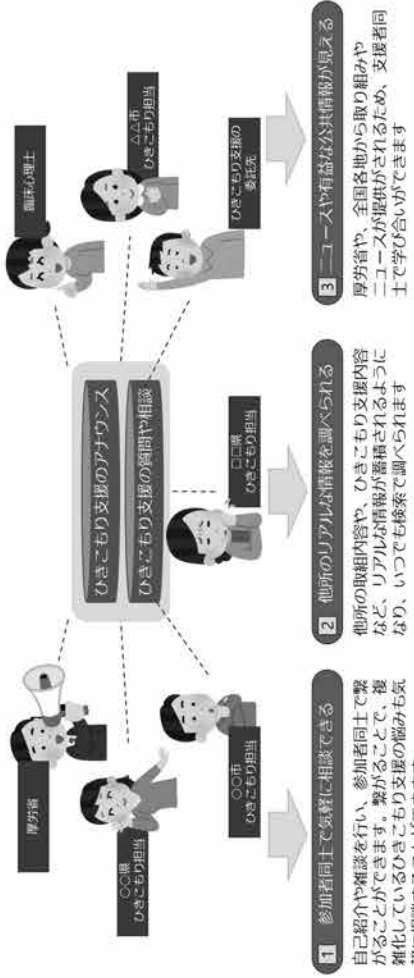
※キャラバン会場とも各県の関係、そして同じ関係プロジェクトの開催、企画・期間にご協力をお願いします。

※キャラバンは都府県バナー300x100px

ひきこもり支援コミュニティ (Slackスラック) の概要

ひきこもり支援コミュニティとは

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



「ひきこもり」に関するニュースも自動で配信されます

#007-ひきこもり関連ニュース-RSS では、オンライン上に配信されている「ひきこもり」をキーワードにした最新ニュースが配信され、全国各地の情報が日々収集できます。

ひきこもり支援コミュニティ

スレッド

下書きも送信済み

外部とのつながり

#007: ひきこもり関連ニュースRSS

※厚労省からのアナウンスチャンネル

※地域社会に対してひきこもり状態にある方やその家族などの声を伝えることで、ひきこもりに関する理解を深め、ひきこもりに関する広義事業「ひきこもりVOICE STATION」の開催日及び会場のお知らせします。

※本日は、「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン」の開催日及び会場のお知らせします。

※8/31 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※9/7 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※9/28 (土) : 愛知県名古屋市中区栄区(栄区)

※10/6 (土) : 山形県山形市

※10/19 (土) : 山口県山口市

※11/2 (土) : 鹿児島県鹿児島市

※各県の企画内容は、随時案内してまいります。

※各県は、チラシやSNS、関係者の協力により広域も連携してまいります。

※キャラバン会場とも各県の関係、そして同じ関係プロジェクトの開催、企画・期間にご協力をお願いします。

※キャラバンは都府県バナー300x100px

いろいろな聞きたい！この際だから言いたい！ ひきこもり支援を語るCafe



・ひきこもり支援コミュニティに参加しているメンバー
・ひきこもり地域支援センター、ステーション事業、サポート事業を実施又は実施を検討されている皆さま

対 象 者

一部利用の希望者様！

いくつかのグループに分かれて集まり話し合います！

一部【聞く】ハネルデイズセッション(無料) 二部【話す】テーマトーク(usf)	
第1回	2/6 (木) 17:30-18:15 (予定)
第2回	2/26 (水) 11:00-11:45 (予定)
第3回	3/18 (火) 13:30-14:15 (予定)

Youtube×ひきこもり支援
何ができる？有効なの？
こんな工夫しています！
居場所づくりのアレコレ
どこまで何をすればいいの？
家族会や当事者会
関わり方は？距離感の取り方？
空間づくりの秘訣は？

いつでも簡単に
相談できる！
ひきこもり支援
コミュニティへ



ZOOM会議

URL : <https://deloitte.zoom.us/j/94146699970?pwd=wY30NejA1U6ssUaldjZvp9ThASKJS.1&from=addon>

ミーティングID : 941 4669 9970
パスワード : 420776

※ 注

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



↑ 厚生労働省トップページの検索窓に「ひきこもり」を入れて

ひきこもりVOICE STATION

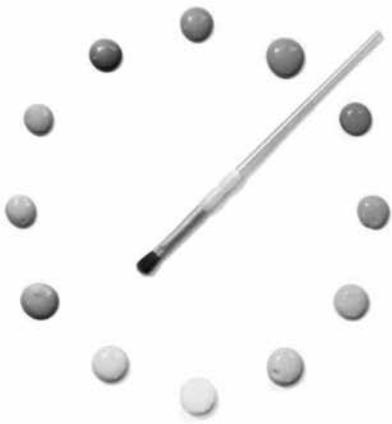
<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>

高橋みなみさんとの対談動画、当事者の声などを掲載



その他Youtubeでは、「全国キャラバン」もアーカイブ配信中
<https://www.youtube.com/@voicestation4467/videos>





ひきこもり支援ハンドブック検討メンバーによる座談会
「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明

有限責任監査法人トーマツ
2025年2月12日(水)

「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明
説明の流れ

項目
1. ハンドブックの構成について
2. ハンドブック作成のあゆみ①～令和5年度事業より～
3. ハンドブック作成のあゆみ②～令和6年度事業より～

「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

「ひきこもり支援ハンドブック」は5章からなります
「ひきこもり支援ハンドブック」目次

目次
第一章 支援の理念と目的
1-1 支援の理念と目的
1-2 支援の理念と目的
1-3 支援の理念と目的
1-4 支援の理念と目的
1-5 支援の理念と目的
1-6 支援の理念と目的
1-7 支援の理念と目的
1-8 支援の理念と目的
1-9 支援の理念と目的
1-10 支援の理念と目的
1-11 支援の理念と目的
1-12 支援の理念と目的
1-13 支援の理念と目的
1-14 支援の理念と目的
1-15 支援の理念と目的
1-16 支援の理念と目的
1-17 支援の理念と目的
1-18 支援の理念と目的
1-19 支援の理念と目的
1-20 支援の理念と目的
1-21 支援の理念と目的
1-22 支援の理念と目的
1-23 支援の理念と目的
1-24 支援の理念と目的
1-25 支援の理念と目的
1-26 支援の理念と目的
1-27 支援の理念と目的
1-28 支援の理念と目的
1-29 支援の理念と目的
1-30 支援の理念と目的
1-31 支援の理念と目的
1-32 支援の理念と目的
1-33 支援の理念と目的
1-34 支援の理念と目的
1-35 支援の理念と目的
1-36 支援の理念と目的
1-37 支援の理念と目的
1-38 支援の理念と目的
1-39 支援の理念と目的
1-40 支援の理念と目的
1-41 支援の理念と目的
1-42 支援の理念と目的
1-43 支援の理念と目的
1-44 支援の理念と目的
1-45 支援の理念と目的
1-46 支援の理念と目的
1-47 支援の理念と目的
1-48 支援の理念と目的
1-49 支援の理念と目的
1-50 支援の理念と目的
1-51 支援の理念と目的
1-52 支援の理念と目的
1-53 支援の理念と目的
1-54 支援の理念と目的
1-55 支援の理念と目的
1-56 支援の理念と目的
1-57 支援の理念と目的
1-58 支援の理念と目的
1-59 支援の理念と目的
1-60 支援の理念と目的
1-61 支援の理念と目的
1-62 支援の理念と目的
1-63 支援の理念と目的
1-64 支援の理念と目的
1-65 支援の理念と目的
1-66 支援の理念と目的
1-67 支援の理念と目的
1-68 支援の理念と目的
1-69 支援の理念と目的
1-70 支援の理念と目的
1-71 支援の理念と目的
1-72 支援の理念と目的
1-73 支援の理念と目的
1-74 支援の理念と目的
1-75 支援の理念と目的
1-76 支援の理念と目的
1-77 支援の理念と目的
1-78 支援の理念と目的
1-79 支援の理念と目的
1-80 支援の理念と目的
1-81 支援の理念と目的
1-82 支援の理念と目的
1-83 支援の理念と目的
1-84 支援の理念と目的
1-85 支援の理念と目的
1-86 支援の理念と目的
1-87 支援の理念と目的
1-88 支援の理念と目的
1-89 支援の理念と目的
1-90 支援の理念と目的
1-91 支援の理念と目的
1-92 支援の理念と目的
1-93 支援の理念と目的
1-94 支援の理念と目的
1-95 支援の理念と目的
1-96 支援の理念と目的
1-97 支援の理念と目的
1-98 支援の理念と目的
1-99 支援の理念と目的
1-100 支援の理念と目的

「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

目次
第二章 支援の体制
2-1 支援の体制
2-2 支援の体制
2-3 支援の体制
2-4 支援の体制
2-5 支援の体制
2-6 支援の体制
2-7 支援の体制
2-8 支援の体制
2-9 支援の体制
2-10 支援の体制
2-11 支援の体制
2-12 支援の体制
2-13 支援の体制
2-14 支援の体制
2-15 支援の体制
2-16 支援の体制
2-17 支援の体制
2-18 支援の体制
2-19 支援の体制
2-20 支援の体制
2-21 支援の体制
2-22 支援の体制
2-23 支援の体制
2-24 支援の体制
2-25 支援の体制
2-26 支援の体制
2-27 支援の体制
2-28 支援の体制
2-29 支援の体制
2-30 支援の体制
2-31 支援の体制
2-32 支援の体制
2-33 支援の体制
2-34 支援の体制
2-35 支援の体制
2-36 支援の体制
2-37 支援の体制
2-38 支援の体制
2-39 支援の体制
2-40 支援の体制
2-41 支援の体制
2-42 支援の体制
2-43 支援の体制
2-44 支援の体制
2-45 支援の体制
2-46 支援の体制
2-47 支援の体制
2-48 支援の体制
2-49 支援の体制
2-50 支援の体制
2-51 支援の体制
2-52 支援の体制
2-53 支援の体制
2-54 支援の体制
2-55 支援の体制
2-56 支援の体制
2-57 支援の体制
2-58 支援の体制
2-59 支援の体制
2-60 支援の体制
2-61 支援の体制
2-62 支援の体制
2-63 支援の体制
2-64 支援の体制
2-65 支援の体制
2-66 支援の体制
2-67 支援の体制
2-68 支援の体制
2-69 支援の体制
2-70 支援の体制
2-71 支援の体制
2-72 支援の体制
2-73 支援の体制
2-74 支援の体制
2-75 支援の体制
2-76 支援の体制
2-77 支援の体制
2-78 支援の体制
2-79 支援の体制
2-80 支援の体制
2-81 支援の体制
2-82 支援の体制
2-83 支援の体制
2-84 支援の体制
2-85 支援の体制
2-86 支援の体制
2-87 支援の体制
2-88 支援の体制
2-89 支援の体制
2-90 支援の体制
2-91 支援の体制
2-92 支援の体制
2-93 支援の体制
2-94 支援の体制
2-95 支援の体制
2-96 支援の体制
2-97 支援の体制
2-98 支援の体制
2-99 支援の体制
2-100 支援の体制

目次
第三章 支援の手法
3-1 支援の手法
3-2 支援の手法
3-3 支援の手法
3-4 支援の手法
3-5 支援の手法
3-6 支援の手法
3-7 支援の手法
3-8 支援の手法
3-9 支援の手法
3-10 支援の手法
3-11 支援の手法
3-12 支援の手法
3-13 支援の手法
3-14 支援の手法
3-15 支援の手法
3-16 支援の手法
3-17 支援の手法
3-18 支援の手法
3-19 支援の手法
3-20 支援の手法
3-21 支援の手法
3-22 支援の手法
3-23 支援の手法
3-24 支援の手法
3-25 支援の手法
3-26 支援の手法
3-27 支援の手法
3-28 支援の手法
3-29 支援の手法
3-30 支援の手法
3-31 支援の手法
3-32 支援の手法
3-33 支援の手法
3-34 支援の手法
3-35 支援の手法
3-36 支援の手法
3-37 支援の手法
3-38 支援の手法
3-39 支援の手法
3-40 支援の手法
3-41 支援の手法
3-42 支援の手法
3-43 支援の手法
3-44 支援の手法
3-45 支援の手法
3-46 支援の手法
3-47 支援の手法
3-48 支援の手法
3-49 支援の手法
3-50 支援の手法
3-51 支援の手法
3-52 支援の手法
3-53 支援の手法
3-54 支援の手法
3-55 支援の手法
3-56 支援の手法
3-57 支援の手法
3-58 支援の手法
3-59 支援の手法
3-60 支援の手法
3-61 支援の手法
3-62 支援の手法
3-63 支援の手法
3-64 支援の手法
3-65 支援の手法
3-66 支援の手法
3-67 支援の手法
3-68 支援の手法
3-69 支援の手法
3-70 支援の手法
3-71 支援の手法
3-72 支援の手法
3-73 支援の手法
3-74 支援の手法
3-75 支援の手法
3-76 支援の手法
3-77 支援の手法
3-78 支援の手法
3-79 支援の手法
3-80 支援の手法
3-81 支援の手法
3-82 支援の手法
3-83 支援の手法
3-84 支援の手法
3-85 支援の手法
3-86 支援の手法
3-87 支援の手法
3-88 支援の手法
3-89 支援の手法
3-90 支援の手法
3-91 支援の手法
3-92 支援の手法
3-93 支援の手法
3-94 支援の手法
3-95 支援の手法
3-96 支援の手法
3-97 支援の手法
3-98 支援の手法
3-99 支援の手法
3-100 支援の手法

「ひきこもり支援ハンドブック」寄り添うための羅針盤」より抜粋
© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

令和5年度事業・検討委員会委員

鎮名

＜委員＞	白梅学園大学 名誉教授	金剛 良史
長谷川 聡雄	立教大学社会学部 教授	北見 朝寿
(委員長)	国立国際医療研究センター・国府台病院 児童精神科診療科長	北見 孝一
石川 良子	大正大学 名誉教授	橋本 孝
宇佐美 政英	筑波大学医学部保健社会学部保健心理学 教授	橋本 孝子
近藤 直司	一般社団法人のみこもり 広島代表理事	川崎 信子
斎藤 隆	総合女子大学心理学部臨床心理学科 教授	代田 智恵子
林 恭子	特定非営利活動法人 国び全国のみこもり家族会連合会 共同代表	野間 明子
植木 充彦	認知発達精神障害福祉センター（認知のみこもり地域支援センター）所長	中野 由美
藤田 清人		菅原 千鶴
山崎 正樹		田中 郁郎
		川上 真一
＜オブザーバー＞		
厚生労働省	社会・政策局 地域福祉課地域福祉推進課長	金剛 良史
	児童福祉施設長補佐	北見 朝寿
	のみこもり支援専門官	北見 孝一
	主査 福祉推進官	橋本 孝
	主任 福祉推進官	橋本 孝子
	佐賀 福祉推進官	川崎 信子
	社会・政策局自治体自立支援課 支援推進官	代田 智恵子
	社会・政策局生活支援課自立支援課 生活支援専門官	野間 明子
	社会・政策局障害福祉課生活支援課生活支援推進官 発達障害者支援室	中野 由美
	社会・政策局障害福祉課生活支援課生活支援推進官 発達障害者支援室	菅原 千鶴
	社会・政策局障害福祉課生活支援課生活支援推進官 発達障害者支援室	田中 郁郎
文部科学省	中等こども教育局生涯学習課生涯学習推進官 生涯学習推進官補佐	川上 真一
＜事務局＞		
文部科学省		
＜事務局＞		

令和4年度生活困窮者に対する女性支援事業、高齢者福祉補助金、社会福祉推進事業「ひまわり支援」にかかる支援メニューの策定に向け調査研究事業と若者「より活躍」ひまわり支援（バンドック）構想等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

「アンケート調査（自治体悉皆調査）」から作成した7つの場面

アンケート調査（自治体悉皆調査）結果より

アンケート調査では、 $\langle A \rangle$ から $\langle D \rangle$ の4つのタイプを提示し、各タイプに該当する事例（主な事例1つ）について回答を求めました。

図表 81 事例タイプ別の各カテゴリーの該当数と割合

カテゴリー	＜A＞ 関係所につな がった事例	＜B＞ 海外シニア センターや地域学習 センターがきっかけ になった事例	＜C＞ 相談がきっかけ でつながった事例	＜D＞ 支援が上手く いかなかった。支援 者としては本来的に たずねては家業 が希望であればよ うな事例
	回答数	割合	回答数	割合
① 本人とのコミュニケーションにおける難しさ	1	46%	42	11.5%
② 本人の意志を反映した支援の難しさ（意向確認・アセスメントに関する難しさ）	31	11.2%	51	14.0%
③ 本人の意志を反映した支援の難しさ（支援の実行に関する難しさ）	49	17.8%	59	16.2%
④ 家族の意思を反映した支援の難しさ（意向確認・アセスメントに関する難しさ）	2	0.7%	3	0.8%
⑤ 家族の意思を反映した支援の難しさ（支援の実行に関する難しさ）	26	10.1%	24	6.5%
⑥ フォローアップ・成果・効果にかかわる問題	0	0.0%	1	0.3%
⑦ 家族の協力に力をつける難しさ	23	8.3%	33	9.1%
⑧ 支援制度上の課題	11	4.0%	12	3.3%
⑨ 支援者が抱える義務	23	8.3%	35	9.6%
⑩ 関係者同士の関係構築（自由形式で質問に無回答の場合を含む）	276	21.8%	364	28.7%
⑪ 回答者数例			323	25.5%
⑫ 割合			25.5%	24.1%

令和5年度生活困窮者に対する支度金・社会福祉推進事業「ひきもり支援」に関する調査研究事業報告書」より抜粋
 © 2025 For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.
 「ひきもり支援」ハンドブック」構成等説明資料

令和5年度事業・作業部会委員

鎮名喂發

[illegible]

令和16年度生花型支援事業補助金「ひまわり支援」に関する調査研究事業報告書より抜粋

「ひまわり支援(ハンド)」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

「ひきこもり支援ハンドブック」は5章からなります

「ひきこもり支援ハンドブック」目次

[illegible][illegible]

「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」より抜粋

令和5年度にまとめた骨子

ハンドブック骨子



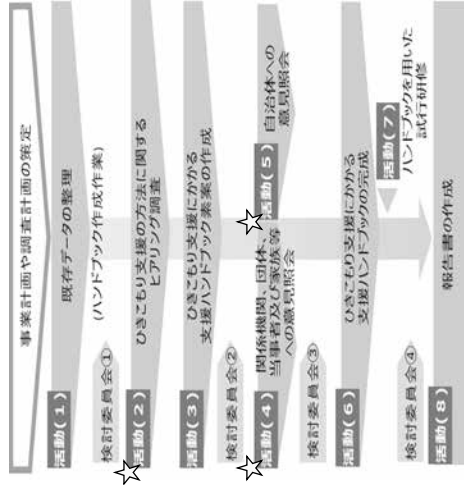
令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「ひきこもり支援にかける支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

令和6年度社会福祉推進事業

「ひきこもり支援にかける支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業」について

本事業における8つの活動



「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

令和6年度事業・検討委員会委員

委員名簿

氏名 (敬称略)	所属等
委員長 長谷川 俊雄	白梅学園大学 名誉教授
石川 良子	立教大学社会学部 教授
宇佐美 政英	国立国際医療研究センター・国府台病院 児童精神科診療科長
高藤 環	筑波大学医学医療系社会精神保健学 名誉教授
委員 林 恭子	一般社団法人ひきこもりUX会議 代表理事
坂東 充彦	跡見学園女子大学 教授
藤岡 清人	特定非営利活動法人KHH全国ひきこもり家族会連合会 共同代表
山崎 正雄	高知県立精神保健福祉センター(高知県ひきこもり地域支援センター) 所長

<オブザーバー> 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
社会・援護局 生活困窮者自立支援室
社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

文部科学省

「ひきこもり支援ハンドブック」構成等説明資料

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

意見照会について

意見照会の内容

意見照会の項目	意見照会の内容
全体構成	章立てや項目立てについて意見をお聞かせください（ハンドブック素案に記載がないが知りたい項目、必要ないと感じる項目等）。
記載内容	記載内容について意見をお聞かせください（文言の意味が分かりづらい、誤りがある等）。
仮想事例(概要)について	内容の分量についてご意見をお聞かせください（仮に掲載される仮想事例の数を減らす場合に落としてもよい事例等）。
事例の書き方	ポイントを含めた仮想事例の書き方についてご意見をお聞かせください。（現在のよう留意してほしいポイントに焦点をあてた相談経緯の書き方がよい、ポイントに焦点をあてず広く事例の経過がわかる書き方がよい等。）

2025.2.12

厚生労働省 主催

ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業・試行的研修

ひきこもり支援における価値と倫理 ～「ハンドブック」に示された考え方に学ぶ～



ソーシャルワーク研究、援助職の相談室・居場所、家族支援
social work lab MIRAI
2023.5.3～



長谷川俊雄

白梅学園大学名誉教授
社会福祉士・精神保健福祉士
NPO法人つながる会 代表理事
social work lab MIRAI 代表
厚生労働省・ひきこもり支援にかかる支援ハンドブック
の策定に向けた調査研究事業検討委員会・委員長

内容

- I. ひきこもり支援をめぐる特徴の紹介
～ひきこもりの捉え方と自律の考え方～
- II. 援助・支援をめぐる「専門性」の確認
～4つの観点から確認する～
- III. 援助・支援が効果的ではないときの対応
～価値と倫理に立った援助・支援へ～



NPO法人つながる会 地域活動支援センター「つながるcafé」
(横浜市南区/弘明寺)
ひきこもりの方々の居場所 2011.3.1～

2

ひきこもり支援の「指針」の特徴と推移

10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン (2001) ※①	ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン (2010) ※②
「ひきこもり」はさまざまな要因によって社会的な参加の場がせまらば、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。これは、なにも特別な現象ではありません。何らかの理由で、周囲の環境に適応できなくなった時に、「ひきこもり」ということがありえるのです。このような「ひきこもり」のみかには、生物学的要因が強く関与している、適応に困難を感じ、「ひきこもり」をはじめという見方をすると理解しやすい状態があります。逆に環境の側が強いらすストレスがあつて、「ひきこもり」という状態におちいっている、と考えた方が理解しやすい状態もあります。つまり、「ひきこもり」とは、病名ではなく、ましてや単一の疾患ではありません。また、「いじめのせい」「家族関係のせい」「病気のせい」と一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけでもありません。生物学的要因、心理的要因、社会的要因などが、さまざまな絡み合つて、「ひきこもり」という現象を生むのです。ひきこもりことによって、強いストレスをさけ、仮の安定を得ている、しかし同時に、そこから脱却も難しくなっている。「ひきこもり」は、そのような特徴のある、多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題ということが出来ましよう。	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非増勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしないでよい）を指す現象概念」と定義（概ね従来通り）。なお、「ひきこもり」は原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病的な現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。（略）現に支援を必要としている、精神保健・福祉・医療の支援対象としてのひきこもりのことです。
	【2つのガイドラインの共通点と特徴、そして課題】 当時の社会状況および時代背景の影響を受けて、「ひきこもり」は現象概念であるとともに、精神保健・福祉・医療の支援対象であるという理解が行われていることである。①②の対象に当てはまらない多くの本人の存在、いわゆる「医療モデル」に加えて、および共通することとして「社会モデル」による理解と支援の必要性がある。➡『ハンドブック』（2025.4.1～）

出所：『ハンドブック』3頁

3

I. ひきこもり支援をめぐる特徴の紹介 ～ひきこもりの捉え方と自律の考え方～

「ひきこもりの定義」と「ひきこもり支援の対象者」

- 「ひきこもり」の捉え方
 - ㊐ある条件が充足したとき（新ガイドライン）
 - ㊑多様性・多義性である（ハンドブック）
- 治療が必要である場合 → 定義や基準による診断（専門職・行政が規定する対象者）
- 支援が必要である場合 → 困っている状態・事実とその把握（柔軟性があり、ご本人の意思が反映できる）
- 「ひきこもり」は疾患・障害ではなく「状態」として理解するのであれば、その「状態」はさまざまであり、一律に規定できない。
- 「ひきこもり」の定義は、ディスコースとして受け取られている。
- 「ひきこもり」は多様性と多義性があることから、個別化して捉えることが求められている。定義により多様性と多義性が尊重されないとき、パッケージ化された汎用性の高いルーティン支援になる可能性がある。個別最適化（個別化されたwell-being 志向）の支援と本人の尊厳を守るために、家族（親、兄弟姉妹）を含んだ緩やかな位置づけとなっている。

5

Ⅱ 援助・支援をめぐる「専門性」について
～4つの観点からの検討～

「自立」と「自律」

- 援助・支援における「自立」は、何かを手にする、状態が変化する、どこかに所属する、就労する、社会参加する…ことを意味する目的（目標）して受けとめられてきた。また、「自立」の機能面は、「ひとり立ち」「力を借りない」等として取り扱われてきた。
- 「誰ひとり取り残さない」「共生社会の実現」と言うとき、そこには誰かを頼ること、制度・社会資源を活用することが含意されている。「自立」と「孤立」との親和性が高いこともあり、ひきこもりの場合は「自立」の強調がひきこもりを長期化や深化につながる可能性がある。
- 「自律」は、その人の尊厳そのものを尊重しようとする考え方である。ひとりの人間として尊重されたい、自分の感じていることや考えていることを表明したい、自分のことは自分で決定したい等の価値が意味されている。当事者主義や当事者本位の考え方も含んでいる。また、援助職（支援者）との相互関係性が父権主義的ではなく対等性のある支援を志向できる。
- 個別最適化と自己決定を核とした考え方と言えるだろう。

6

対人援助職の「専門性」に関する議論

援助職の専門性に関するモデル

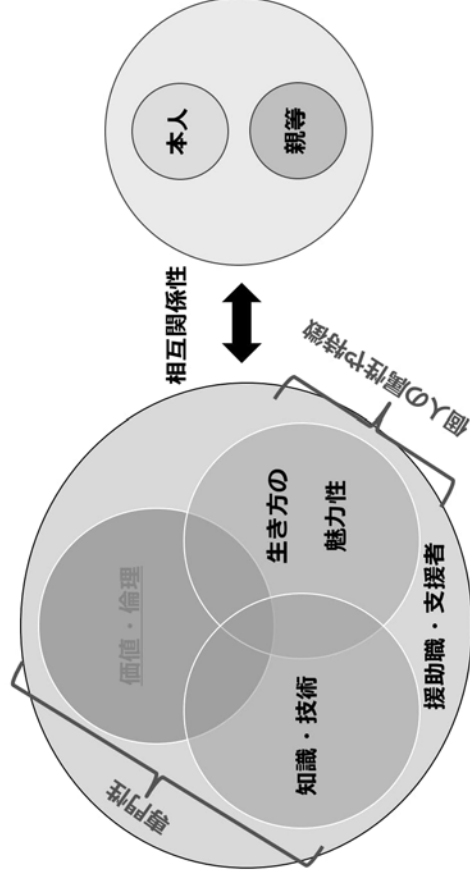
- ① 知識にもとづいた技術的実践家としての援助職
- ② 反省的実践家としての援助職
 - ※ ドナルド・ショーン『専門家の知恵』
実践（失敗や計画どおりにいかない等）に潜む課題を的確に発見・分析し、問題解決能力を身につけて、自ら成長することができる能力を備えている
 - ⇒失敗や問題を肯定的に受けとめて、その失敗や問題の原因や構造を検討して、次に生かす
- ③ 感情（労働）的実践家としての援助者
 - ※ A.R.ホックシールド『管理される心』
「相手に感謝や安心の気持ちを喚起させるような、公的に観察可能な表情や身体的表現をつくるために行う感情の管理が必要な労働」
 - ⇒援助職自身が自らの感情操作・感情管理を意識して向き合う
- ④ 連携・協働実践家としての援助職
 - ・地域の関係機関や社会資源を活用して、クライアントの個別化された最善の利益を実現するため、「自立（独立）した援助」に加えて「依存（協働）する援助」を誕生させて、援助を総合的に機能させる

8

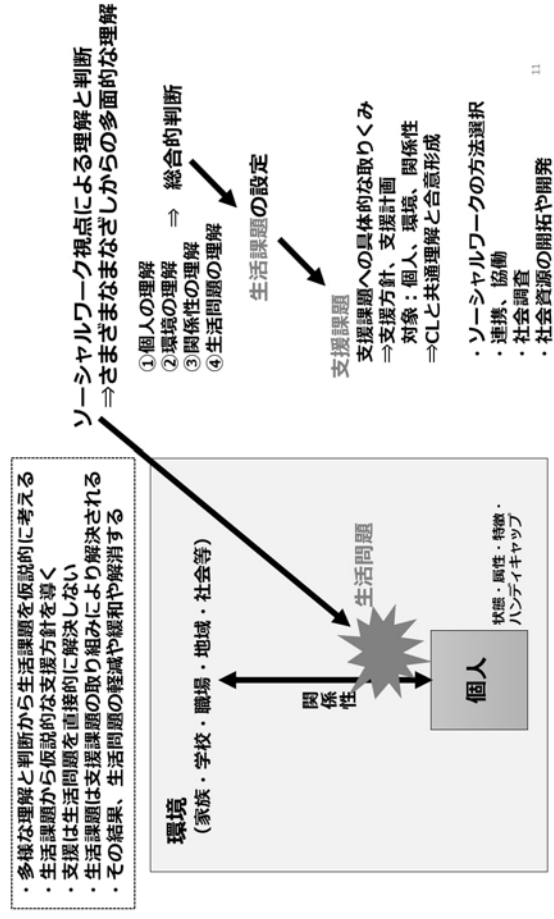
援助職に求められていること

～個人的特徴と共通する基盤を十分に機能させる援助・支援～

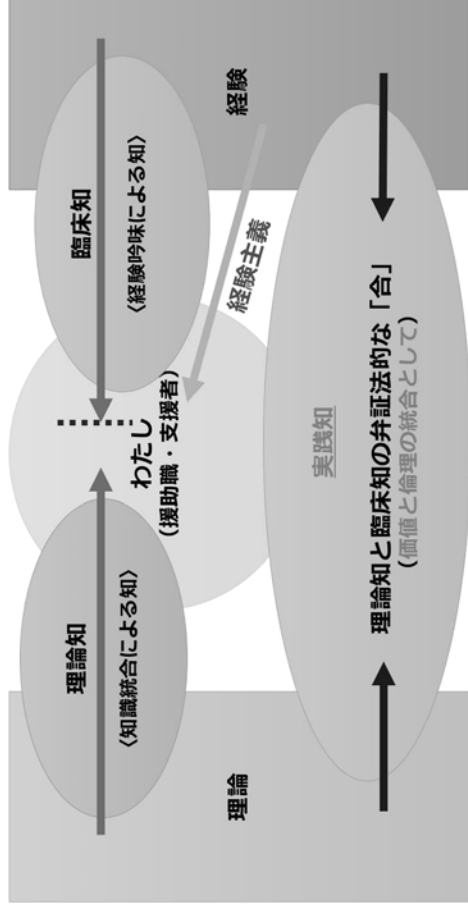
日々の援助は、理解と判断と支援に際して、私たちに「専門性」を求めている。また、そのことの前提に「人間性・人間力（生き方の魅力性）」が裏打ちされて相互関係性が存在しないと”血の通ったかわり”にならない。



生活問題の理解・判断から生活課題を導き、
そして、支援課題を明らかにして取り組む
～常に仮説的な理解・判断にもとづいた支援～



専門性は、経験だけに頼らない、理論だけに頼らない
～実践知を、自分に、集団に、地域にどう作るのか～



Ⅲ 援助・支援が効果的ではないときの対応

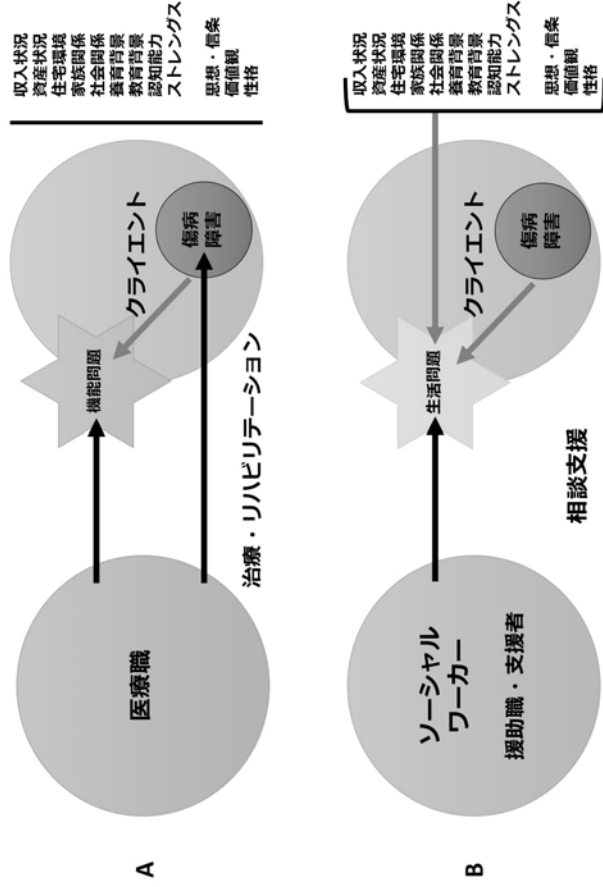
～価値と倫理に立った援助・支援へ～

援助・支援が効果的でないときの理由と対応（例示）

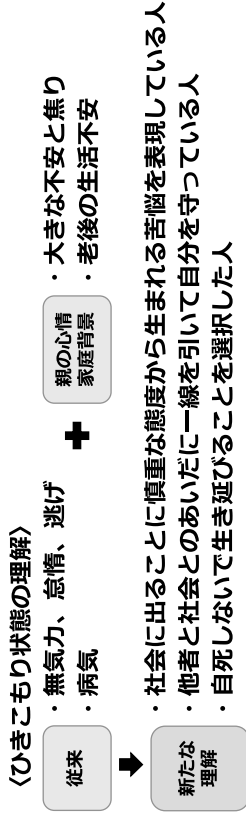
1. 信頼関係が築かれていない
→ 関係性の構築の不十分さ
2. 情報が不足している
→ アセスメント視点の点検と把握された情報の偏在の自己覚知
3. 情報（事実）の解釈・理解の画一化と不十分さ
→ リフレイミングとストレングス視点の活用
※ 社会構成主義の考え方：事実はさまざまな解釈が可能である
◇ リフレイミングによる解釈・理解の変更
◇ ストレングス視点による新たな事実の発見
→ dominant story（支配的な物語）を alternative story（もうひとつの物語）へ
4. デイコースによるパッケージ化されたルーティン支援
→ 「問題」ではなく「ひと」に着目する
→ 個人・関係性・集団への視点
※ 「障害者」「母子世帯」「不登校」というデイコース（言説）と捉えたと一面的で固定的な捉え方となってしまう。「ひと」が○○○と言う特徴を手にしていること
△△△という困難に直面していると捉える。
家族支援は、各家族構成員である個人・家族間における関係性（ダイナミクス）・集団（家族）といった要素に着目する。

13

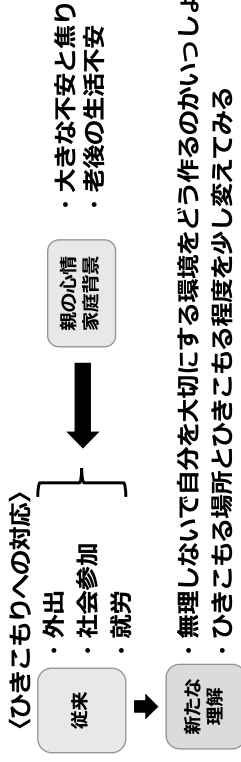
クライエントは「傷病・障害」だけに困っているのではない ～生活問題の背景・誘因としての「傷病・障害」という理解～



援助・支援が効果的でないときは、他の「理解」を考えてみる ～価値と倫理から捉え直してみる～

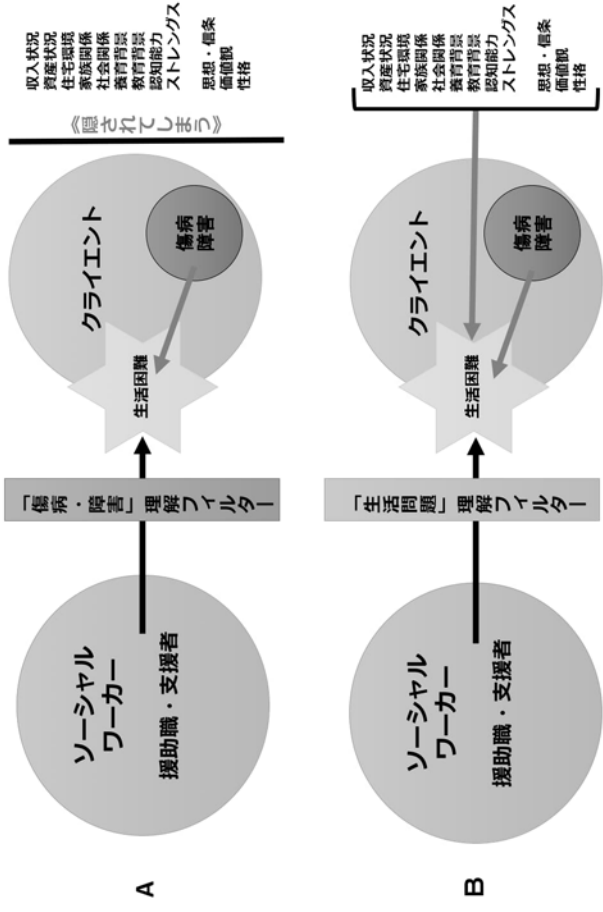


このようにひきこもり状態の理解を変えることができたら…



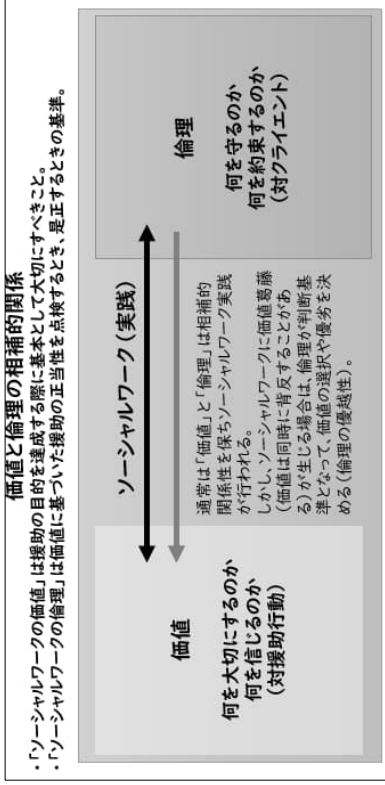
14

「傷病・障害」理解フィルターは生活を規定する諸条件を隠してしまう ～「生活問題」理解フィルターによる多面的理解の可能性～



ソーシャルワーク実践における価値と倫理の関係

価値とは「何を大切にするのか」「何を信じるのか」ですが、その「価値」が正しいかどうかは、倫理に基づいて判断されます。倫理とは、人に対して関わる際の原理原則であり、不変的なものです。支援者は、支援にあたってその実践を、価値や倫理に基づき支援者同士で相互に確認することで、支援の正当性を担保することができます。



出所：『ハンドブック』17頁

Message

～わたしたちが日常でできること・大切にしたいこと～

『ハンドブック』におけるひきこもり支援で大切にしていることを個人的見解としてお話をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

わたしたちのひきこもり支援および他の支援を振り返ってみると、往々にして「その人の問題」という捉え方と、「その問題の克服・解決」という方法と、その人との家族が第一義的に取り組むという考え方を持っていることも多くあるのではないのでしょうか。当事者本位、当事者決定、対等な関係性、多様なゴール、その人のwell-beingの向上といった考え方で支援することは難しいことです。「状態」を指し示す「ひきこもり」だからこそ、新たな考え方や支援のあり方を模索して実践することが大切だと考えます。

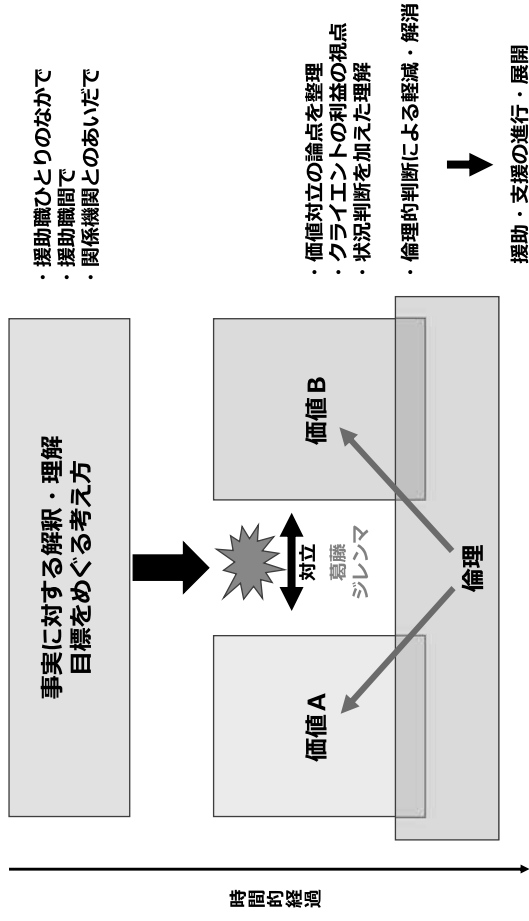
『ハンドブック』を活用して日常の支援に取り組んでいただき、そこで得られた知見を新たに加えて、いっそう充実した内容にブラッシュアップさせていただきたいと思っています。

基調講演のあとは検討委員会委員による座談会です。各委員のお立場や専門性に立った思いや考えをお届けしたいと思えます。



長谷川俊雄 (hato.sw.lab@gmail.com) 19

倫理的葛藤(ジレンマ)を紐解く



18

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、ヒアリング調査にご協力くださいました皆様、意見照会にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご指導賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、ハンドブックの作成、試行研修の実施、報告書の作成に至るまで、ご助言・ご指導をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和 6 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業として、厚生労働省社会・援護局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和 6 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業として、厚生労働省社会・援護局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

ひきこもり支援にかかる
支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業
報告書

令和7（2025）年3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.